

# 総務文教委員会

令和6年1月24日（水）

10時00分～ 時 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

（総務部） 坂田総務部長、琴野防災安全課危機管理監

（地域政策部） 田中地域政策部長、末岡地域活動支援課長

（教育委員会） 岡田教育長、草刈教育部長、猪木迫教育部幼児教育担当部長、  
松山教育総務課幼児教育担当課長、山本文化スポーツ課長

【事務局】 松井書記

---

【議 題】

1 執行部報告事項

- |                                                                |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 令和6年能登半島地震に伴う津波注意報への対応状況について                               | 【防災安全課】   |
| (2) 浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果について                                  | 【地域活動支援課】 |
| (3) 浜田市地域公共交通計画（案）について                                         | 【地域活動支援課】 |
| (4) 原井幼稚園跡地の売却方法について                                           | 【教育総務課】   |
| (5) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託報告書及び<br>浜田市の方針（案）について | 【文化スポーツ課】 |
| (6) その他<br>（配布物）<br>・令和5年度卒業（園）式及び令和6年度入学（園）式日程                | 【学校教育課】   |

2 その他

3 取組課題について（委員間で協議）

## 令和 6 年能登半島地震に伴う津波注意報への対応状況について

### 1 被害状況 報告なし（1 月 16 日 12 時 00 分現在）

### 2 気象庁発表の地震、津波情報と浜田市の対応状況

#### (1) 地震と津波に関する情報

|            |           |                                                    |
|------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 1 月 1 日（月） | 16 時 10 分 | 地震発生                                               |
|            | 16 時 12 分 | 津波注意報（島根県出雲・石見） 発表<br>津波到達予想時刻 17 時 50 分 高さ 0.2～1m |
|            | 16 時 13 分 | 浜田への津波到達予想時刻 18 時 20 分                             |
|            | 18 時 30 分 | 津波第 1 波の到達確認                                       |
|            | 18 時 37 分 | 津波最大波（0.1m）                                        |
|            | 21 時 46 分 | 津波最大波（0.3m）更新                                      |
| 1 月 2 日（火） | 10 時 00 分 | 津波注意報（島根県出雲・石見） 解除                                 |

#### (2) 災害警戒本部の設置等

|            |           |                                            |
|------------|-----------|--------------------------------------------|
| 1 月 1 日（月） | 16 時 13 分 | 津波注意報を市民に周知（Jアラート自動起動）<br>（防災行政無線、メール、SNS） |
|            | 16 時 30 分 | 準備体制配置（防災安全課登庁）                            |
|            | 17 時 23 分 | 災害警戒本部設置、災害警戒本部会議（第 1 回）<br>自主避難所の開設を決定    |
|            | 17 時 33 分 | 自主避難所開設を市民に周知（メール、SNS）                     |
|            | 19 時 00 分 | 津波の到達及び注意喚起を市民に周知<br>（防災行政無線、メール、SNS）      |
|            | 19 時 09 分 | 災害警戒本部会議（第 2 回）<br>自主避難所の継続を決定             |
| 1 月 2 日（火） | 08 時 30 分 | 全ての避難者の退所を確認                               |
|            | 10 時 10 分 | 自主避難所を閉鎖、災害警戒本部廃止                          |
|            | 10 時 30 分 | 津波注意報の解除等を市民に周知<br>（防災行政無線、メール、SNS）        |

職員約 110 人により災害警戒本部運営、避難所設営、輸送、警戒等を実施

### 3 自主避難所の開設、避難者の状況

| 地域 | 避難所名称        | 開設時刻  | 閉鎖時刻      | 最大避難者数       |
|----|--------------|-------|-----------|--------------|
| 浜田 | 原井小学校        | 18:00 | 2 日 10:10 | 2 人（車内）      |
|    | 第一中学校        | 18:00 | 2 日 10:10 | 1 人          |
|    | 第三中学校        | 17:05 | 2 日 10:10 | 51 人（21 世帯）  |
|    | 浜田東中学校       | 17:41 | 2 日 10:10 | 0 人          |
|    | 津摩児童館（自主開設）  | 17:52 | 1 日 19:00 | 50 人 自主防災組織  |
|    | 浜田合同庁舎（自主開設） | 17:30 | 2 日 08:15 | 40 人 高齢者福祉施設 |
| 三隅 | 三隅中央会館       | 17:30 | 1 日 21:00 | 0 人          |
|    | 岡見まちづくりセンター  | 17:30 | 1 日 21:00 | 0 人          |
|    | 三隅支所         | 21:00 | 2 日 10:10 | 0 人          |

#### 4 県内の対応状況

| 自治体名  | 対応状況                    | 最大避難者数（世帯数）             |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 島根県   | 警戒本部                    |                         |
| 松江市   | 準備体制                    |                         |
| 浜田市   | 警戒本部、自主避難所開設<br>（延べ7か所） | 54人（23世帯）<br>（自主開設分を除く） |
| 出雲市   | 準備体制                    |                         |
| 大田市   | 警戒本部、自主避難所開設（1か所）       | 10人（3世帯）                |
| 江津市   | 準備体制                    |                         |
| 益田市   | 準備体制                    |                         |
| 海士町   | 準備体制                    |                         |
| 西ノ島町  | 準備体制                    |                         |
| 知夫村   | 準備体制、自主避難所開設（3か所）       | 3人（3世帯）                 |
| 隠岐の島町 | 警戒本部                    |                         |

#### 5 能登半島地震被災地での課題等に対する浜田市の対応状況

##### (1) 暖房器具の必要性

- ア 浜田市各地域のまちづくりセンターに対流型ストーブ35台配置済
- イ レンタル事業者との新たな協定締結を検討中

##### (2) 暖房用燃料（灯油）の確保

- ア 燃料取扱業者との協定は締結済
- イ 浜田市防災備蓄倉庫に新たに180Lを確保済

##### (3) 2次避難所等としての宿泊施設の確保

- ア 現在1社と協定締結済
- イ 浜田市内の複数の宿泊事業者と協定締結予定

##### (4) 被災者による自主開設避難所の把握

- ア 自主防災組織等との連携
- イ 警察、消防との連携
- ウ 災害対策本部各班からの情報収集 など

##### (5) その他

避難所以外で高台に所在する施設との情報収集網の確保を検討する。

## 浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果について

### 1 中間検証の目的

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を事業期間(第 3 期)として実施する「浜田市まちづくり総合交付金制度」について、住民主体による協働のまちづくりをより一層推進する交付金制度となるよう、制度内容の検証及び検討を行うもの

### 2 検証体制

(1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下、「検証・検討委員会」という。）を設置し、中間検証を行った。

| 団体                        | 職名  | 氏名     | 備考   |
|---------------------------|-----|--------|------|
| 公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス       | 准教授 | 佐々木 真佑 | 委員長  |
| 島根県西部県民センター石見地域振興部石見地域振興課 | 課長  | 竹本 亮   | 副委員長 |
| 浜田市まちづくりセンター合同連絡会         | 委員  | 岡本 薫   |      |
| 浜田地域協議会                   | 委員  | 細川 良一  |      |
| 金城地域協議会                   | 委員  | 西田 修   |      |
| 旭地域協議会                    | 委員  | 新森 増美  |      |
| 弥栄地域協議会                   | 副会長 | 久谷 義美  |      |
| 三隅地域協議会                   | 委員  | 齋藤 正美  |      |

(2) 事務局 浜田市地域活動支援課

### 3 検証・検討方法

前回の改正点や現制度の算定項目及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討した。

### 4 検討経過

| 時期                         | 会議・アンケート                 | 内容                                                           |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年<br>7 月 28 日         | 第 1 回会議                  | (1) 正副委員長の選任について<br>(2) まちづくり総合交付金について<br>(3) 意見交換           |
| 9 月 29 日<br>～<br>10 月 13 日 | アンケート調査実施                | 対象：地区まちづくり推進委員会(38 団体)<br>単独自治会(75 団体)                       |
| 10 月 17 日                  | 第 2 回会議                  | (1) 算定方法について<br>ア 算定項目の評価・検証<br>イ 新たな算定項目の検討<br>(2) 支出項目について |
| 11 月 1 日                   | 第 3 回会議                  | 中間検証結果報告書(素案)について                                            |
| 11 月 29 日                  | 第 4 回会議                  | 中間検証結果報告書(案)について                                             |
| 令和 6 年<br>1 月 10 日         | 中間検証結果報告書を検証・検討委員会から市に提出 |                                                              |

## 5 評価・検証結果

検証・検討委員会からは、まちづくり総合交付金は地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されているため、長期的に制度を継続すべきとの意見等があった。

主な内容については、次のとおりである。

|     | 検討内容                                                                                                                                                                                                                                               | 検討結果                                                                                                                                                                                   |                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| (1) | <b>算定項目の評価・検証について</b><br>「高齢化加算」及び「年少人口加算」(令和3年度から追加)                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化加算及び年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当</li> <li>・新型コロナの影響で活動が十分できなかったこと等を考慮し、引き続き、効果に関する検証を行うことが必要</li> </ul>                        |                                                        |
| (2) | <b>新たな算定項目の検討について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算を設けることの効果と影響</li> <li>・地域の特性や活動に応じた算定方法のあり方</li> </ul>                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定項目(方法)については、それぞれの地域の実情を考慮すると現状維持が適当</li> <li>・積極的に活動を行う団体については、課題解決特別事業を活用し、必要な財源を確保すること。</li> <li>・事業の目的に応じて、既存の補助制度を有効的に活用すること。</li> </ul> |                                                        |
| (3) | <b>支出項目について</b><br><br>①対象経費の上限額の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入費</li> <li>・工事請負費</li> <li>・食糧費</li> </ul>                                                                                                                         | 備品購入費                                                                                                                                                                                  | 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当                           |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                    | 工事請負費                                                                                                                                                                                  | 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当                           |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                    | 食糧費                                                                                                                                                                                    | 対象経費の上限額は、受益者負担の観点から現状維持が適当                            |
|     | ②交付金の対象経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員報酬</li> <li>・商品券、図書カード等</li> <li>・防犯灯電気代</li> <li>・委託費(シルバー人材センター等への委託)</li> </ul>                                                                                                             | 役員報酬                                                                                                                                                                                   | 役員としての活動に対する報酬は必要であるため、引き続き対象経費とすることが適当                |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                    | 商品券、図書カード等                                                                                                                                                                             | 現状、まちづくり活動の一環として目的を持って活用しているため、引き続き対象経費とすることが適当        |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                    | 防犯灯の電気代                                                                                                                                                                                | 防犯灯の維持管理は、公共性が高く、保守管理を団体が自主的に行っているため、引き続き、対象経費とすることが適当 |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                    | 委託費                                                                                                                                                                                    | 担い手不足や高齢化に対応するためにも、引き続き対象経費とすることが適当                    |
|     | (4) <b>制度全般について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり総合交付金制度について<br/>今後も地域の課題解決や特色を活かし、住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続すべきである。</li> <li>・交付金制度の検証について<br/>新型コロナの影響により、地域において思うような活動が実施することができなかった期間もあり、引き続き評価・検証を行っていく必要がある。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                        |                                                        |

浜田市まちづくり総合交付金制度  
中間検証結果報告書  
(令和 5 年度)

令和 5 年 12 月

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会

## 目次

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 中間検証の目的                    | 2  |
| 2   | 検証体制                       | 2  |
| 3   | 検証・検討方法                    | 2  |
| 4   | 評価・検証結果                    |    |
| (1) | 算定項目の評価・検証について             | 3  |
| (2) | 新たな算定項目の検討について             | 5  |
| (3) | 支出項目について                   | 7  |
| (4) | 制度全般について                   | 11 |
| 5   | 検討経過                       | 12 |
| 6   | 参考資料                       |    |
| (1) | 浜田市まちづくり総合交付金交付要綱          | 13 |
| (2) | 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱 | 22 |

### 別冊

- ・まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果  
(地区まちづくり推進委員会・単独自治会)

## 1 中間検証の目的

令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間(第3期)として実施する「浜田市まちづくり総合交付金制度」について、住民主体による協働のまちづくりをより一層推進する交付金制度となるよう、制度内容の検証及び検討を行うもの

## 2 検証体制

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会(以下「検証・検討委員会」という。)を設置し、中間検証を行った。(設置要綱は22頁に掲載)

| 団体                            | 職名  | 氏名     | 備考   |
|-------------------------------|-----|--------|------|
| 公立大学法人島根県立大学<br>浜田キャンパス       | 准教授 | 佐々木 真佑 | 委員長  |
| 島根県西部県民センター<br>石見地域振興部石央地域振興課 | 課長  | 竹本 亮   | 副委員長 |
| 浜田地域協議会                       | 委員  | 細川 良一  |      |
| 金城地域協議会                       | 委員  | 西田 修   |      |
| 旭地域協議会                        | 委員  | 新森 増美  |      |
| 弥栄地域協議会                       | 副会長 | 久谷 義美  |      |
| 三隅地域協議会                       | 委員  | 齋藤 正美  |      |
| 浜田市まちづくりセンター合同連絡会             | 委員  | 岡本 薫   |      |

- (2) 事務局 浜田市地域政策部地域活動支援課

## 3 検証・検討方法

前回の改正点や現制度の算定項目及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討した。

### 【前回の主な改正点】

- ・活動費に「高齢化加算」及び「年少人口加算」を追加
- ・課題解決特別事業の拡充

### 【アンケート調査】

- ・対象：地区まちづくり推進委員会（38団体）、単独自治会（75団体）
- ・調査時期：令和5年9月29日～10月13日
- ・アンケート調査の概要及び結果については、別冊「まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果報告書」参照



## 4 評価・検証結果

### (1) 算定項目の評価・検証について

|                                |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
|--------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------|------------------------------------|--|
| 検討内容                           |          | 「高齢化加算」及び「年少人口加算」（令和3年度から追加）                              |                                   |          |                                    |  |
| 前回改正の概要                        |          | 地域の実情に応じた算定を行うため、新たに次の算定項目を追加                             |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | 項目                                                        | 高齢化加算                             |          | 年少人口加算                             |  |
|                                |          | 対象                                                        | 高齢化率(65歳以上人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会 |          | 年少人口率(14歳以下人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会 |  |
|                                |          | 加算額                                                       | 活動基礎額×市平均を超えた割合                   |          | 活動基礎額×10%                          |  |
| アンケート結果                        | 高齢化加算    | <u>問4 高齢化加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u> (n=22) |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | 変化があった                                                    | 変化がなかった                           | わからない    | 未回答                                |  |
|                                |          | 6団体(27%)                                                  | 11団体(50%)                         | 4団体(18%) | 1団体(5%)                            |  |
|                                |          | <u>問5 どのような変化があったか</u> (n=6)                              |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | ・新たな事業を実施した 1団体(16%)                                      |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | ・従来の事業を拡充した 4団体(67%)                                      |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | ・その他(将来性の計画指針の策定において有益) 1団体(16%)                          |                                   |          |                                    |  |
|                                |          | <u>問6 今後も高齢化加算が必要だと思うか</u> (n=34)                         |                                   |          |                                    |  |
| 必要だと思う                         | 必要だと思わない | わからない                                                     | 未回答                               |          |                                    |  |
| 22団体(64%)                      | 5団体(15%) | 5団体(15%)                                                  | 2団体(6%)                           |          |                                    |  |
| <u>問7 必要だと思う理由</u> (n=22)      |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・高齢者に関する事業を実施するため 7団体(32%)     |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・高齢化に対応する事業を実施するため 12団体(55%)   |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・その他(交付金が増えるから) 1団体(4%)        |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・未回答 2団体(9%)                   |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| <u>問8 必要だと思わない理由</u> (n=5)     |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・高齢化加算が無くても事業が実施できるため 3団体(60%) |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |
| ・高齢化に対応する事業を実施しないため 2団体(40%)   |          |                                                           |                                   |          |                                    |  |

|         |          |        |                                                                                                                                                                                              |  |            |  |
|---------|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------|--|
| アンケート結果 |          | 年少人口加算 | <u>問 9 年少人口加算の新設(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u> (n=8)                                                                                                                                   |  |            |  |
|         |          |        | 変化があった                                                                                                                                                                                       |  | 変化がなかった    |  |
|         |          |        | 4 団体(50%)                                                                                                                                                                                    |  | 3 団体(37%)  |  |
|         |          |        | わからない                                                                                                                                                                                        |  | 1 団体(13%)  |  |
|         |          |        | <u>問 10 どのような変化があったか</u> (n=4)                                                                                                                                                               |  |            |  |
|         |          |        | ・新たな事業を実施した 2 団体(50%)<br>・従来の事業を拡充した 2 団体(50%)                                                                                                                                               |  |            |  |
|         |          |        | <u>問 11 今後も年少人口加算が必要だと思うか</u> (n=34)                                                                                                                                                         |  |            |  |
|         |          |        | 必要だと思う                                                                                                                                                                                       |  | 必要だと思わない   |  |
|         |          |        | 13 団体(38%)                                                                                                                                                                                   |  | 3 団体(9%)   |  |
|         |          |        | わからない                                                                                                                                                                                        |  | 4 団体(12%)  |  |
|         |          |        | 未回答                                                                                                                                                                                          |  | 13 団体(38%) |  |
|         |          |        | ・その他(以前から活動に変化はないため必要性を感じない) 1 団体                                                                                                                                                            |  |            |  |
|         |          |        | <u>問 12 必要だと思う理由</u> (n=13)                                                                                                                                                                  |  |            |  |
|         |          |        | ・子どもに関する事業を実施する必要があるため 11 団体(32%)<br>・その他(子どもとともに子育てをしている親の支援に必要) 2 団体(15%)                                                                                                                  |  |            |  |
|         |          |        | <u>問 13 必要だと思わない理由</u> (n=3)                                                                                                                                                                 |  |            |  |
|         |          |        | ・年少人口加算に該当しないため 2 団体(67%)<br>・その他(そもそも活動しようと動く人材がいない) 1 団体(33%)                                                                                                                              |  |            |  |
| 主な意見    | 検証・検討委員会 |        | ・高齢化加算及び年少人口加算は、その用途を限定していないため、加算によってどのように活動が変化したかが分からない。<br>・加算による活動への影響については、新型コロナの 5 類移行後の各団体の活動実績を、引き続き多く収集することが検証につながると考える。                                                             |  |            |  |
| 評価・検証   |          |        | ・高齢化加算及び年少人口加算により、各団体においては交付額が約 3～30 万円増加しており、新たな事業や既存事業の拡充ができた団体があったことから、一定程度、効果があったものと推測される。<br>・高齢化への対応や高齢者に関する事業、子どもに関する事業を実施するための財源として今後も必要であるという意見があることから、高齢化加算及び年少人口加算は継続する必要があると考える。 |  |            |  |
| 検討結果    |          |        | ・高齢化加算及び年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当である。<br>・新型コロナの影響で活動が十分できなかったこと等を考慮し、引き続き、効果に関する検証を行うことが必要である。                                                                              |  |            |  |

## (2) 新たな算定項目の検討について

|             |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |           |             |             |
|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 検討内容        |             | <ul style="list-style-type: none"><li>・加算を設けることの効果と影響</li><li>・地域の特性や活動に応じた算定方法のあり方</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |           |             |             |
| アンケート結果     |             | <p><b>問 14 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があるか(n = 34)</b></p> <table><tr><td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr><tr><td>20 団体 (59%)</td><td>14 団体 (41%)</td></tr></table> <p><b>問 15 増額する必要がある項目 ※上位 3 つ</b><br/>①活動基礎額 ②高齢化加算 ③新たな算定項目(事業実施加算、活動数(内容)、寒冷地補助、人口割)</p> <p><b>問 16 増額を行うための財源として減額する項目 ※上位 3 つ</b><br/>①面積割 ②世帯数割 ③均等割、年少人口加算 ※③は同数</p>                                                              | 変更する必要がある | 変更する必要はない | 20 団体 (59%) | 14 団体 (41%) |
| 変更する必要がある   | 変更する必要はない   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |           |             |             |
| 20 団体 (59%) | 14 団体 (41%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |           |             |             |
| 主な意見        | アンケート       | <ul style="list-style-type: none"><li>・団体の活動数や活動内容に応じて財政的支援を行ってほしい。</li><li>・年々、増加するであろう高齢者、独居者等への対応のため、地域で有償ボランティア団体の設立など新たな事業に取り組む際の支援が必要である。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |           |           |             |             |
|             | 検証・検討委員会    | <ul style="list-style-type: none"><li>・算定方法を変更するのであれば、算定項目を新設するよりは、既存の算定項目の割合を調整した方が複雑にならず制度としても分かりやすいと考える。</li><li>・算定項目の割合を変更することで、更に減額となる地域も出てくる可能性もあるため、その変更については、引き続き慎重に議論すべきものとする。</li><li>・目的が明確なものについては補助金を活用し、補助制度がないものについては課題解決特別事業等を活用するなどの使い分けが必要と考える。</li><li>・交付金の使途については、地域の考えどおりに活用できる方が地域として使いやすいと考える。</li><li>・交付金において目的や使途を限定した加算を行うことは、制度の趣旨にそぐわないため、特定の施策や事業を推進する場合は、他の補助制度を活用するなどして地域ごとに取組を進める必要があると考える。</li></ul> |           |           |             |             |

|                    |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>検討結果</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定項目（方法）については、それぞれの地域の実情を考慮すると現状維持が適当である。</li> <li>・積極的に活動を行う団体については、課題解決特別事業を活用し、必要な財源を確保すること。</li> <li>・事業の目的に応じて、既存の補助制度を有効的に活用すること。</li> </ul> |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 支出項目について

|      |                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検討内容 | <p>①対象経費の上限額の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入費 ・工事請負費 ・食糧費</li> </ul> <p>②支出項目を対象経費とすることの是非</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員報酬 ・商品券、図書カード等 ・防犯灯電気代</li> <li>・委託費(シルバー人材センター等への委託)</li> </ul> |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ①対象経費の上限額の設定

|         |            |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|---------|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----|----------|----------|-------|------------|------------|-----------|------------|-------|------------|------------|------------|------------|-----|------------|------------|------------|------------|
| アンケート結果 |            |            | 問 17、18、19 上限額を見直す必要があるか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            |            | ・ 上段：地区まちづくり推進委員会（n＝34）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            |            | ・ 下段：単独自治会（n＝66）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            |            | <table><tr><td>項目</td><td>見直す必要がある</td><td>見直す必要はない</td></tr><tr><td rowspan="2">備品購入費</td><td>13 団体(38%)</td><td>19 団体(56%)</td></tr><tr><td>6 団体( 9%)</td><td>53 団体(80%)</td></tr><tr><td rowspan="2">工事請負費</td><td>13 団体(38%)</td><td>20 団体(59%)</td></tr><tr><td>10 団体(15%)</td><td>47 団体(71%)</td></tr><tr><td rowspan="2">食糧費</td><td>16 団体(47%)</td><td>16 団体(47%)</td></tr><tr><td>20 団体(30%)</td><td>41 団体(62%)</td></tr></table> |          |          | 項目 | 見直す必要がある | 見直す必要はない | 備品購入費 | 13 団体(38%) | 19 団体(56%) | 6 団体( 9%) | 53 団体(80%) | 工事請負費 | 13 団体(38%) | 20 団体(59%) | 10 団体(15%) | 47 団体(71%) | 食糧費 | 16 団体(47%) | 16 団体(47%) | 20 団体(30%) | 41 団体(62%) |
|         |            |            | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 見直す必要がある | 見直す必要はない |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
| 備品購入費   | 13 団体(38%) | 19 団体(56%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         | 6 団体( 9%)  | 53 団体(80%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
| 工事請負費   | 13 団体(38%) | 20 団体(59%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         | 10 団体(15%) | 47 団体(71%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
| 食糧費     | 16 団体(47%) | 16 団体(47%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         | 20 団体(30%) | 41 団体(62%) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
| 主な意見    | アンケート      | 備品購入費      | <u>「見直す必要がある」と回答した理由</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            |            | ・ 税別の対応をしてほしい。<br>・ 物価高騰の影響を考慮してほしい。<br>・ 事前に市に相談、承認されたものであれば使えるようにしてもらいたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            | 工事請負費      | <u>「見直す必要がない」と回答した理由</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |
|         |            |            | ・ 交付金の対象額として妥当な金額だと思う。<br>・ 場合によっては、他の補助金で賄うことができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |          |    |          |          |       |            |            |           |            |       |            |            |            |            |     |            |            |            |            |

|       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な意見  |          | 食糧費 | <p>「見直す必要がある」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 税別の対応をしてほしい。</li><li>・ 物価高騰の影響を考慮してほしい。</li><li>・ 参加者 1 人当たり 1,500 円くらいに見直してほしい。</li></ul> <p>「見直す必要がない」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多いに越したことはないが、この金額なら妥当だと思う。</li><li>・ 個人に資する部分において、概ね妥当だと思う。</li><li>・ 物価高騰もあるが、現状では問題があるとは思っていない。</li><li>・ 不足分は自主財源から出せばよい。</li></ul>                                                                      |
|       | 検証・検討委員会 |     | <p>[備品購入費]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 備品の購入に関しては、交付金以外の既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)が活用できると考える。</li></ul> <p>[工事請負費]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模な工事や修繕等を実施する際は、既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)の活用を検討し、制度としては、現状のままでよいと考える。</li></ul> <p>[食糧費]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状以上に食糧費への支出が多くなることは、交付金の活用方法として団体内で住民の理解を得ることは難しいと考える。</li><li>・ 交付金の原資が公費であることから、交付金の基準としては、現行の 1,000 円でよいと考える。</li></ul> |
| 評価・検証 |          |     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付金の使途及び充当金額は、各団体で十分に話し合い、主体的に決定することが交付金制度本来の趣旨であると考ええる。</li><li>・ 公金である以上、一定の上限額は必要と考える。</li><li>・ 活動を行うに当たっては、交付金だけではなく、既存の補助制度(市以外の補助制度も含む。)も併せて活用し、財源の確保に努める必要があると考える。</li></ul>                                                                                                                                                                                                             |
| 検討結果  | 備品購入費    |     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当である。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 工事請負費    |     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象経費の上限額は、現行の額が妥当であり、現状維持が適当である。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 食糧費      |     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象経費の上限額は、受益者負担の観点から現状維持が適当である。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

②支出項目を対象経費とすることの是非

| アンケート結果    |                          |                        | <p><b>問 20、21、22、23 対象経費とすることについてどのように思うか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 34)</li> <li>・ 下段：単独自治会 (n = 66)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>引き続き対象とした方がよい</th><th>上限を設けた方がよい</th><th>対象としない方がよい</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員報酬</td><td>27 団体(79%)<br/>49 団体(74%)</td><td>5 団体(79%)<br/>7 団体(11%)</td><td>2 団体(6%)<br/>6 団体(9%)</td></tr> <tr> <td>商品券、図書カード等</td><td>24 団体(70%)<br/>49 団体(74%)</td><td>5 団体(15%)<br/>6 団体(9%)</td><td>5 団体(15%)<br/>8 団体(12%)</td></tr> <tr> <td>防犯灯の電気代</td><td>30 団体(88%)<br/>58 団体(88%)</td><td>1 団体(3%)<br/>2 団体(3%)</td><td>3 団体(9%)<br/>4 団体(6%)</td></tr> <tr> <td>委託費</td><td>24 団体(71%)<br/>52 団体(79%)</td><td>7 団体(20%)<br/>8 団体(12%)</td><td>2 団体(6%)<br/>2 団体(3%)</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | 引き続き対象とした方がよい | 上限を設けた方がよい | 対象としない方がよい | 役員報酬 | 27 団体(79%)<br>49 団体(74%) | 5 団体(79%)<br>7 団体(11%) | 2 団体(6%)<br>6 団体(9%) | 商品券、図書カード等 | 24 団体(70%)<br>49 団体(74%) | 5 団体(15%)<br>6 団体(9%) | 5 団体(15%)<br>8 団体(12%) | 防犯灯の電気代 | 30 団体(88%)<br>58 団体(88%) | 1 団体(3%)<br>2 団体(3%) | 3 団体(9%)<br>4 団体(6%) | 委託費 | 24 団体(71%)<br>52 団体(79%) | 7 団体(20%)<br>8 団体(12%) | 2 団体(6%)<br>2 団体(3%) |
|------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------|------------|------------|------|--------------------------|------------------------|----------------------|------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|---------|--------------------------|----------------------|----------------------|-----|--------------------------|------------------------|----------------------|
| 項目         | 引き続き対象とした方がよい            | 上限を設けた方がよい             | 対象としない方がよい                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
| 役員報酬       | 27 団体(79%)<br>49 団体(74%) | 5 団体(79%)<br>7 団体(11%) | 2 団体(6%)<br>6 団体(9%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
| 商品券、図書カード等 | 24 団体(70%)<br>49 団体(74%) | 5 団体(15%)<br>6 団体(9%)  | 5 団体(15%)<br>8 団体(12%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
| 防犯灯の電気代    | 30 団体(88%)<br>58 団体(88%) | 1 団体(3%)<br>2 団体(3%)   | 3 団体(9%)<br>4 団体(6%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
| 委託費        | 24 団体(71%)<br>52 団体(79%) | 7 団体(20%)<br>8 団体(12%) | 2 団体(6%)<br>2 団体(3%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
| 主な意見       | アンケート                    | 役員報酬                   | <p><u>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の為に活動を行っているので、交付金からの支出でよいのではないかと。</li> <li>・ 報酬の金額は各団体で決めればよいが、交付金から全く出せないとなると厳しい。</li> </ul> <p><u>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確かに役員報酬は必要ではあるが、もっと活動費用に使用するべきと思う。</li> <li>・ 社会通念上の範囲内に収まる額であれば認めてもよいと思うが、それなりの活動が伴うことが要件となる。</li> </ul> <p><u>「対象としない方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会費から支給すればよい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |
|            | アンケート                    | 商品券・図書カード等             | <p><u>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給目的と支給先が明確で、且つ常識的な金額においては、対象として欲しい。</li> <li>・ 作業やイベントをしてその対価としての対象であるならばよいと思う。</li> </ul> <p><u>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧費と同様な扱い(上限額の設定)が適切と考える。</li> </ul> <p><u>「対象としない方がよい」と回答した理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金券の配布は好ましくない。</li> <li>・ (商品券を)何に使用しているのか不明瞭である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |               |            |            |      |                          |                        |                      |            |                          |                       |                        |         |                          |                      |                      |     |                          |                        |                      |

|       |            |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な意見  |            | 防犯灯の電気代 | <p>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯は安全安心なまちづくりに必要不可欠なものである。</li> <li>・みんなが使用していることに交付金を立てることはよいと思う。</li> </ul> <p>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の〇割とした方がよい。</li> </ul> <p>「対象としない方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会か自治会費で支払うべきである。</li> </ul>                                |
|       |            | 委託費     | <p>「引き続き対象とした方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の高齢化で草刈りや特殊作業が難しくなるため、業者への委託は必要になる。</li> </ul> <p>「上限を設けた方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限を設けて、不足額は町内で負担したらよいと思う。</li> <li>・委託過多にならない為にも上限を設定し抑制したらどうか。</li> </ul> <p>「対象としない方がよい」と回答した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民で自分たちの地域を守っていく意識が薄れると思う。</li> </ul> |
|       | 検証・検討委員会   |         | <p>[役員報酬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬は、賃金や手当的な意味合いで支出している部分もあると考える。</li> </ul> <p>[全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の使途や金額については、地域で協議して決めていることから、対象経費の取扱いはこれまでどおりで差し支えないと考える。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 評価・検証 |            |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金は、活動の活性化や地域の課題解決につながるよう地域で十分に議論して活用されることが望ましいと考える。</li> <li>・交付金の決算書のみをもって、団体の活動状況を量るのではなく、総会資料等で団体の活動全体を把握し、総合的に交付金の効果や影響を評価することが重要と考える。</li> <li>・各団体は、地域住民及び市に対して町内会費等の自主財源と併せて交付金の活用について、分かりやすく報告(共有)するよう、引き続き努める必要があると考える。</li> </ul>                                                                                             |
| 検討結果  | 役員報酬       |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員としての活動に対する報酬は必要であるため、引き続き対象経費とすることが適当である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 商品券、図書カード等 |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動の一環として目的を持って活用しているため、引き続き対象経費とすることが適当である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|       | 防犯灯の電気代    |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の維持管理は公共性が高く、保守管理を団体が自主的に行っているため、引き続き対象経費とすることが適当である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 委託費        |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手不足や高齢化に対応するため、引き続き対象経費とすることが適当である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



#### (4) 制度全般について

今回の中間検証を通して集約した意見を踏まえ、制度全般に係る事項や次期制度の検討に向けて特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

##### ア まちづくり総合交付金制度、活用のあり方について

(ア) まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されており、今後も地域の課題解決や特色を活かし、住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続すべきである。

(イ) 地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源として交付されており、地域によって異なる地域課題に対応するための事業や特色ある取組を進めていく上で、地域が自ら交付金の使途を決定し、主体性を持って活用することで、住民主体によるまちづくり活動が展開されるものである。

そのためにも、市は交付金の趣旨及び目的を地域に対して継続的に説明するとともに、交付金を活用した取組や成果が広く市民に理解され、他のまちづくり団体に活動の輪が広がるような情報提供・共有の仕組みや機会を用意する必要がある。

また、交付金の原資は税金であることから、各団体においては公金として適正に執行することはもとより、幅広く地域住民がまちづくりに参画し、その恩恵を受けられるよう、交付金の活用についてよく話し合い決定することが重要である。

##### イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

人口減少・少子高齢化が進む中、地区まちづくり推進委員会は、浜田市協働のまちづくり推進条例(令和2年浜田市条例第31号)において、地区の課題解決や活性化を図るための組織として位置付けられ、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割を担っている。

市は財政的な支援だけではなく、組織運営や事業実施のサポートなど、総合的な支援を引き続き行う必要がある。

##### ウ 交付金制度の検証について

今回は、令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間として実施する第3期事業の中間検証として評価・検証を行った。

しかしながら、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナの影響により、地域において思うような活動が実施することができなかったこともあり、引き続き交付金制度の効果や成果を注視し、評価・検証を行っていく必要がある。

## 5 検討経過

| 時期                   | 会議・アンケート    | 内容                                                           |
|----------------------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 令和5年<br>7月28日        | 第1回検証・検討委員会 | (1) 正副委員長の選任について<br>(2) まちづくり総合交付金について<br>(3) 意見交換           |
| 9月29日<br>～<br>10月13日 | アンケート調査実施   | 対象：地区まちづくり推進委員会(38団体)<br>単独自治会(75団体)                         |
| 10月17日               | 第2回検証・検討委員会 | (1) 算定方法について<br>ア 算定項目の評価・検証<br>イ 新たな算定項目の検討<br>(2) 支出項目について |
| 11月1日                | 第3回検証・検討委員会 | 中間検証結果報告書(素案)について                                            |
| 11月29日               | 第4回検証・検討委員会 | 中間検証結果報告書(案)について                                             |

## 6 参考資料

○浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成23年 3 月31日 告示第40号

### 改正

平成24年 3 月30日 告示第40号  
平成25年 3 月29日 告示第39号  
平成28年 3 月23日 告示第24号  
平成29年 3 月29日 告示第45号  
平成31年 3 月29日 告示第55号  
令和 2 年 4 月23日 告示第97号  
令和 3 年 2 月26日 告示第30号  
令和 4 年 3 月31日 告示第62号  
令和 5 年 3 月20日 告示第25号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

**第 1 条** この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

**第 3 条** 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。

- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

**第4条** 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

**第5条** 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づく次に掲げる活動(その活動に要する経費が20万円以上のものに限る。)
  - ア 地域課題を解決するために新たにに取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
  - イ 複数年度にわたって地域課題を解決するために取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動
  - ウ 複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して地域課題を解決するために取り組む活動であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの
- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

**第6条** 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

**第7条** 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定等）

**第8条** 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

（変更交付申請等）

**第9条** 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあつた額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（団体の新設等）

**第10条** 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

（繰越し等）

**第11条** 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

- (1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の

額を控除した額

- (2) 町内会等 当該繰越金相当額  
(積立て)

**第12条** 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第13条** 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
  - (4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)
  - (5) 活動状況が確認できる写真
  - (6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
  - (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。
- (総合交付金の返還)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
- (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交

付金の余剰金に係る部分

- (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分  
(その他)

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。  
(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)
- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

**附 則** (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。  
(平成28年度の総合交付金の特例)
- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

附 則（平成29年 3 月29日告示第45号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第55号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月23日告示第97号）

この告示は、令和 2 年 4 月23日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月26日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 2 月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、令和 2 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第62号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月20日告示第25号）

この告示は、令和 5 年 3 月20日から施行する。

#### 別表（第 4 条関係）

##### 総合交付金の額

| 区分 |      |                             | 総合交付金の額                                                                                                                                                          |
|----|------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 均等割  |                             | 1 町内会等につき 2 万円                                                                                                                                                   |
| 2  | 世帯数割 |                             | 総合交付金を交付する年度の<br>前年度の 2 月 1 日（以下「基<br>準日」という。）における交<br>付対象者の世帯数に次の各号<br>に掲げる団体の区分に応じ、<br>当該各号に定める金額を乗じ<br>て得た額<br>（1） 地区まちづくり推進<br>委員会 1,500円<br>（2） 町内会等 1,200円 |
| 3  | 面積割  |                             | 基準日における交付対象者の<br>区域の面積（ヘクタールを単<br>位とした当該面積に小数点第<br>2 位未満の端数が生じたとき<br>は、これを四捨五入した面<br>積）に 1 ヘクタールにつき<br>100円を乗じて得た額                                               |
| 4  | 活動   | （1） 活 ア 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号 | 1 のまちづくりセンターの管                                                                                                                                                   |



|   |      |                         |                            |                                                      |       |
|---|------|-------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 費 | 動基礎額 | 又は第2号の規定による地区まちづくり推進委員会 |                            | 轄する区域又は1の小学校の校区につき100万円（世帯数が1,500世帯以上のものにあつては、200万円） |       |
|   |      | イ 前号以外の地区まちづくり推進委員会     | (ア) 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会 | 世帯数がおおむね150世帯以上500世帯未満                               | 30万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が500世帯以上750世帯未満                                   | 50万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が750世帯以上1,000世帯未満                                 | 75万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が1,000世帯以上1,500世帯未満                               | 100万円 |
|   |      |                         |                            | 世帯数が1,500世帯以上                                        | 200万円 |
|   |      |                         | (イ) 複数の町で構成される地区まちづくり推進委員会 | 世帯数がおおむね100世帯以上300世帯未満                               | 30万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が300世帯以上400世帯未満                                   | 50万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が400世帯以上500世帯未満                                   | 75万円  |
|   |      |                         |                            | 世帯数が500世帯以上1,500世帯                                   | 100万円 |

|                               |                                          |                                                 |  |                       |                                                                       |
|-------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                               |                                          |                                                 |  | 帯未満                   |                                                                       |
|                               |                                          |                                                 |  | 世帯数が<br>1,500世帯<br>以上 | 200万                                                                  |
|                               | (2) 高<br>齢化加<br>算                        | 地区まちづくり推進委員会のう<br>ち、その高齢化率が市の高齢化率<br>を超えているもの   |  |                       | 交付対象者が適用を受ける活<br>動基礎額に、交付対象者の高<br>齢化率から市の高齢化率を差<br>し引いて得た率を乗じて得た<br>額 |
|                               | (3) 年<br>少人口<br>加算                       | 地区まちづくり推進委員会のう<br>ち、その年少人口率が市の年少人<br>口率を超えているもの |  |                       | 交付対象者が適用を受ける活<br>動基礎額に10分の1を乗じて<br>得た額                                |
| 5 課題解決特別事業<br>費               | 第5条第1項第2号アに掲げる活<br>動                     |                                                 |  | 50万円                  |                                                                       |
|                               | 第5条第1項第2号イに掲げる活<br>動                     |                                                 |  | 100万円                 |                                                                       |
|                               | 第5条第1項第2号ウに掲げる活<br>動                     |                                                 |  | 200万円                 |                                                                       |
| 6 地区まちづくり推<br>進委員会設立促進事<br>業費 | 地区まちづくり推進委員会として<br>認定を受けることを検討している<br>団体 |                                                 |  | 5万円                   |                                                                       |
|                               | 地区まちづくり推進委員会として<br>認定を受けることを決定している<br>団体 |                                                 |  | 20万円                  |                                                                       |

#### 備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
  - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
  - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「まちづくりセンター」とは、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条第1項のまちづくりセンターをいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「高齢化率」とは、基準日における総人口に占める65歳以上の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (5) 「年少人口率」とは、基準日における総人口に占める14歳以下の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。

- (6) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

## 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成23年浜田市告示第40号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （構成等）

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### （任期）

第3条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### （報償費及び実費弁償）

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域政策部地域活動支援課において処理する。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

まちづくり総合交付金  
中間検証に関するアンケート調査  
結果報告書

(令和 5 年度実施)

令和 5 年 10 月

浜田市

# 1 調査概要

## (1) 目的

浜田市まちづくり総合交付金制度の令和 5 年度中間検証を行うに当たり、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

## (2) 対象

### ア 地区まちづくり推進委員会

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 調査対象者  | 地区まちづくり推進委員会               |
| 調査数    | 38 団体                      |
| 調査方法   | 郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答 |
| 調査時期   | 令和 5 年 9 月 29 日～10 月 13 日  |
| 調査票回収数 | 36 団体（回収率 94.7%）           |

### イ 単独自治会

|        |                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 調査対象者  | 地区まちづくり推進委員会の構成団体以外の自治会、町内会のうち、令和 5 年度にまちづくり総合交付金を申請した団体 |
| 調査数    | 75 団体                                                    |
| 調査方法   | 郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答                               |
| 調査時期   | 令和 5 年 9 月 29 日～10 月 13 日                                |
| 調査票回収数 | 66 団体（回収率 88%）                                           |

## (3) アンケート項目及び集計結果

### ア 地区まちづくり推進委員会（2～22 頁）

- ①基本的事項について . . . 2 頁
- ②活動状況等について . . . 2 頁
- ③令和 3 年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について . . . 2 頁
- ④交付金の算定項目について . . . 6 頁
- ⑤対象経費における上限額の設定について . . . 8 頁
- ⑥支出項目について . . . 12 頁
- ⑦課題解決特別事業について . . . 18 頁
- ⑧交付金を活用した取組や成果について . . . 19 頁
- ⑨その他 . . . 21 頁

### イ 単独自治会（23～34 頁）

- ①基本的事項について . . . 23 頁
- ②活動状況等について . . . 23 頁
- ③対象経費における上限額の設定について . . . 23 頁
- ④支出項目について . . . 27 頁
- ⑤交付金を活用した取組や成果について . . . 32 頁
- ⑥その他 . . . 33 頁

## (4) 参考資料（アンケート用紙）

- ア 地区まちづくり推進委員会 . . . 35 頁
- イ 単独自治会 . . . 42 頁

## 2 集計結果

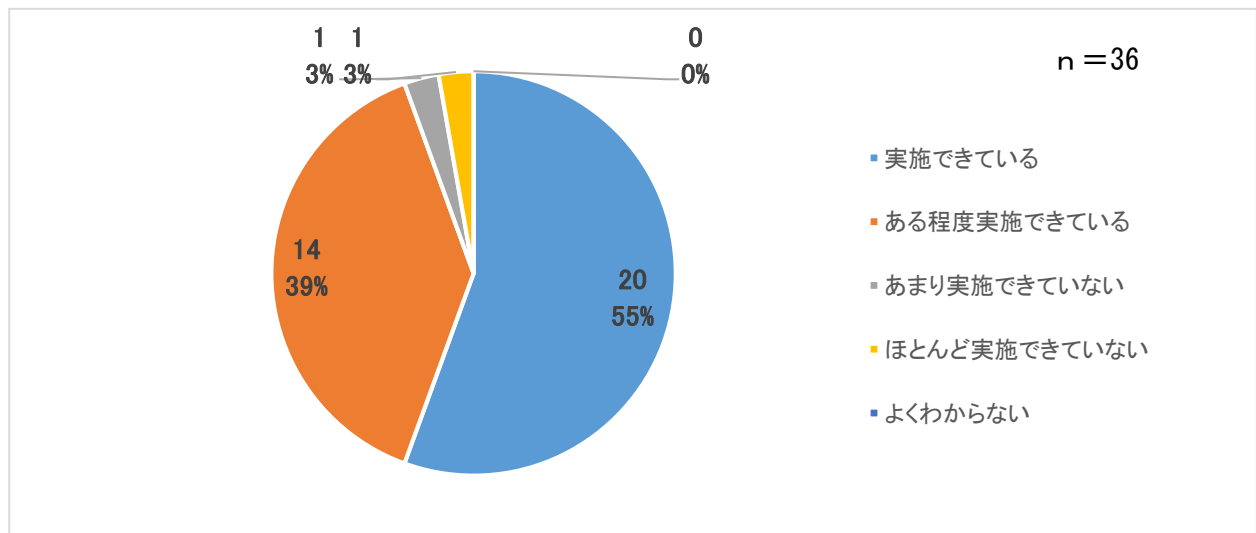
### (1) 地区まちづくり推進委員会

#### ① 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

#### ② 活動状況等について

問2. 令和5年度（今年度）は、予定していた活動を実施できていますか。（○は1つ）



問3. 実施できていない理由を教えてください。（自由記述）

【浜田】

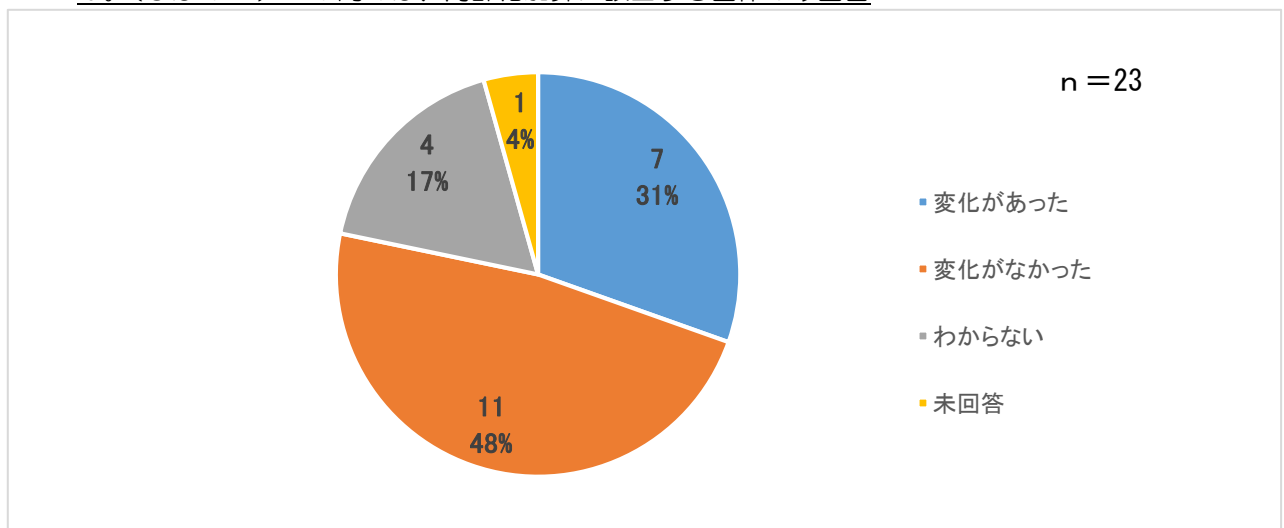
- ・いつも年度末、初めが遅くなっているので、改善の必要あり。昨年と同様、今年度も事業は後半に集中することとなります。

【金城】

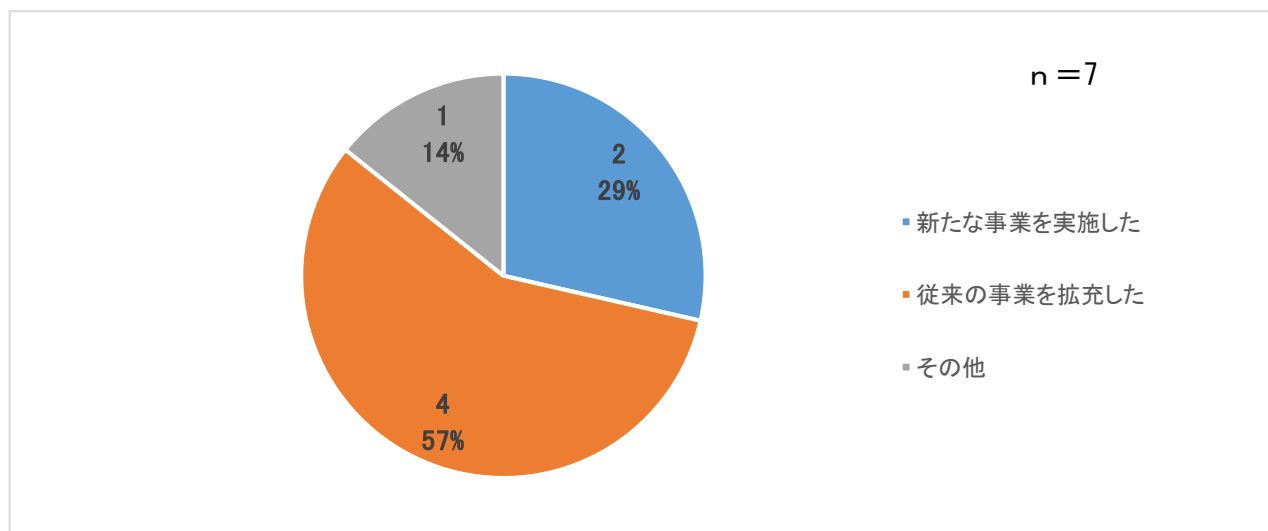
- ・通年の行事（納涼大会・敬老会など）はコロナ過以前の状況に戻すべく実施をしているが、本年度の課題についての振興会内の協議進捗が遅い。

#### ③ 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

問4. 高齢化加算を新設した（活動費が増えた）ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。（○は1つ） ※問4は、高齢化加算に該当する団体のみ回答



問5. どのような変化があったかを教えてください。(〇は1つ)

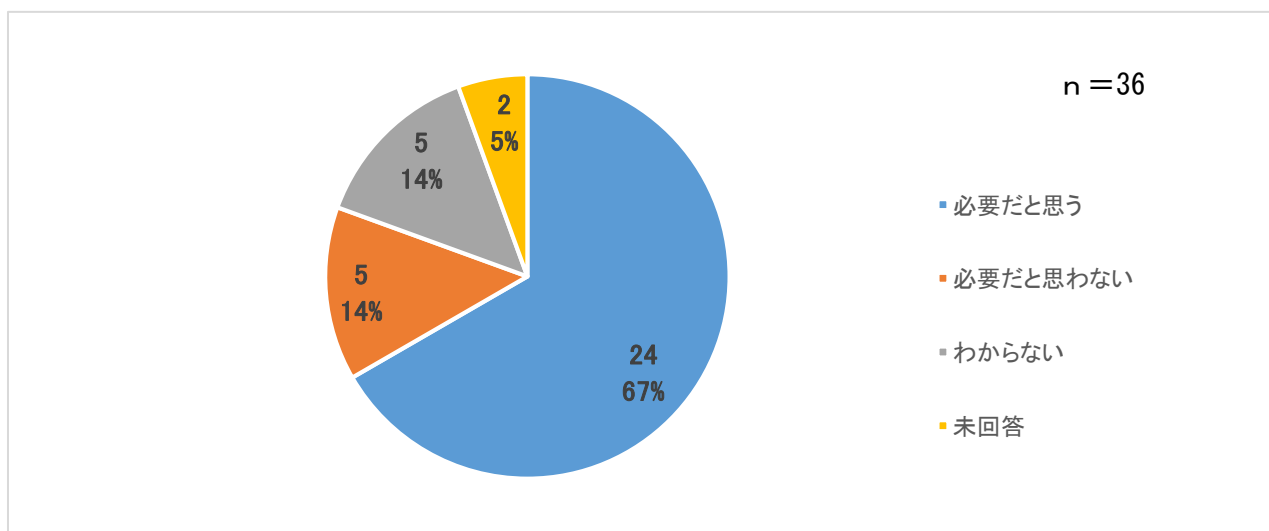


〈その他の意見〉

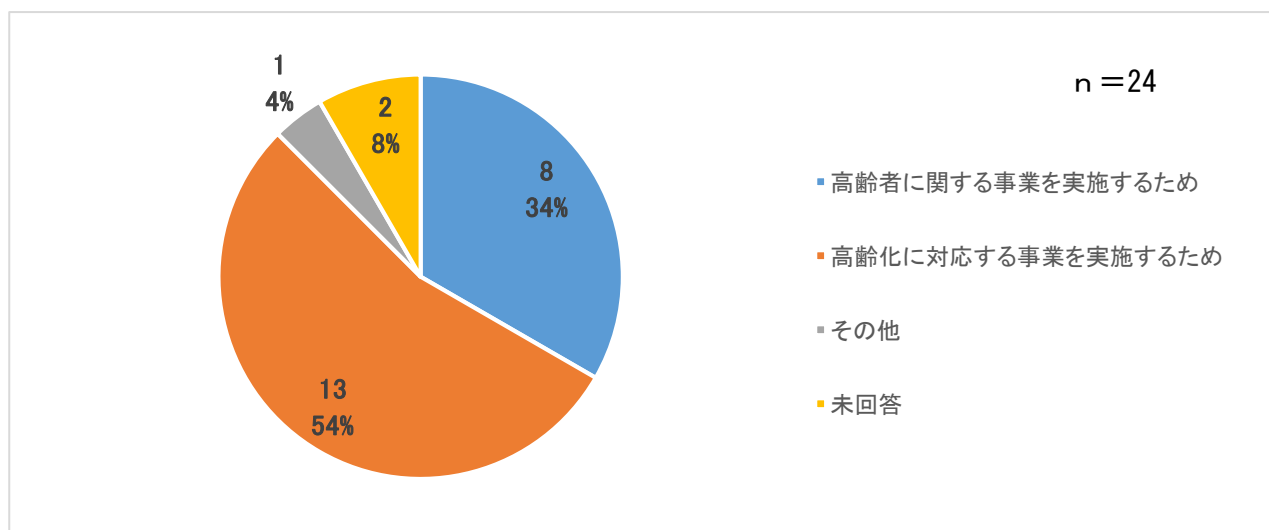
【旭】

- ・ 将来性の計画指針の策定において有益であろう。

問6. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。(〇は1つ)



問7. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)



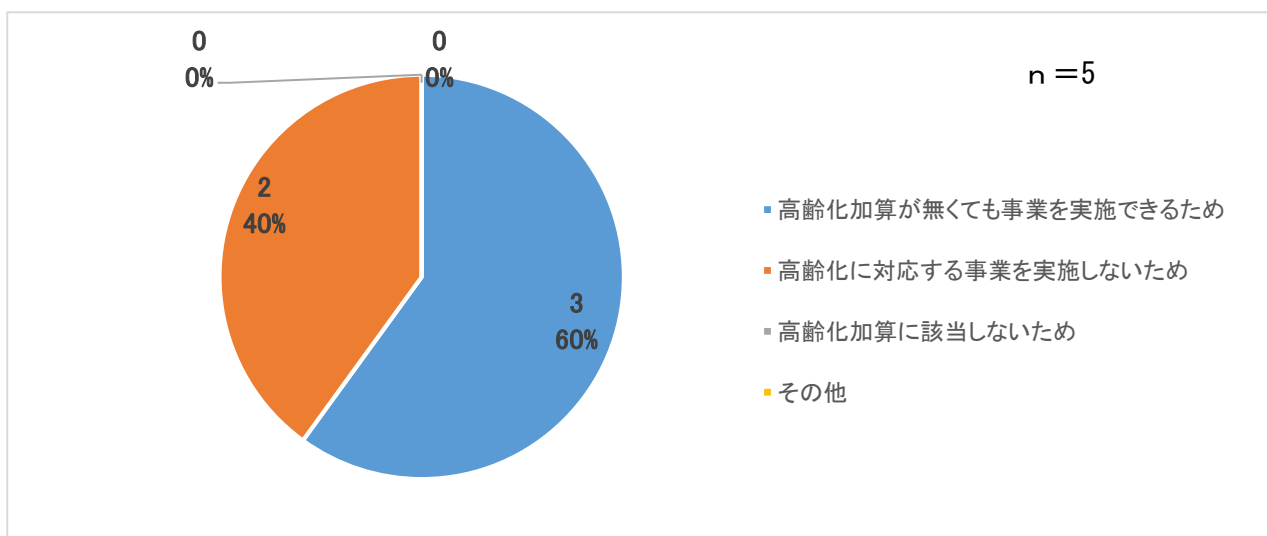


〈その他の意見〉

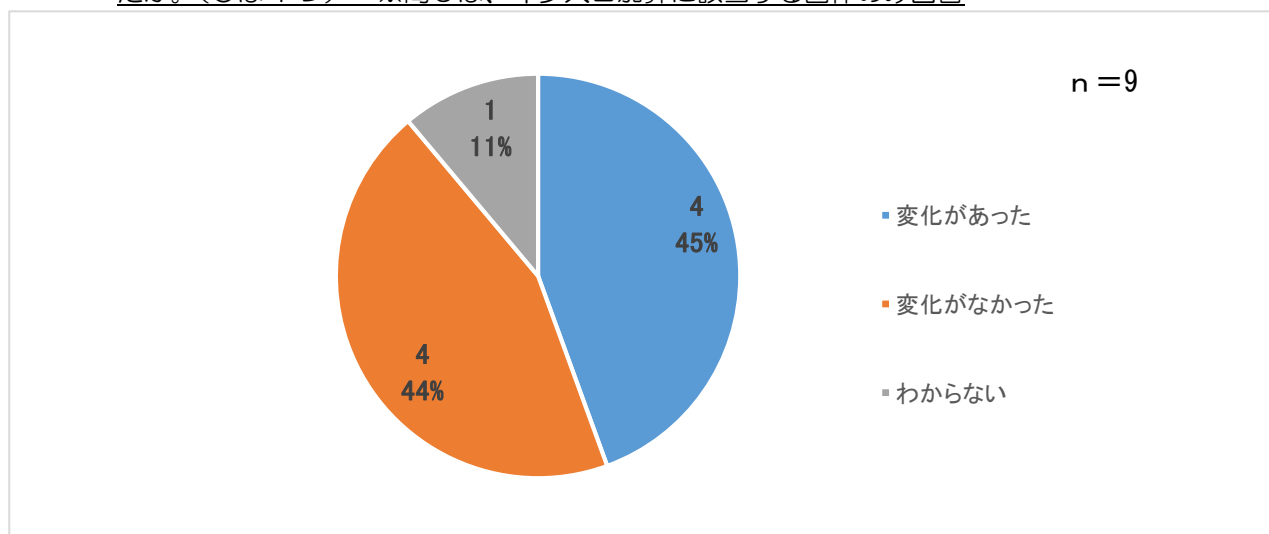
【三隅】

- ・高齢者、高齢化に対応するためではなく、全体で活動できるため。（要は交付金が増えるから）

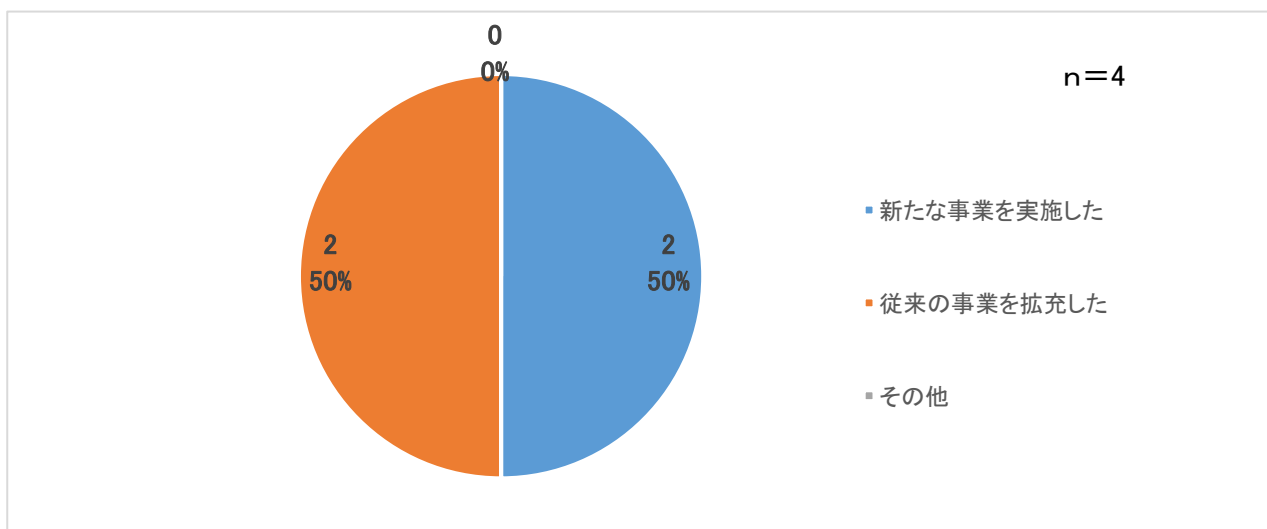
問8. 必要だと思わない理由を教えてください。（〇は1つ）



問9. 年少人口加算を新設した（活動費が増えた）ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。（〇は1つ） ※問9は、年少人口加算に該当する団体のみ回答



問10. どのような変化があったかを教えてください。（〇は1つ）

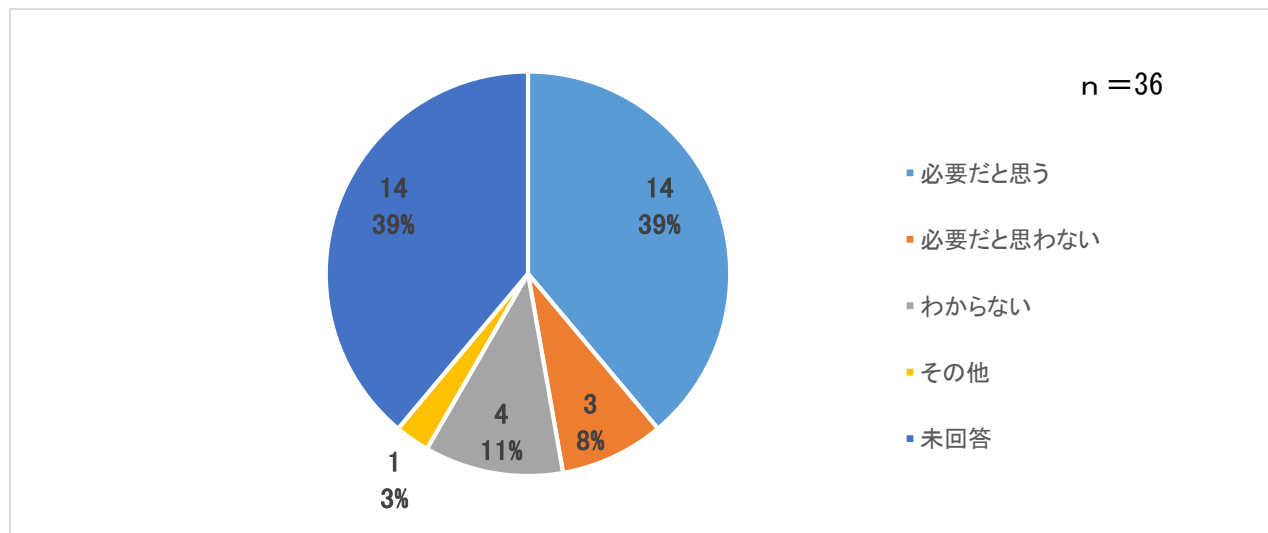


〈その他の意見〉

【浜田】

- ・コロナ感染防止で特に子供達中心の事業をした。リンゴ狩りやいちご狩りなど外に積極的に出て、またコミュニケーションが作れる状況ができたと思う。

問1 1. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(〇は1つ)

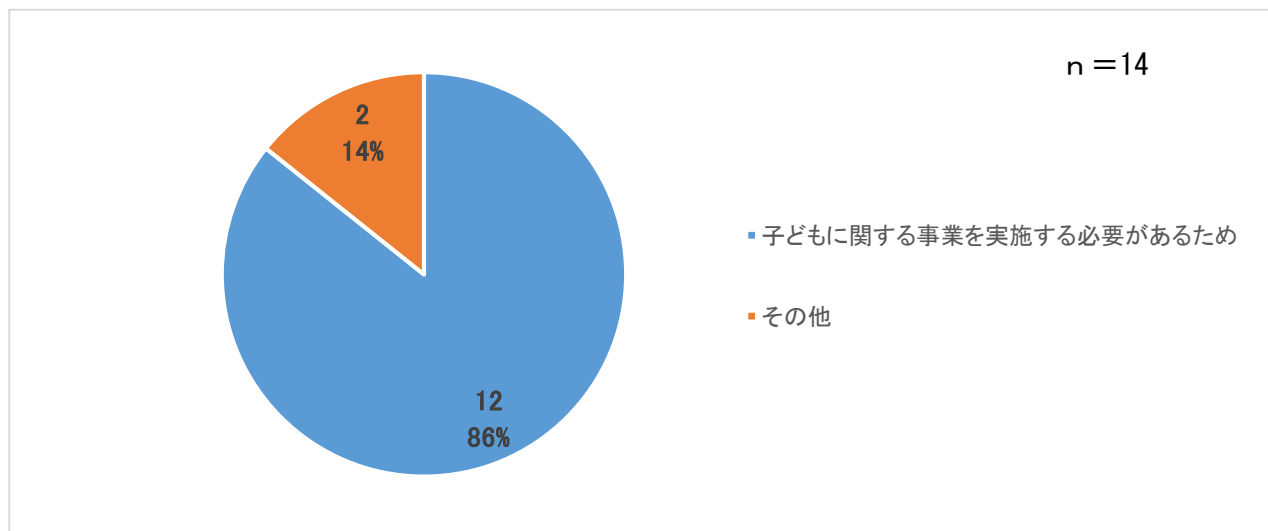


〈その他の意見〉

【浜田】

- ・以前からの活動に変化はないため、特に必要性を感じない。

問1 2. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

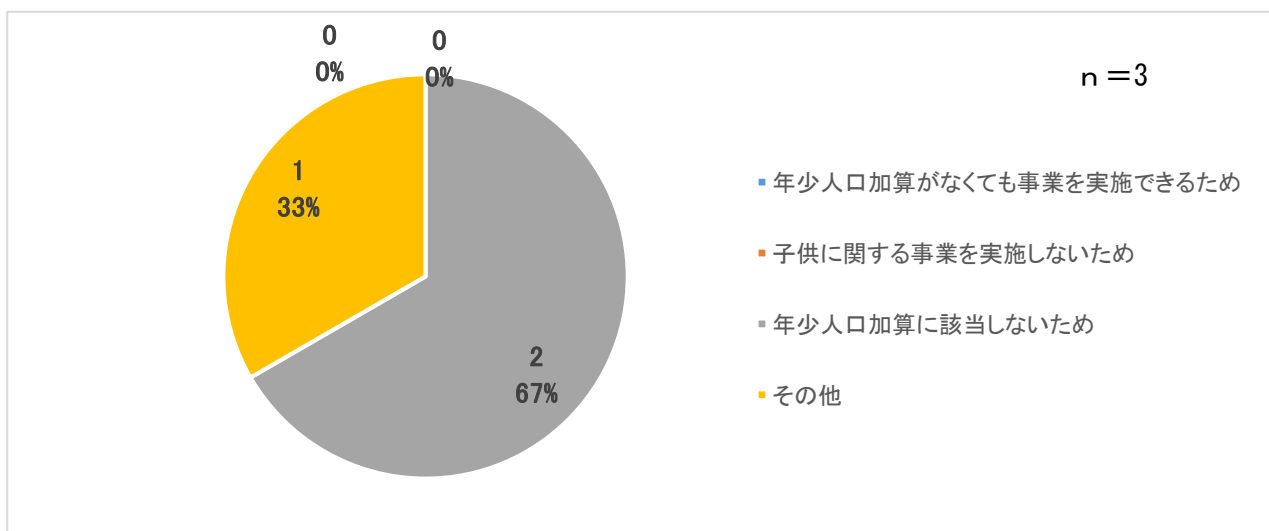
【浜田】

- ・子供とともに子育てをしている親への支援に必要。

【金城】

- ・加算された金額は子どもに関する事業のみ充当可能なのか。

問13. 必要だと思わない理由を教えてください。(〇は1つ)



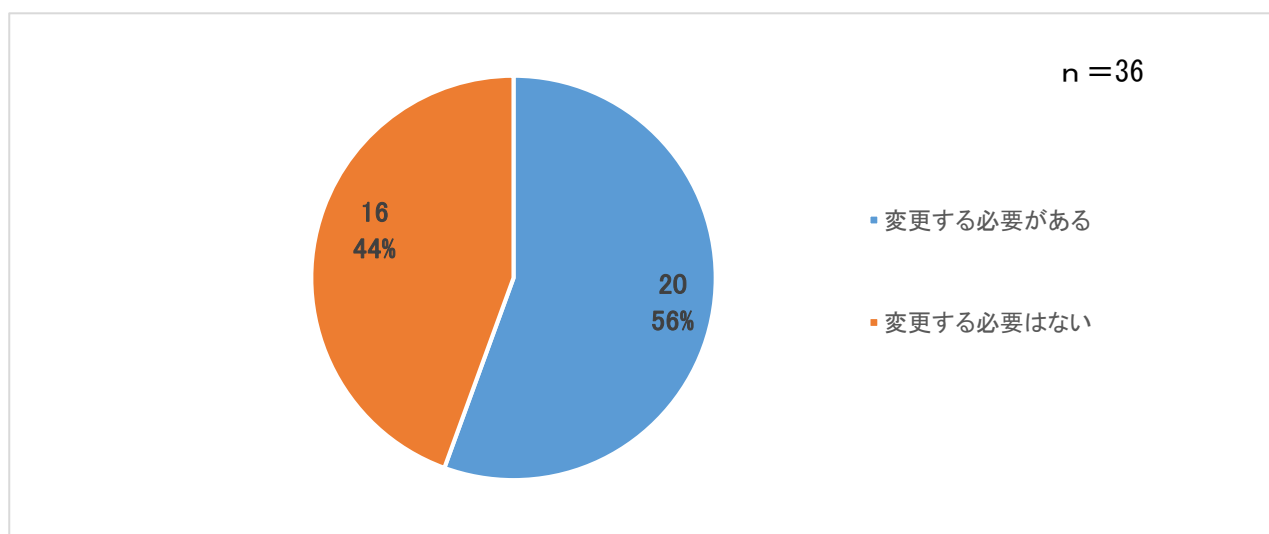
〈その他の意見〉

【浜田】

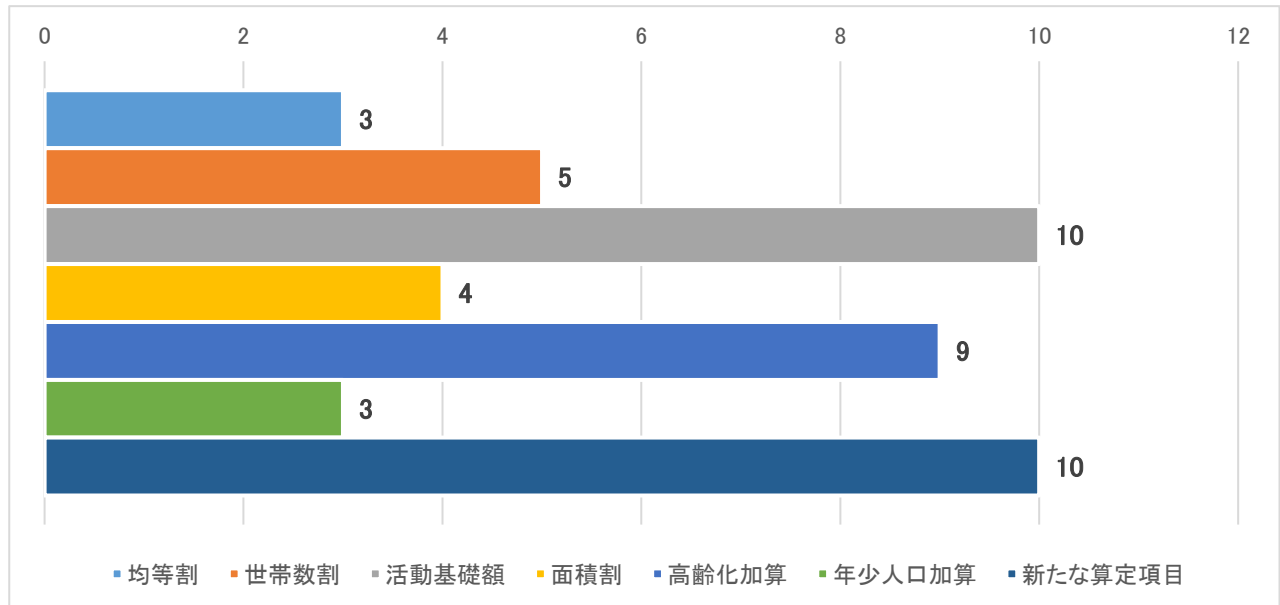
- ・そもそも活動しようと動く人材がない。

#### ④ 交付金の算定項目について

問14. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更（単価の見直しや算定項目の追加及び削除等）する必要があると思いますか。(〇は1つ)



問15. 増額する必要があると思う項目を教えてください。(〇は3つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・活動内容に応じた増額は必要。(地域単位ではない目的に応じた活動を強化するため)
- ・高齢化・年少人口加算などもいいが限定してしまうと活動が狭まるので、もっと自由に使用できる部分があると良い。

【金城】

- ・都市部と過疎地の状況を考慮した加算金の追加。(人口減少、高齢化に伴い住民の負担増になっている町内での草刈り作業など)
- ・算定項目：事業実施加算 【理由】事業実施(10万円以上)を行う上で、総合交付金(現状)では限界がある。
- ・後継者づくりのための取組強化。

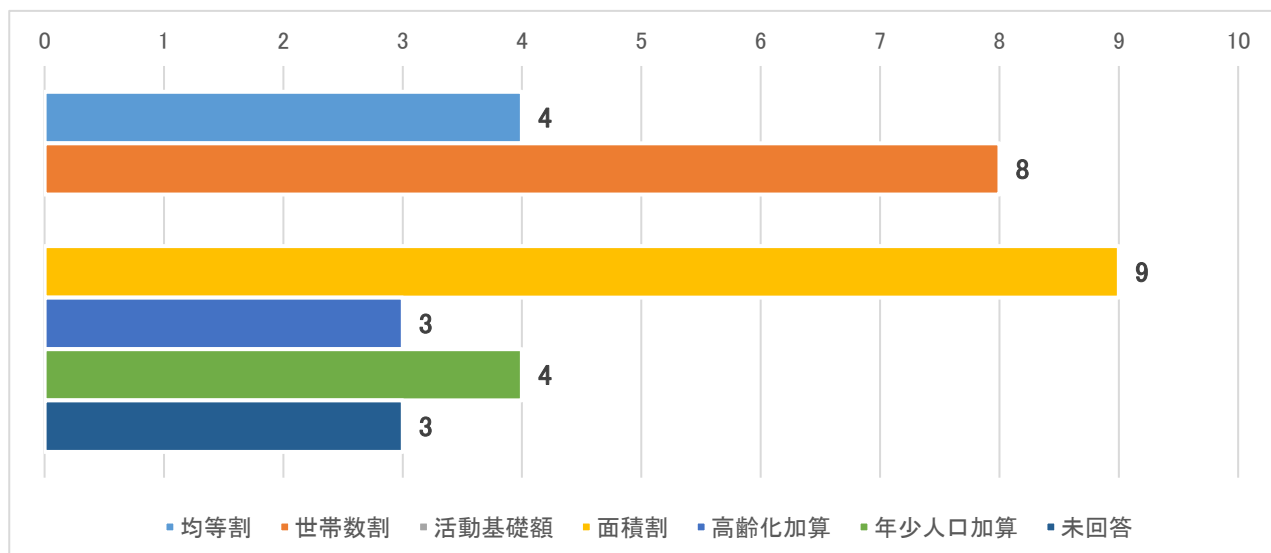
【旭】

- ・まちづくり推進委員会が設立されていない地区への減額補正項目。
- ・算定項目：山間部においての寒冷地補助 【理由】年々、増加するであろう高齢者、独居者の家回り、除雪、地域有償ボランティアの構想実現。

【三隅】

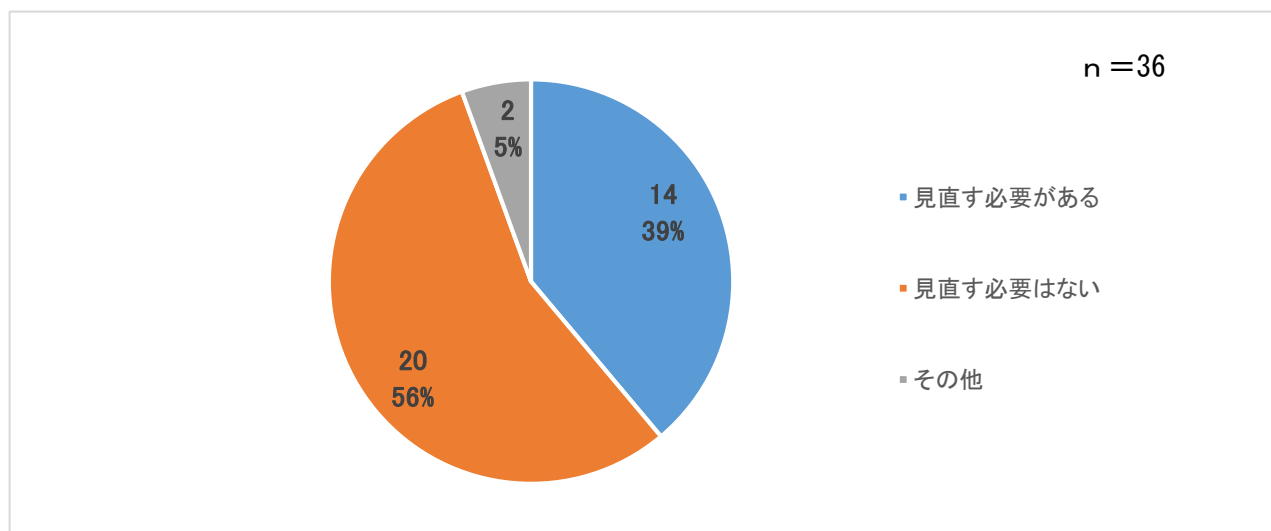
- ・均等割は廃止、面積割、世帯数割は見直した方が良い 人口割を設定したほうが良い。
- ・算定項目：活動数 【理由】それなりに経費がかかる。

問16. 問15の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(〇は3つ)



## ⑤ 対象経費における上限額の設定について

問17. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・税別の対応をしていただきたい。
- ・今のところ議論していない。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- ・制限を設ける理由が特に見当たらない。
- ・20万円では買えない物がある。
- ・一律ではなく、まちづくり委員会の規模により上限額を設定してはどうか。
- ・必要な備品を購入する際、上限が決まっていると購入できない。
- ・地域課題に向き合えるように。

【金城】

- ・まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。

【旭】

- ・高額な備品購入の可能性もあり、単価 20 万円以上は、所管課・財政課協議により決定されたい。
- ・現行の 20 万円上限では品目により不足金の発生が選定の障壁となる場合が懸念される。利用目的の精査による上限幅に余裕を求めたい。
- ・20 万円以上の備品を購入する場合に限度額を上げてほしい。

【三隅】

- ・物価の上昇に対応した金額にしてほしい。業務に必要な物品の価格が上昇しているため。物価の高騰。

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- ・何でもかんでも公費に頼るのは如何と思う。
- ・交付金の対象額として、妥当な金額だと思うから。
- ・偏った交付金の使用をしたくないから。

【金城】

- ・現状でいいと思います。
- ・交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。
- ・多数の方が使う備品等はそれなりの値段も高いです。せめて他の財源充当を可とし、20 万円以上の備品が買えるようにしてください。

【旭】

- ・適正に審査され購入されているから。

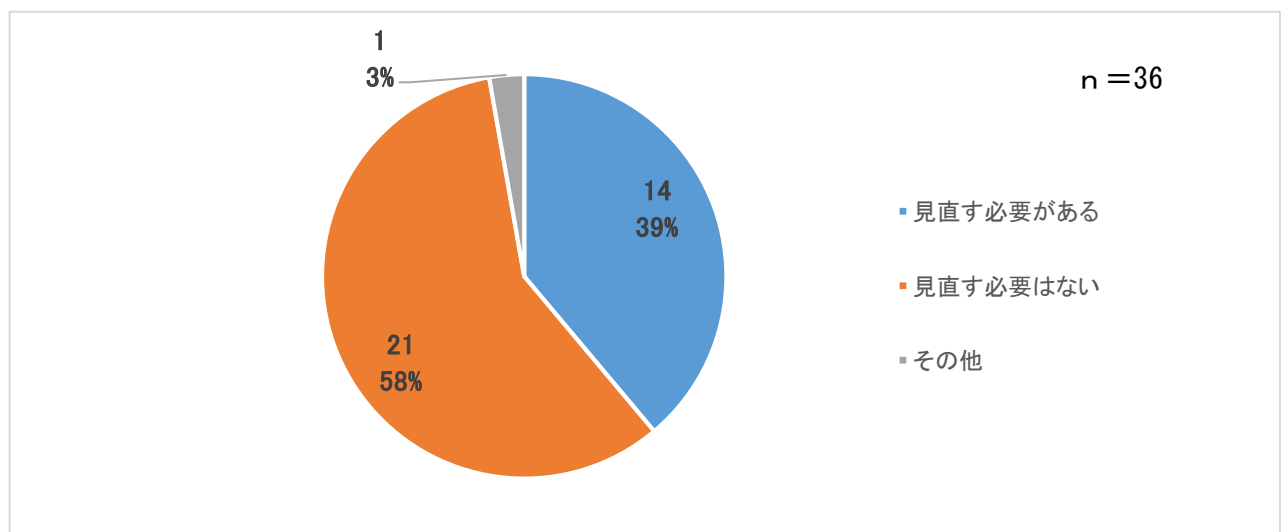
【弥栄】

- ・本庁担当課と協議をすることが出来るので解決策は見つかる。

【三隅】

- ・今のところ、現在の上限金額で困るような支出はない。場合によっては交付金以外の他の補助金等で賄うこともできる。
- ・今のままで問題がない。
- ・敢えて減額をあげる必要はない為。

問 18. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(〇は 1 つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・税別の対応をしていただきたい。

回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- ・一律ではなく、まちづくり委員会の規模により上限額を設定してはどうか。
- ・工事を伴う必要なものを購入する際、上限が決まっていると購入できない。
- ・地域によってはソフト事業よりハードを優先させたい町もあるから。
- ・工事は必ずしも多額の工事ばかりではないので、10万・20万でも見積書等を添付して実行できるようにした方がよいのでは。

【金城】

- ・まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。
- ・金額が少なすぎです。上限額を上げてください。

【旭】

- ・高額な工事の可能性もあり、工事費 60 万円以上は、所管課・財政課協議により決定されたい。
- ・工種において構造物材料費に差があるため単年度施行に支障が発生又は実施が困難となる場合が生じる。
- ・60 万円以上の工事等を行う場合に限度額を上げてほしい。

【三隅】

- ・今年度、課題解決を活用して仮設トイレを設置したが、この上限額により製品のグレードを下げざるを得なかった。
- ・今後も仮設倉庫の設置などを考えているため、上限額の引き上げを希望したい。
- ・物価高騰

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- ・何でもかんでも公費に頼るのは如何と思う。
- ・交付金の対象額として、妥当な金額だと思うから。
- ・各町内毎に負担して実施する。
- ・偏った交付金の使用をしたくないから
- ・物価高騰

【金城】

- ・現状でいいと思います。
- ・交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。

【旭】

- ・今後は、予期せぬ工事が増えていく可能性があるから。

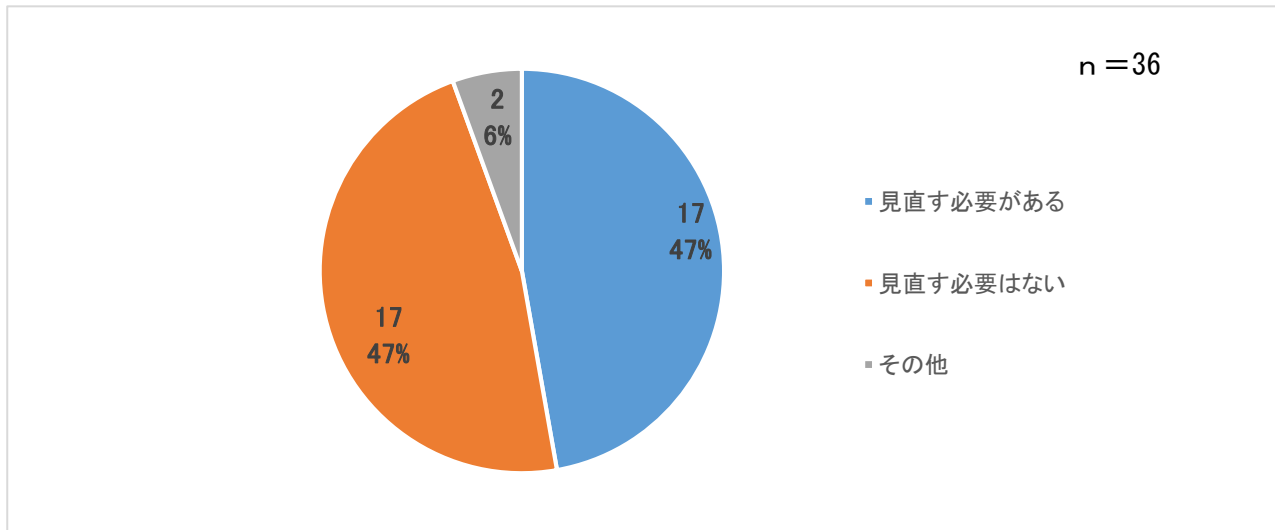
【弥栄】

- ・本庁担当課と協議をすることが出来るので解決策は見つかる。

【三隅】

- ・今のままで問題がない。
- ・対象がない為解らない。
- ・工事等の計画がないため。

問19. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

その他

【浜田】

- ・税別の対応をしていただきたい。

【旭】

- ・敬老会弁当などを考慮すると、高額対応できるよう見直し願います。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- ・物価高騰により、参加者 1 人当たり 1,000 円では足りないため、見直しをして欲しいから。

※1,500 円くらい

- ・1,000 円では自己負担が要。(増える)

【金城】

- ・現在の食材費等の高騰や内容を考慮。
- ・まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。

【旭】

- ・超過分の個人負担を認め、1000 円までは交付対象とする。
- ・1,000 円以上の食糧費を支出する場合に限度額を上げてほしい。
- ・色々な物が値上がりしており、少し上げてほしいです。

【三隅】

- ・税別で 1,000 円にしてほしい。
- ・物価上昇の折、設定した当時と 2 割程度変化しており、実質の食糧品質が低下していたため。通常は低品質でも構わないが、敬老会等では見直した額で提供したい。
- ・独居の高齢者が増えており、“食事を一緒に楽しむ” 必要性を感じており、内容を充実させるためにも上限額を増額してほしい。

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- ・不明瞭にないりやすい費目であり、後ろ指をさされないよう節度を持った活動をして行く必要がある。



- ・多いに越したことは無いが、この金額なら妥当だと思うから。
- ・一人当たりの飲食費の上限は現在の額が妥当だと思う。現状が妥当な目安となる金額だと思うから。
- ・負担上限を超過した場合は、各町内毎に負担する。
- ・飲食費を増しても、一部の役員の酒代となることが・・・

【金城】

- ・現状でいいと思います。
- ・交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。

【旭】

- ・適正に審査され、必要量の購入がなされているから。
- ・個人に資する部分において概ね妥当であろうと思う。

【弥栄】

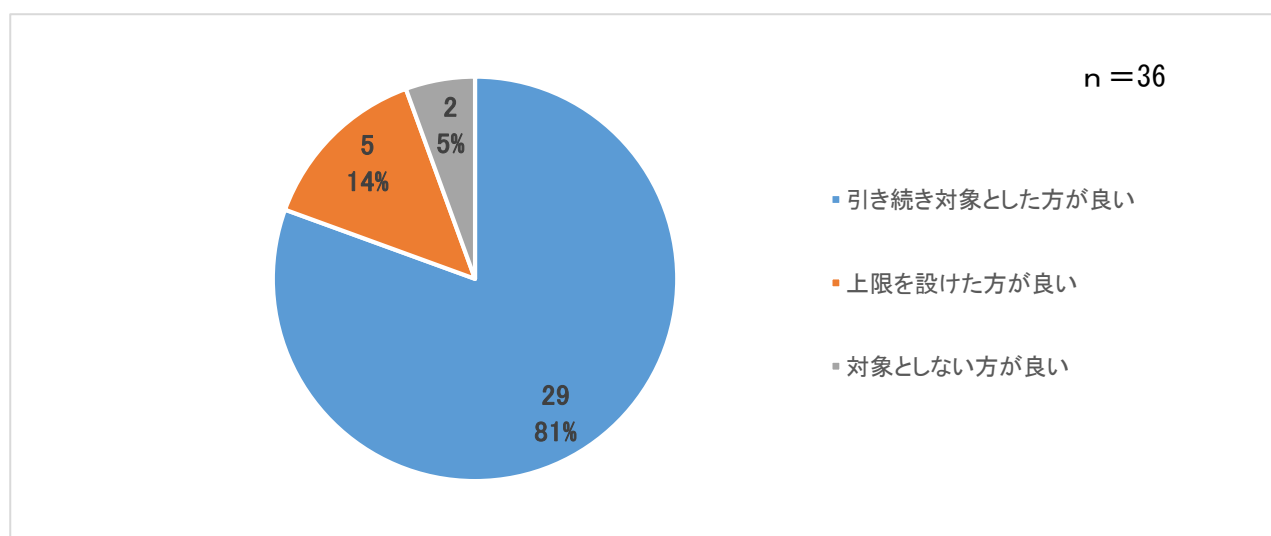
- ・但し各事業につき参加者 1 人あたりの文言はどうか？上限が必要と思う。

【三隅】

- ・物価高騰により単価も上がってきているが、現状では問題があると感じてはいない。
- ・現状の金額で対応可能なため。
- ・参加者が負担する。

## ⑥ 支出項目について

問20. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・報酬なしでは役員の後継者さがしに苦労する。
- ・年々役員の負担が多くなり、ボランティア的な要素だけでは濟まなくなっている。活動を活性化させるためには、有償な役員の支出があっても良いと思う。
- ・交付金以外から捻出が難しい。
- ・常識的な範囲での報酬は必要と思う。時間を割いているので。
- ・経費に幅広く対応するためにも、上限は組織の裁量。

【金城】

- ・ 役員の皆さんも仕事や家事をしながら、地域の為に活動を行っているので役員報酬は交付金からの支出で良いのではないのでしょうか。
- ・ 役員の活動への対価として必要。

【旭】

- ・ 全くのボランティアというわけにはいかず、必要な人数を確保するためには財源が必要だから。
- ・ ボランティア精神によるのが美しいが、そもそも役員をする人(特に若い世代)が少ないため。
- ・ 当然のことと思う。

【三隅】

- ・ 地域課題解決にアプローチする団体という特性上、ただやりたい人がやりたいことをやるだけではなく、時には多少の無理や負担をお願いして、関わる方個々の時間や労力を割いていただく必要がある。金額は各団体で決めればいいことではあるが、交付金から全く出せないとなるのは厳しいのではないかと思う。
- ・ 規約に載せて了解を得ていれば問題ないと思う。
- ・ 役員はそれなりの役割を担っており対象で可。
- ・ 昨年度から役員報酬を新設した。
- ・ 時世に見合った支出 例 燃料費、機器類の修繕等。
- ・ 役員になるといろいろ経費がかかる。無報酬では役員になる人がいなくなる。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- ・ 確かに役員報酬は必要であるが、交付金を殆ど報酬に充当している所があると聞くと、もっと活動費用に使用するべきだと思うから。
- ・ 交付金の何割までを報酬として使用可能のように上限を設けた方が良い。
- ・ 役員を引き受ける方が少なくなっているので役員報酬は必要だが、上限は必要と思う。
- ・ ある程度の上限設定は必要と思う。(余った交付金を現状では役員報酬に振り向けられるから)
- ・ 常識の範囲内でならいいと思う。(例：年 1-2 万円程度)

〈対象としない方が良い〉

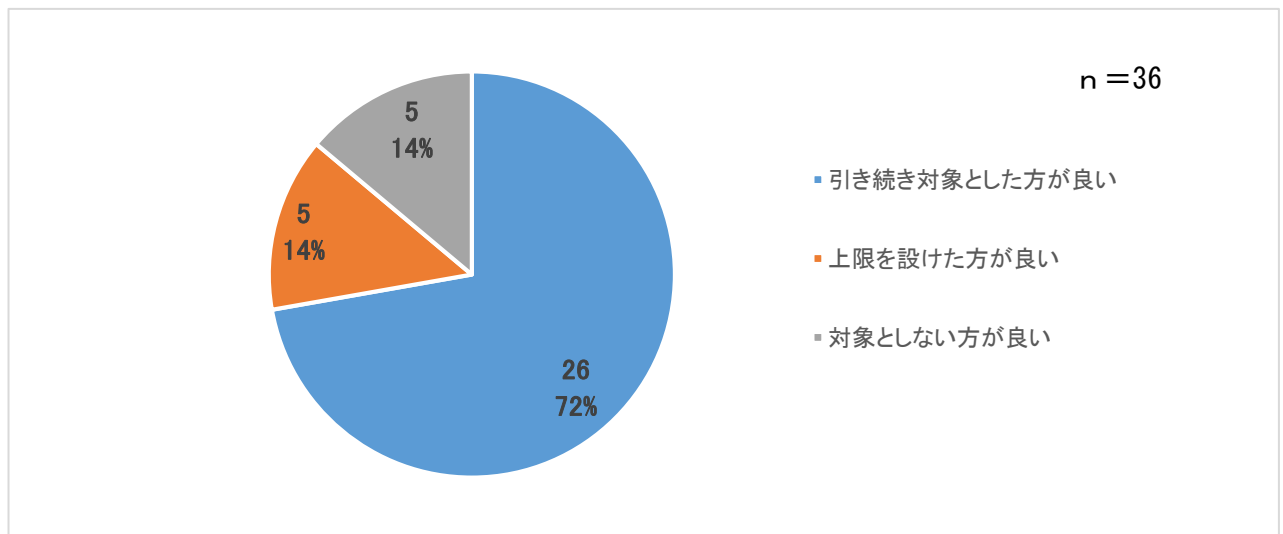
【浜田】

- ・ 現在対象としていない。必要ない。

【弥栄】

- ・ 推進員の実動に対する賃金は様々な活動を長く続ける為には必要と考えるが役員報酬までは必要ない。

問21. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・事業、イベントの景品として利用しやすい。
- ・現金での配布ができないので、敬老会等の記念品や祝賀会の弁当代相当の商品券等に使用するのはいいと思うから。
- ・以前のように会合を開くことが難しいこの頃だから、よけいに不要なものをプレゼントするより、自分のために有意義な使い方をして欲しいので、商品券や図書券の活用は良いと思う。
- ・当委員会でも該当する。児童生徒や高齢者に理由があって配布しているが、他に代わるものが無い。
- ・敬老会等で会場に來れない高齢者がおられる為、商品券等が必要。
- ・支給目的と支給先が明確で、且つ常識的な金額においては対象として欲しい。
- ・ニーズに沿った活用方法として。
- ・支払う項目や対象によって商品券や図書カードを使用する方が、お金をもらうより渡しやすいし、受け取りやすいのではないかな。
- ・商品券は金券のため NG だが、図書カードは子供会へ配ることが多く、配る対象をある程度制限したほうがいいのかのでは？

【金城】

- ・波佐では地域の商店で使うので地域でお金が回るのでいいと思う。

【旭】

- ・ただし、活用方法はイベント等の賞品に限る。
- ・金銭で賄うべきでない誠心性を伴う場合の敬意を表す場合等必要。
- ・御礼等に使う時に使い勝手がいい。

【三隅】

- ・賞品などで利用出来るので問題ないと思う。
- ・食糧費の代わりとすることもあるため。
- ・交流事業では食料品や雑貨を参加賞としていたが、公平性の観点から商品券に変更した。
- ・必要性を感じる。
- ・謝金の場合、現金より商品券や図書カード良い場合がある。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- ・高額にならないように上限があった方が良い。
- ・ある程度の制限は必要と思うから。

【金城】

- ・賞品として商品券や図書カードを購入・使用の観点からは交付金の対象で問題ないと思います。  
市側も他の地域と見比べ高額の商品券等を購入している場合があれば上限を設定してもいいのではないのでしょうか？（行事内容・参加者数・賞品総額などの要確認）

【旭】

- ・歯止めが必要だと思うから。

〈対象としない方が良い〉

【浜田】

- ・当地区ではそのような支出をしたことはないし、会計が不明瞭なものになるのではないのでしょうか。
- ・ばらまきはまちづくりとは言えないから。

【金城】

- ・まちづくりの趣旨とは違うと思う。

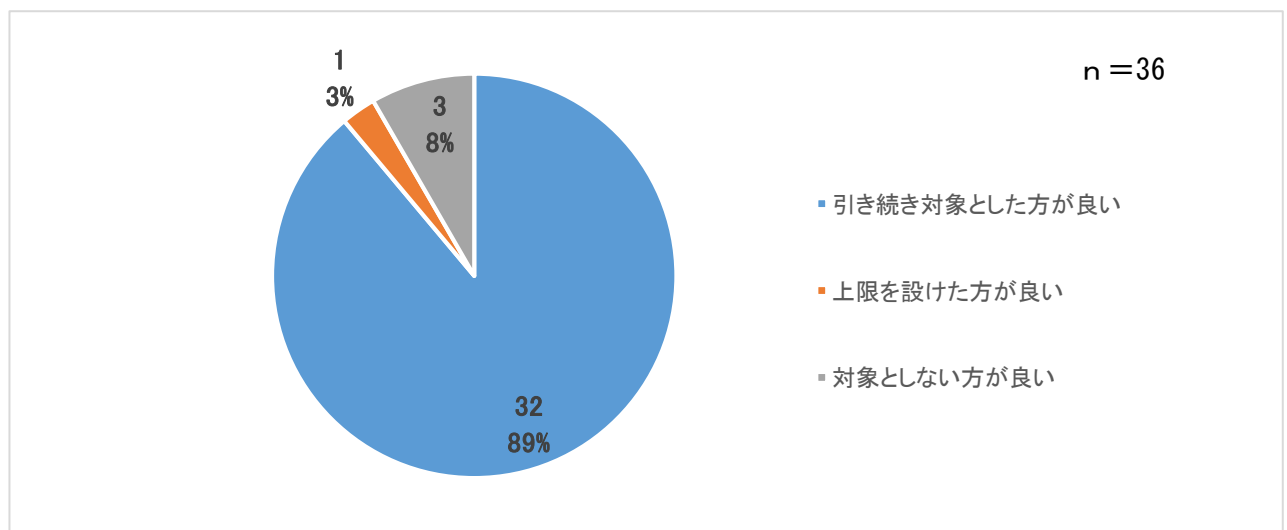
【弥栄】

- ・弥栄のみらい創造会議では当組織内で活動する子供まちづくり委員会の委員には賃金のかわりに図書カードを少額ながら配っているが必要経費としての意味が分からない。

【三隅】

- ・地域課題解決に直接あるいは間接的にでも結びつくような使い方であれば許容できるが、相当な理由でないとただのバラマキではないかと思う。わかりやすく換金可能なものは適当でないと考えます。

問22. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は1つ）



回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・防犯灯は地域維持の基礎であり、必需品であるから。
- ・町内には多数の防犯灯が設置されている。電気代も高騰しているのに、みんなが使用していることに交付金を充てることは良いと思うから。

- ・今後もこの電気代は、対象として欲しい。
- ・諸物価高騰は電気料金も同じ、会費の値上げもままならない。
- ・防犯灯の電気代を交付金で補助する事で防犯灯の設置箇所が増え防犯活動の一貫になる。
- ・世帯が減少するなか、自治会の会費だけで維持するのが難しくなる。
- ・非常に公共性が高いので、対象とすべきだと考える。
- ・地域全体の利益に繋がっているから
- ・町内に防犯灯が多いから。
- ・コロナで活動できない町内が多かったので、各町内助成金の支出対象がなく困っている町内が多かった。事務局からの提案で、防犯灯にも使えますと助言できた。

【金城】

- ・このままでよいと思います。

【旭】

- ・今後、空き家も増え、防犯上、新たな申請が行われる可能性が高いから。
- ・地元負担の軽減により、自主財源の使途の幅が拡大されるため。
- ・地域の防犯上、人家の無い場所等の設置にも積極的に考慮したい。
- ・高齢化地域には、資金不足を補うため対象とした方が良い。

【三隅】

- ・防犯灯が地域管理である以上は交付金から捻出するのは妥当と考える。
- ・問題ないと思う。
- ・市民の安全のために設置したものであり、充分対象となりうる。
- ・防犯灯や防犯カメラは地域活動の 1 つとして重要であり、地域の防犯対策に不可欠なため。
- ・必要性を感じる。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- ・使用料金の 0 割、全額としたら人口の多い町はそうする。

〈対象としない方が良い〉

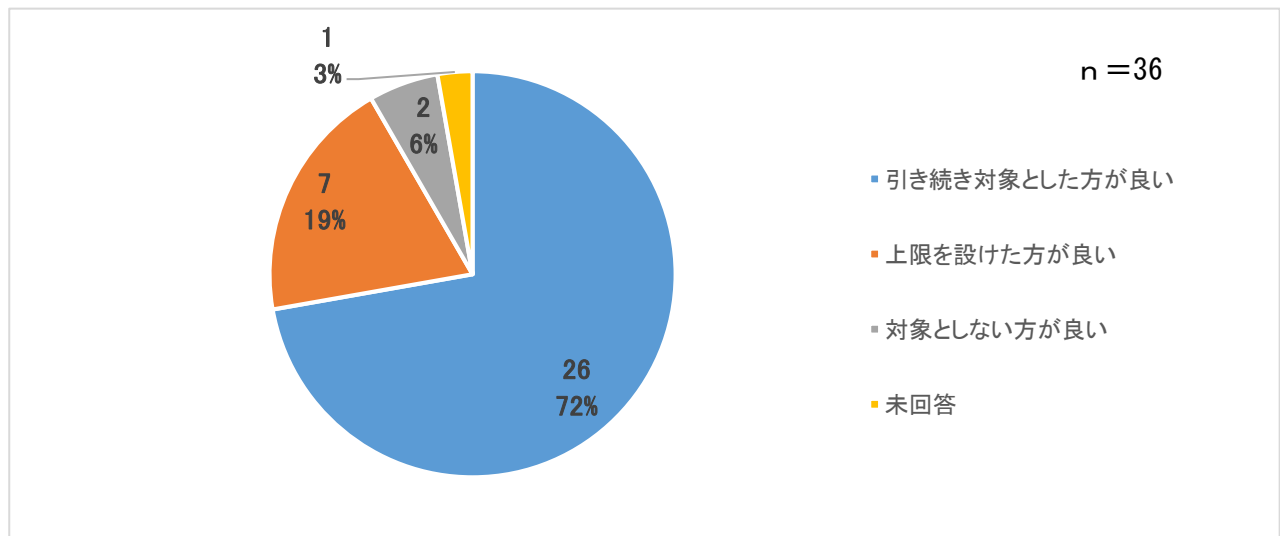
【金城】

- ・町内会、市で負担すべきでは。
- ・各自治会の自治会費で充当するのが普通と思います。

【弥栄】

- ・これは交付金の対象と考えにくい。波佐では来年考えを改める予定です。

問23. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は1つ）



回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・高齢化しており住民だけでは活動が困難な町内もあるため、活動人員不足を委託で補うのに必要。（環境活動や、イベントなど）
- ・当地区で委託をしたことはありませんが、高齢化の進んだ地区ではそういった事も必要と思われる。
- ・地域住民の高齢化で草刈りや特殊作業が難しくなるため、業者への委託は必要になる。
- ・委託したことはないが、委員が事業遂行のために専門の作業や人夫作業において係る経費は、対象とすべきだと考える。
- ・今回、見積もりに「一式」の工程が多く、困った面がありましたが、指摘して直してもらった町内が多かった。

【旭】

- ・環境整備等、シルバー人材センターへの委託がますます増える可能性があるから。
- ・委託側と受託側（シルバー等）双方にメリットが発生するため。
- ・地域住民の作業協力も委託費の対象として扱えますか？
- ・地域的に広範囲を対処する場合は必要だと思う。
- ・高齢化地域で草刈りが負担になっているので続けた方がいい。

【三隅】

- ・地域管理である以上は交付金から捻出するのは妥当と考える
- ・高齢者が多い地区なので助かる。
- ・委員会では処理仕切れない事業があれば委託となることも考えられる。
- ・委託費（事業委託）を計上しているため今後も対象としてほしい。
- ・必要性を感じる。
- ・今は利用していないが高齢化が進み利用する可能性があるため。〈上限を設けた方が良い〉

【上限を設けた方が良い】

【浜田】

- ・各町内で高齢化が進んでいる。溝掃除やら草取り、蜂の駆除等、住民では難しいことも多々あり、専

門業者に依頼することも増えている。

- ・委託費として交付金を対象としてもらい助かっている。
- ・こちらも上限は設けて、不足額は町内で負担したら良いと思う。
- ・高齢化でやむを得ないと思う。ただし自己負担は必要。

【金城】

- ・全てを頼るのは少し違うと思う。
- ・委託することによる地域住民の交流減少があると思われますので、委託過多にならない為にも上限を設定し抑制する様にしたらどうでしょう。
- ・委託の実績について市側も調査し、他の地域への公表も検討して頂きたい。

〈対象としない方が良い〉

【弥栄】

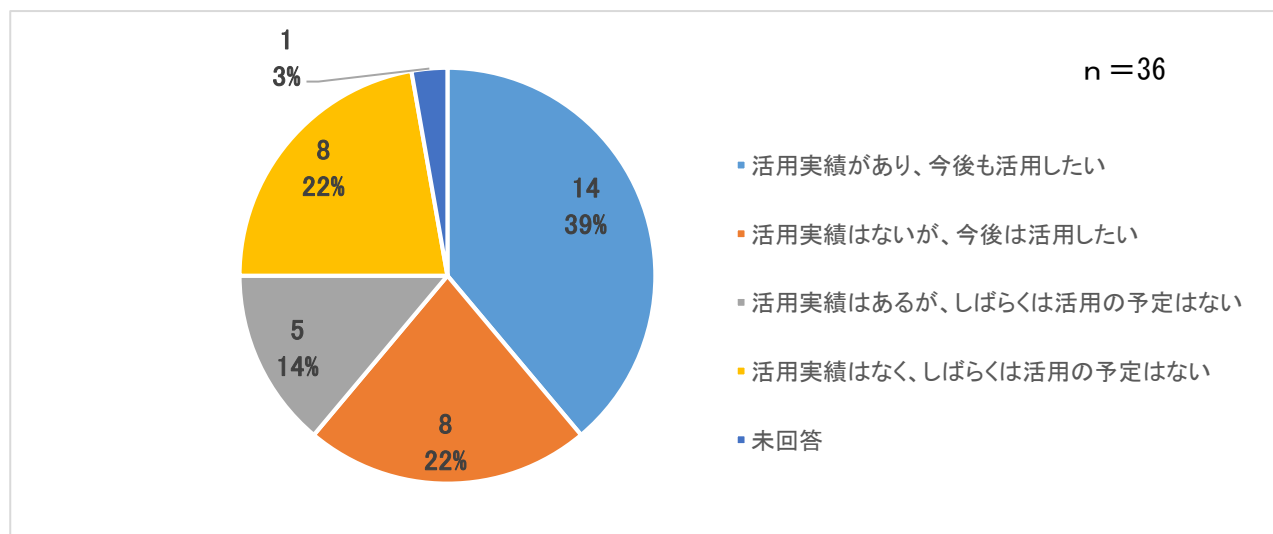
- ・地域住民で、自分達の地域を守って行くという意識が薄れると思う。

【浜田】

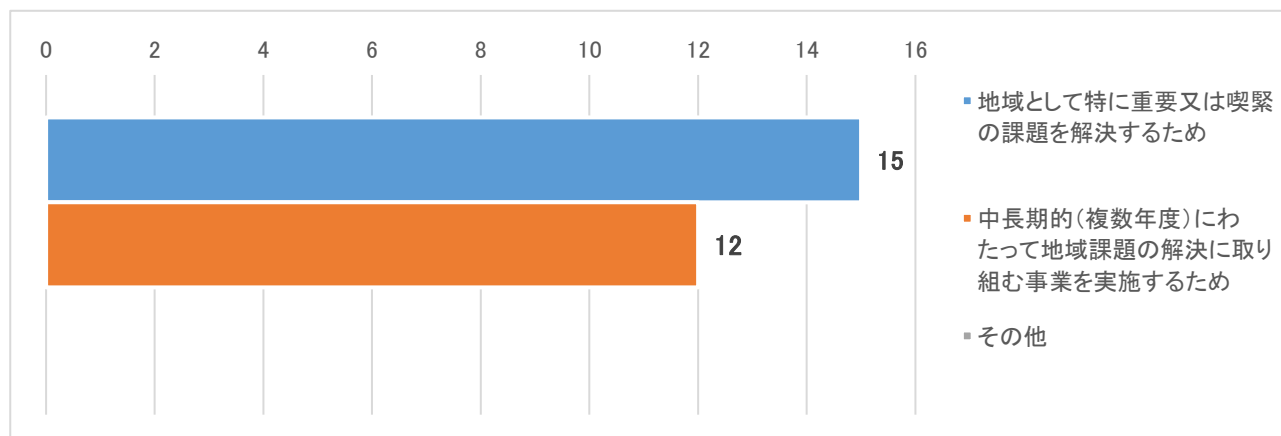
- ・社会福祉協議会が古くから続けている事業であり、委託というのは筋違いではないか？

## ⑦ 課題解決特別事業について

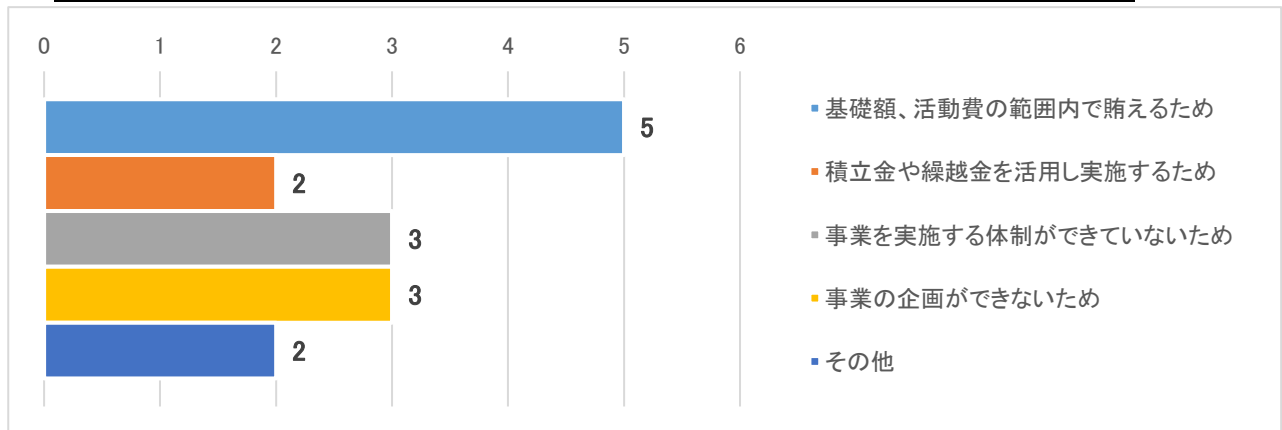
問24. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(〇は1つ)



問25. 課題解決特別事業を活用したい理由を教えてください。(複数回答可)



問26. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。(複数回答可)



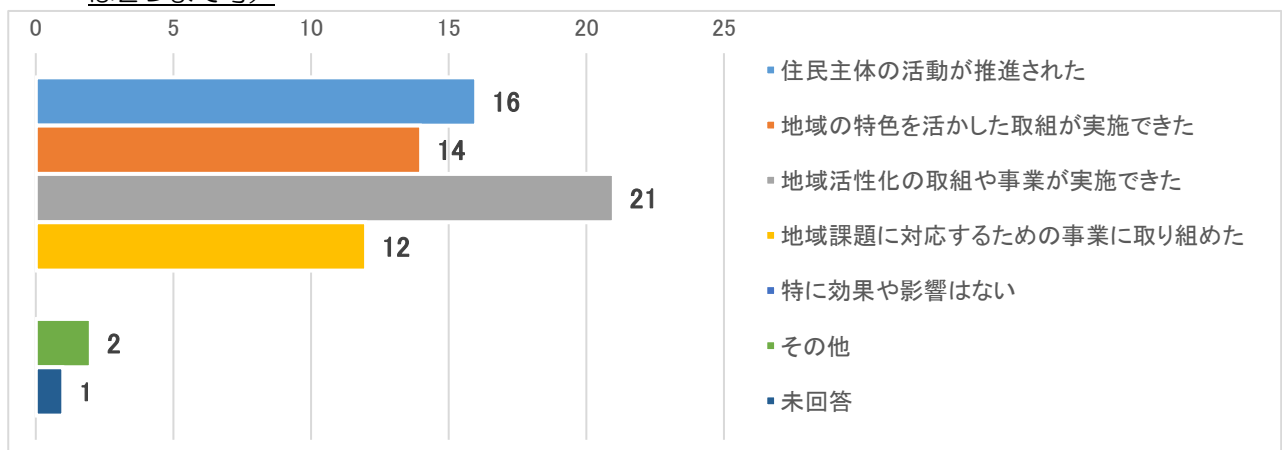
〈その他の意見〉

【浜田】

- ・課題が今のところ見当たらないため。

⑧ 交付金を活用した取組や成果について

問27. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(〇は2つまで可)



〈その他の意見〉

【金城】

- ・振興会では地域課題に対応する協議に取り組めたとおもわれます。地域に関して将来を担ってもらう若い世代の地域行事への参加率が減少傾向にあり当地域の今後の課題となっております。

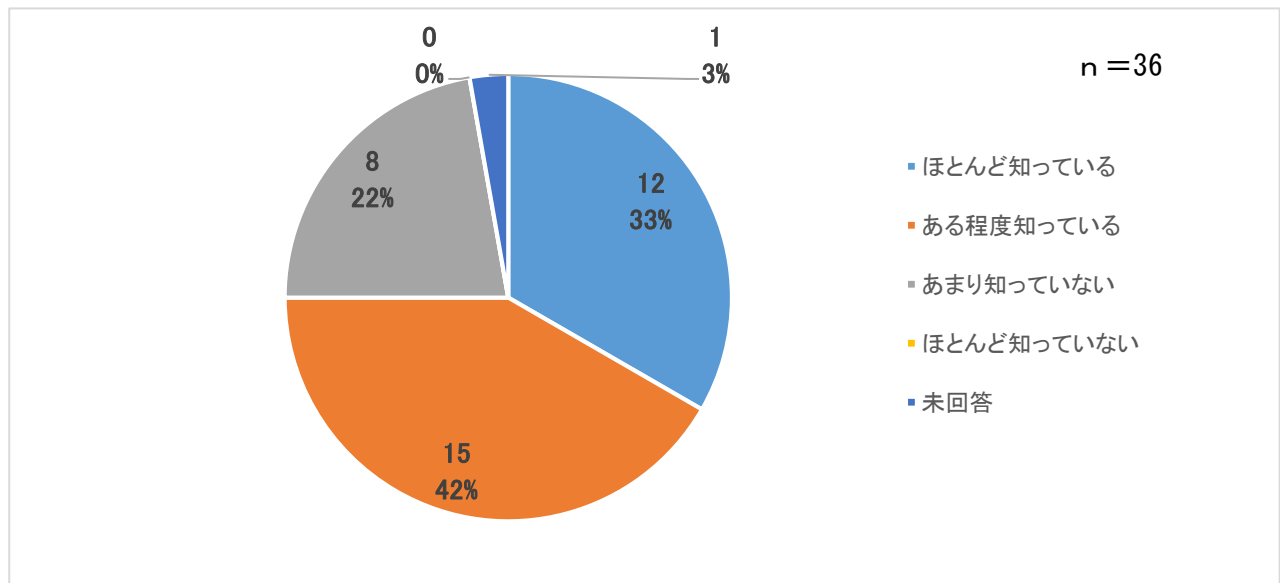
【旭】

- ・取り組みを進めることで、徐々にまちづくり推進委員会への協力が得られてきた。(わずかだが住民の無関心・利己主義の蔓延からの変化)

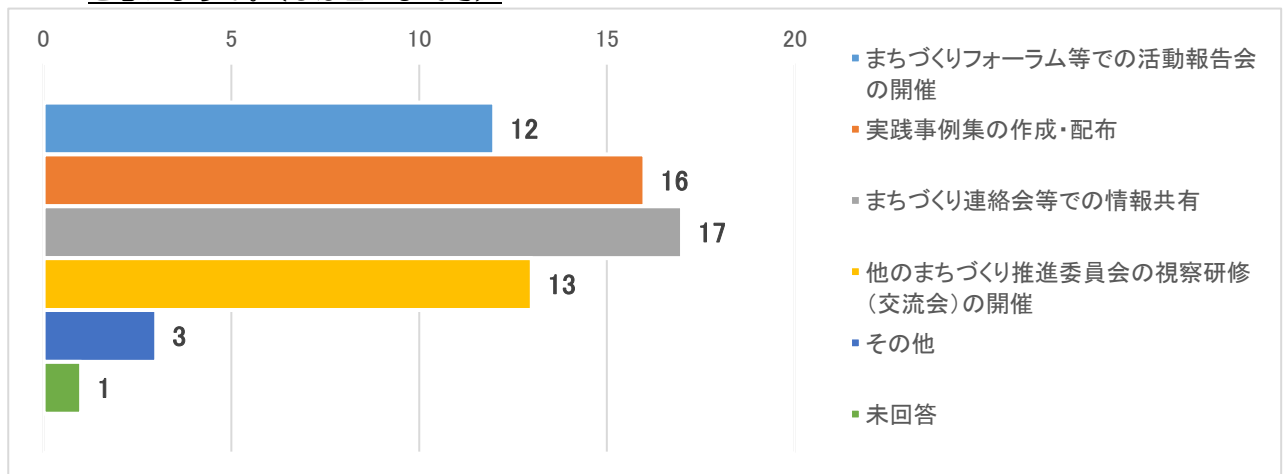


問28. 貴団体のまちづくりの取り組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。

(〇は1つ)



問29. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(〇は2つまで可)



〈その他の意見〉

【金城】

- ・市の直接的な関与

【弥栄】

- ・まちづくりコーディネーターの大事な業務ではないですか？まちづくりコーディネーターは常勤のはずですが多くの時間何をされているのはよく分かりません。また、まちづくり交付金を出している団体の事業報告の公開もしてみたら？

【三隅】

- ・SNS での発信

## ⑨ その他

問30. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

【浜田】

- ・自由度が高く利用しやすい。地域にとってありがたいです。
- ・活動報告の提出書類を簡素化してほしい。
- ・浜田市の人口減少の状況から考えても世帯数の見直しが必要ではないか。
- ・地域住民が年々減少するに伴い交付金が減少しているので、運営が困難になるように思える。したがって、今後交付金額の見直しが必要になって来ると思います。
- ・自治会の役員とまちづくり推進委員会の役員を兼ねる方が多く、負担増になっている。そのため、役員の成り手がおらず、役員の交代や事業の継続ができなくなる。
- ・少子高齢化に伴い、町内の現役世代が減少し、また世帯数も減少してきている中、交付金を頂くことに、感謝しています。お陰で、活動の拡大も視野に入れての、まちの活性化が図れます。
- ・現状では自分のいる地域において交付金を全て使い切れる事業はできない。他のまちづくり委員会の事業においても交付金を使うために事業を行っているように思える場合もあり、本末転倒のように感じる。本当に必要な部署や団体に使って欲しい。交付金制度のおかげで町内会費が溜まる一方であるが、かと言っていつ交付金制度が無くなるかもわからず、町内会費の値下げもできないといったところが現状である。
- ・地域単位は難しくなっている。(地域活動において) やりたい活動や目的を持った団体個人に対する活動を伸ばしていくことに予算を使っていくことを考えていく必要があると思う。地域という枠組みでは、これからを荷っていく世代は関わってこない。地域から地域資源を生かした活動、地域から人との関わりへと変わっていきけるように交付金制度を見直せばいいのにと考えています。※今の制度は悪くはないと思いますが、地域単位にすると、一部(特に山側の人々)の人々の考え方に偏りがちに見えてしまいますので。
- ・私たちのまちづくり推進委員会は、会長が事務局を兼務していて様々な交付報告書・決算書等を会計さんをお願いしたりしている。コロナの影響もあるが、市への事務、会計報告等が毎年期限に間に合わない状況です。何とか担当の方に迷惑をかけないようにと思いますが、私共の会員や地域から適任を探し出すことが難しいところです。まちづくりセンターが貸室業務だけでなく、それぞれのまちづくり委員会の難しい業務やセンターとしての各まちづくり委員会へのアドバイスまたコピー等、もっとセンターが各まちづくり委員会のフォローできるような体制を作ってもらったらいいいのではないかと思います。皆さんしっかり頑張っています。もう少し期限に間に合うように、努力します。人のせいにははいけないと思っています。
- ・なかなか事務業務のできる者がいなくて、後回しになり、すみません。

この交付金を活用させて頂いているおかげで、たくさんのイベントを実施してきました。今年度も計画しています。そして、備蓄品等の購入もできています。各町内会や各委員会等の活動がスムーズに行えています。予算・決算・報告と事務処理は大変ですが、交付金を使用させて頂いている以上、当たり前だと思っています。

また、各委員会も世代交代の時期が到来しています。いかに適任者をみつけて後継してもらおうかが大きな課題です。みんなが忙しい。でも誰かが動かないと町は動かせないし、協力してもらえない。

何が起きても自分のところは、みんなで協力し合い、助け合いのできる町であって欲しい。どうすればみんなが感心を持ってきて、行動してくれるのか。まずは、近隣の方々とのコミュニケーションをとること。役員だけが活動するのではなくて、同じ地域に住んでいても疎遠な人たちも巻き込んで一緒に「まちづくり」に取り組むこと。今、ひとりひとりが自分にできることから始める。気負わず、何かを一緒にやることからが必要だと思います。

- ・殿町まちづくり委員会では、過去の年度で世帯数500を前後したが、活動基礎額の増減で（30万～50万）事業の見直しを迫られた。
  - ・今回、コロナの影響で4年ぶりに敬老会、八朔花祭り、市民体育大会（夏祭りは会場工事中のため中止）の行事ができ充実した年でした。
- これからの活動において、各町内が助成金を使用しているので、事務局としても満足しています。

#### 【金城】

##### 課題解決の交付金事業について

- ①上限金額を上げて頂きたい。新規事業や既存事業内で必要な備品の購入・倉庫等の増設などに充てる制度にして頂きたい。
  - ②積極的に課題解決の交付金申請を行っている地域（振興会）との格差が生じていると思いますので、年間の申請回数設定や過去の実績等を考慮して地域格差を減らしてもらいたい。（HP 以外でも各地域や振興会に申請実績の報告ももらいたい）
  - ③申請内容に合わせ柔軟な審議をお願いしたい。（購入商品が未確定でも申請可能にして頂ければ良い許可後に購入内容の報告は必須）
- ・まちづくり交付金については大変ありがたく、税金ですので支出については、非常に厳しくチェックしながら使用させていただいていますが、何分今のルール配分では活動するのに制限（事業の縮小、金額が不足のため）せざるを得ない状態です。今後、事業を多く展開している所には多く配分されることを願っています。

#### 【旭】

- ・不公平感の払拭。何もしないところや、まちづくり推進委員会が設立されていないところと、まちづくり推進委員会として活動しているところには、差をつけるべき。
- ・交付金の増減額を考えるに当たり、交付金事業で何年も同じ内容で、変化のない惰性的な繰り返してあれば、前年度比で10%ずつの減額とする。（例えば、ほたる祭りなどで内容が昨年同様なら、減額の対象とする）
- ・地域コーディネーターとの連携でさらに有意義な活用が図れば良い。アドバイス求む

#### 【弥栄】

- ・平成17年の合併以来、周辺の地域では前より良くなったことは一つもありません。まちづくり交付金の制度がある為に少なからず賑わい持続する活動が出来ているし、地域住民もこのままではいけないという思いも感じられるようになって来たと思います。引続き充実した制度にして続けていただきたいと思います。

#### 【三隅】

- ・交付金の見直し提案

世帯割額 1500円⇒1000円 世帯には1人もいれば5人もいる。一人世帯が約4割となっていて  
ることと平均世帯人員が2人強であり一人当たりを500円程度として算出

面積割額 100円⇒50円 面積が広いからまちづくりにお金がかかるわけではない。面積には山も  
あれば田畑又民地もある。広いところは山が大半で山にお金を出す必要はないと思われる

均等割額 町内当たり20000円は廃止し、人口割として一人500円で算出する。町内には5人も  
いれば数百人のところもあり不均衡。一人あたりを設定することで公平性が保たれる。以上  
の変更で全体で約3%の削減が見込まれる。

- ・色々な活動をする多くの経費がかかります。その為には多くの活動をしている所には多くの交付金  
がいくように傾斜配分をお願いします。

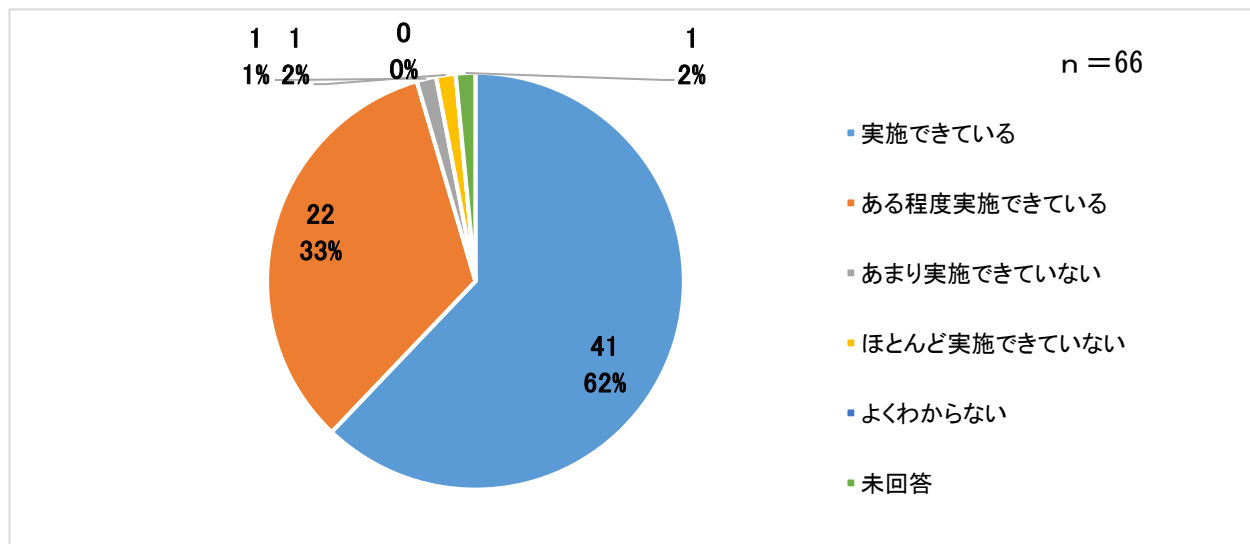
## (2) 単独自治会

### ① 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

### ② 活動状況等について

問2. 令和5年度（今年度）は、予定していた活動を実施できていますか。（○は1つ）

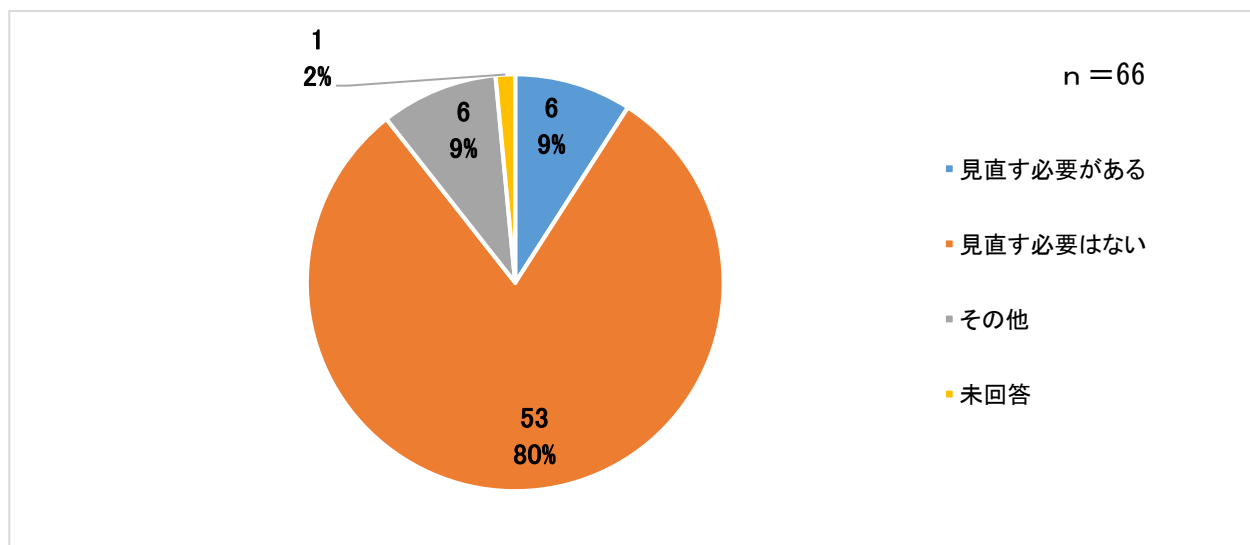


問3. 実施できていない理由は何ですか。（自由記述）

- ・新しい団地に移動して残り8世帯、コロナになった方も数件あり、集まりが出来なかった。
- ・今年度は高温のため、年2回例年実施する草刈りの作業が行われていません。またシルバーセンターから支援もなく町内20ヶ所行う予定の草刈りと不法ゴミの回収作業は、町内会長と清掃指導員だけで行っているのが現状です。再度シルバーセンターと再交渉中です。

### ③ 対象経費における上限額の設定について

問4. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。（○は1つ）



〈その他の意見〉

- ・よく分かりません。
- ・今のところはない。
- ・どちらともいえない。

回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈見直す必要がある〉

- ・資材、物価高騰によりすべての行事に関する経費が３年前と比べ上昇している。ウクライナ情勢が影響されているとケーブルテレビで市長は言われているが、ガソリン以外一度値上げた物品が値下げすることは不可能である。是非、見直して欲しい。
- ・備品などが古くて不良品のため。
- ・20 万円以上の備品の購入で、事前に市に相談、承認されたものであれば交付金を使えるようにしてもらいたい。
- ・防災組織や防災に関する準備もある程度入られることで用途が変化すると思う。

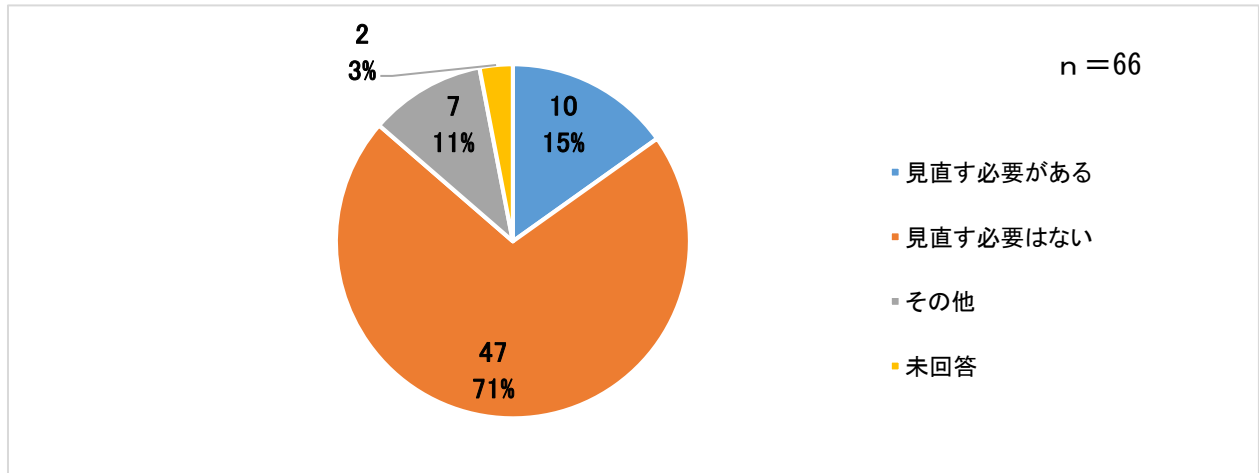
〈見直す必要がない〉

- ・20 万を越える備品は考えられない。「単価が 20 万円」は備品としては十分な金額だと思う。
- ・自治会事業に見合った金額である。現状維持で良い。
- ・町内に高額な備品はない。また、今後の町内活動を考えると高額備品は想定されない。
- ・「まちづくり」に取り組むと必要かもしれないが、「８その他」で記載しているように取り組みは困難である。
- ・現在の町内への交付額が上限額までないため。
- ・範囲内でまかなえてる。
- ・見直しをする必要はないでしょうが、自治会が大きな買い物をするときには別途、目的に応じた活動資金の補助制度があることを広く宣伝すれば良いと考えます。
- ・本会の現実では現状で十分である。
- ・上限どころか普通の活動費さえままならない。
- ・来年 6 月に新しい団地に移動のため。
- ・交付金額が少ないので他の項目で十分足りている。
- ・上限を超える状況になったことがない。

〈その他〉

- ・交付額が少ないので、どちらでも良い。
- ・必要なことがなかったため。
- ・会長になって 1 年半、万単位の備品を購入する事項がなく判断できない。
- ・自分がよく分かっていないから。

問5. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

- 工事が必要な場合は、不足の事態が起きた結果があるため、そういう場合は上限を越えてもいいのでは？
- よく分からない。どちらともいえない。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

- 現在、トイレの改修を検討しており災害時にも対応できるものにしたいと考えている。約 150～200 万近くかかり 60 万では限られた工事しかできない。
- 資材、物価高騰によりすべての行事に関する経費が 3 年前と比べ上昇している。ウクライナ情勢が影響されているとケーブルテレビで市長は言われているが、ガソリン以外一度値上げした物品が値下げすることは不可能である。是非、見直して欲しい。
- 物価高騰もあり、「60 万円未満の工事費」は不十分。工事費としてはもう少し高額な上限設定をして欲しい。
- 道路が狭い所があり、車も多く通る時間もあるので広げてほしい。
- 事前に市に相談、承認されたものであれば 60 万越でも交付金を使えるようにしてほしい。
- 地区住民のための公共工事は見直す必要があると思う。

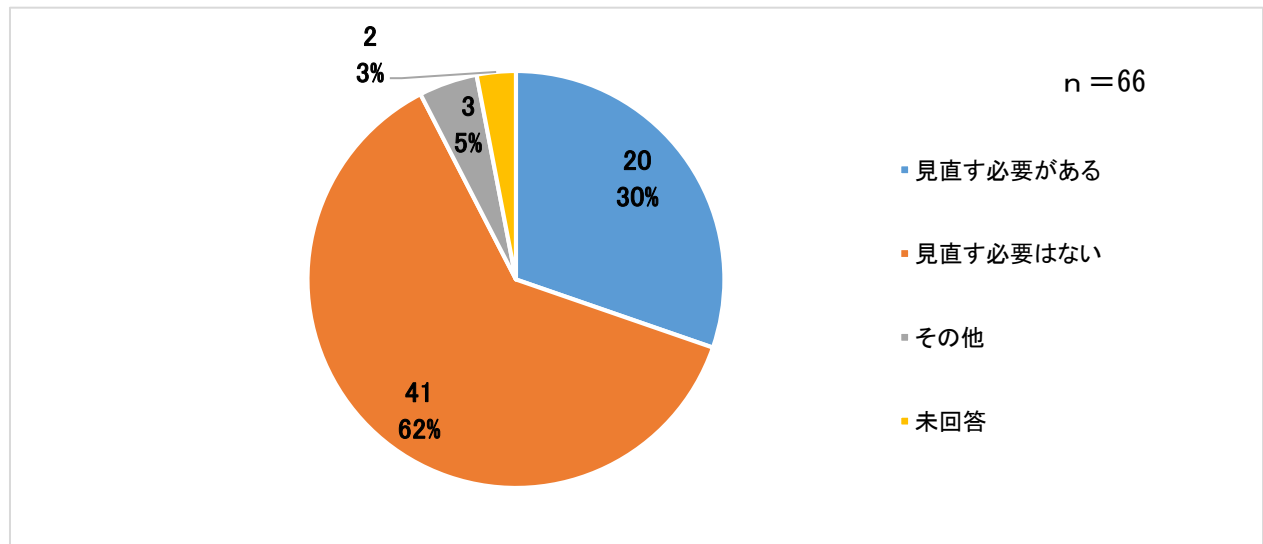
〈見直す必要がない〉

- 今後の町内活動を考えると高額工事費は想定されない。
- 集会所がないため老朽化の心配がないが、将来的には空き家を借りて会合するときには、一部工事をする場合が出るかもしれないから。
- 現在の町内への交付額が上限額までないため。
- すべての町内会が集会所を所有すればだが、現状では必要ない。当自治会では、工事等をする必要がない。該当する事案がない。
- 現状で十分であり、今のままで良い。

〈その他〉

- 交付額が少ないのでどちらでも良い。
- 必要なことがなかったため。
- 会長になって 1 年半、万単位の工事を実施する事項がなく判断できない。

問6. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

- ・わからない。
- ・どちらともいえない

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

- ・無しでも良い。
- ・数年間物価高で食材は上がっているため、増額してほしい。税込み価格にしてほしい。(税込み 1200 円～1300 円、1,500 円、2,000 円)
- ・食糧費は近年高騰してきており、1,000 円以内のお弁当&お茶セットでは物足りないものになってしまいうため、1,500 円から 2,000 円でも良いと思う。また、少しでも良いものを出したほうが参加者を増やせるため。
- ・物価高により 1,000 円では足りなくなっている。今まで通りの弁当が購入できなくなっている。
- ・食品などの物価高騰により町内親睦会で必要な食事など 2020 年から比べると生鮮食品で 10%以上、生鮮食品以外で 6%以上値上げされている。しかも電機料金、ガソリン代など光熱費の高騰により全てが値上がりしている状況であり、食糧費の上限を是非見直していただきたい。
- ・親睦会の弁当に使用させてもらっているが、1,000 円の弁当では個人負担の割合が大きい。
- ・物価、消費税が上がり町内会の事業に支障をきたしています。

〈見直す必要はない〉

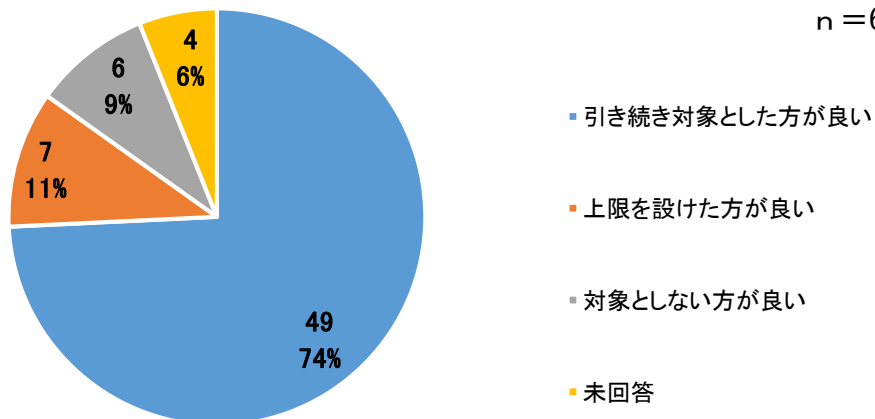
- ・税金であるので飲食費は適当と思う。
- ・現在のところ該当する事案がない。
- ・自治会の計画に見合っている。範囲内で賄えている。
- ・不足分くらいは町内会費から出せばよいので高額にしなくても良いと思う。
- ・常会では参加者が少ないため。

〈その他〉

- ・必要なことになったため。

#### ④ 支出項目について

問7. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

- ・ 役員のなり手不足であり、せめて報酬は最低限必要と考えるから。
- ・ 毎年、同じ者が役員にならざるを得ない。せめて手当を支給して確保するしかない。
- ・ 交付金対象とならないと支給もままならない（町内会費の値上げなど必要となる）。
- ・ 町内の会員が高齢化し、後継者は他所にすんでいる。町内の役員のなり手が少ない。また、アパート・出店の会員が多く町内活動に参加する会員は限られている。
- ・ 町内会で役員報酬を求めている町内があるのであれば、対象として残しておいてよいと思う。
- ・ 町内会の判断（規約）に、委ねてよいと思います。
- ・ 地域活動に参加要請、貢献してもらっている。
- ・ 現行どおり使用したいため。
- ・ 役員報酬は必要であると感じるため。
- ・ 問う町内会の金額であればこれで良いと思う。
- ・ 小さな町内会とはいえ、会議出席、町内会に属さないアパートへの市報等の配布作業はかなりの負担。仕事をもちながら掛け持ちする会長が今後増えるのは必要なので必要と考える。
- ・ 会員数が減少するなか行事を開催しても参加者が減少。また、今だコロナ感染者が減少できていないなか交付金を使いたい。
- ・ 本職しながら町内の役員をする事は。
- ・ 全額、町内会計に入れており、それでも収支は若干赤です。街路灯代が年間で5万近くかかり大きな負担となっている。
- ・ 『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。
- ・ 住民票を浜田市に移しても町内会入会の勧誘をおこなっても残念ながら入会されない方が最近多くなっている。町内会の役員をされる方も公私にわたり多忙の中、協力していただいており地域支援活動費も活用しているが町内会費だけでの町内の親睦事業、環境整備などの経費を賄うのは厳しい。引き続き対象とすべきと考えます。



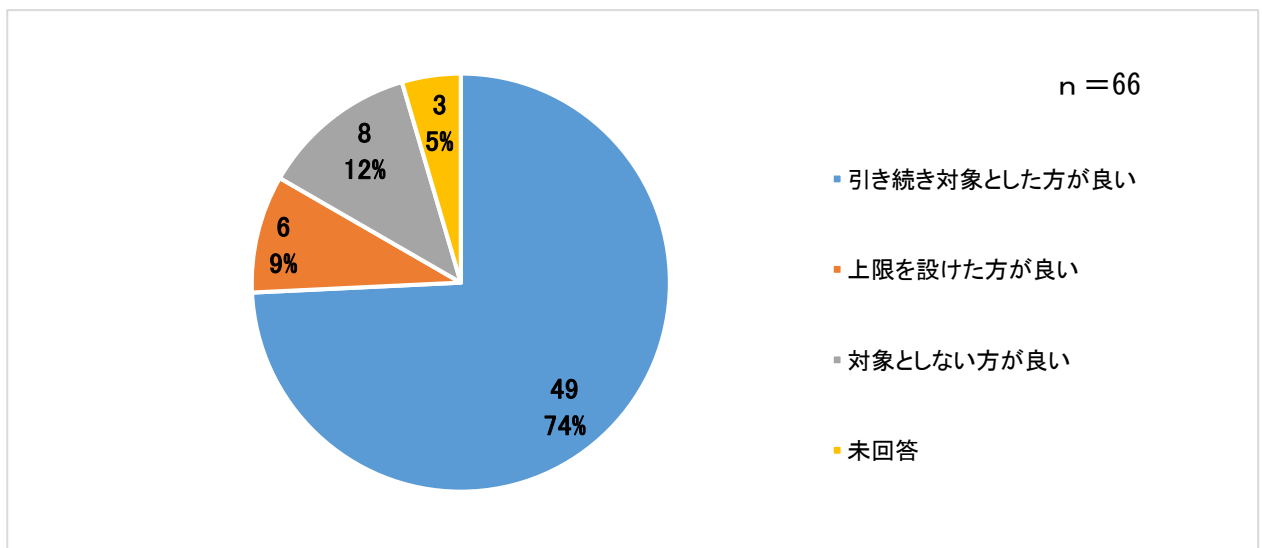
〈上限を設けた方が良い〉

- 本来なら、「無報酬もやむなし」の考えだが、社会通念上の範囲内に収まる額であれば、認めても良いと思うが、それなりの活動が伴うことが要件となる。
- 総会などで説明ができる。
- 会の運営を行っているので、ある程度は出して良いと思う。
- 役員報酬はもらっていないので分かりませんが、上限はあった方が良くと思います。
- 瀬戸見 5・6 町内会は、町内会長手当を出していません。（町内会長が行政連絡委員と兼務という規約があるから。）

〈対象としない方が良い〉

- 交付金制度が施行される以前から役員報酬を支給されているため。
- 役員報酬はボランティアとして無報酬が好ましい。当会も無報酬。
- まちづくり総合交付金は町内会長等、役員報酬するためにあるのではない。町内の皆さんから徴収している町内会費から支給すればよい。
- 町内会費から支出している。

問8. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は 1 つ）



回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈引き続き対象とした方が良い〉

- 子供の日、敬老の日等への町内からの祝いとして、継続したほうが良いと思います。
- こどもの日の祝いや敬老の祝いを実施する際、これらのものを交付金から支出できることで、限られた予算の中で、人数の大小があっても対応可能である。
- 敬老の日の祝いに（私の町内）していて、いずれは集まっていただいて祝う会的なものにしていきたいとは思っているが、現状は商品券の方が良いとの意見が多数である。
- 70 才以上の方に敬老祝として手渡して、安否確認、健康等、近況を伺っている。
- 町内では敬老会の記念品として、各対象者に配布している。（75 才以上）
- 防災訓練参加、団地清掃（草刈、植木剪定など）に活動費として商品券は参加者向上に役立っている。
- 浅井 4-1 町内会では利用していないが、参加する人が高齢で参加できないため利用できたら良いと思います。

- ものの考え方だけであり、作業やイベントをしてその対価としての対象であるならば別に良いと思う。商品や食品なら良いのかの質問になってくる。常識範囲内で。
- 『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。
- 品物など具体物では受け入れられない方もおられ、自由に選べるこの方が喜ばれる。
- 謝礼等のお礼で現金で支払い出来ない時に必要だから。
- 多くの人が対象になるから良いと思う。
- 交付金でできるなら、それでいいと思います。

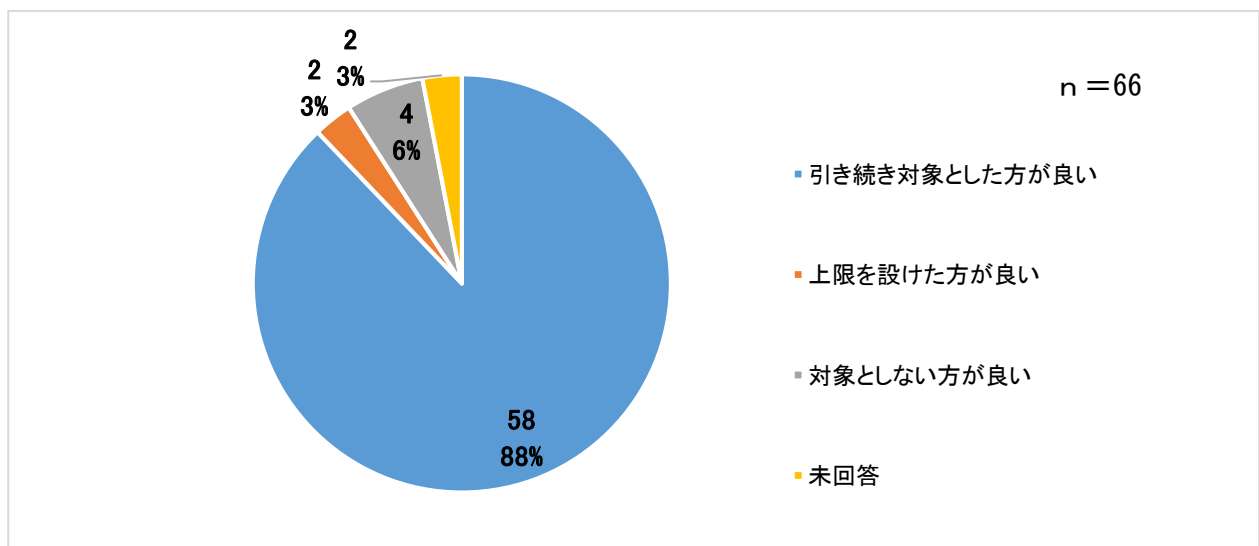
〈上限を設けた方が良い〉

- 経費の無駄を省く。
- 町内事業の参加者、協力者などに提供することが考えられるが、食事代と同様な扱いが適切と考える。
- 奉仕活動をしている参加者にお茶代として出している。

〈対象としない方が良い〉

- 何に使用しているのか、不透明感が感じられる。
- 金券の配布は好ましくないため
- 商品券や図書カードは住民個人の使用するもので交付金の対象とすべきではない。

9. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

- 対象から外すと、防犯灯の保守管理がずさんになる恐れがあると思います。
- 町内会費の値上げが難しいため。
- 町内会費より支払うのが困難である。
- 交付金を充当している。
- 外灯代電気料を自治会負担にすると自治会運営にひびく。町内会費の負担軽減。
- 電気代は町内会支出の大きな部分を占めており、対象とすべき(庁内の安全上必要)。

- ・公共性があると思う。
- ・電気代も高騰しております、必要である。
- ・防犯灯は安全安心なまちづくりに必要不可欠なものであるため。
- ・他の町内の人など、不特定の人が利用するため。
- ・町内すべての防犯灯の電気代を行政で全て負担してもらうのであれば対象外でも良いと思いますが、町内防犯灯は町内の防犯と言う意味合いもある一方市道の交通上安全を確保している意味合いもあるので引き続き対象としてもらいたい。
- ・小さな町の割に防犯灯が多い。通り抜けの隣保の町の需要もあって多いので対象にしてもらって助かる。
- ・市に各町内の要所要所に防犯カメラを設置してもらいたいです。
- ・町内の防犯灯設置は必要不可欠であり電気代は町内会が負担すべきと思う。
- ・現行どおり使用したいため。
- ・町内会に属さないアパート住民にも恩恵があるのだから、市が負担した方がよい。
- ・町内にある防犯灯とはいえ、浜田市全体にかかってくる問題だと思うので。
- ・交付金ではまかない切れない。別枠での補助をお願いしたい。
- ・『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。

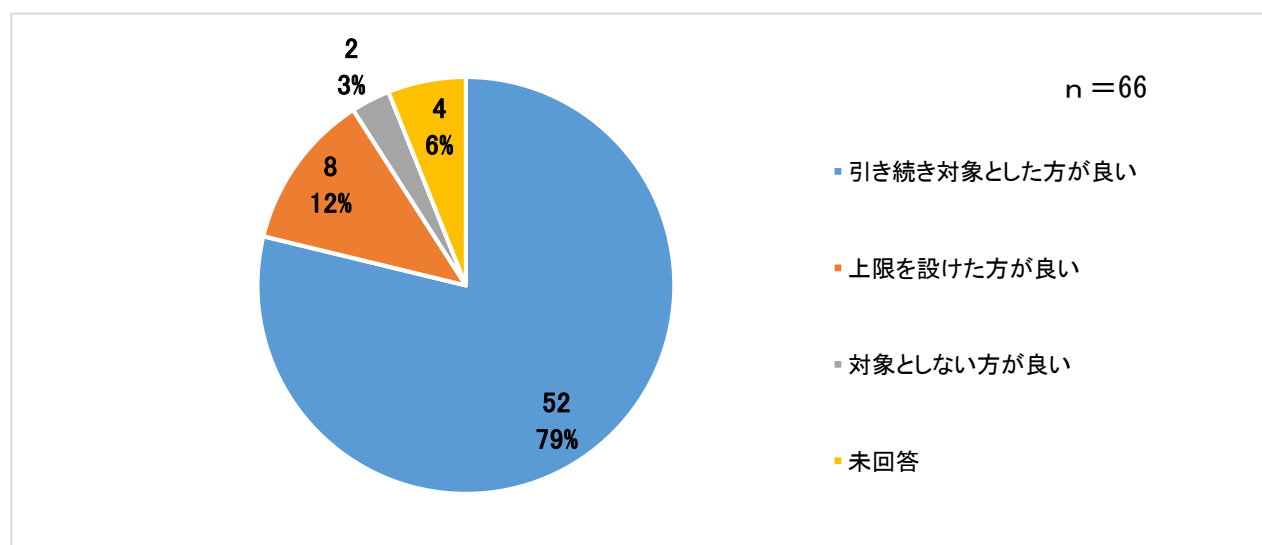
〈上限を設けた方が良い〉

未回答

〈対象としない方が良い〉

- ・町内会の地域の大小で差があるため。
- ・町内会、自治会費で支払うべきである。

問10. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は1つ）



回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈引き続き対象とした方がよい〉

- ・町内会費だけでは足りたくなると思います。
- ・地域の高齢化が進んでいる現状で、イベント、草刈等で高齢者への負担が増えており、委託する必要性が増加するため。
- ・一つの例として、川岸の草刈り作業があります。町内では高齢化が進み大規模な除草作業になかなか取り組めない事情があります。交付金を使うか否かにかかわらず、事業者へ委託する方向で現在検討しているところです。
- ・町内会員の高齢化に伴い、市民一斉清掃等でも草刈り作業・側溝清掃（泥上げ）等、作業不可能な分野も増えていく中、シルバー人材センター等への委託の頻度も増加傾向です。引き続き対象として欲しい。
- ・人手不足が進んでおり、自分達ができないところを、やっていただくため必要だと思うから。
- ・高齢化が進む現状で町内の環境整備で町内だけではできない事を業務委託するケースは必要だと思います。私の町内では今まで活用した事はありませんが、今後必要になると考えています。引き続き対象としておいて欲しい。
- ・町内だけでは、解決できないこともあるので良いと思う。
- ・原井町 4 町内は周辺を山林に囲まれ草木の成長が早く、定期的に雑木の伐採や清掃作業（雑草）を行う必要があります。
- ・今後、町内会員だけで草刈りは不可能と考えられる。
- ・市道の法面が多いため必要です。しかし、私の町内では危険ヶ所であり断られている。
- ・現在、委託費は使用していないが、高齢化により危険なことをすることをためらっている。
- ・『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。

〈上限を設けた方がよい〉

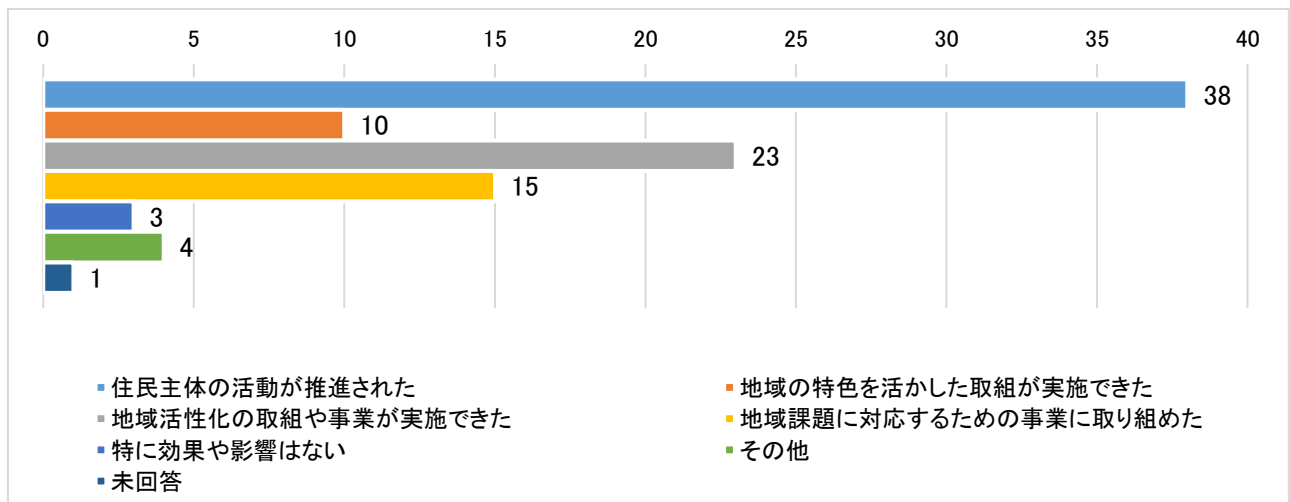
- ・当自治会は、世帯数が少なく、高齢者も多いことから、今後、人材センターの活用も検討せざるを得ない状況もあることから、対象としてもらいたい。
- ・町内の会員の老齢化が進んでおり、だんだん人手がなくなっている。必要な経費と考えられるが、ある程度の制限は必要と思う。
- ・使用したことがないのでわからない。
- ・町内全体が高齢化しているので溝掃除等に使っても良いと思う。

〈対象としない方がよい〉

- ・自治会で対応すべきである。

## ⑤ 交付金を活用した取組や成果について

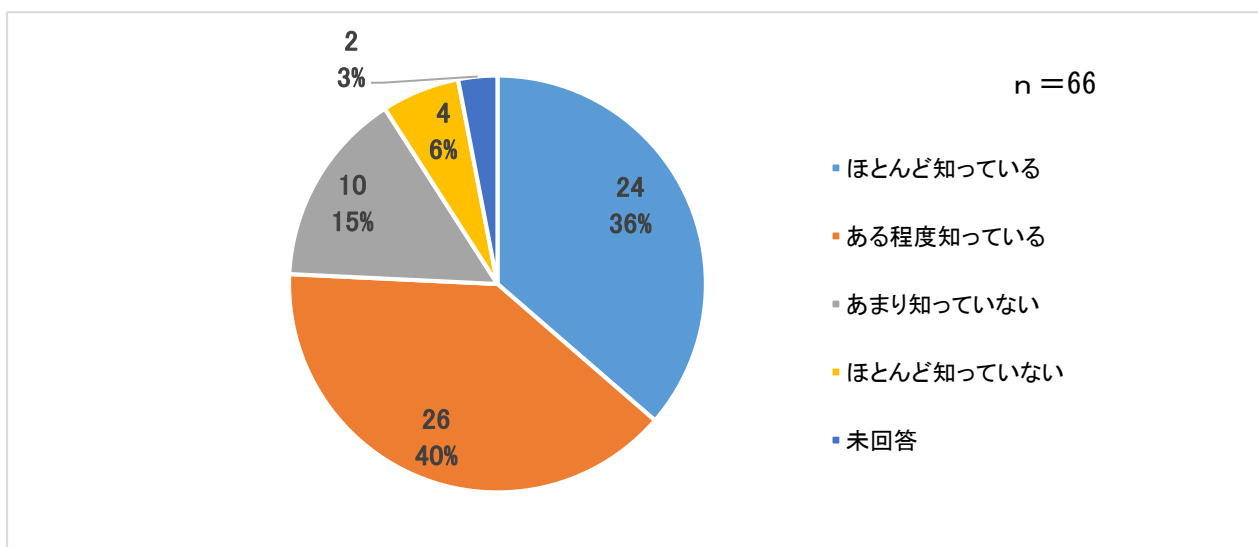
問1 1. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(〇は2つまで可)



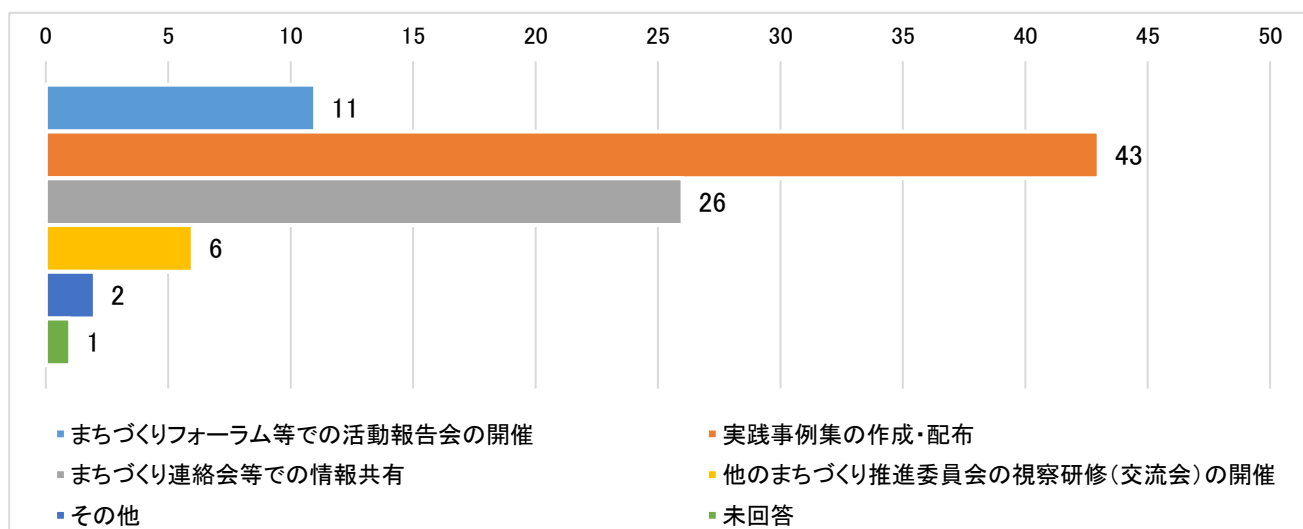
〈その他の意見〉

- ・負担軽減
- ・以前の制度での町内会役員の経験がないのでよくわからない。
- ・世帯も少なくなって、何も出来ていない。
- ・集会上の清掃や運営が出来ている。

問1 2. 貴団体のまちづくりの取組について、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(〇は1つ)



問13. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(〇は2つまで可)



## ⑥ その他

問14. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

- ・浜田地区協議会の動きを見ても、とてもここ数年で統合にこぎつけることはできないので、機関誌等で各地域の取り組みを知らせながら活動に向けての財政的支援をお願いしたい。
- ・交付金制度はしばらく維持していただきたい。今、ストップまたは削除となるとマイナスの方向にしか動かなくなりそう。求心力を保てない。
- ・今のところ、特に思い浮かばない。
- ・思いついたら都度、相談していきたいので、その際はよろしくお願いします。
- ・浅井1町内は浜田駅前のため、会員としては出店(飲食店や物品販売で住民ではない)、アパート・マンションが多く、町内として実働の会員は、昔からの住民の20軒たらずです。

しかも、この20軒は高齢化(ほとんどの皆さんが80歳前後)、後継者は他で生活しており、町内で「まちづくり」に取り組む事はむづかしい状況です。

- ・現状は、市報の配布・ごみステーションの管理など必要最低限のことを行うところがやっとです。
- ・「地区まちづくり」ができると事業目的のまちづくりは可能かもしれないが、どこも高齢化・過疎化が進んでおり難しいと考えられる。
- ・人口減少、少子高齢化で町内運営が5年先、10年先が不安になるので、交付金が減額になっても「まちづくり」が最低限維持できる取組をしていくことを今だから考えておく事が必要だと思う。
- ・交付金について申請方法(申請書類)を簡略化できる部分は見直して欲しい。大切な税金を交付する側と申請する側を考えながら市民に配慮した申請手続きができる方法を是非お願いしたい。
- ・元々商店街の取り組みが活発にされていましたがそれも衰退。その後、交付金がいただけるということで町内会組織ができました。
- ・世帯数も少なく年1度の総会になんとか過半数の参加がありますので、この機会に魅力のある会にしたいと思いますが、少子高齢化が進みこれからの活動に不安を感じております。改めて交付金の使い方について読み直しております。
- ・当会では自治会費(350円/月)の殆どが管理費に使われ、まちづくり総合交付金は自治会事業の貴重な財源となっており有難く思っております。継続実施をお願いします。
- ・現状、交付金は寄附、募金等には使用できないが、實際上、交付金とほぼ同等の金額が募金などで町

内会計から支出しており、盆踊り、祭りなどの必要金額は各戸からの町内会費にて賄っている。結果、戸数が減少しつつあるので、各戸の負担が増加し、行事に対する意識の低下＝まちづくり活動の低下につながるのではないかと。

- まちづくり交付金制度を市民の皆様に分かりやすく伝えることが良いと思います。
- 交付金を頂くことで住民の負担となっていることがクリアになった。なかなか自治会費だけでは難しい。
- 町内会費は徴収しているが、その6割強は赤十字活動資金、協議会会費、各種募金で消費され、交付金を得ることで町内の事業や維持管理ができています。ぜひとも交付金制度は令和7年度とはいわず継続していただきたい。
- 戸数の少ない集落では活動資金が限られています。交付金がなければさらに地域活動は貧弱なものになります。
- この制度は続けていただきたい。
- 町内会長を10年以上担当していますが、まちづくり交付金制度を利用させて頂き大変感謝しています。
- 原井町4町内は、国道・県道・市道・赤道（けもの道）・水路・青川河川等、公道が多くあり定期的に雑木伐採、雑草刈り、不法ゴミの回収作業を実施する必要があります。そのため、まちづくり交付金の活用は不可欠であり、交付金の増額を含めて考慮して頂きたいと思っています。
- 市役所の担当部署に出向いて相談して分かったことが多い。カラーの文書でいろいろ書いてあるが、もう少し整理して中学生が読んでも分かる程度にまとめてほしい。文字とそれを表現するイラストをうまく組み合わせてください。
- コロナがあったことで、町内の皆さんがヶ所に集まることを怖れておられ（高齢者が多いため）弁当を食べるランチ会など開けませんでした。（来年はする予定。）集会所をもたない町内はどんどん希薄になると感じる今日この頃です。
- アパートの方は、市報配布については町内会に入ってほしいと思いますが市はどのように考えておられるか示してほしいです。
- 高齢者が多くて家から出にくい人が多いのでどうしたら良いか、どうしたら喜ばれるか方法が知りたい。
- まちづくり交付金を町内会の活動の主力の収入源として活用させていただいています。最近では町内会の戸数も減少し、町内会活動も縮小せざるおえなくなり定期的に送られてくる募金なども町内会から支払うことを検討せざるおえなくなっています。戸数の大きな町内会は予算的にも余裕があるのですが、小さなところは予算的にも厳しい状況です。戸数で全額を決めるのではなく、最低限の金額を設定してはどうでしょうか。
- 瀬戸見町全体で6町内あって（1・2、3・4、5・6）3つの班に別れて活動しています。町内行事に関しては全6町内で活動しています。町内全体が高齢化して、行事も参加者が激減しています。役員一同、瀬戸見町を活性化させようと試行錯誤しています。活動している町が交付金が減り、活動していない町が交付金が多い。まちづくり交付金制度は本当にありがたい事です、行事の内容で交付金の加減を決めてはどうでしょう。

## まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

令和5年9月

### 1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

|         |    |         |  |
|---------|----|---------|--|
| (1) 団体名 |    | (2) 連絡先 |  |
| (3) 回答者 | 役職 | 氏名      |  |

### 2 活動状況等について

問2. 令和5年度(今年度)は、予定していた活動を実施できていますか。(○は1つ)

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 実施できている ⇒ 問4へ     | 2 ある程度実施できている ⇒ 問4へ  |
| 3 あまり実施できていない ⇒ 問3へ | 4 ほとんど実施できていない ⇒ 問3へ |
| 5 よくわからない ⇒ 問4へ     |                      |

問3. 実施できていない理由を教えてください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

### 3 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

地域の実情に応じた算定を行うため、令和3年度から「高齢化加算」と「年少人口加算」を新設し、対象となるまちづくり委員会に対して交付金を加算しています。

※各まちづくり委員会の加算額については、別紙をご覧ください。

問4. 高齢化加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問4は、高齢化加算に該当する団体のみ回答

#### 【高齢化加算】

- (1) **加算の考え方** 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため
- (2) **対象** 高齢化率(65歳以上人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会
- (3) **加算額** 活動基礎額 × 市平均を超えた割合

|                |                 |               |
|----------------|-----------------|---------------|
| 1 変化があった ⇒ 問5へ | 2 変化がなかった ⇒ 問6へ | 3 わからない ⇒ 問6へ |
|----------------|-----------------|---------------|

問5. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 新たな事業を実施した | 2 従来の事業を拡充した |
| 3 その他 ( )    |              |



問6. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

- |                 |                  |               |
|-----------------|------------------|---------------|
| 1 必要だと思う ⇒ 問7へ  | 2 必要だと思わない ⇒ 問8へ | 3 わからない ⇒ 問9へ |
| 4 その他 ( ) ⇒ 問9へ |                  |               |

問7. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- |                     |
|---------------------|
| 1 高齢者に関する事業を実施するため  |
| 2 高齢化に対応する事業を実施するため |
| 3 その他 ( )           |

回答後は、問9へ進んでください。

問8. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

- |                        |
|------------------------|
| 1 高齢化加算が無くても事業を実施できるため |
| 2 高齢化に対応する事業を実施しないため   |
| 3 高齢化加算に該当しないため        |
| 3 その他 ( )              |

問9. 年少人口加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問9は、年少人口加算に該当する団体のみ回答

【年少人口加算】

- (1) **加算の考え方** 将来を担う子どもへの事業(共育・郷育事業など)に関する取組を推進するため
- (2) **対象** 年少人口率(14歳以下人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会
- (3) **加算額** 活動基礎額 × 10%

- |                 |                  |                |
|-----------------|------------------|----------------|
| 1 変化があった ⇒ 問10へ | 2 変化がなかった ⇒ 問11へ | 3 わからない ⇒ 問11へ |
|-----------------|------------------|----------------|

問10. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 新たな事業を実施した | 2 従来の事業を拡充した |
| 3 その他 ( )    |              |

問11. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

- |                  |                   |                |
|------------------|-------------------|----------------|
| 1 必要だと思う ⇒ 問12へ  | 2 必要だと思わない ⇒ 問13へ | 3 わからない ⇒ 問14へ |
| 4 その他 ( ) ⇒ 問14へ |                   |                |

問12. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- |                    |
|--------------------|
| 1 子どもに関する事業を実施するため |
| 2 その他 ( )          |

回答後は、問14へ進んでください。

問13. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1 | 年少人口加算がなくても事業を実施できるため |
| 2 | 子どもに関する事業を実施しないため     |
| 3 | 年少人口加算に該当しないため        |
| 4 | その他 ( )               |

4 交付金の算定項目について

現在、交付金の算定については団体を構成する町内数、世帯数、面積、団体の区分、地域の高齢化率、地域の年少人口率によって算定しています。

【算定項目】

(1) 均等割 @20,000 円×町内数

(2) 世帯数割 @1,500 円×世帯数

(3) 面積割 @100 円×面積

(4) 活動基礎額

| 交付金の額       | 団体区分(エリア)  | 算定方法                   |
|-------------|------------|------------------------|
| 2,000,000 円 | まちづくりセンター区 | 1,500 世帯以上             |
|             | 小学校区       |                        |
|             | 単一の町       |                        |
|             | 複数の町       |                        |
| 1,000,000 円 | まちづくりセンター区 | ※1 まちづくりセンター区につき       |
|             | 小学校区       | 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満  |
|             | 単一の町       |                        |
|             | 複数の町       | 500 世帯以上 1,500 世帯未満    |
| 750,000 円   | 単一の町       | 750 世帯以上 1,000 世帯未満    |
|             | 複数の町       | 400 世帯以上 500 世帯未満      |
| 500,000 円   | 単一の町       | 500 世帯以上 750 世帯未満      |
|             | 複数の町       | 300 世帯以上 400 世帯未満      |
| 300,000 円   | 単一の町       | おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満 |
|             | 複数の町       | おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満 |

(5) 高齢化加算 活動基礎額×市平均を超えた割合

(6) 年少人口加算 活動基礎額×10%

問14. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があると思いますか。(○は1つ)

1 変更する必要がある ⇒ 問15へ

2 変更する必要はない ⇒ 問17へ

問15. 増額する必要があると思う項目を教えてください。(○は3つ)

|                                            |         |          |
|--------------------------------------------|---------|----------|
| 1 均等割                                      | 2 世帯数割  | 3 面積割    |
| 4 活動基礎額                                    | 5 高齢化加算 | 6 年少人口加算 |
| 7 新たな算定項目 ※新たに追加する算定項目の内容と追加する理由を記入してください。 |         |          |
| 算定項目の内容 ( )                                |         |          |
| 追加する理由 ( )                                 |         |          |

問16. 問15の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(○は3つ)

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1 均等割   | 2 世帯数割  | 3 面積割    |
| 4 活動基礎額 | 5 高齢化加算 | 6 年少人口加算 |

## 5 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ 単価が 20 万円以上（税込み）の備品  
（単価が 20 万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。）
- ・ 60 万円以上（税込み）の工事等  
（60 万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。）
- ・ 参加者 1 人あたり 1,000 円（税込み）を超過した分の食事代  
（各事業につき、参加者 1 人あたり 1,000 円までは、交付金を使えます。）

問17. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 見直す必要がある |
| 2 | 見直す必要はない |
| 3 | その他（ ）   |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

問18. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 見直す必要がある |
| 2 | 見直す必要はない |
| 3 | その他（ ）   |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

問19. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 見直す必要がある |
| 2 | 見直す必要はない |
| 3 | その他（ ）   |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 6 支出項目について

まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。しかしながら、一部の支出費目について、交付金がまちづくり活動へ活用されているのか不明瞭（町内会等の活動実績がわからない）であるとして指摘を受けているものがあります。（現状、次の各支出費目は、いずれも交付金を使うことができます。）

問20. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

|  |
|--|
|  |
|--|

問21. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

|  |
|--|
|  |
|--|

問22. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

|  |
|--|
|  |
|--|

問23. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

|  |
|--|
|  |
|--|

## 7 課題解決特別事業について

問24. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。

また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(○は1つ)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 活用実績があり、今後も活用したい ⇒ 問25へ       |
| 2 活用実績はないが、今後は活用したい ⇒ 問25へ      |
| 3 活用実績はあるが、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問26へ |
| 4 活用実績はなく、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問26へ  |

問25. 課題解決特別事業を活用したい理由を教えてください。(複数回答可)

- |                                        |
|----------------------------------------|
| 1 地域として特に重要又は喫緊の課題を解決するため              |
| 2 中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業を実施するため |
| 3 その他（ ）                               |

回答後は、問27へ進んでください。

問26. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。(複数回答可)

- |                      |
|----------------------|
| 1 基礎額、活動費の範囲内で賄えるため  |
| 2 積立金や繰越金を活用し実施するため  |
| 3 事業を実施する体制ができていないため |
| 4 事業の企画ができないため       |
| 5 その他（ ）             |

## 8 交付金を活用した取組や成果について

問27. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

- |                        |
|------------------------|
| 1 住民主体の活動が推進された        |
| 2 地域の特色を活かした取組が実施できた   |
| 3 地域活性化の取組や事業が実施できた    |
| 4 地域課題に対応するための事業に取り組めた |
| 5 特に効果や影響はない           |
| 6 その他（ ）               |

問28. 貴団体のまちづくりの取り組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 ほとんど知っている | 2 ある程度知っている |
| 3 あまり知らない   | 4 ほとんど知らない  |

問29. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(○は2つまで可)

- 1 まちづくりフォーラム等での活動報告会の開催
- 2 実践事例集の作成・配布
- 3 まちづくり連絡会等での情報共有
- 4 他のまちづくり推進委員会の視察研修（交流会）の開催
- 5 その他（ ）

## 9 その他

問30. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

アンケートは、以上で終わりです。  
ご協力いただき、ありがとうございました。



## まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

令和 5 年 9 月

### 1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

|         |    |         |  |
|---------|----|---------|--|
| (1) 団体名 |    | (2) 連絡先 |  |
| (3) 回答者 | 役職 | 氏名      |  |

### 2 活動状況等について

問2. 令和 5 年度(今年度)は、予定していた活動を実施できていますか。(○は 1 つ)

|                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1 実施できている ⇒ 問 4 へ     | 2 ある程度実施できている ⇒ 問 4 へ  |
| 3 あまり実施できていない ⇒ 問 3 へ | 4 ほとんど実施できていない ⇒ 問 3 へ |
| 5 よくわからない ⇒ 問 4 へ     |                        |

問3. 実施できていない理由は何ですか。(自由記述)

### 3 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ 単価が 20 万円以上(税込み)の備品  
(単価が 20 万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。)
- ・ 60 万円以上(税込み)の工事等  
(60 万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。)
- ・ 参加者 1 人あたり 1,000 円(税込み)を超過した分の食事代  
(各事業につき、参加者 1 人あたり 1,000 円までは、交付金を使えます。)

問4. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は 1 つ)

|            |
|------------|
| 1 見直す必要がある |
| 2 見直す必要はない |
| 3 その他 ( )  |

回答した理由を記入してください。(自由記述)



問5. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1 見直す必要がある

2 見直す必要はない

3 その他 ( )

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

問6. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1 見直す必要がある

2 見直す必要はない

3 その他 ( )

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 4 支出項目について

まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。しかしながら、一部の支出費目について、交付金がまちづくり活動へ活用されているのか不明瞭(町内会等の活動実績がわからない)であるとして指摘を受けているものがあります。(現状、次の各支出費目は、いずれも交付金を使うことができます。)

問7. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

1 引き続き対象とした方がよい

2 上限を設けた方がよい

3 対象としない方がよい

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|



問8. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

問9. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

問10. 委託費(シルバー人材センター等への委託)を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い    |              |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

|  |
|--|
|  |
|--|

## 5 交付金を活用した取組や成果について

問11. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

|                        |
|------------------------|
| 1 住民主体の活動が推進された        |
| 2 地域の特色を活かした取組が実施できた   |
| 3 地域活性化の取組や事業が実施できた    |
| 4 地域課題に対応するための事業に取り組めた |
| 5 特に効果や影響はない           |
| 6 その他 ( )              |

問12. 貴団体のまちづくりの取組について、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(○は1つ)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 ほとんど知っている | 2 ある程度知っている  |
| 3 あまり知っていない | 4 ほとんど知っていない |

問13. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(○は2つまで可)

|                             |
|-----------------------------|
| 1 まちづくりフォーラム等での活動報告会の開催     |
| 2 実践事例集の作成・配布               |
| 3 まちづくり連絡会等での情報共有           |
| 4 他のまちづくり推進委員会の視察研修(交流会)の開催 |
| 5 その他( )                    |

## 6 その他

問14. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

アンケートは、以上で終わりです。  
ご協力いただき、ありがとうございました。



令和 6 年 1 月 24 日  
総務文教委員会資料  
地域政策部地域活動支援課

# 浜田市地域公共交通計画 (案)



# 目 次

|                                           |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| はじめに .....                                | 1         |
| <b>第1章 浜田市の現状整理 .....</b>                 | <b>2</b>  |
| 1 人口と高齢化率.....                            | 2         |
| 2 移動の目的地となる立地状況.....                      | 6         |
| 3 地域の道路網.....                             | 10        |
| 4 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性.....               | 11        |
| <b>第2章 地域公共交通の現状整理 .....</b>              | <b>14</b> |
| 1 地域公共交通の整備状況.....                        | 14        |
| 2 地域公共交通の利用状況.....                        | 19        |
| 3 その他の移動手段・移動支援施策の状況.....                 | 27        |
| 4 地域公共交通に係る収支・財政負担の状況.....                | 31        |
| 5 交通事業者の現状.....                           | 33        |
| <b>第3章 市民の移動実態・地域公共交通に対する意識・ニーズ .....</b> | <b>35</b> |
| 1 市民アンケート調査の概要.....                       | 35        |
| 2 回答者の属性.....                             | 35        |
| 3 移動の状況.....                              | 36        |
| 4 地域公共交通の利用状況.....                        | 42        |
| 5 敬老福祉乗車券の利用状況.....                       | 44        |
| 6 今後の浜田市における地域公共交通の維持確保や取組への意向.....       | 45        |
| <b>第4章 地域公共交通に関する課題整理 .....</b>           | <b>47</b> |
| 1 第2次公共交通再編計画における事業とその実施状況.....           | 47        |
| 2 地域公共交通の課題.....                          | 50        |
| <b>第5章 計画の基本方針と目標 .....</b>               | <b>52</b> |
| 1 計画の基本方針.....                            | 52        |
| 2 計画の目標.....                              | 52        |
| 3 地域公共交通ネットワークのイメージと位置付け・役割.....          | 53        |
| <b>第6章 計画に掲げる事業 .....</b>                 | <b>55</b> |
| 1 「市民の生活を支える地域公共交通（目標1）」に対応する事業.....      | 55        |
| 2 「人にやさしい地域公共交通（目標2）」に対応する事業.....         | 57        |
| 3 「未来につなげる地域公共交通（目標3）」に対応する事業.....        | 58        |
| 4 「持続可能な地域公共交通（目標4）」に対応する事業.....          | 60        |
| <b>第7章 計画のモニタリング方法と評価指標 .....</b>         | <b>61</b> |
| 1 目標に対する評価指標.....                         | 61        |
| 2 計画の達成状況に関する進捗管理.....                    | 63        |

# はじめに

## ■ 計画策定の背景

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画」（以下「第 2 次公共交通再編計画」という。）に基づき、公共交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできました。一方で、少子高齢化や人口減少、それらに起因した利用者の減少のほか、運転者不足や運転者の高齢化等の問題など、地域公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

また、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和 6 年 6 月末までに地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」（法定計画）を策定することが努力義務となりました。

これらのことから、第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的でかつ効果的な持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取組における指針となる地域特性に応じた新たな「地域公共交通計画」を策定することとしました。

## ■ 計画の位置付け

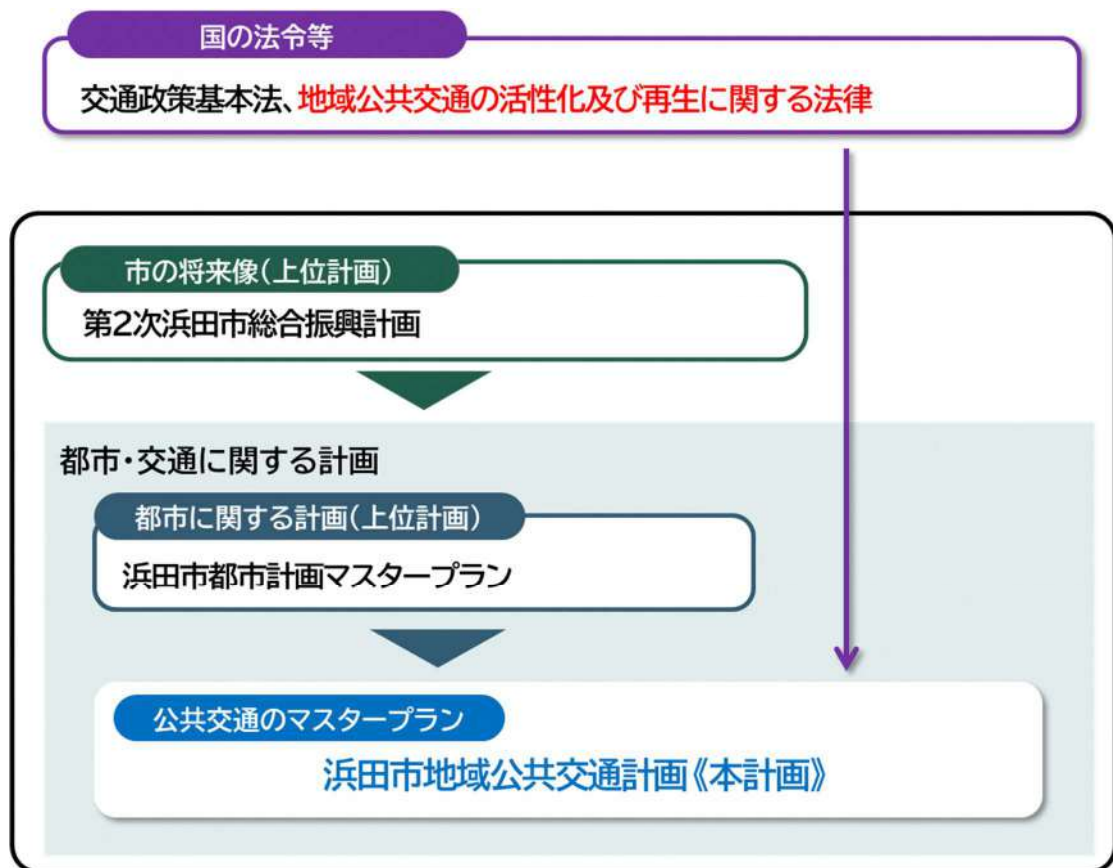


図 地域公共交通計画の位置付け

## ■ 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

## ■ 計画の範囲

浜田市全域

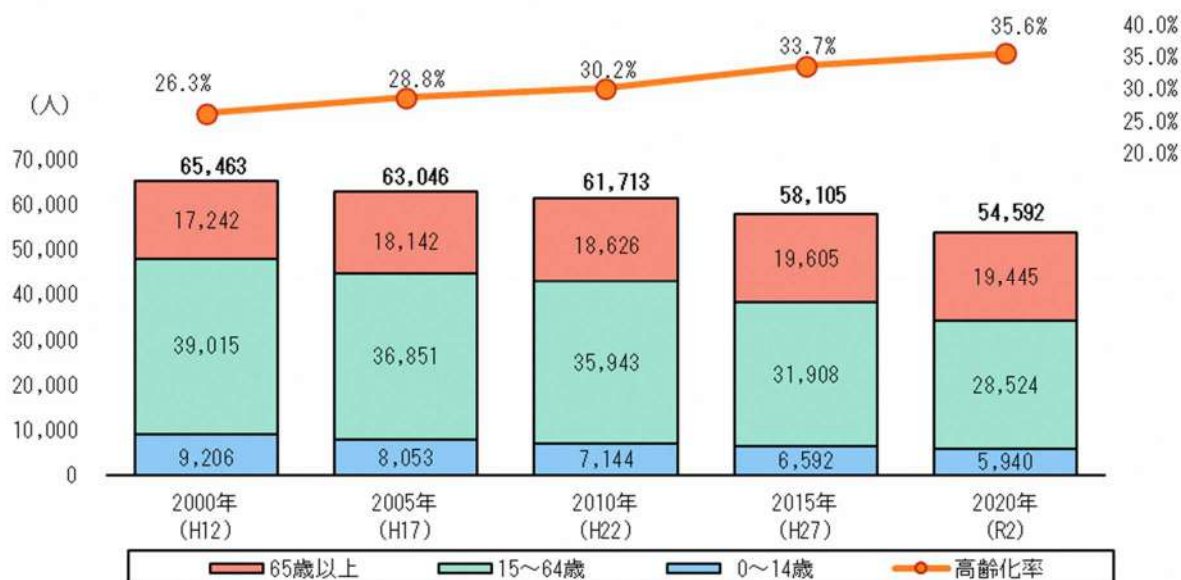
# 第1章 浜田市の現状整理

## 1 人口と高齢化率

### (1) 人口動向

#### ア 人口推移

- 令和2年（2020年）国勢調査の人口は約54,592人と、平成22年（2010年）からの10年間で約7,100人（約12%）減少しています。
- 令和2年の高齢化率（65歳以上の人口割合）は35.6%と、平成22年からの10年間で5.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでいる状況です。
- 地域別の人口について、令和2年までの10年間の増減率で見ると、旭地域と弥栄地域が20%台以上と大きく減少しています。
- 令和5年（2023年）9月時点の総人口は49,907人となっており、現時点で50,000人を下回っている状況です。



資料：国勢調査、令和4年度統計はまだ

図 人口推移

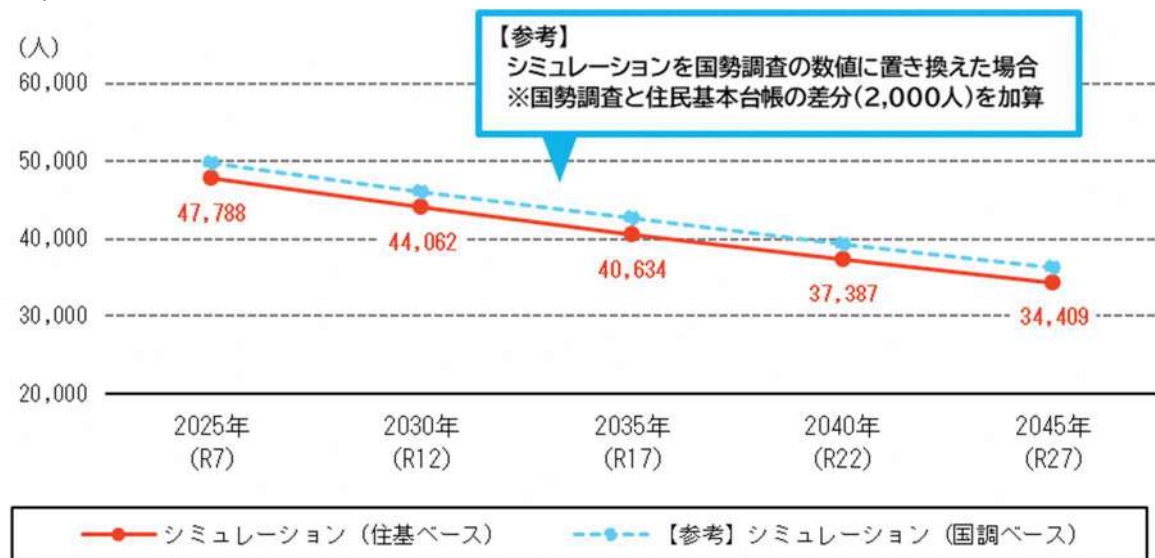
表 地域別人口

| 地域    | H17年   | H22年   | H27年   | R2年    | 増減比    |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       |        |        |        |        | H22年比  | H27年比  |
| 浜田    | 45,910 | 43,905 | 41,777 | 39,370 | -10.3% | -5.8%  |
| 金城    | 4,976  | 4,622  | 4,426  | 4,088  | -11.6% | -7.6%  |
| 旭     | 2,978  | 4,888  | 4,243  | 3,510  | -28.2% | -17.3% |
| 弥栄    | 1,612  | 1,494  | 1,343  | 1,168  | -21.8% | -13.0% |
| 三隅    | 7,570  | 6,804  | 6,316  | 6,456  | -5.1%  | 2.2%   |
| 浜田市全体 | 63,046 | 61,713 | 58,105 | 54,592 | -11.5% | -6.0%  |

資料：国勢調査

## イ 人口シミュレーション

- 第2次浜田市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）では、住民基本台帳をベースとした人口シミュレーション（人口推計）を行っており、令和12年（2030年）には総人口は44,062人まで減少すると予想しています。



資料：第2次浜田市総合振興計画（人口ビジョン）

図 人口シミュレーション



## (2) 人口分布

- 浜田駅を中心に市街地が形成されるとともに、国府地区から周布地区にかけて国道9号及びJR山陰本線沿線に人口が集積しています。
- 金城支所、旭支所及び三隅支所周辺にも集積がみられます。

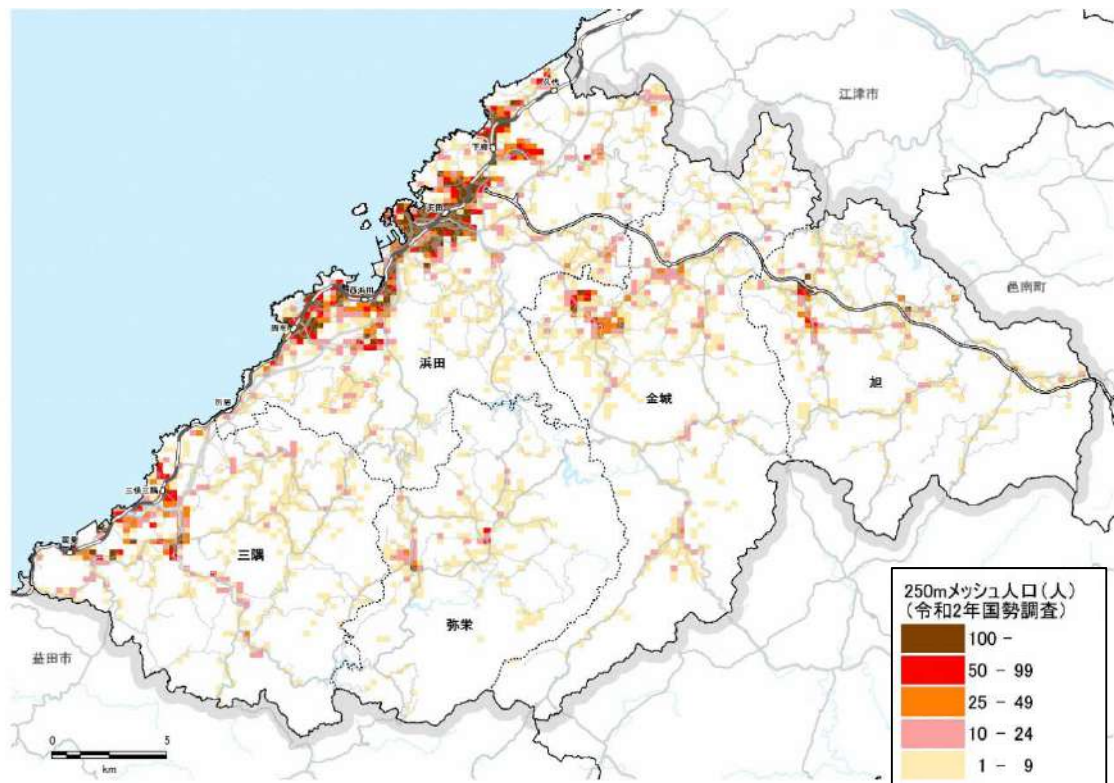


図 人口分布

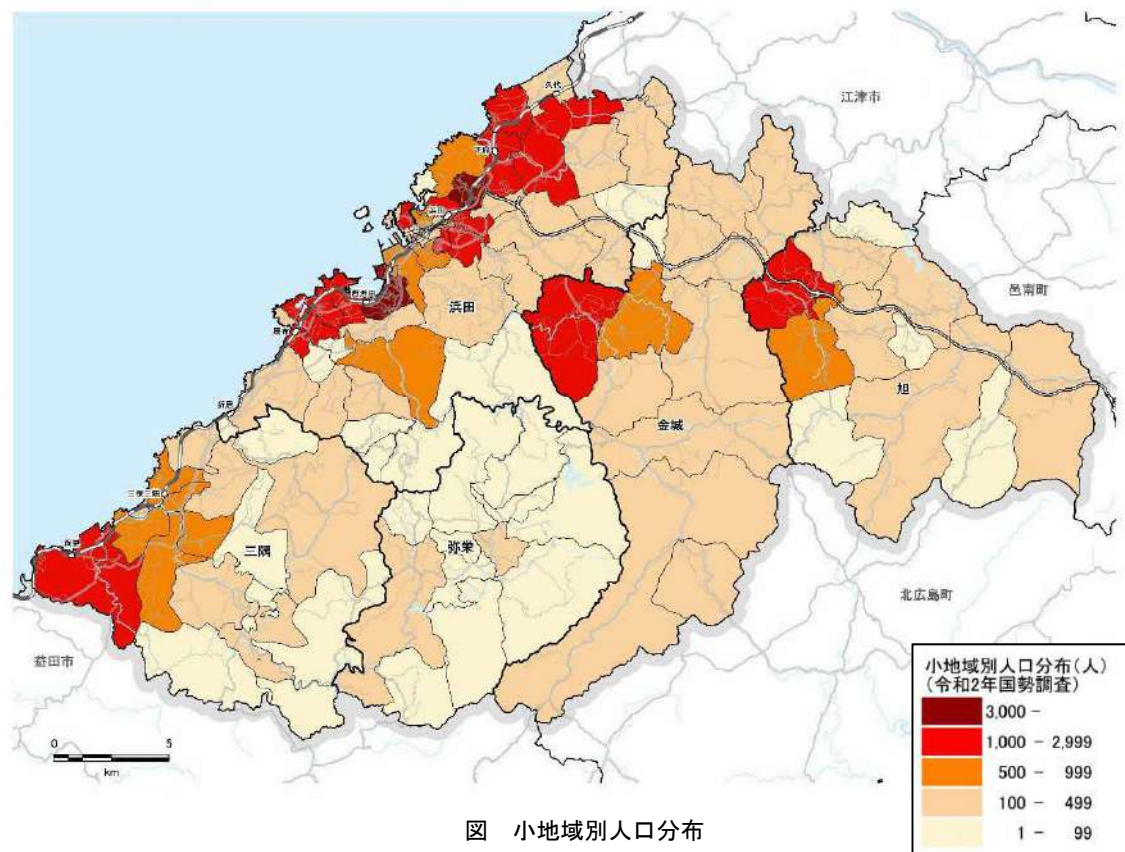


図 小地域別人口分布

### (3) 高齢化の状況

- 地域の中心部から離れた地区において、高齢者人口の割合が比較的高くなっています。
- 地域別に見ると、金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においては、高齢者人口の割合が50%の地区が地域の大部分を占めています。

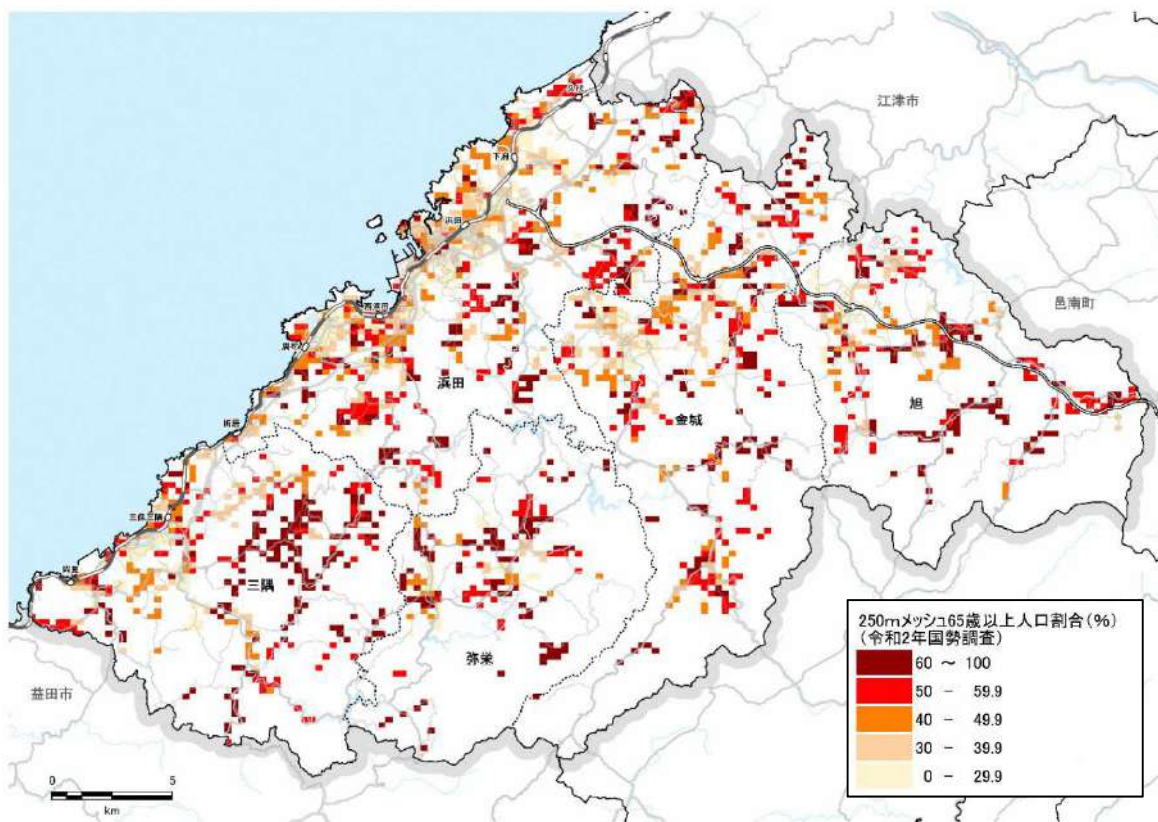


図 高齢者（65歳以上）人口分布

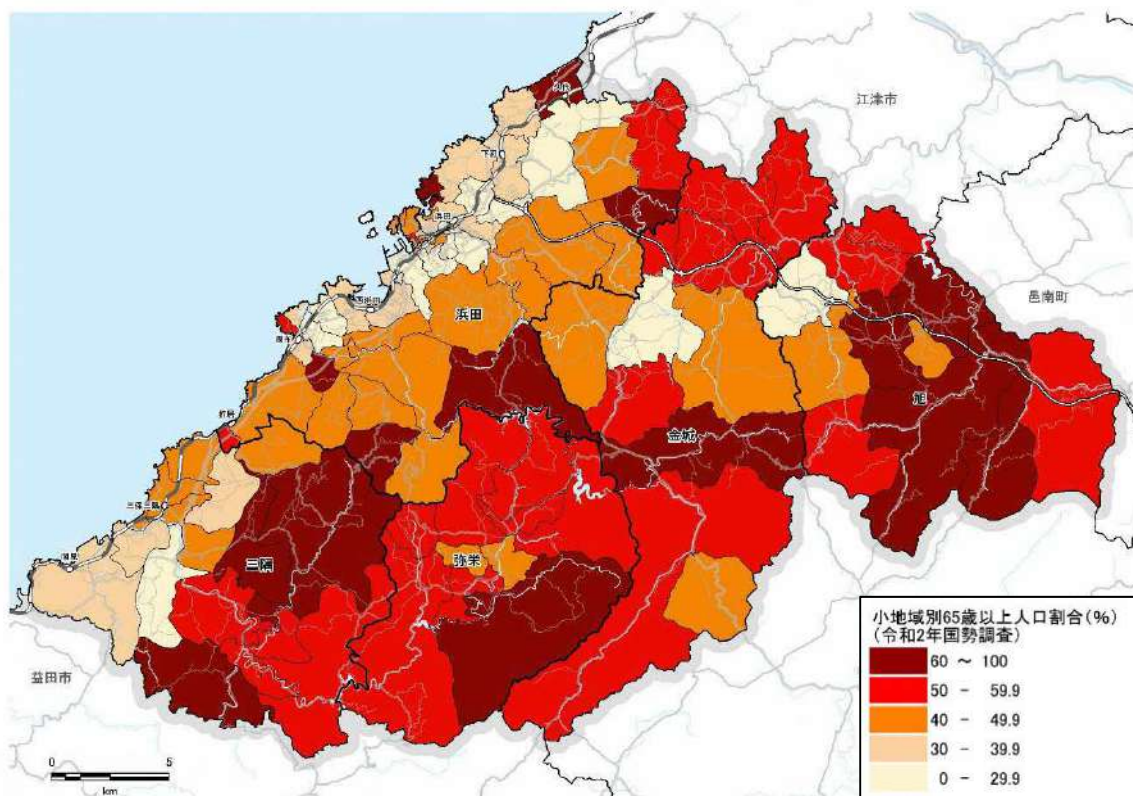


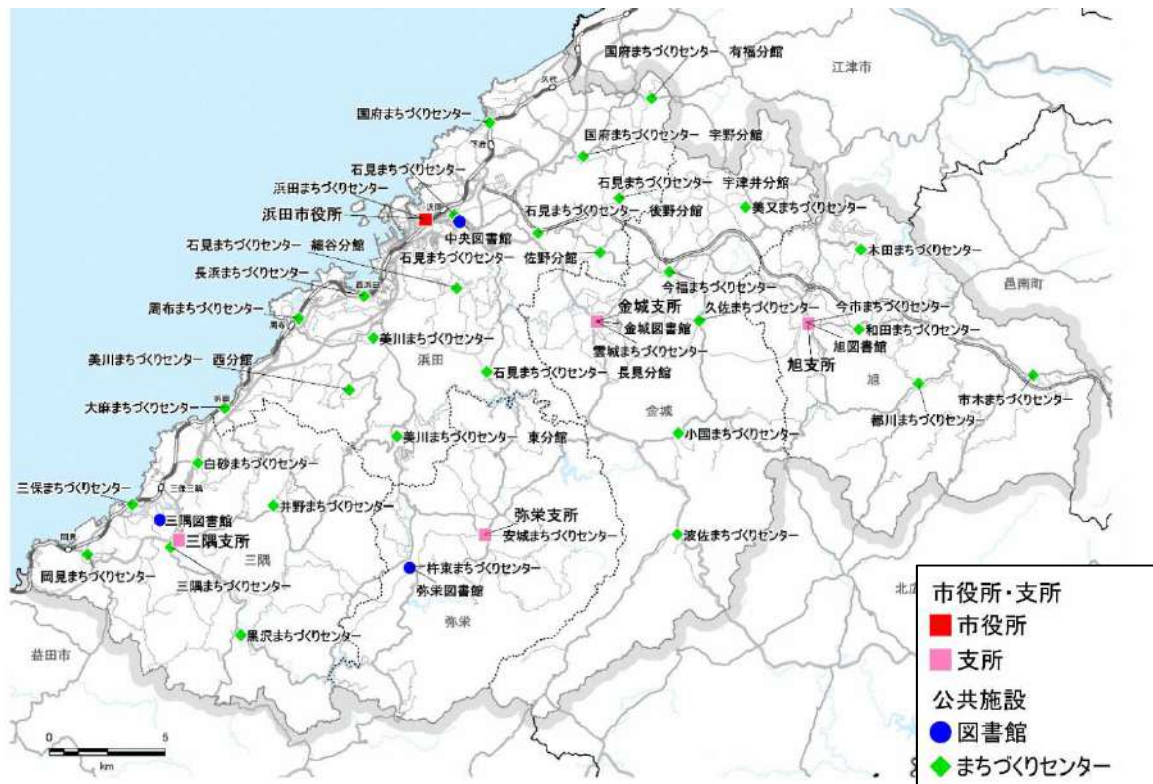
図 小地域別高齢者（65歳以上）人口分布



## 2 移動の目的地となる立地状況

### (1) 公共施設

- 旧町村の中心部で支所が立地しているほか、各地区でまちづくりセンターが立地しています。



### (2) 教育機関

- 各地域に小中学校が立地しています。
- 高等学校や大学・専門学校は浜田地域及び三隅地域に立地しています。

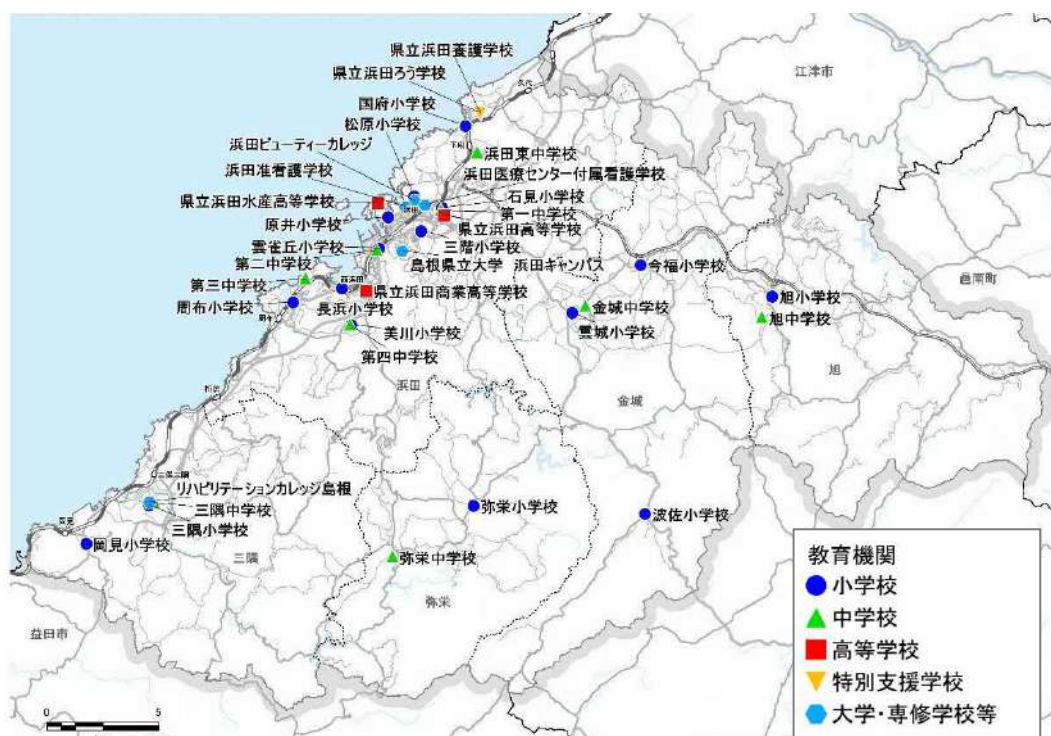


図 教育機関（学校）の立地状況

### (3) 医療機関

- 浜田地域及び三隅地域は複数の病院や診療所（クリニック）が立地している一方、その他の地域は比較的に数が少なく、特に弥栄地域は1か所のみ立地しています。
- 浜田地域の中心部においては規模の大きい病院だけではなく、様々な病院や診療所（クリニック）、歯科診療所が集積しています。

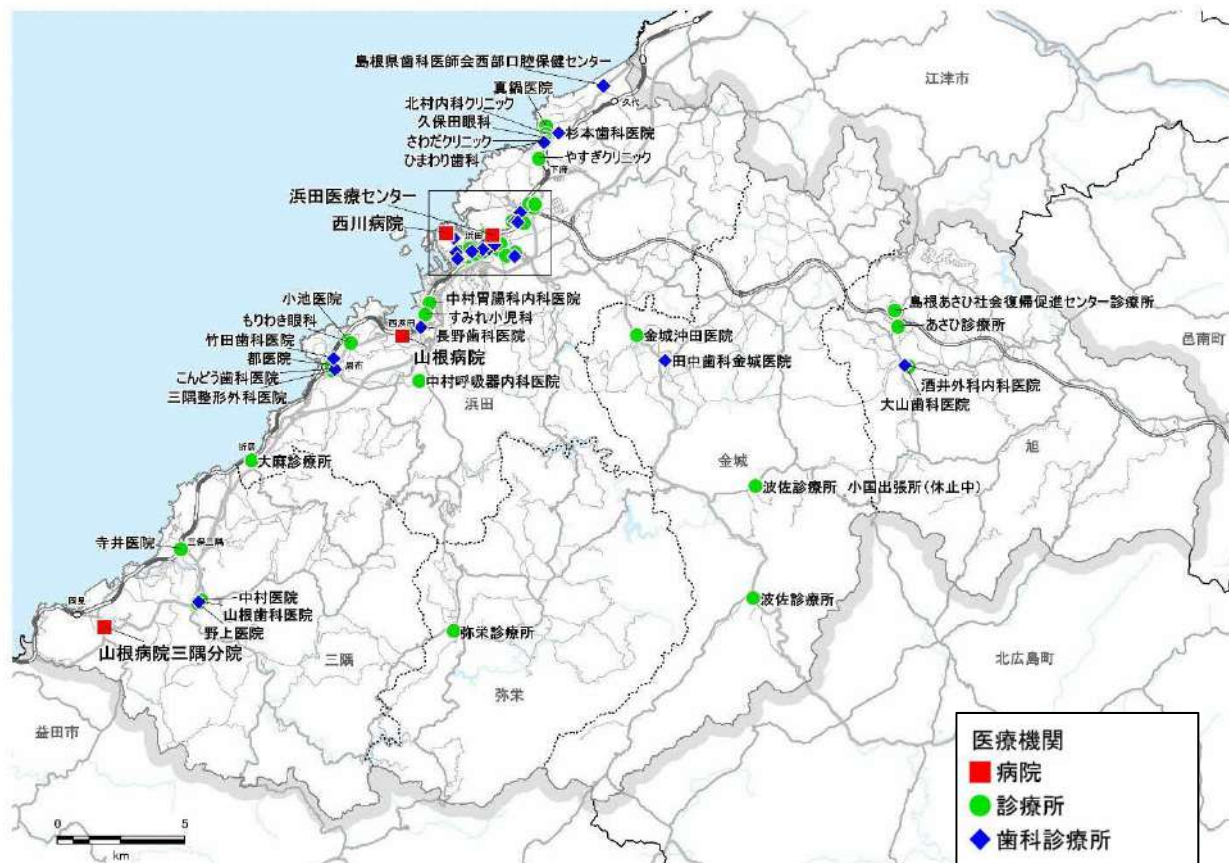


図 医療機関の立地状況

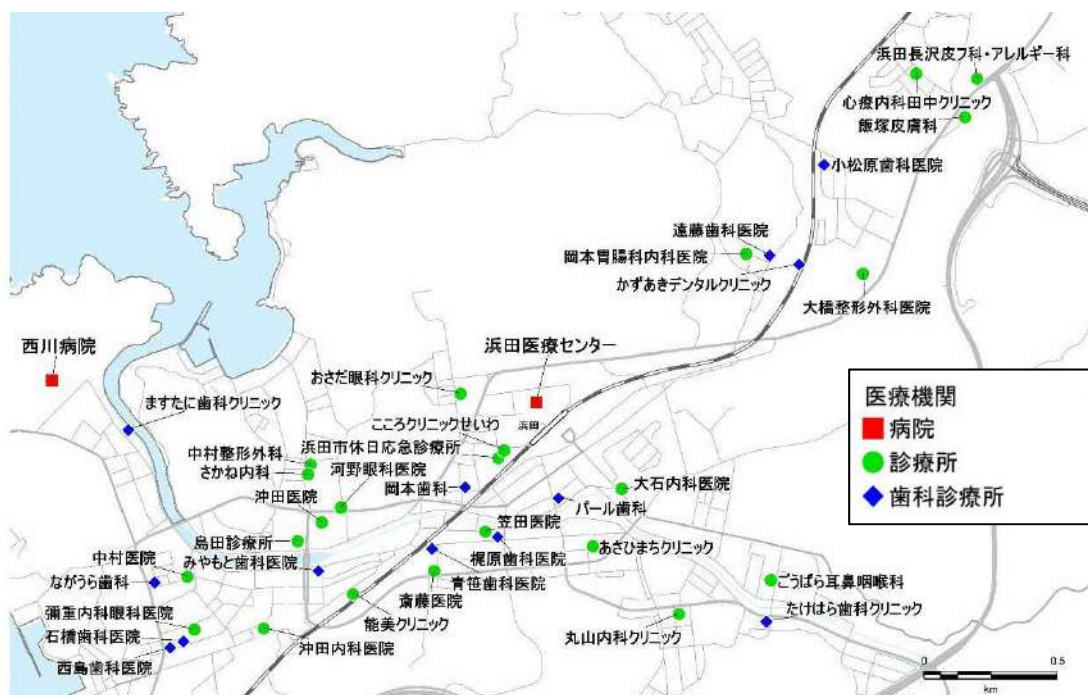


図 医療機関の立地状況（市中心部）



#### (4) 商業施設

- 商業施設の多くが浜田地域に集積しています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域では、スーパー（個人商店を除く。）は地域の中心部に、1～2店舗立地しています。

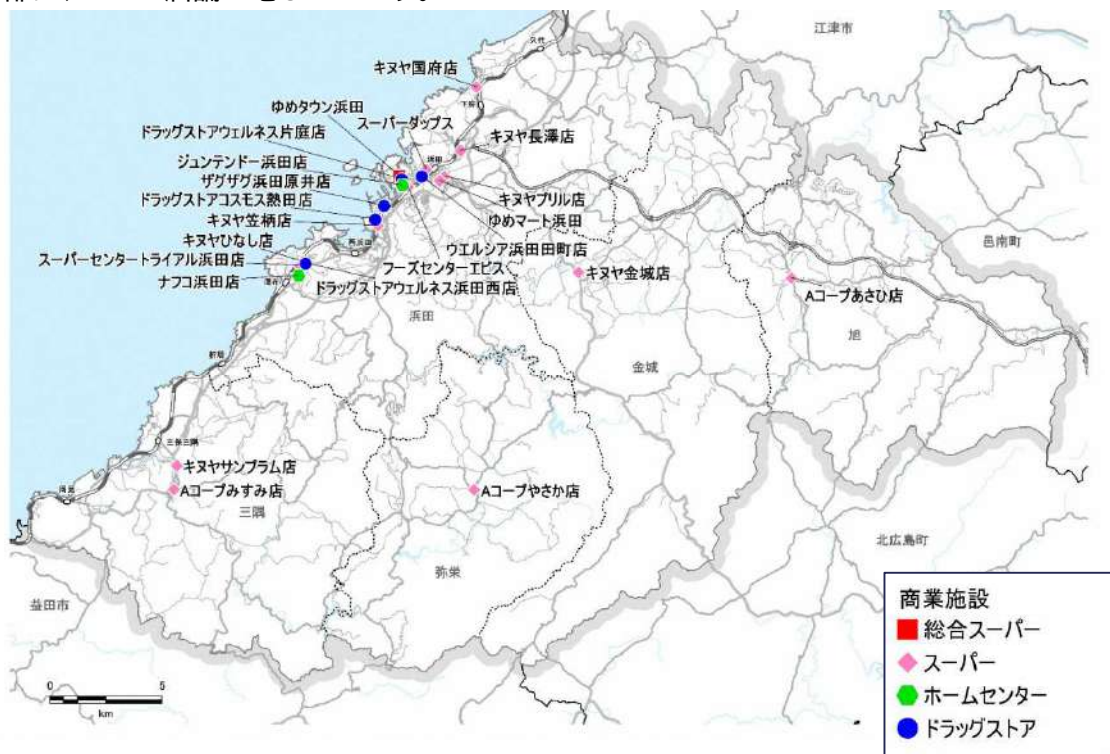


図 商業施設の立地状況（個人商店等は除く）

## (5) 觀光資源

- 多くの観光施設が国道 9 号沿線に立地しています。
- 金城地域や旭地域の観光施設においては、金城スマート IC（平成 16 年から開設）により浜田道からのアクセスがしやすくなっています。



図 観光資源の立地状況

## (6) 各地域における機能集積状況

- 浜田地域の中心部や国道9号沿線において、比較的多くの機能集積があります。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においては、各施設が地域の中心部に集積しており、山間部の地区では集積数が少なくなっています。

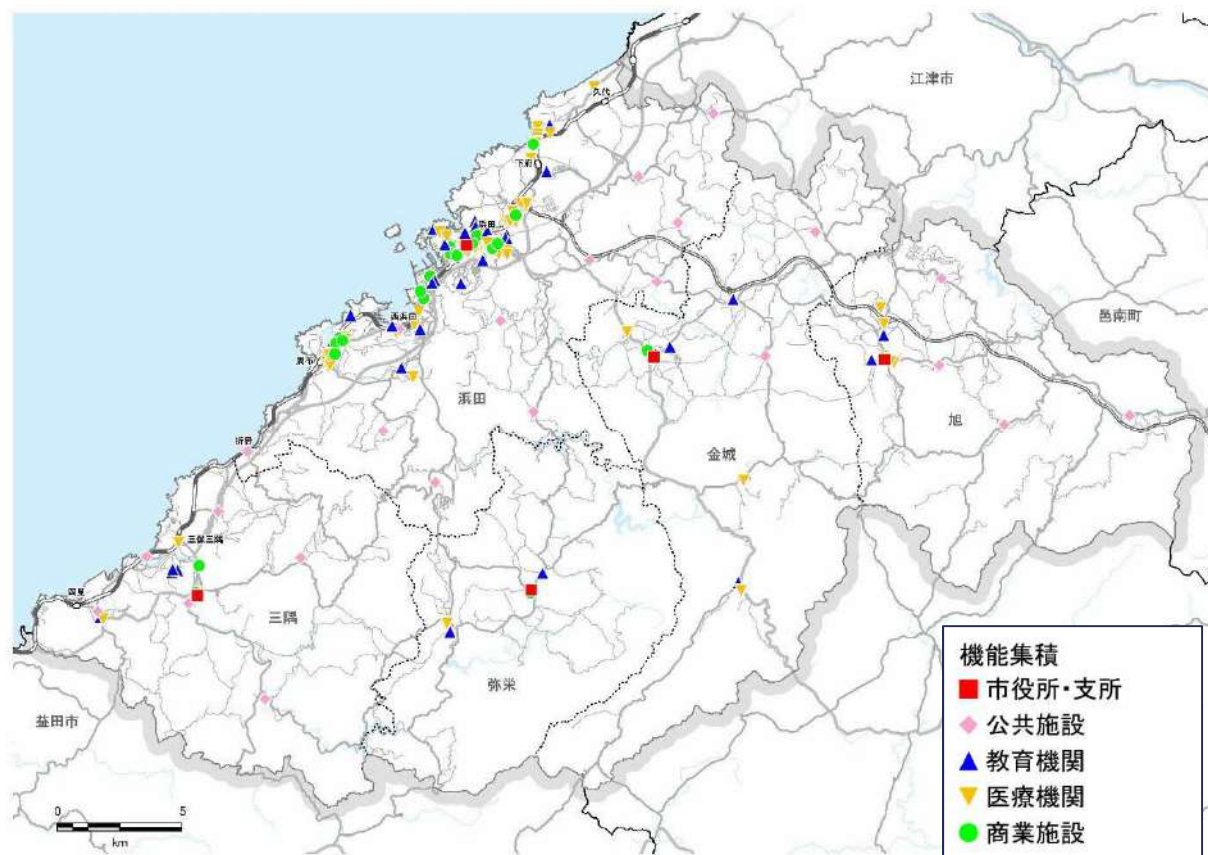


図 機能（主要施設）集積状況

### 3 地域の道路網

- 国道 9 号が市の海岸部を東西に、国道 186 号が南北に走り、その他 9 つの主要地方道を中心に道路網が形成されています。
- 国道 9 号と並行して山陰自動車道が走り、市の東部を南北に浜田自動車道が走っています。
- 計画的に道路整備が進められていますが、令和 2 年時点の道路改良率（56.6%）は島根県平均（60.3%）をやや下回っています。

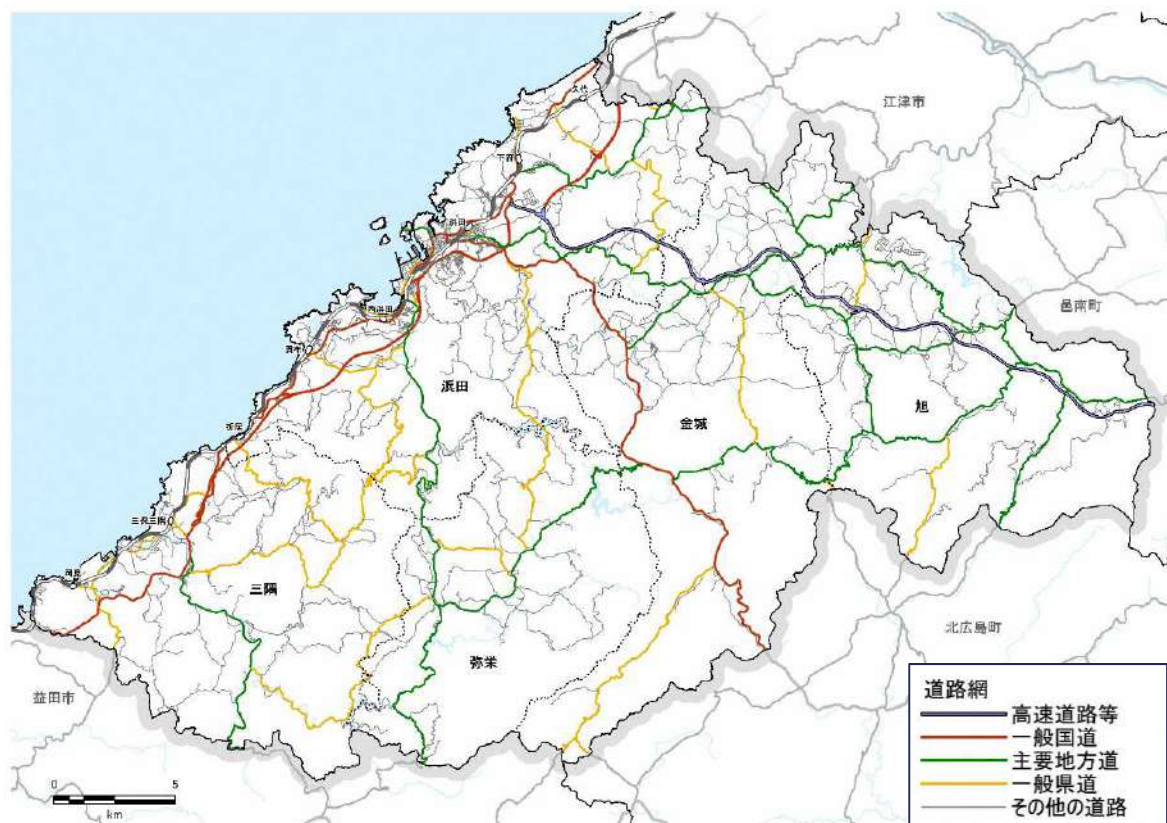


図 道路網

表 道路改良率・舗装率

|     | 総数    |       | 国道     |        | 県道    |       | 市町村道  |       |
|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|     | 改良率   | 舗装率   | 改良率    | 舗装率    | 改良率   | 舗装率   | 改良率   | 舗装率   |
| 島根県 | 60.3% | 83.2% | 97.3%  | 100.0% | 74.3% | 98.8% | 55.6% | 79.5% |
| 浜田市 | 56.6% | 92.1% | 100.0% | 100.0% | 75.0% | 99.3% | 50.3% | 90.1% |

資料: 令和2年島根県統計書



## 4 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

### (1) 第2次浜田市総合振興計画・後期基本計画(令和4年3月策定)

#### ア 市の将来像とまちづくりの基本方針と将来像

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針 | 浜田らしい魅力あるまちづくり<br>協働による持続可能なまちづくり<br>近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり           |
| 将来像  | 住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田<br>～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち ～                    |
| 計画期間 | 基本構想:平成28(2016)年度～令和7(2025)年度《10年間》<br>後期基本計画:令和4(2022)年度～令和7(2025)年度《4年間》 |

#### イ 地域公共交通に関する方針

後期基本計画のまちづくり大綱では、「生活基盤が整った快適に暮らせるまち【生活基盤部門】」内の施策大綱（総合戦略の基本方向）として「公共交通の充実」が掲げられており、次の基本方針に基づいて主要施策を設定しています。

|      |                                                                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の特性に対応し、高齢者等の公共交通利用者のニーズに合った交通手段を確保します。</li> <li>● 需要に応じた効率的で持続可能な交通体系の構築を目指します。</li> <li>● 公共交通を利用しやすい環境づくりや利用促進に取り組みます。</li> </ul> |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ウ 地域公共交通に関する施策の内容

| 施策名                 | 施策の内容                                                                                                                                                                                       | 主な事業・取組                                                                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等のニーズに応じた交通手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や交通事業者と連携し、高齢者等に配慮した「ドア・トゥ・ドア型」の交通手段を確保する。</li> <li>● 敬老福祉乗車券交付事業を継続し、高齢者等の外出に係る経済的負担を軽減することで、外出意欲の増進を図る。</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティワゴン運送支援事業</li> <li>● あいのりタクシー等運行支援事業</li> <li>● 敬老福祉乗車券交付事業</li> </ul> |
| 効率的で持続可能な交通体系の構築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通勤や通学等の市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持確保するため、需要に応じた効率的で持続可能な交通体系を構築する。</li> <li>● 生活路線バス及び予約型乗合タクシーについては、定期的に運行計画の見直しを行い、利用者のニーズへの対応と財政負担の軽減を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 路線バス確保対策事業</li> <li>● 生活路線バス運行事業</li> <li>● 予約型乗合タクシー運行事業</li> </ul>         |
| 利用しやすい交通環境の整備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● バス停の待合環境の改善や、乗り継ぎしやすいダイヤの設定、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等により公共交通利用者の利便性を向上する。</li> <li>● 地域経済の活性化を意識した新たな利用促進の仕組みづくり等を推進し、公共交通利用者の減少を抑制する。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● バス停整備事業</li> <li>● 生活路線バス車両整備事業</li> <li>● 地域公共交通活性化協議会事業</li> </ul>         |



## エ 地域公共交通に関する計画の数値指標

| 施策名                    | 目標                        | 現状値<br>(令和2年度) | 目標値<br>(令和7年度) | 目標・指標の説明                                                     |
|------------------------|---------------------------|----------------|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. 高齢者等のニーズに応じた交通手段の確保 | 交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数の増加 | 3 団体           | 18 団体          | コミュニティワゴン運送支援事業又はあいのりタクシー等運行支援事業を活用して交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体の数 |
|                        | 敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の増加       | 年間<br>3,176 人  | 16,000 人       | 敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の令和4～7年度の累計                                  |
| 2. 効率的で持続可能な交通体系の構築    | 生活路線バスの利用者数の維持            | 22,760 人       | 22,760 人以上     | 生活路線バスの年間利用者数                                                |
|                        | 予約型乗合タクシーの利用者数の維持         | 3,816 人        | 3,816 人以上      | 予約型乗合タクシーの年間利用者数                                             |
| 3. 利用しやすい交通環境の整備       | 環境整備を実施したバス停数の増加          | 6 か所           | 9 か所           | 市がベンチや上屋の設置等、環境整備に取り組んだバス停数の平成28年度以後の累計                      |
|                        | 公共交通利用促進策の増加年間            | 年間<br>1 事業     | 14 事業          | 公共交通の利用促進を図るために取り組む事業数の令和4～7年度の累計                            |

## (2) 浜田市都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)

### ア 将来都市像と都市づくりの基本理念

|      |                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 将来像  | 自然・歴史・文化と調和した快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田                                                                                                                          |
| 基本理念 | 1. 島根県西部の発展に貢献する都市づくり<br>2. 機能の集約・連携による持続可能な都市づくり<br>3. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり<br>4. 多様な地域の個性を生かした都市づくり<br>5. 自然環境と町並みが共生する都市づくり<br>6. 市民等との協働による都市づくりする都市づくり |
| 計画期間 | 令和4(2022)年度～令和14(2032)年度《10年間》                                                                                                                            |

### イ 地域公共交通に関する施策の内容

| 施策名                | 施策の内容                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通結節点の機能強化と利便性の向上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点である JR 浜田駅は、機能強化やバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進める</li> <li>分かりやすい公共交通情報の提供やバス停の待合環境の改善、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等、公共交通利用者の利便性向上に取り組む</li> </ul>                                    |
| 効率的で持続可能な公共交通体系の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤や通学等の市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持確保するため、需要に応じた交通手段を選択し、効率的で持続可能な交通体系の構築に努める</li> <li>市が主管する公共交通（生活路線バス及び予約型乗合タクシー）については、定期的に運行計画の見直しを行い、利用者のニーズへの対応と財政負担の軽減を図る</li> </ul> |

■将来都市構想図

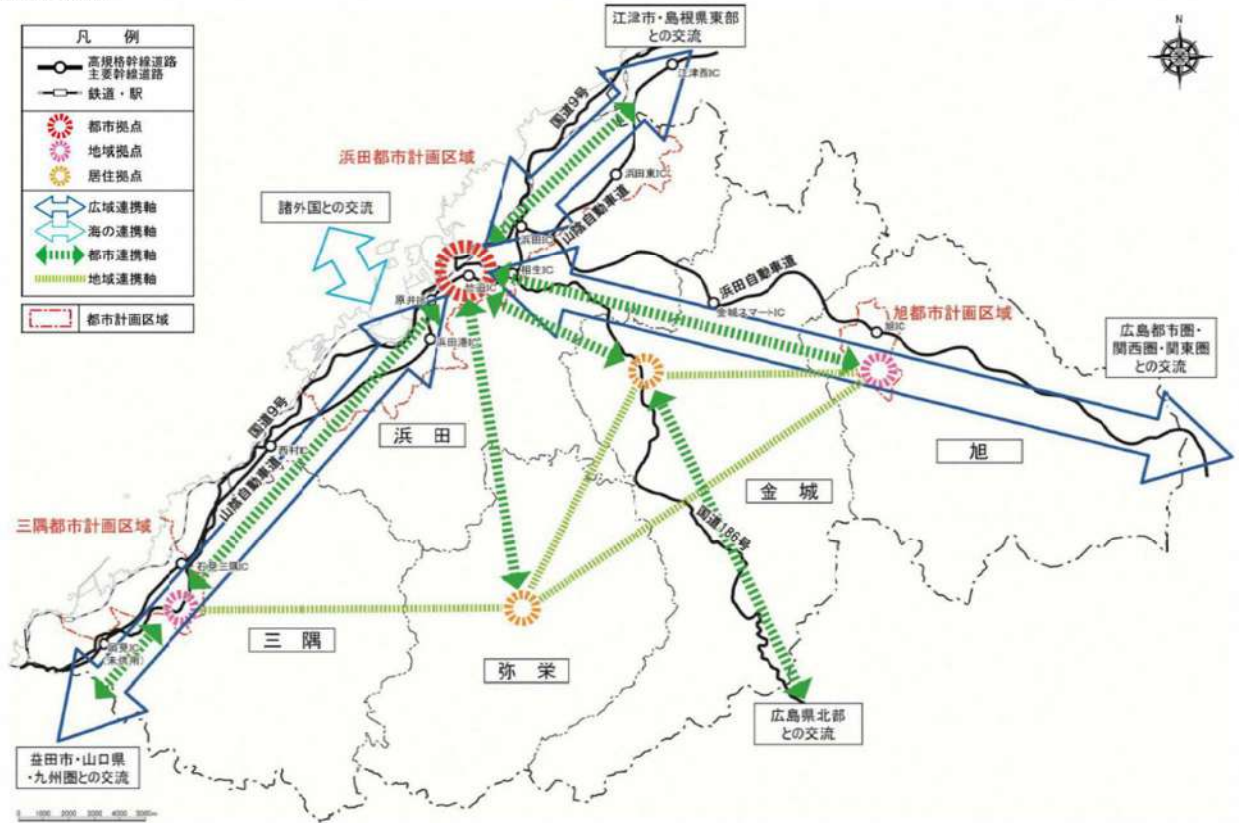


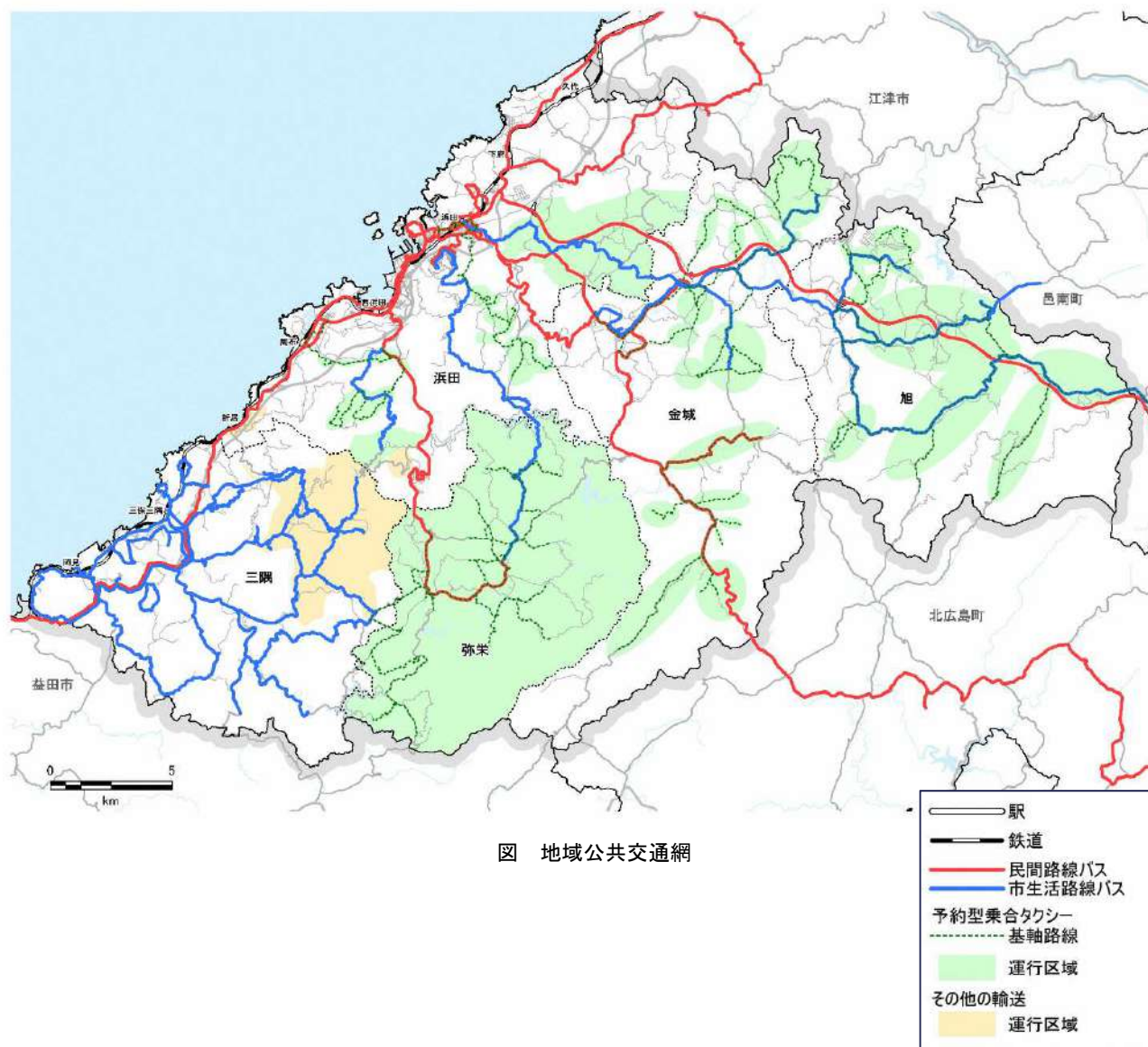
図 将来都市構想図

## 第2章 地域公共交通の現状整理

### 1 地域公共交通の整備状況

#### (1) 地域公共交通網

- 本市の地域公共交通は、ＪＲ山陰本線、民間路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシー（以下、「市乗合タクシー」という）、民間タクシーで構成されています。
- その他の輸送は地域住民が主体となって運行するもの（コミュニティワゴン輸送）を指しており、三隅地域の井野地区（井野っ地号）、浜田地域の羽原地区・大麻地区（自治会輸送活動）で運行しています。
- 地域公共交通の利用促進の一環として、平成28年度から70歳以上の高齢及び障がい者を対象に敬老福祉乗車券制度を開始しており、タクシーを含めた公共交通機関を実質半額で利用できます。





## (2) バス路線の運行状況

- 民間路線バスは、浜田駅を中心に市内の各地域を結ぶとともに、隣接する益田市、江津市、広島県北広島町とを結び、令和5年時点では路線バスが9路線、高速バスが1路線運行しています。
- 市生活路線バスは、主に民間路線バスでの運行が困難となった地域への代替交通として平成3年度から導入し、令和5年度時点で19路線が運行しています。



**民間路線バス**

- 周布・江津線(周布線の一部含む)
- 有福線(周布線の一部含む)
- 浜田・益田線
- 弥栄線
- 波佐線(周布線の一部含む)
- 市内循環線
- 長沢・瀬戸ヶ島線
- 大学線
- 千代田芸北・金城線(予約型)
- 高速広浜線【いさりび号】

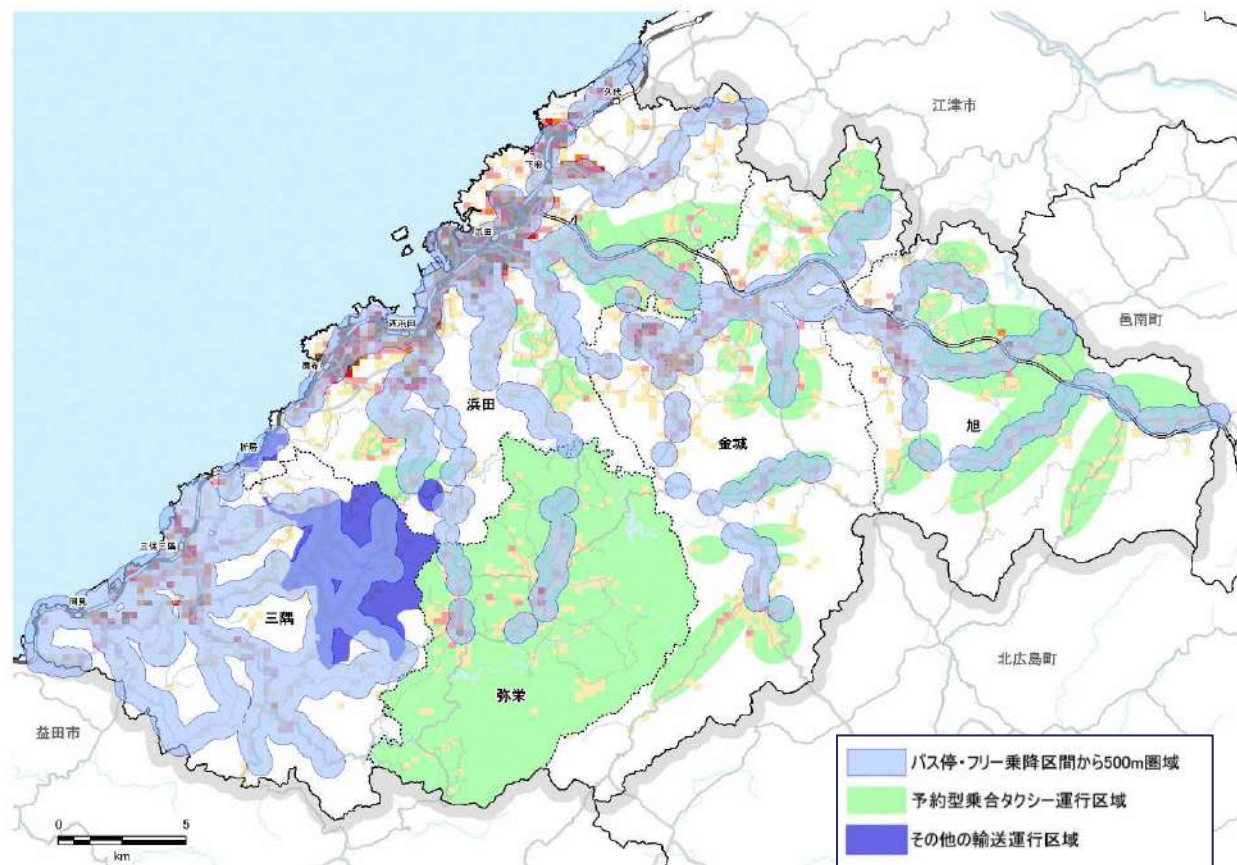
**市生活路線バス**

- 浜田路線(樺原線)
- 旭浜田路線(今市浜田線)
- 金城路線
- 旭路線(木田線)
- 旭路線(戸川線)
- 旭路線(瑞穂線)
- 弥栄野原路線
- 三隅路線(循環線)
- 三隅路線(井野室谷線)
- 三隅路線(諸谷平原線)
- 三隅路線(平原森溝線)
- 三隅路線(白砂西河内線)
- 三隅路線(井野三隅線)
- 三隅路線(周布地今明線)
- 三隅路線(石浦小原線)
- 三隅路線(黒沢矢原線)
- 三隅路線(黒沢小原線)
- 三隅路線(矢原岡見線)
- 三隅路線(岡見海老谷線)

図 路線バスの運行状況・路線図

### (3) 地域公共交通によるカバー状況

- 本市が位置付ける交通空白地域とは、バス路線の停留所等から概ね 500 メートル以上離れた集落を指します。
- 市乗合タクシーの運行や地域主体の輸送手段（コミュニティワゴン輸送）により空白地域は縮小しており、市全体のカバー率は平成 23 年の 91%から 93.6%まで上昇しています。
- 地域別に見ると、金城地域や旭地域のカバー率が他地域より低く、カバーができていない山間部集落が見られます。
- 浜田地域においても幹線道路沿線から離れた地区で公共交通の空白地域が存在します。



※バス停・フリー乗降区間から 500m 圏域、乗合タクシー運行区域、その他の輸送運行区域を含めて算出

図 地域公共交通空白地域の状況

表 地域別の公共交通によるカバー状況

| 地域 | 令和 2 年国勢調査<br>人口（人） | 圏域内<br>人口（人） | 圏域外<br>人口（人） | 地域公共交通に<br>よるカバー率 |
|----|---------------------|--------------|--------------|-------------------|
| 浜田 | 39,370              | 36,666       | 2,704        | 93.1%             |
| 金城 | 4,088               | 3,729        | 359          | 91.2%             |
| 旭  | 3,510               | 3,188        | 322          | 90.8%             |
| 弥栄 | 1,168               | 1,168        | -            | 100.0%            |
| 三隅 | 6,456               | 6,321        | 135          | 97.9%             |
| 計  | 54,592              | 51,072       | 3,520        | 93.6%             |

#### (4) バス路線の運行便数

- 市中心部の運行便数が比較的多く、周布までの国道9号の区間や浜田駅周辺の区間においては、1日50便以上の便数が確保されています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域の国道を除く区間を運行する路線バスの便数は、いずれも20便以下です。
- バスでの運行が適さない地区は市乗合タクシーによりカバーしています。

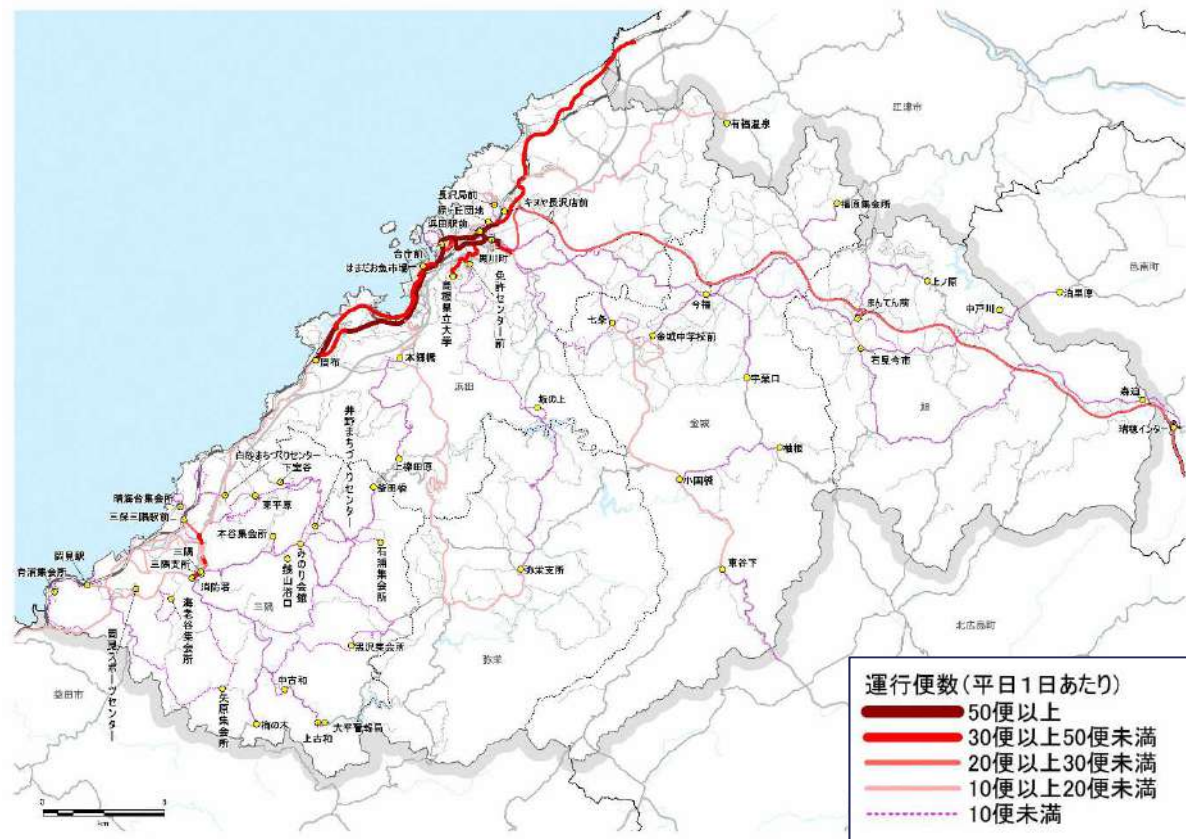


図 バス路線の運行便数



## (5) タクシー営業所等の立地状況

- 全ての地域でタクシーの営業所等が立地しており、多くは浜田地域で営業しています。
- 各地域の中心部にタクシー営業所等が立地しているものの、地域の中心部から距離が離れている地区は、時間や料金の面で比較的タクシーを利用しにくい環境にあります。

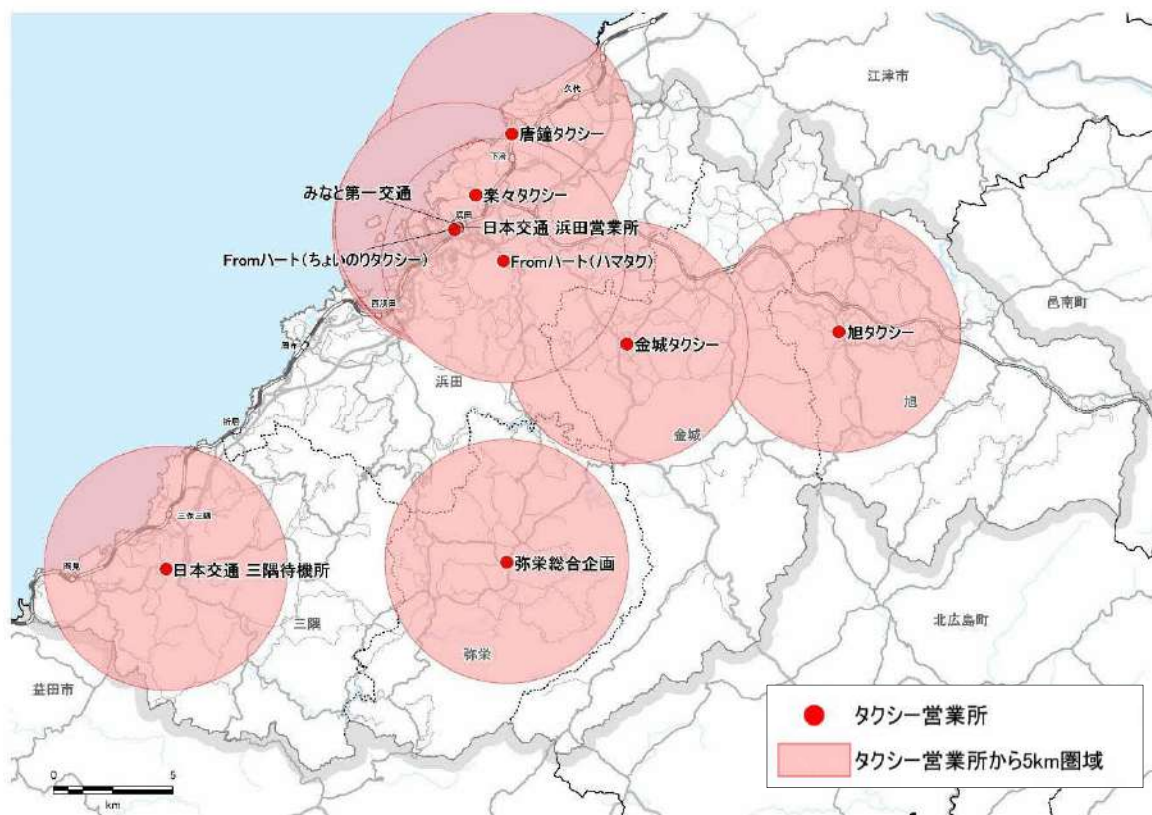


図 タクシー営業所等の立地状況

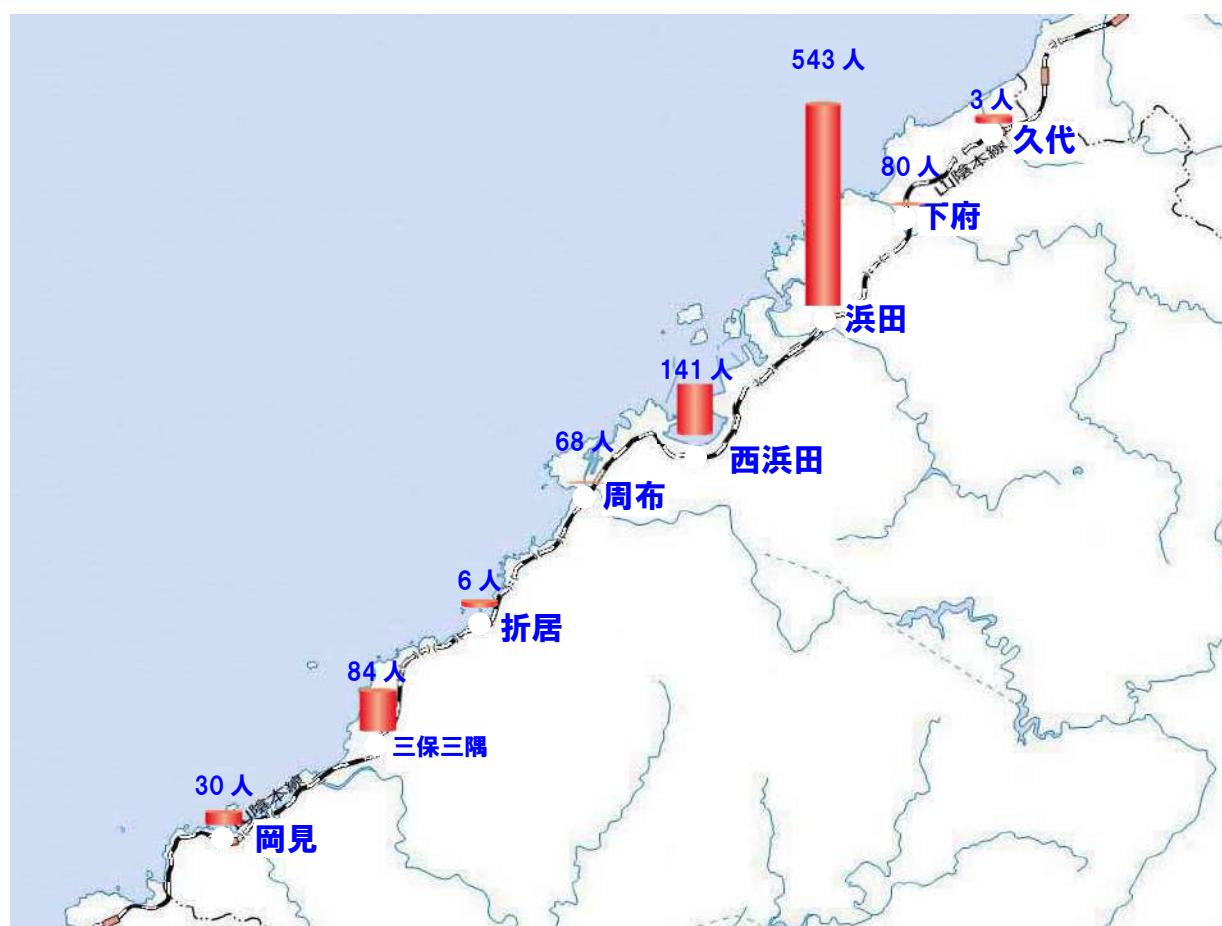
## 2 地域公共交通の利用状況

### (1) 鉄道

- 都市間を結ぶ広域交通の主軸を担うＪＲ山陰本線は、令和５年１０月時点で浜田駅を起点に江津方面へ１９本、益田方面へ１８本が運行しています。
- 本数は新型コロナウイルス感染症の影響等もありコロナ禍前から減少したほか、山陰本線米子～益田間を運行していた快速（アクアライナー）も普通列車への変更等によって、令和４年３月に全廃となりました。
- コロナ禍の影響により乗車員数も減少傾向にあり、令和２年度時点では市内の駅の日平均乗車人員は１,０００人/日を下回っています。

表 江津方面と益田方面の運行本数

| 方面（行先）        | 浜田駅から見た運行本数   |               |
|---------------|---------------|---------------|
|               | 平成 30 年 10 月  | 令和 5 年 10 月   |
| 江津・大田市方面行き    | 26 本(内特急 7 本) | 19 本(内特急 7 本) |
| 益田・東萩・新山口方面行き | 21 本(内特急 7 本) | 18 本(内特急 7 本) |



出典：島根県統計書

図 日平均乗車人員（令和２年度）



## (2) 民間路線バス

### ア 利用者数の推移

- 石見交通が運行する民間路線バスの年間利用者数は、コロナ禍前の令和元年度までは年間 70 万人台で推移していたが、コロナ禍の影響から令和 2 年度以後は年間 60 万人台で推移しており、令和 4 年度も減少傾向が続いています。
- 最も利用者数が多い路線は周布江津線で、全体のおよそ 4 割を占めています。
- 平成 30 年度と令和 4 年度の利用者数を比較すると、一部の路線は路線再編等によって利用の増加が見られるものの、多くの路線が減少傾向にあります。特に、市内循環線、波佐線、有福線の減少幅が大きく、波佐線は平成 30 年度の半数程度まで利用者数が減少しています。

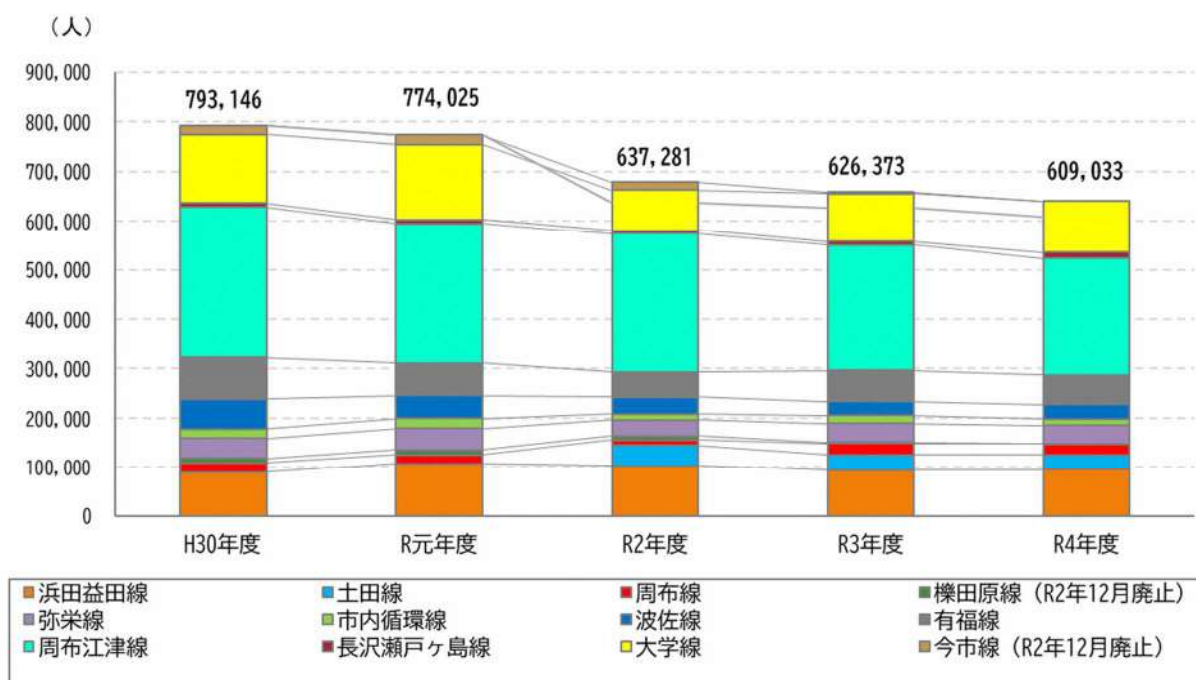


図 民間路線バスの年間利用者数推移

表 平成 30 年度と令和 4 年度の民間路線バス年間利用者数比較

| 路線名             | 年間利用者数   |          | H30年からの増減幅 |
|-----------------|----------|----------|------------|
|                 | H30年度    | R4年度     |            |
| 浜田・益田線          | 88,890人  | 94,352人  | 5.8%       |
| 土田線             | -        | 30,777人  | -          |
| 周布線             | 19,991人  | 22,237人  | 10.1%      |
| 櫛田原線 (R2年12月廃止) | 9,097人   | -        | -          |
| 弥栄線             | 40,443人  | 37,331人  | -8.3%      |
| 市内循環線           | 19,931人  | 13,883人  | -43.6%     |
| 波佐線             | 60,437人  | 28,970人  | -108.6%    |
| 有福線             | 83,539人  | 59,546人  | -40.3%     |
| 周布・江津線          | 306,097人 | 235,987人 | -29.7%     |
| 長沢・瀬戸ヶ島線        | 7,690人   | 12,112人  | 36.5%      |
| 大学線             | 138,574人 | 104,615人 | -32.5%     |
| 今市線 (R2年12月廃止)  | 18,457人  | -        | -          |
| 計               | 793,146人 | 609,033人 | -30.2%     |

## イ 乗降調査結果から見た利用状況

※令和4年5月～7月にかけて交通事業者が実施した乗降調査（平日1日間）を集計

- 1便当たりの平均利用者数は、周布江津線が最も多く、通勤定期券利用者の割合が24%と実数では最も多く、割合も有福線に次いで大きくなっています。
- 通学定期券の割合は、浜田益田線が最も多く、1便当たり13.4人が利用しています。
- 現金・バスカードの割合が大きい路線は、周布線、市内循環線、長沢瀬戸ヶ島線、大学線で、いずれも比較的運行距離が短い路線になります。そのうち大学線は、回数券の利用が最も多く、1便当たりの利用者数も15.4人と上位に位置しています。
- 乗降バス停はいずれも浜田駅が上位に入っており、周布江津線が浜田駅での乗降者数が最も多い路線となっています。
- 大学線は県立大学での乗降に集中しています。

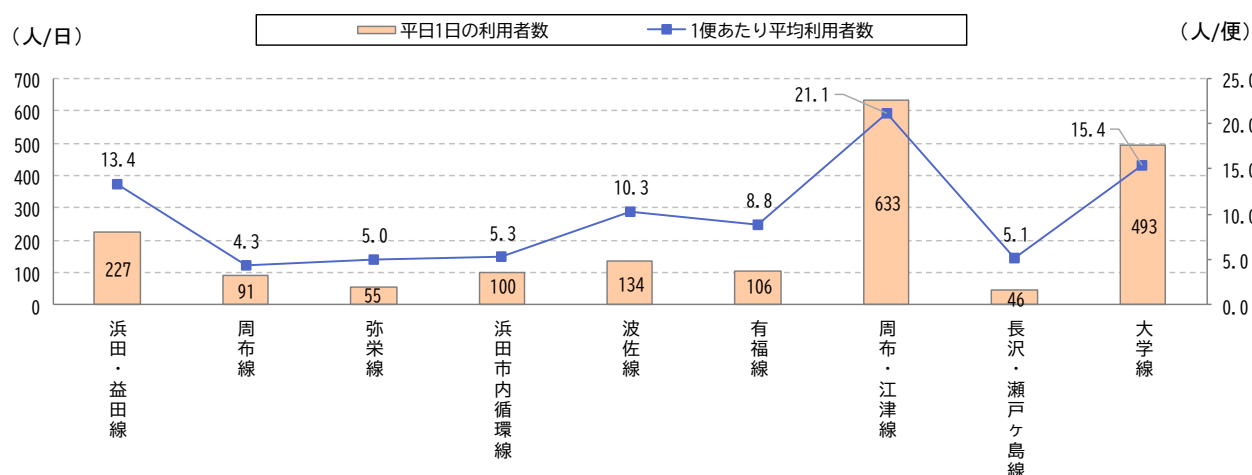


図 路線別利用者数（平日1日）

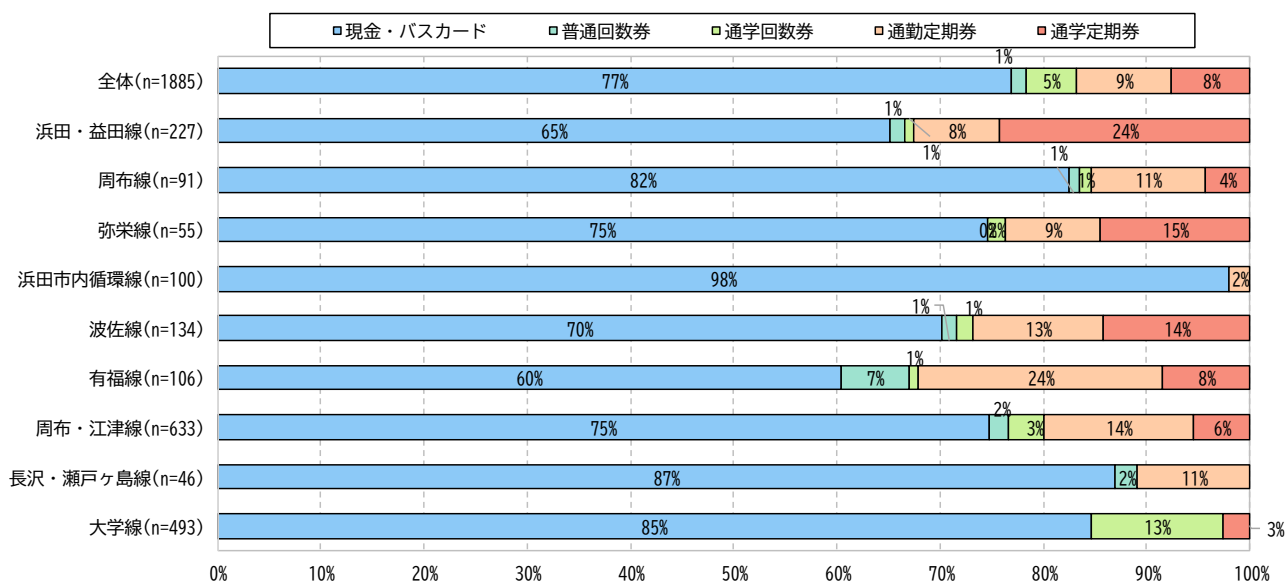


図 各路線の券種別利用状況（平日1日）

表 各路線における乗降数の多いバス停（上位5件を抽出）

| 浜田・益田線 |    | 周布線       |    | 弥栄線   |    | 市内循環線  |    | 波佐線    |    |
|--------|----|-----------|----|-------|----|--------|----|--------|----|
| 東津田    | 41 | 合同庁舎前     | 31 | 浜田駅前  | 20 | 合同庁舎前  | 36 | 浜田駅前   | 41 |
| 合同庁舎前  | 26 | 浜田駅前      | 30 | 商業高校前 | 10 | 上朝日町   | 31 | 合同庁舎前  | 26 |
| イオン前   | 23 | 笠柄団地前     | 15 | 本郷橋   | 8  | 浜田駅前   | 26 | 金城中学校前 | 23 |
| 益田駅    | 22 | 国道福井      | 12 | 殿町    | 7  | 緑ヶ丘団地  | 19 | 国道熱田   | 21 |
| 浜田駅前   | 21 | 国道熱田      | 10 | 弥栄支所  | 7  | 医療センター | 18 | 金城支所前  | 13 |
|        |    | 殿町(国道186) | 10 |       |    |        |    |        |    |

| 有福線  |    | 周布江津線  |     | 長沢・瀬戸ヶ島線 |    | 大学線   |     |
|------|----|--------|-----|----------|----|-------|-----|
| 浜田駅前 | 31 | 浜田駅前   | 186 | 浜田駅前     | 16 | 県立大学  | 385 |
| 大水道  | 11 | 谷田     | 79  | 合同庁舎前    | 10 | 浜田駅前  | 249 |
| 殿町   | 9  | 合同庁舎前  | 76  | 新中芝橋     | 8  | 上朝日町  | 108 |
| 有福温泉 | 9  | 江津市役所前 | 74  | 団地中      | 6  | 竹迫町   | 87  |
| 上日脚  | 8  | 豊ヶ浦口   | 42  | 殿町       | 5  | いわみーる | 46  |
| 上府   | 8  |        |     |          |    |       |     |

(3) 市生活路線バス

ア 年間利用者数の推移(全体)

- 市生活路線バスの年間利用者数は、コロナ禍の影響から令和2年度に前年度から3,000人程度の落ち込みが見られます。
- 令和2年12月から廃止となった民間路線バス（櫛田原線、今市線）の代替として浜田路線と旭浜田路線が運行したことにより、市生活路線バス全体の利用者数は令和3年度以後、増加傾向にあります。一方で、既存路線の利用者数はいずれも減少傾向にあります。
- 令和4年度と平成30年度の利用者数を比較すると、金城路線が微増しているものの、旭路線及び弥栄野原路線は年間1,000人以上の大きな減少が見られます。

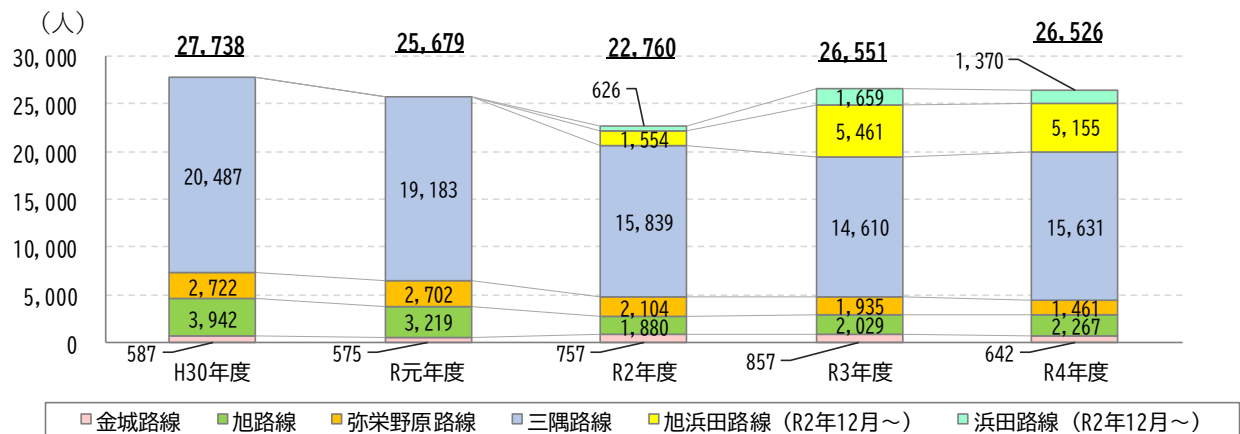


図 市生活路線バスの年間利用者数推移

表 平成30年度と令和4年度の市生活路線バス年間利用者数比較

| 路線             | 年間利用者数  |         | H30年からの増減幅 |
|----------------|---------|---------|------------|
|                | H30年度   | R4年度    |            |
| 金城路線           | 587人    | 642人    | 9%         |
| 旭路線            | 3,942人  | 2,267人  | -74%       |
| 弥栄野原路線         | 2,722人  | 1,461人  | -86%       |
| 三隅路線           | 20,487人 | 15,631人 | -31%       |
| 旭浜田路線(R2年12月～) | -       | 5,155人  | -          |
| 浜田路線(R2年12月～)  | -       | 1,370人  | -          |
| 合 計            | 27,738人 | 26,526人 | -5%        |

## イ 各路線の詳細

- 金城路線については、雲城美又線と雲城久佐美又線の利用者数が増加している一方、雲城久佐線の利用者数が大きく減少しています。
- 旭路線については、いずれの路線も利用者数が減少傾向にあり、特に瑞穂線の利用者数が平成30年度の3分の1まで減少しています。
- 三隅路線について、利用者の多い循環線は令和2年度にコロナ禍の影響で利用者数に落ち込みが見られたものの、令和4年度はコロナ禍前（令和元年度）の水準を維持しています。
- 一方で、循環線以外の三隅路線はいずれも減少傾向にあり、井野室谷線、諸谷平原線、白砂西河内線、井野三隅線、石浦小原線、矢原岡見線の年間利用者数は、平成30年度の半数より少なくなっています。

表 市生活路線バス・金城路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名     | 年間利用者数(人) |      |      |      |      | H30年からの増減幅 |
|---------|-----------|------|------|------|------|------------|
|         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |            |
| 雲城美又線   | 45        | 57   | 51   | 50   | 67   | 33%        |
| 雲城久佐線   | 122       | 117  | 312  | 382  | 55   | -122%      |
| 雲城久佐美又線 | 394       | 390  | 381  | 425  | 520  | 24%        |

表 市生活路線バス・旭路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名 | 年間利用者数(人) |       |       |       |       | H30年からの増減幅 |
|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|
|     | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  |            |
| 木田線 | 375       | 179   | 93    | 67    | 170   | -121%      |
| 戸川線 | 2,573     | 2,128 | 1,172 | 1,582 | 1,713 | -50%       |
| 瑞穂線 | 994       | 912   | 615   | 380   | 384   | -159%      |

表 市生活路線バス・三隅路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名    | 年間利用者数(人) |       |       |       |       | H30年からの増減幅 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|
|        | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  |            |
| 循環線    | 8,340     | 8,565 | 7,312 | 7,054 | 8,527 | 2%         |
| 井野室谷線  | 562       | 350   | 316   | 300   | 236   | -138%      |
| 諸谷平原線  | 680       | 470   | 375   | 311   | 256   | -166%      |
| 平原森溝線  | 182       | 166   | 157   | 108   | 124   | -47%       |
| 白砂西河内線 | 694       | 591   | 445   | 393   | 327   | -112%      |
| 井野三隅線  | 1,431     | 1,353 | 1,011 | 697   | 689   | -108%      |
| 周布地今明線 | 1,518     | 1,314 | 1,189 | 1,039 | 986   | -54%       |
| 石浦小原線  | 820       | 642   | 411   | 402   | 284   | -189%      |
| 黒沢矢原線  | 3,218     | 3,073 | 2,662 | 2,491 | 2,437 | -32%       |
| 黒沢小原線  | 2,265     | 2,034 | 1,506 | 1,431 | 1,335 | -70%       |
| 矢原岡見線  | 436       | 314   | 158   | 117   | 193   | -126%      |
| 岡見海老谷線 | 341       | 311   | 297   | 267   | 237   | -44%       |

#### (4) 市乗合タクシー

##### ア 年間利用者数の推移(全体)

- 市乗合タクシーの年間利用者数は、毎年度減少傾向が続いており、令和2年度以後は年間3,000人台で推移しています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域の路線は、年度によって多少の変化はあるものの、大きな増減は見られず、浜田地域の路線は平成30年度から700人以上の減少が見られます。

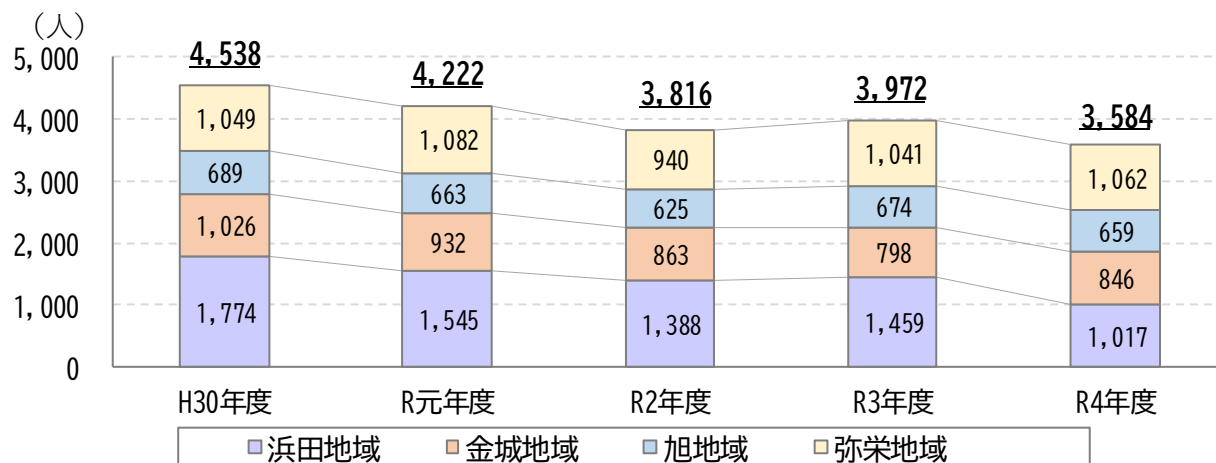


図 市乗合タクシーの年間利用者数推移

##### イ 各地域の詳細

- 浜田地域の路線については、石見東線が運行開始以後、路線バスの代替ということもあり一定の利用が見られますが、三階長見線と美川線は減少傾向にあり、特に三階長見線の年間利用者数は令和4年度時点で100人を下回っています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域の路線については、一部の路線は減少が見られる路線もある一方、利用者数が増加している路線もあることから、年間利用者数を各地区全体で見ると令和元年度以後は同水準で推移しています。

表 市乗合タクシー・浜田路線の年間利用者数(詳細)

| 路線名   | 年間利用者数(人) |       |       |      |      | H30年からの増減幅 |
|-------|-----------|-------|-------|------|------|------------|
|       | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度 | R4年度 |            |
| 三階長見線 | 640       | 419   | 157   | 100  | 57   | -1023%     |
| 美川線   | 1,134     | 1,126 | 1,022 | 622  | 298  | -281%      |
| 石見東線  | -         | -     | 201   | 709  | 645  | -          |
| 櫛田原線  | -         | -     | 8     | 28   | 17   | -          |

表 市乗合タクシー・金城路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名    | 年間利用者数(人) |      |      |      |      | H30年からの<br>増減幅 |
|--------|-----------|------|------|------|------|----------------|
|        | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |                |
| 小国・波佐線 | 789       | 640  | 493  | 393  | 330  | -139%          |
| 美又線    | 53        | 137  | 155  | 180  | 281  | 81%            |
| 久佐線    | 184       | 155  | 215  | 225  | 235  | 22%            |

表 市乗合タクシー・旭路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名     | 年間利用者数(人) |      |      |      |      | H30年からの<br>増減幅 |
|---------|-----------|------|------|------|------|----------------|
|         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |                |
| 木田・山ノ内線 | 182       | 186  | 206  | 226  | 196  | 7%             |
| 和田線     | 98        | 92   | 98   | 92   | 81   | -21%           |
| 坂本・都川線  | 166       | 199  | 192  | 242  | 240  | 31%            |
| 市木・来尾線  | 243       | 186  | 129  | 114  | 142  | -71%           |

表 市乗合タクシー・弥栄路線の年間利用者数（詳細）

| 路線名     | 年間利用者数(人) |      |      |      |      | H30年からの<br>増減幅 |
|---------|-----------|------|------|------|------|----------------|
|         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |                |
| 横谷・程原線  | 395       | 425  | 357  | 341  | 391  | -1%            |
| 山賀・畑線   | 401       | 452  | 410  | 478  | 380  | -6%            |
| 田野原・的野線 | 203       | 127  | 141  | 194  | 253  | 20%            |
| 安城・杵束線  | 50        | 78   | 32   | 28   | 38   | -32%           |



### 3 その他の移動手段・移動支援施策の状況

#### (1) コミュニティワゴン運送

- 地域住民自らが主体的に移動手段を確保する運送活動（コミュニティワゴン運送）として、三隅町井野地区で公共交通空白地有償運送、羽原地区と大麻地区で自治会等無償運送（許可・登録を要しない運送）が行われています。
- 近年の利用状況について、井野地区の利用者数は令和元年度から増加が見られ、大麻地区の利用者数は減少傾向にあります。
- 羽原地区の利用者数は直近5年間、ほぼ横ばいで推移しています。

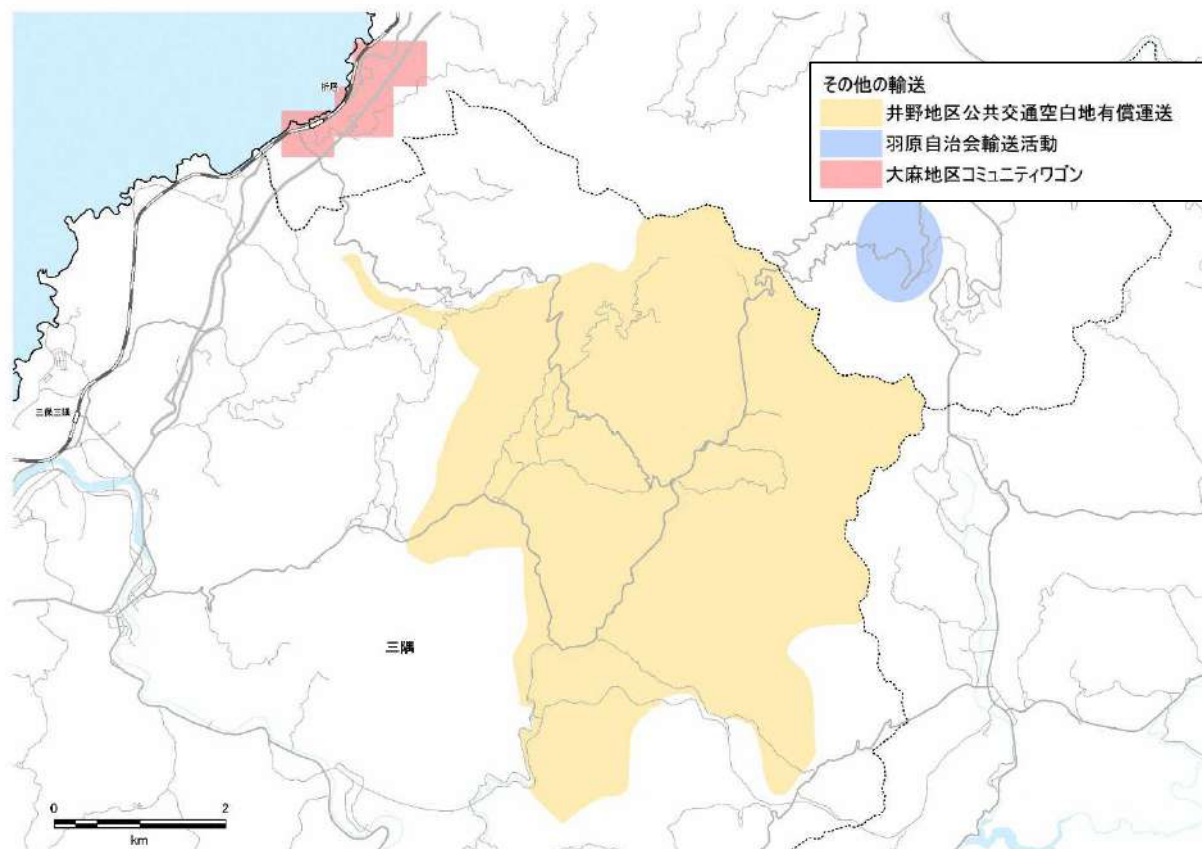


図 コミュニティワゴン運送の運行区域

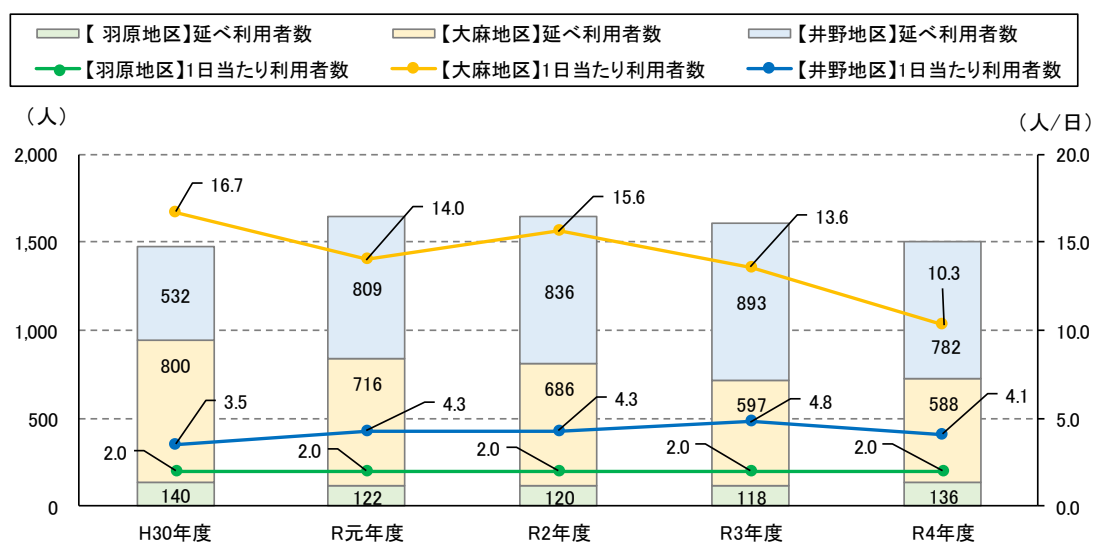


図 コミュニティワゴン運送の利用者数推移

## (2) あいのりタクシー等運行支援事業

- 市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業（通称：あいのりタクシー）に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することで、次の目的を達成しようとする事業です。
  - ① あいのりタクシー等の継続性を高め、市内各地に取組を拡大させていく。
  - ② 高齢者等の交通手段を確保し、生活環境の維持向上と外出機会の創出を図る。
- 令和4年度時点では、13団体が事業の申請を行っており、通院や買物だけでなく地区サロン等の地域の活動でも利用されています。
- 令和5年度は物価高騰対策として、令和5年10月から補助上限額を30万円引き上げています（50万円から80万円に増額）。

表 あいのりタクシー等運行支援事業の概要（令和5年度）

|                |                                                                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者          | 地区まちづくり推進委員会                                                                                                                                                                     |
| 補助要件           | 次の要件を満たした地区まちづくり推進委員会が行う「あいのりタクシー」 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運行区域が、浜田市内（隣接する自治体に生活圏がある場合は当該自治体の区域を含む。）であること。</li> <li>● 片道の利用者が2人以上になるような運行計画を立てること。</li> </ul>   |
| 補助内容<br>(補助金額) | 片道のタクシー料金から次のいずれか多い方の額を控除した額を全額補助(80万円が上限(※令和5年10月変更)) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者が負担する片道の利用料の合計額</li> <li>● 利用者数×運行区域に応じて市が設定する基準額（区域に応じて300円～700円）</li> </ul> |

図 あいのりタクシー等運行支援事業の実績（令和4年度）

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 実施団体数  | 13団体<br>(金城地域 4団体、旭地域 5団体、弥栄地域 1団体、三隅地域 3団体) |
| 主な利用目的 | 通院、買物、地域活動の輸送 等                              |



図 あいのりタクシー等運行支援事業の実施イメージ

### (3) 敬老福祉乗車券交付事業

- 敬老福祉乗車券交付事業は、70 歳以上の市民や特定の障害者手帳を所持している市民を対象とした、路線バスやタクシーで利用できる 3,000 円分の乗車券を半額の 1,500 円で販売又は無料で交付を行う事業です。
- この制度は、平成 28 年 7 月から開始し、平成 28 年度から平成 30 年度までを第 1 期、令和元年度から令和 3 年度までを第 2 期、令和 4 年度から令和 5 年度までを第 3 期目として実施しています。
- 令和 5 年度は物価高騰対策として、令和 5 年 10 月から販売上限を 5 冊引き上げています。(10 冊を 15 冊又は 15 冊を 20 冊に増冊)
- 利用金額は、令和元年度がピークとなっており、いずれの年度も 7 割以上がタクシーで利用されています。

表 敬老福祉乗車券交付事業の概要（令和 5 年度）

|           |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者       | 令和 6 年 3 月 31 日において 70 歳以上となる市民<br>障害者手帳（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）所持している市民                                                                                                                                  |
| 販売内容      | 1 冊 3,000 円分の乗車券を 1,500 円で販売<br>※券種:100 円券(30 枚入)、500 円券(6 枚入)                                                                                                                                                            |
| 販売上限      | 浜田地域 15冊(一部の地域は20冊)<br>金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域 20冊<br>※令和 5 年 10 月変更                                                                                                                                                           |
| 利用できる交通機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間路線バス（石見交通、総企バス）</li> <li>● 高速バス（広浜線いさりび号）</li> <li>● 市生活路線バス</li> <li>● 市乗合タクシー</li> <li>● タクシー（介護タクシーを含む市内事業者限定）</li> <li>● 公共交通空白地有償運送（井野っ地号）</li> <li>● あいのりタクシー</li> </ul> |
| 利用期限      | 乗車券を購入した日から令和 6 年 3 月 31 日まで                                                                                                                                                                                              |

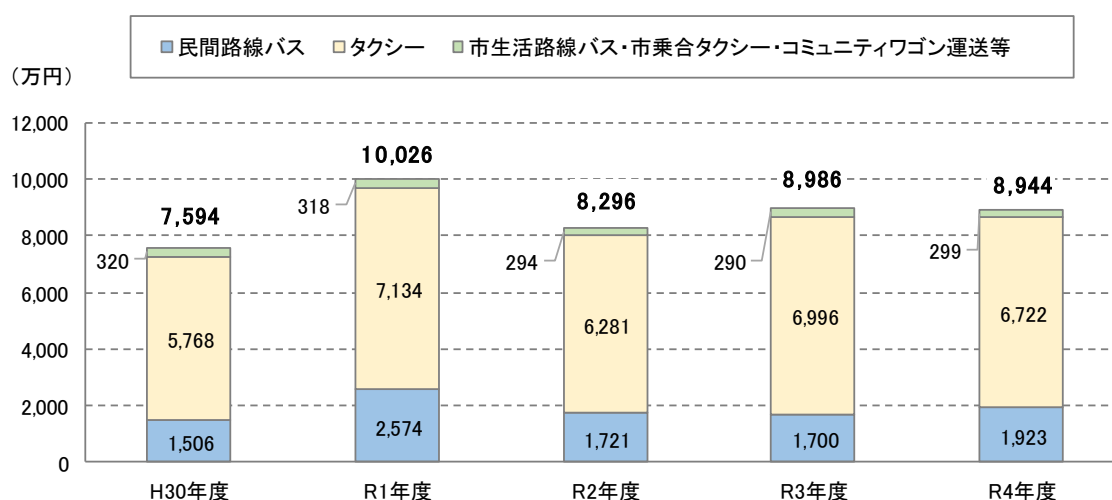


図 敬老福祉乗車券の利用金額（購入金額を控除していない金額の実績値）推移

#### (4) スクールバス

- 浜田地域では、三階小学校、石見小学校及び国府小学校で運行しており、浜田東中学校では登校日の部活動実施日のみ下校便として運行しています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においても、各小学校及び中学校でスクールバスを運行しています。

## 4 地域公共交通に係る収支・財政負担の状況

### (1) 民間路線バスの収支状況

- 民間路線バスの収支率は、コロナ禍により令和2年度に全体的な落ち込みが見られ、特に大学線や弥栄線については、平成30年以前の水準には戻っていない状況です。
- 令和4年度現在は、周布江津線の収支率が71.1%と最も高く、40～50%台の路線が4路線、30%未満が4路線あります。
- 収支率と1km当たり輸送量からみた路線の位置付けを見ると、市内循環線と長沢瀬戸ヶ島線は、比較的路線延長距離が短いにも関わらず、「利用が少なく収支率が低い路線」に位置し、次いで路線延長距離の長い波佐線が続いています。

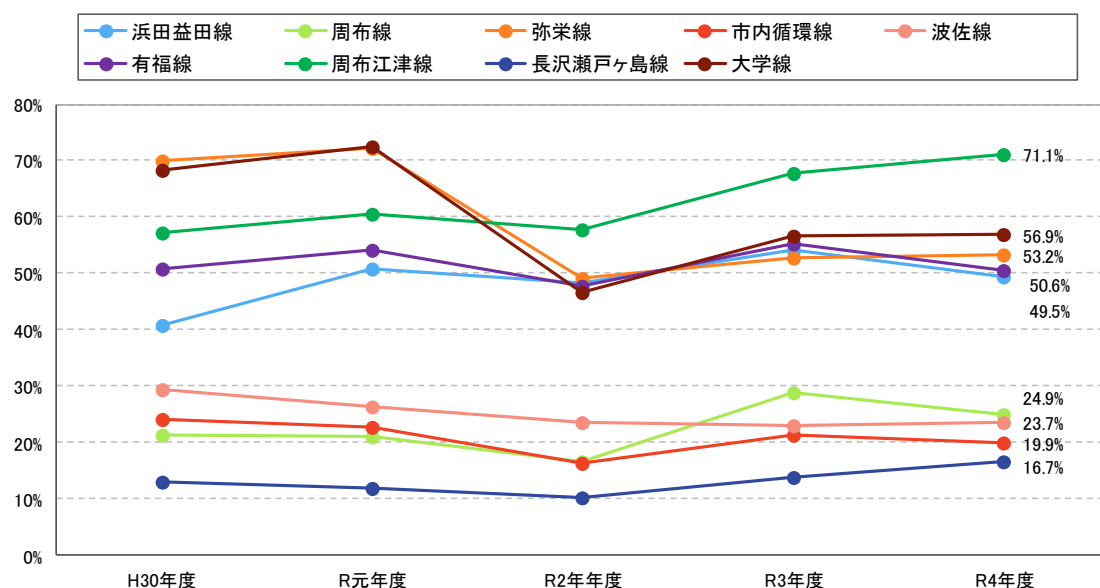


図 民間路線バスの路線別収支率の推移

(人/km)

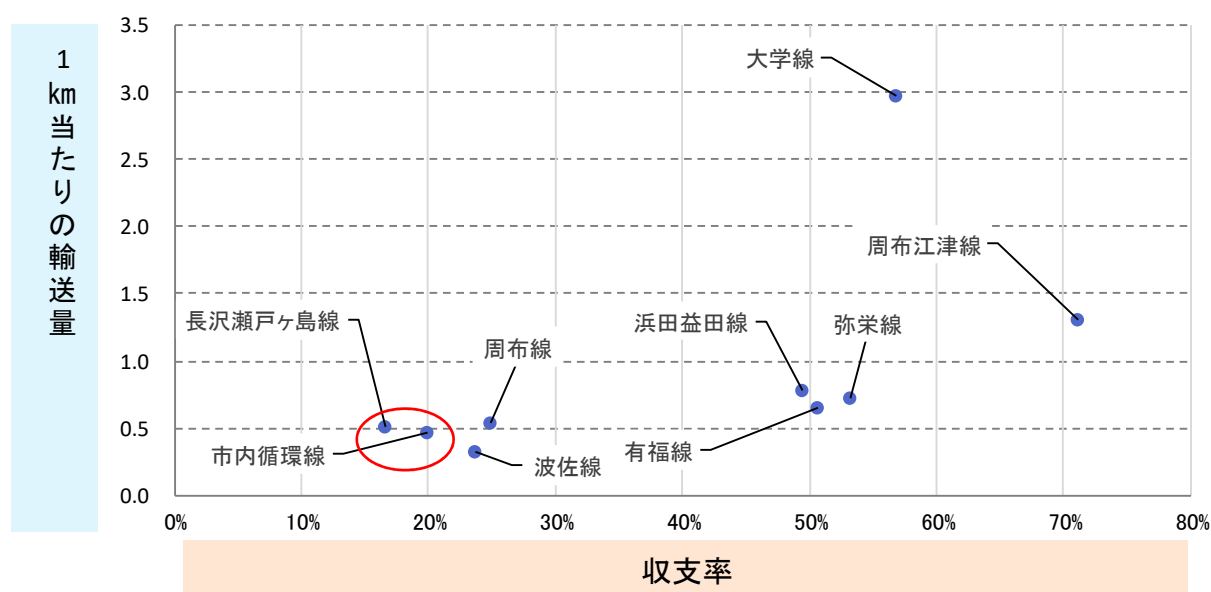


図 収支率と1km当たり輸送量からみた路線（民間路線バス）の位置付け

## (2) 市全体の地域公共交通に係る財政負担の状況

- 利用環境整備（車両整備や IC カード導入等）や新型コロナウイルス対策に係る費用を除いた、市全体の地域公共交通に関する事業費はおよそ 27,844 万円、市の実質財政負担額は 4,665 万円となります。
- 市実質負担額のうち、39.0%が民間路線バス、55.7%が市生活路線バスの運行維持に係る経費となっており、路線バスに関係する費用が全体の大部分を占めています。
- その他については事業費全体の 3 割程度を占めていますが、通学定期券購入費補助と敬老福祉乗車券は財源としてふるさと応援基金寄附金（ふるさと納税）を活用しており、市の実質負担額は 1.6%程度となります。

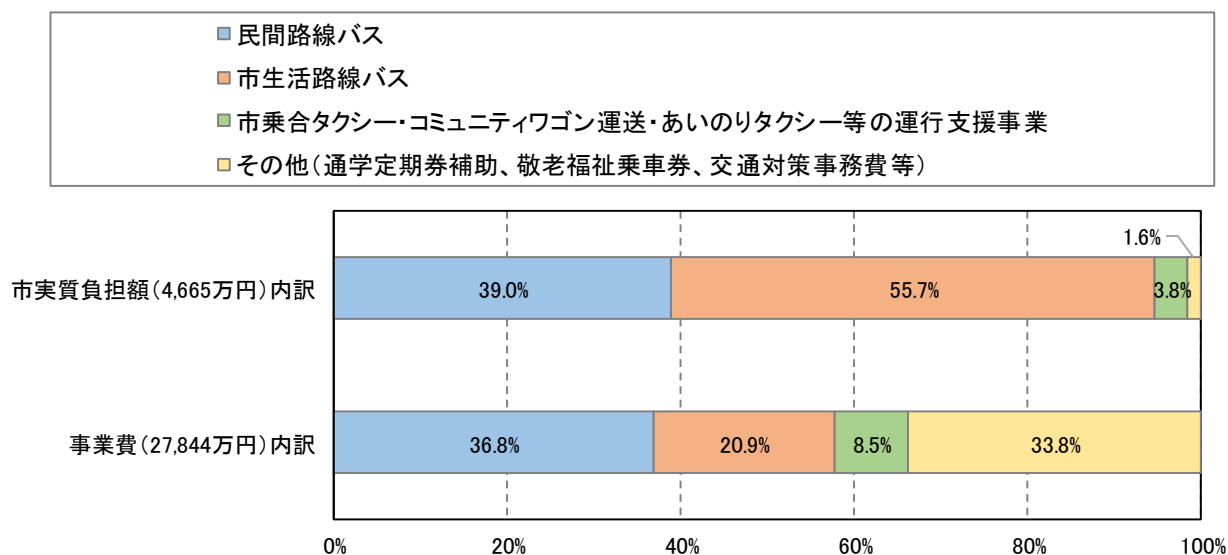


図 公共交通に係る事業費及び市負担額の内訳

## 5 交通事業者の現状

### (1) ヒアリング調査の概要

統計データやアンケート調査等で把握しきれない地域住民の移動状況や地域公共交通を供給する事業者側から見た問題点・課題等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

表 ヒアリング調査の概要

|        |                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象   | 市内の交通事業者(民間路線バス及び市内のバス・乗合タクシーの委託事業者)                                                                                       |
| 調査方法   | 代表者との対面での聞き取りを実施                                                                                                           |
| 実施期間   | 実施期間:令和 5(2023)年 11 月                                                                                                      |
| 主な調査項目 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 利用実態、運行体制、経営状況</li><li>● 地域住民の移動状況</li><li>● 運行に当たった課題</li><li>● 今後の事業展開</li></ul> |

### (2) 地域公共交通の利用実態

- ヒアリングを通して整理した、運行事業者が把握している地域公共交通の利用実態は、次のとおりです。

表 運行事業者が把握している地域公共交通の利用実態

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間路線バス             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 大学線は、新入生が入ったばかりの 4～5 月頃は利用が多いが、車・バイク通学が増えるため、5 月以後は減少する傾向にある。</li><li>● 島根県のインバウンド誘因策として、外国人に限り、高速バス（広浜線）を 500 円で利用できるようになったため、外国人利用者も見られるようになった。</li></ul>                                                                                                       |
| 市生活路線バス<br>市乗合タクシー | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市生活路線バスや市乗合タクシーは通院と買物目的の利用が多い。</li><li>● いずれも利用者が固定化しており、入院や転居に伴い 1 人利用者が減るだけで大きく路線全体の利用者数が減る。</li><li>● 市乗合タクシーについて、利用者は仕組みを理解されていると思うが、帰りの便の時間まで待つことが負担になっていると思われる。</li></ul>                                                                                   |
| 民間タクシー             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 浜田地域では、通院目的の利用が多く、午前 7 時から 9 時 30 分までをピークに浜田医療センター、午後はクリニック等への移動が多い。</li><li>● 旭地域や金城地域でも、朝から夕方にかけて通院目的の利用が見られ、浜田医療センター等の中心部の医療機関を受診している。</li><li>● コロナ禍の影響により、外出そのものが減っている。</li><li>● 夜間の利用もコロナ禍前から戻っていない。</li><li>● 広島方面からの観光・旅行目的の利用が少しずつではあるが増えている。</li></ul> |



### (3) 地域公共交通の問題点・課題や計画策定に向けた意見等

- ヒアリングを通じて整理した、運行事業者が感じている地域公共交通の問題点・課題、解決に向けたアイデア等は、次のとおりです。

表 運行事業者が感じている地域公共交通の問題点・課題、解決に向けたアイデア等

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>運転者不足・高齢化、担い手となる人材の採用・募集について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転者の高齢化が進んでおり、路線バス運転者の平均年齢は 50 歳代、タクシー運転者の平均年齢は 60 歳代を超えている。</li> <li>● 業界全体として若者の運転手が少なく、定年した人に声をかけてドライバーになってもらうような状況もある。</li> <li>● 中山間地域であれば、他の業種と兼業しているタクシー運転者も多く、柔軟な働き方を認めていかなければ運転者の確保が難しい。</li> <li>● 大型 2 種免許の取得制限緩和により、高卒者にもアプローチしており、普通免許取得から大型 2 種免許取得までの費用を支援しているが、なかなか採用につながっていない。</li> <li>● タクシー事業者でも普通運転 2 種免許の取得を支援しているものの、経営への負担も大きい。</li> <li>● 常に求人を出しているが、ハローワークでも求職者とのマッチングなどの支援してもらえるとありがたい。</li> </ul> |
| <p>民間路線バスの運行</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 低床バス等のバリアフリー対応できていない車両が 1 台残っており、車両購入に何らかの補助があるとありがたい。</li> <li>● 国庫補助制度について、幹線補助の基準（輸送量 15 人以上）は全国共通の算定式（乗車密度×運行回数）で算出するものであるが、路線の状況や特性等も考慮するべきである。特に乗車密度は、運賃収入から算出するため、障がい者・免許返納者などの運賃、定期券利用者など正規運賃との差額が考慮されておらず、実態と乖離している状況にある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| <p>市生活路線バスや市乗合タクシーの運行</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通学で利用されている路線は、児童・生徒の数によって積み残しが発生しないようにしないといけないため、効率的な車両運用が難しい面がある。</li> <li>● マイクロバス等のバス車両よりもワンボックス型の車両の方が柔軟に対応できると思われる。運転車の高齢化が進んでいるため、車両が大きいと負担も大きい。</li> <li>● 市乗合タクシー等は、委託を受たタクシー事業者にとっては安定的な収益確保につながっている面もある。</li> <li>● 中山間地域は市乗合タクシーや各種移動支援事業等により手厚くフォローされているが、まちなかのエリアにおいてもバス停から離れた集落に暮らす人は存在しており、そのような住民への支援も必要ではないかと思われる。</li> </ul>                                                                                 |
| <p>民間タクシーの運行</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 路線バスや市乗合タクシーでの輸送が適さない地域はタクシー助成等も含めて考えても良いのではないか。</li> <li>● 人々の生活も変化が早くなっており、タクシーの求められる役割が変わってきていると思うので、ニーズ等に応じて柔軟に対応していくことが今後求められる。</li> <li>● あいのりタクシーは利用者にとっては安く利用できるため、客単価が減る側面もある。あいのりタクシーの助成制度を進めていくことによってタクシー事業者の経営に影響することを懸念している。</li> <li>● 地元の交通事業者が地域で事業を続けていけるような方向性を示してほしい。</li> </ul>                                                                                                                            |

## 第3章 市民の移動実態・地域公共交通に対する意識・ニーズ

### 1 市民アンケート調査の概要

統計データ等で把握しきれない、地域住民の移動実態や移動に関する問題点、地域公共交通に対するニーズを把握するため市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表 市民アンケート調査の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象   | 満 15 歳以上の市民 2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出<br>(地区に偏りは少なくサンプルを確保できるよう地域別に配布数を設定)                                                                                                                                                                        |
| 調査方法   | 郵送配布・郵送回収又は QR コードによるオンラインでの回答                                                                                                                                                                                                                |
| 実施期間   | 実施期間: 令和 5 年 9 月                                                                                                                                                                                                                              |
| 回収状況   | 総配布数: 2,000 部    回収票: 930 部(回収率: 46.5%)                                                                                                                                                                                                       |
| 主な調査項目 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 個人属性 (年齢、居住地区、職業、運転免許証の有無 等)</li><li>● 日常生活を中心とした移動の実態 (通院・買物等)</li><li>● 地域公共交通の利用状況、利用する理由/しない理由</li><li>● 敬老福祉乗車券の利用状況</li><li>● 地域公共交通施策に対する考え方</li><li>● 困りごと・移動に対する不安感</li><li>● 自由意見</li></ul> |

### 2 回答者の属性

#### (1) 居住地域と年代

- いずれの地域からも一定数 (50 人以上) の回答を得ています。
- 回答者のおよそ 66% を 65 歳以上、およそ 53% を 75 歳以上が占めています。

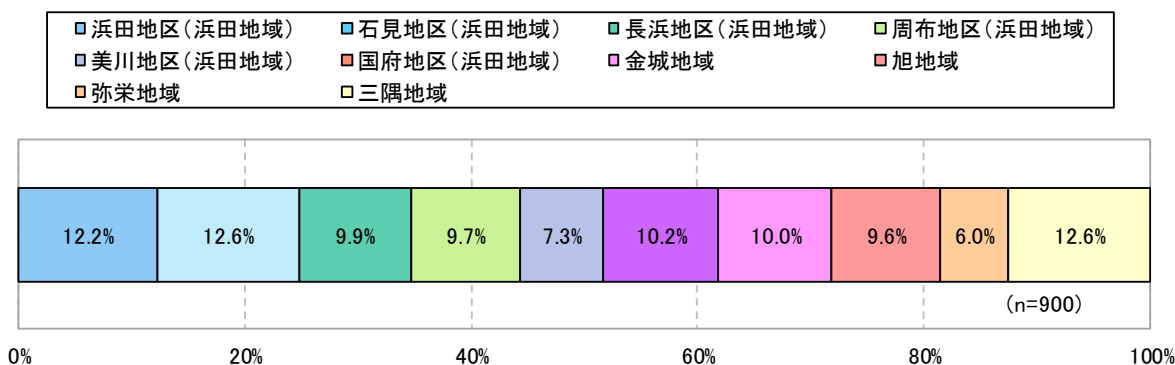


図 回答者の居住地域

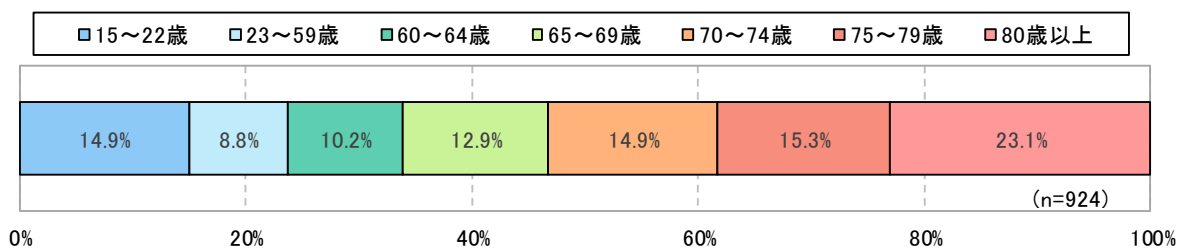


図 回答者の年代

## (2) 運転免許証の保有状況

- 回答者の 65.3%が運転免許証を保有しています。
- 運転に不安を感じる人や返納をしたいと考えている人は、免許証保有している人のうち 15%を占めています。

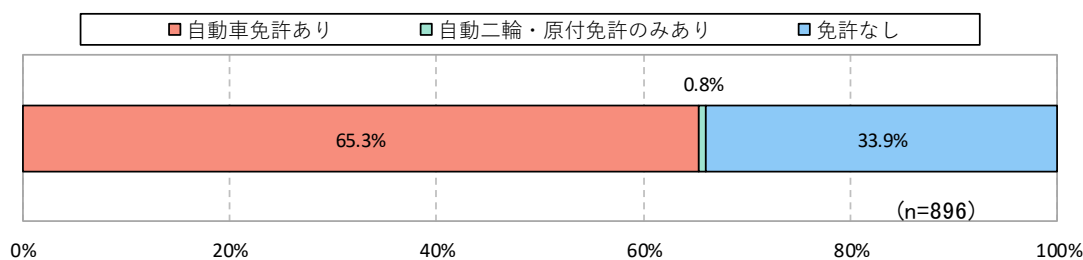


図 運転免許証の保有状況

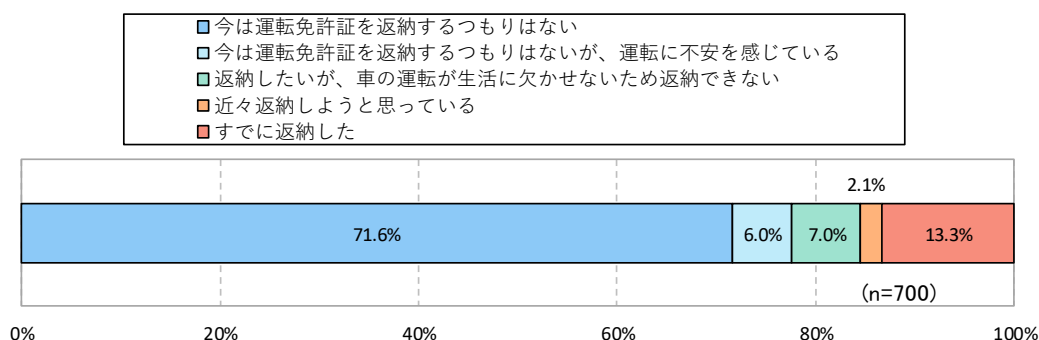


図 運転免許証の返納に関する意向

## 3 移動の状況

### (1) 通勤・通学の状況

- 通勤・通学者は回答者のおよそ 50%を占めています。
- 通勤・通学手段は自分が運転する車が最も多く、地域公共交通（鉄道、民間路線バス、市生活路線バス）を利用している人は 10%以下となっています。

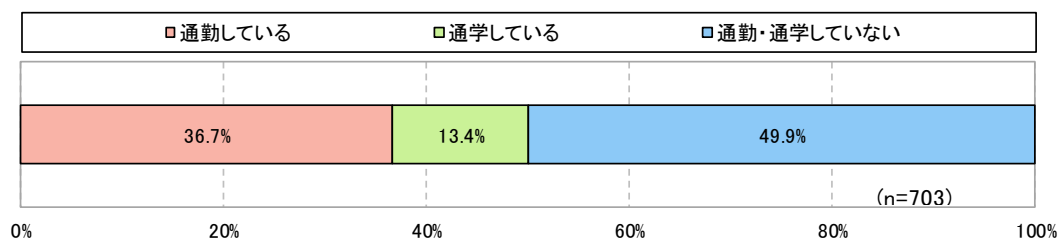


図 通勤・通学の有無

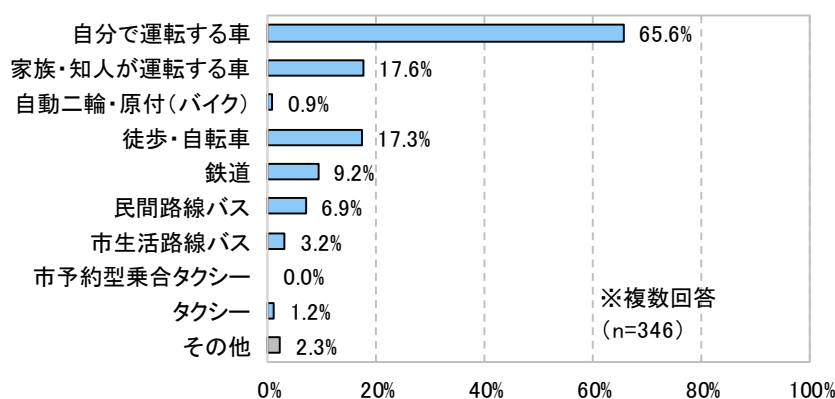


図 通勤・通学で利用している交通手段

## (2) 通院の状況

### ア 通院の有無と利用している交通手段

- 回答者の 61% が日常的に通院しています。
- 利用交通手段は自分で運転する車が最も多く、次いで 20.8% が送迎によって通院しています。
- 民間路線バスや市生活路線バスよりタクシーを利用して通院している人が多い傾向が見られます。
- 送迎によって通院する人の割合は旭地域、弥栄地域及び三隅地域が 20% を超えており、市乗合タクシーは弥栄地域、タクシーは浜田地域が他の地域に比べて割合が高くなっています。

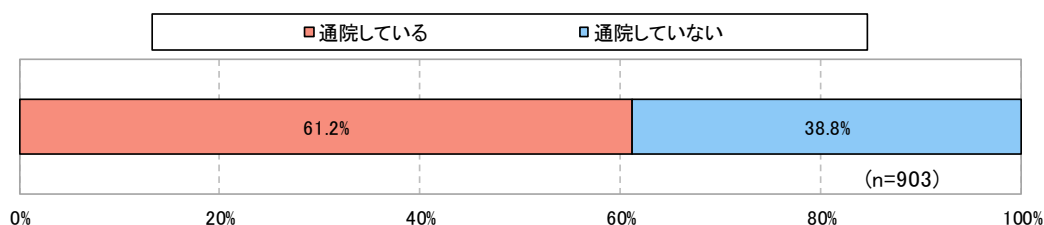


図 通院の有無

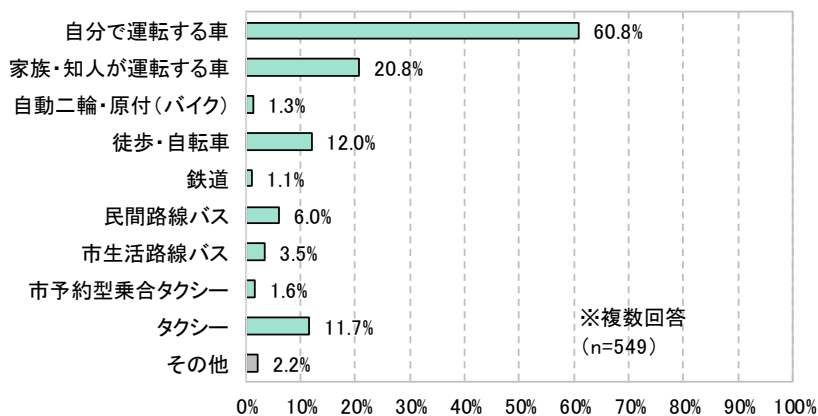


図 通院で利用している交通手段（全体）

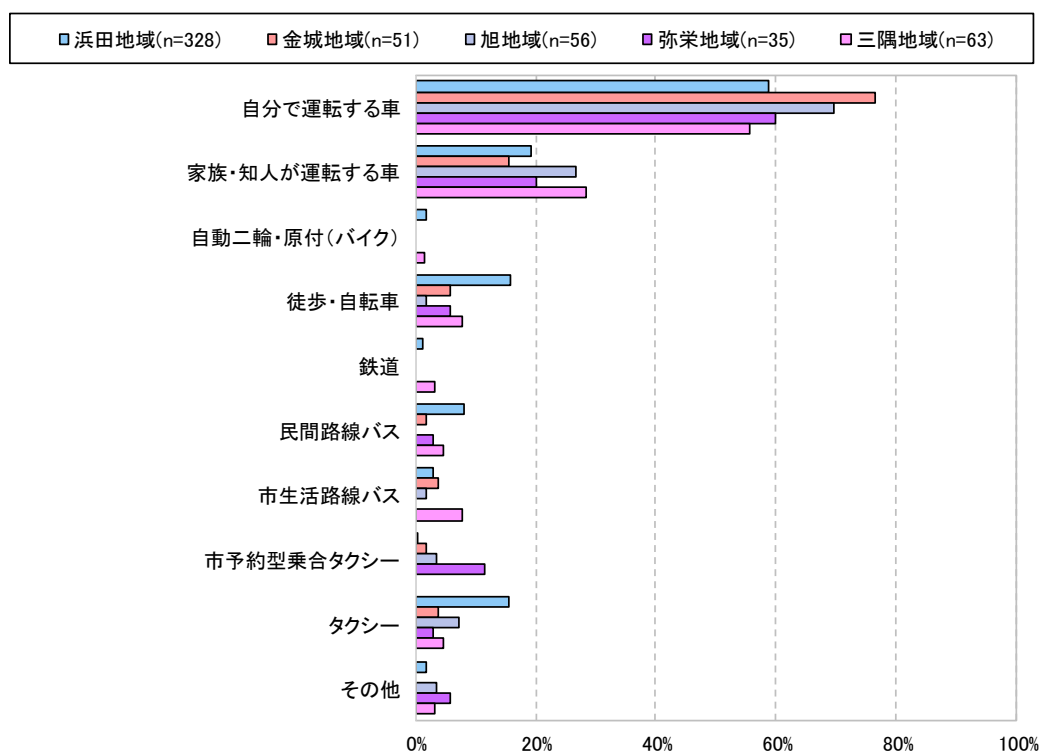


図 通院で利用している交通手段（地域別）

## イ 通院先の状況(上位 5 件)

- 浜田地域の中でも、浜田地区と石見地区で浜田医療センターに通院している人が最も多いです。
- 長浜地区、周布地区、美川地区及び国府地区においても浜田医療センターが上位 5 位以内に挙がっており、最上位はいずれも地区内に立地する医療機関となっています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域では、いずれも上位 3 位以内に浜田医療センターが挙がっています。
- 三隅地域の上位 3 位は、いずれも地域内の医療機関となっています。

表 地域別通院先の上位 5 位（浜田地域）

| 浜田地区      | 件数 | 石見地区       | 件数 |
|-----------|----|------------|----|
| 浜田医療センター  | 18 | 浜田医療センター   | 13 |
| さかね内科     | 6  | 丸山内科クリニック  | 8  |
| 丸山内科クリニック | 6  | さかね内科      | 7  |
| 中村医院（片庭町） | 5  | おさだ眼科クリニック | 6  |
| 彌重内科眼科医院  | 5  | 岡本胃腸科内科医院  | 6  |

| 長浜地区      | 件数 | 美川地区       | 件数 |
|-----------|----|------------|----|
| 山根病院      | 10 | 中村呼吸器内科医院  | 10 |
| 浜田医療センター  | 9  | 浜田医療センター   | 5  |
| 中村胃腸科内科医院 | 8  | おさだ眼科クリニック | 4  |
| 三隅整形外科医院  | 5  | 丸山内科クリニック  | 4  |
| さかね内科     | 4  | 中村胃腸科内科医院  | 4  |
| もりわき眼科    | 4  |            |    |
| 中村医院（片庭町） | 4  |            |    |

| 周布地区     | 件数 | 国府地区      | 件数 |
|----------|----|-----------|----|
| 都医院      | 15 | やすぎクリニック  | 13 |
| 浜田医療センター | 11 | 浜田医療センター  | 9  |
| 小池医院     | 8  | 丸山内科クリニック | 7  |
| 山根病院     | 6  | 真鍋医院      | 7  |
| 三隅整形外科医院 | 3  | 北村内科クリニック | 7  |

表 地域別通院先の上位 5 位（金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域）

| 金城地域            | 件数 | 旭地域             | 件数 |
|-----------------|----|-----------------|----|
| 金城沖田医院          | 14 | 浜田市国民健康保険あさひ診療所 | 18 |
| 浜田市国民健康保険 波佐診療所 | 11 | 上田医院            | 11 |
| 浜田医療センター        | 8  | 浜田医療センター        | 10 |
| 丸山内科クリニック       | 5  | 丸山内科クリニック       | 6  |
| 中村整形外科          | 3  | 岡本胃腸科内科医院       | 3  |

| 弥栄地域           | 件数 | 三隅地域      | 件数 |
|----------------|----|-----------|----|
| 浜田市国民健康保険弥栄診療所 | 26 | 寺井医院      | 18 |
| 浜田医療センター       | 5  | 中村医院（三隅）  | 15 |
| 山根病院           | 2  | 野上医院      | 11 |
|                |    | 浜田医療センター  | 8  |
|                |    | もりわき眼科    | 4  |
|                |    | 三隅整形外科医院  | 4  |
|                |    | 山根病院 三隅分院 | 4  |

※弥栄のみ上位 3 件を記載（4 位以下の回答件数がいずれも 1 件であったため）

### (3) 買物の状況

#### ア 買物の有無と買物で利用している交通手段

- 回答者の74%が日常的に買物に出かけています。
- 利用交通手段は自分で運転する車が最も多く、次いで19%が送迎によって買物に出かけており、路線バスや市生活路線バスよりタクシーを利用している人が多い等、通院と同じ傾向が見られます。
- 通院と比べ、民間路線バスや市生活路線バスの割合は大きく変わらないものの、タクシーの割合は若干減少している程度で、各地域での大きな違いは見られません。

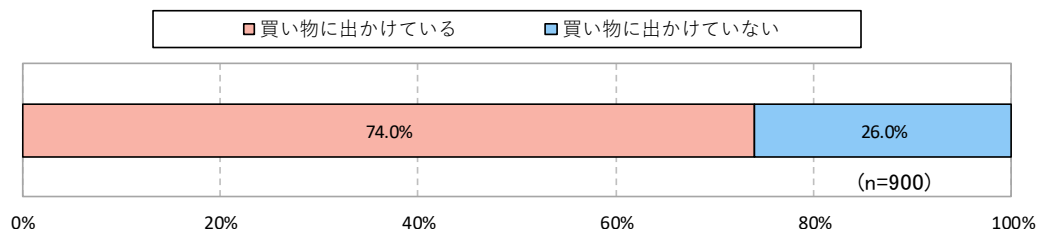


図 買物によるお出かけの有無

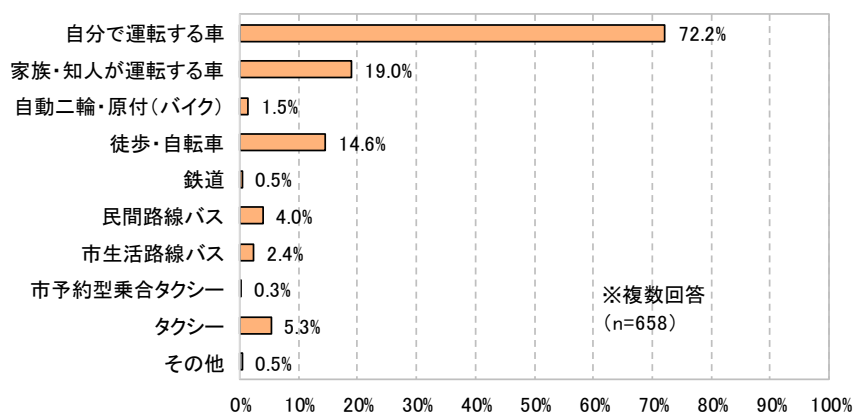


図 買物で利用している交通手段（全体）

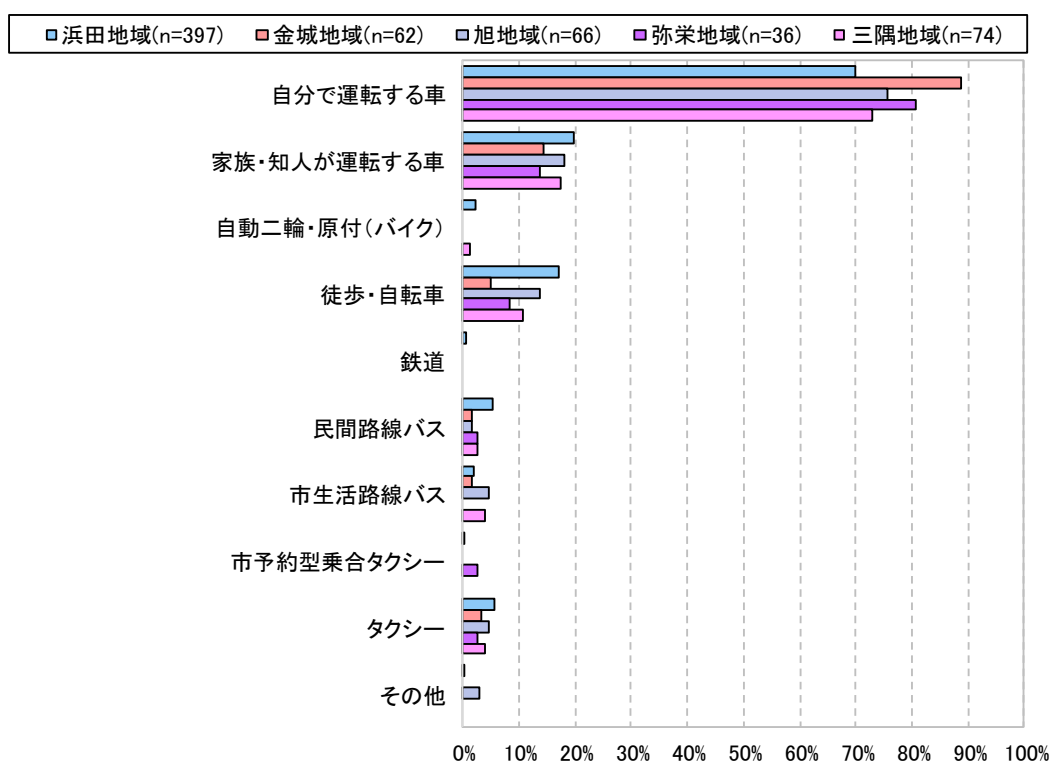


図 買物で利用している交通手段（地域別）

## イ 買物先の状況

- 浜田地域では、長浜地区、周布地区、美川地区で最上位にトライアル浜田店（周布）が挙げられており、国府地区では地区内や石見地区の買物先が挙げられています。
- 金城地域及び旭地域では地域内の買物先が最上位で、次点はいずれも市中心部の買物先となっています。
- 弥栄地域では地域内の買物先より浜田地域（周布地区や浜田地区）の買物先が多くなっています。
- 三隅地域では地域の買物先や周布地区、益田市の買物先が挙げられています。

表 地域別買物先の上位 5 位（浜田地域）

| 浜田地区        | 件数 | 石見地区      | 件数 |
|-------------|----|-----------|----|
| ゆめタウン浜田     | 41 | シティパルク浜田  | 45 |
| シティパルク浜田    | 13 | キヌヤ プリル店  | 24 |
| トライアル浜田店    | 13 | キヌヤ 長澤店   | 16 |
| キヌヤ プリル店    | 11 | ゆめタウン浜田   | 15 |
| フーズセンター エビス | 11 | スーパー ダックス | 10 |

| 長浜地区     | 件数 | 周布地区          | 件数 |
|----------|----|---------------|----|
| トライアル浜田店 | 31 | トライアル浜田店      | 45 |
| ゆめタウン浜田  | 23 | キヌヤ ひなし店      | 12 |
| キヌヤ 笠柄店  | 18 | ゆめタウン浜田       | 11 |
| コスモス 熱田店 | 5  | キヌヤ 笠柄店       | 5  |
| 斉藤食料品店   | 5  | キヌヤ プリル店      | 3  |
|          |    | シティパルク浜田      | 3  |
|          |    | ホームプラザナフコ 浜田店 | 3  |

| 美川地区     | 件数 | 国府地区     | 件数 |
|----------|----|----------|----|
| トライアル浜田店 | 22 | キヌヤ 国府店  | 21 |
| ゆめタウン浜田  | 14 | キヌヤ 長澤店  | 21 |
| キヌヤ 笠柄店  | 9  | シティパルク浜田 | 15 |
| キヌヤ ひなし店 | 4  | ゆめタウン浜田  | 11 |
| シティパルク浜田 | 4  | キヌヤ プリル店 | 7  |
| キヌヤ プリル店 | 3  |          |    |

表 地域別通院先の上位 5 位（金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域）

| 金城地域        | 件数 | 弥栄地域       | 件数 |
|-------------|----|------------|----|
| キヌヤ 金城店     | 28 | トライアル浜田店   | 12 |
| シティパルク浜田    | 20 | ゆめタウン浜田    | 11 |
| ゆめタウン浜田     | 11 | Aコープ やさか店  | 9  |
| キヌヤ プリル店    | 10 | キヌヤ サンプラム店 | 3  |
| キヌヤ 長澤店     | 3  | キヌヤ 笠柄店    | 2  |
| キヌヤ 二宮店     | 3  |            |    |
| コスモス 熱田店    | 3  |            |    |
| ジュンテンドー 浜田店 | 3  |            |    |
| スーパー ダックス   | 3  |            |    |

| 三隅地域       | 件数 | 旭地域          | 件数 |
|------------|----|--------------|----|
| キヌヤ サンプラム店 | 32 | Aコープあさひ      | 16 |
| トライアル浜田店   | 22 | シティパルク浜田     | 13 |
| Aコープ みすみ店  | 10 | サワレン商店       | 11 |
| ゆめタウン浜田    | 8  | ゆめタウン浜田      | 10 |
| ゆめタウン益田    | 7  | Aコープ（店舗名未回答） | 9  |



### ウ 買物に出かけない理由

- 買物に出かけない理由として、買物をしていない人の9割は家族が買物しているからと回答しています。
- 交通手段がないため買物に出かけていない人は4.7%です。

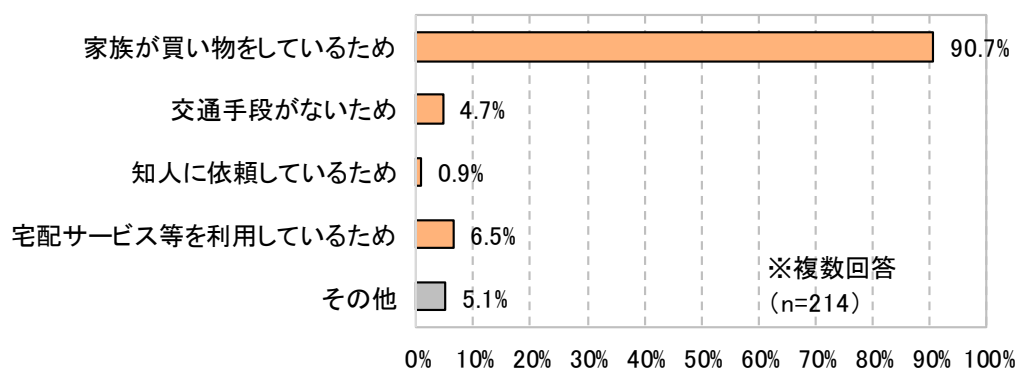


図 買物に出かけない理由

## 4 地域公共交通の利用状況

### (1) 地域公共交通利用の有無

- 地域公共交通を利用している人の割合を地域別に見ると、浜田地域の各地区と三隅地域の割合が比較的高くなっています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域は、日常的に地域公共交通を利用している人の割合が10%を下回っています。

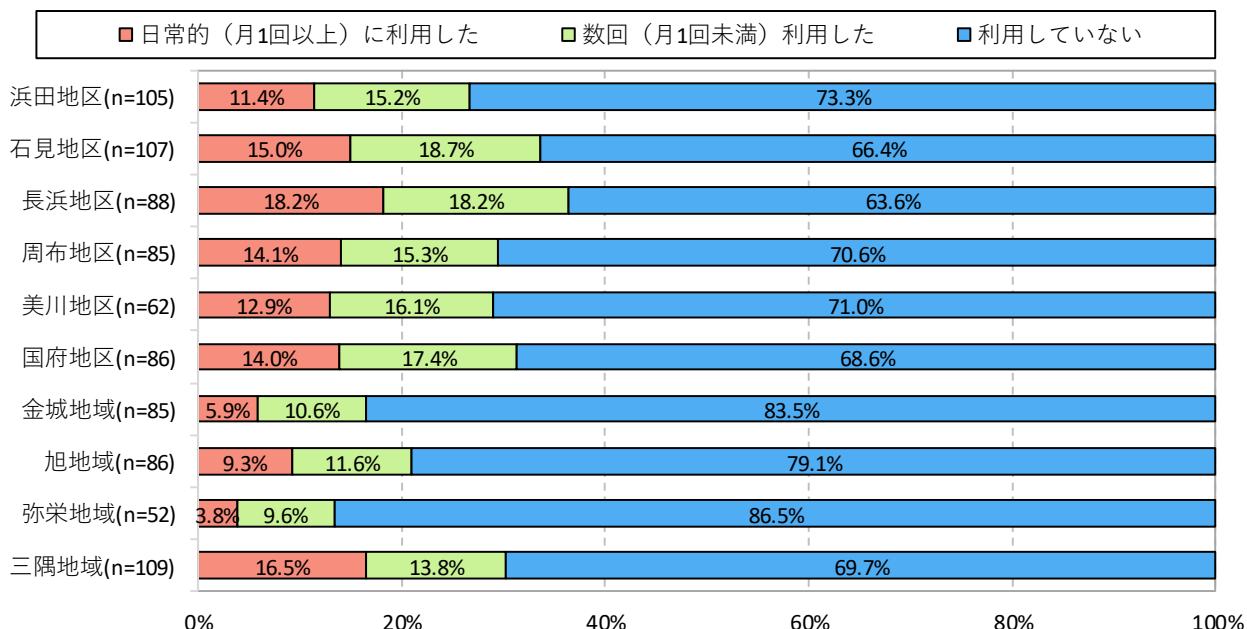


図 地域公共交通の利用有無

### (2) 地域公共交通の利用頻度

- 利用頻度が最も高い交通手段は鉄道で、利用している人のおよそ2割が週に5日以上利用しています。
- 民間路線バスは133人が利用しており、週3日以上利用している人が2割程度を占めています。
- タクシーと市生活路線バスは、月に1～3日程度利用している人の割合が比較的大きく、30%を超えています。

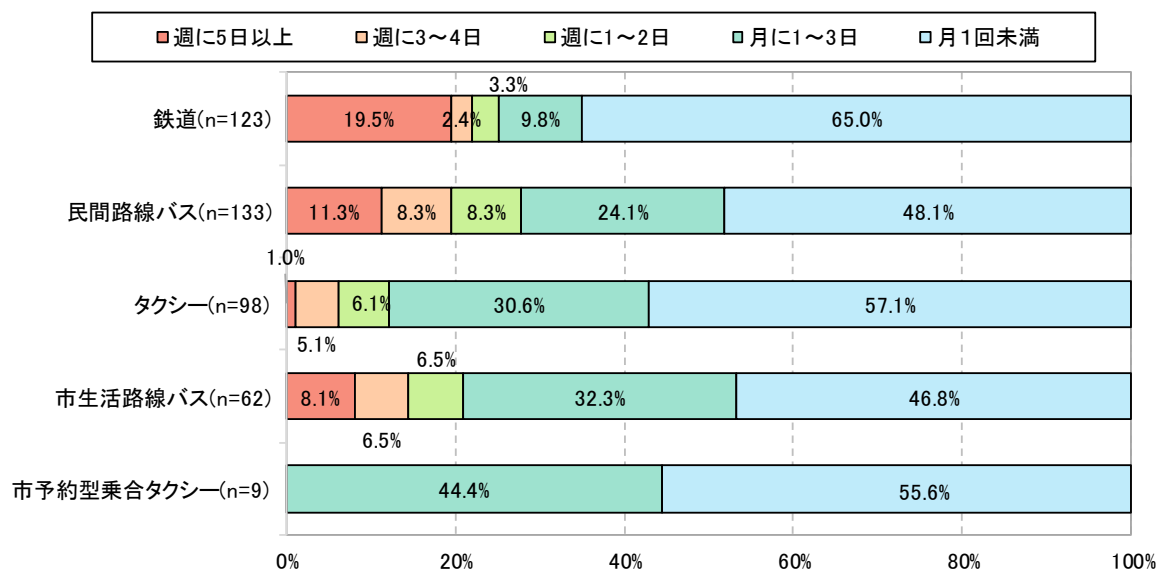


図 地域公共交通の利用頻度

### (3) 地域公共交通を利用していない理由

- 地域公共交通を利用しない理由として、いずれの地域でも「自家用車で移動できるため」が最も多く、次いで「送迎で移動できるため」となっています。
- 「送迎で移動できるため」や「運賃が高いため」と回答した人の割合は、弥栄地域が比較的多くなっています。
- 「徒歩や自家用車で移動できるため」は、浜田地域のみ 20%を超えており、その他の地域は 10%を下回っています。

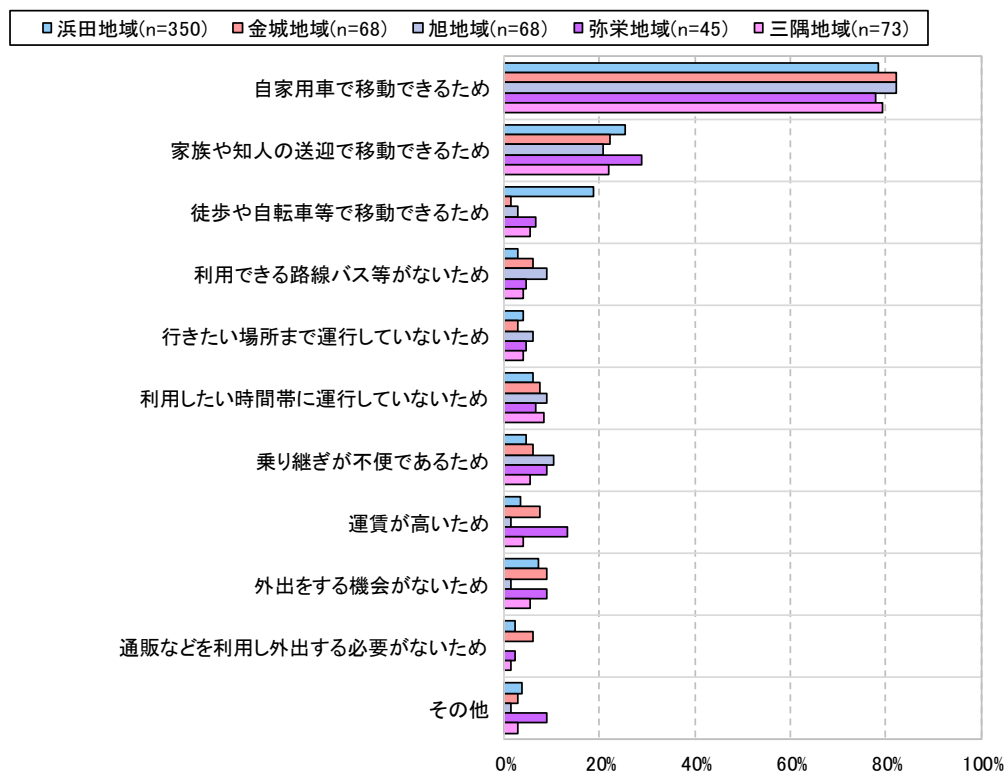


図 公共交通を利用していない理由

### (4) 地域公共交通に対する不便感

- 地域公共交通が不便なために生活に支障をきたしていることや我慢していることは、浜田地区、石見地区及び周布地区以外で「ある」の割合が 20%を超えており、国府地区で最も高くなっています。

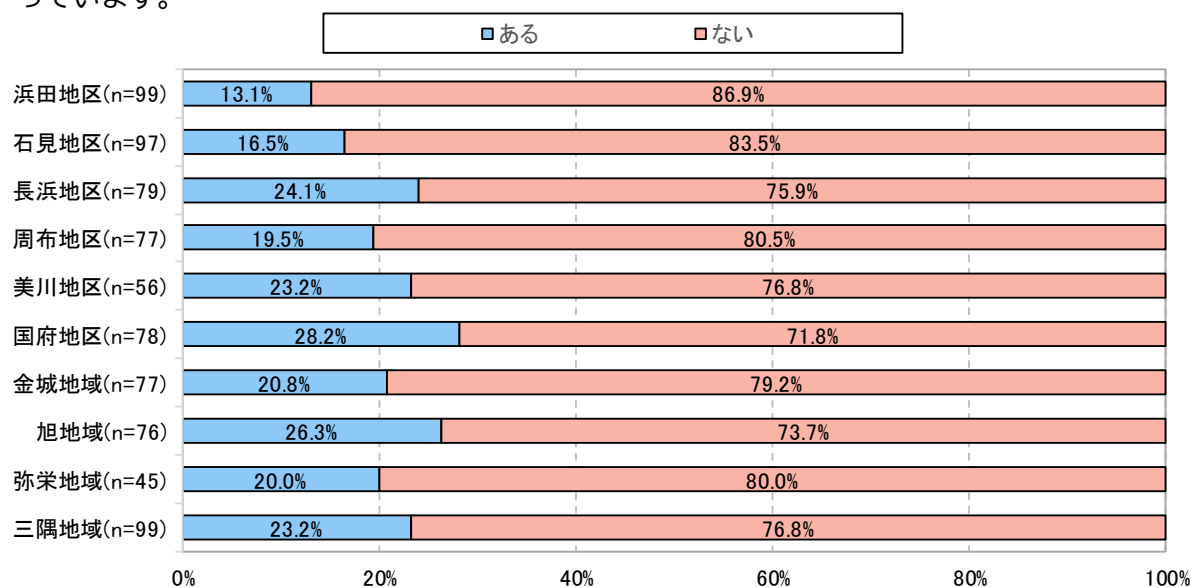


図 地域公共交通が不便なために生活に支障をきたしていることや我慢していることの有無

## 5 敬老福祉乗車券の利用状況

### (1) 敬老福祉乗車券の利用状況

- 70 歳以上で、敬老福祉乗車券を利用している人は 17.7% で、いずれの地域でも 20% 以上を占めています。
- 浜田地域で割合が高く、石見地区と長浜地区では 40% を超えています。

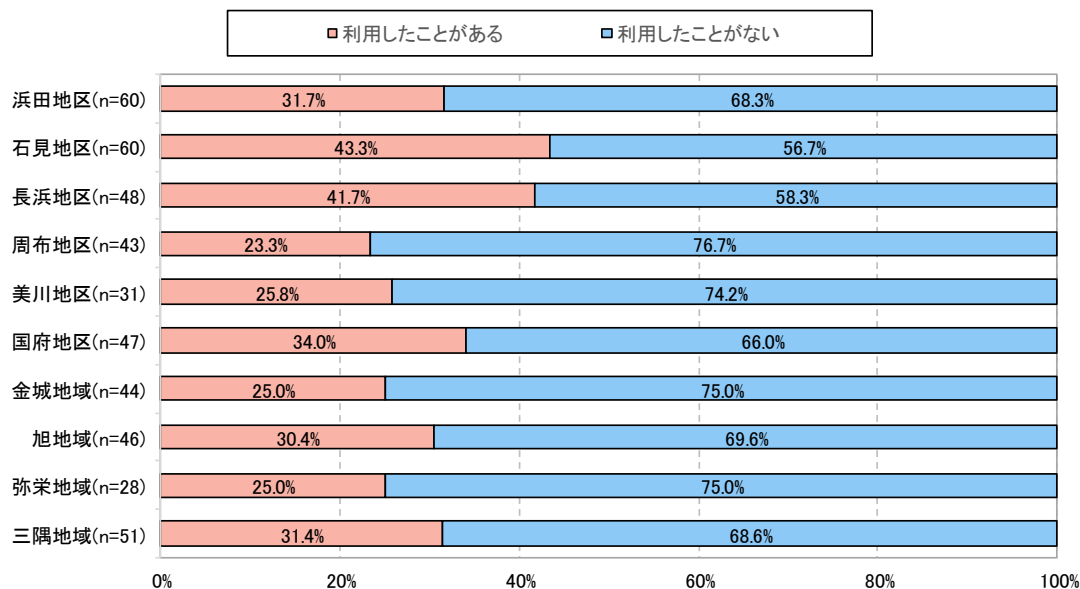


図 敬老福祉乗車券の利用状況 (70 歳以上回答者に絞って集計)

### (2) 敬老福祉乗車券の効果

- 敬老福祉乗車券により外出回数が増えたと回答した人は利用者全体の 20.9% を占めています。

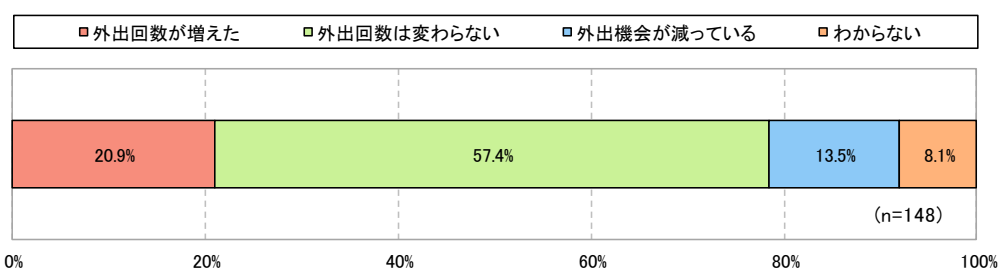


図 敬老福祉乗車券購入後における外出状況の変化

### (3) 敬老福祉乗車券を使用(購入)していない理由

- 敬老福祉乗車券を購入していない理由としては、「制度内容を知らない」と回答した人の割合は 13.6% で実数では 94 人になります。
- 70 歳以上の回答者の中でも 21.4% が「制度の対象でないため」と回答しています。

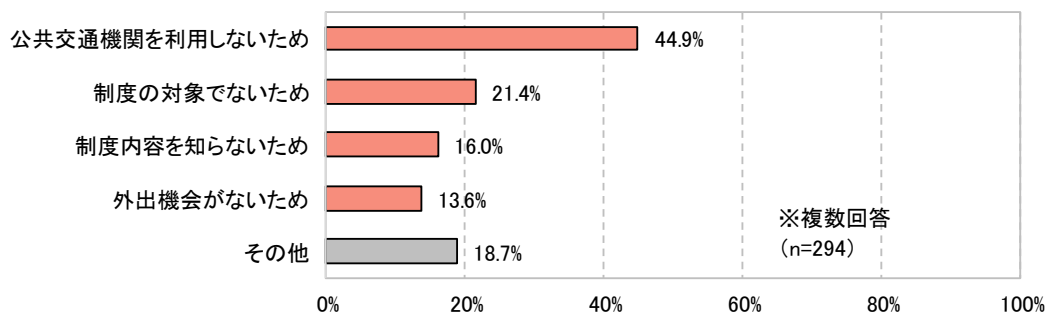


図 敬老福祉乗車券を使用 (購入) していない理由 (70 歳以上回答者に絞って集計)

## 6 今後の浜田市における地域公共交通の維持確保や取組への意向

### (1) 将来の地域公共交通のあり方

- 将来の地域公共交通のあり方について、選択肢の中では「市の負担が増えたとしても、できる限り現状維持を目指す」が最も割合としては大きく、全体では 37.9%を占めています。
- 「市の負担が増えたとしても、できる限り現状維持を目指す」を回答した人を地域別に見ると、浜田地域では長浜地区、浜田地域以外では旭地域、弥栄地域及び三隅地域で 40%を超えており、比較的割合が大きくなっています。
- 「利用の少ない路線は廃止を検討し、地域住民主体の輸送手段を推進していく」は、浜田地域では浜田地区、美川地区及び国府地区、浜田地域以外では金城地域で 30%を超えており、比較的割合が大きくなっています。

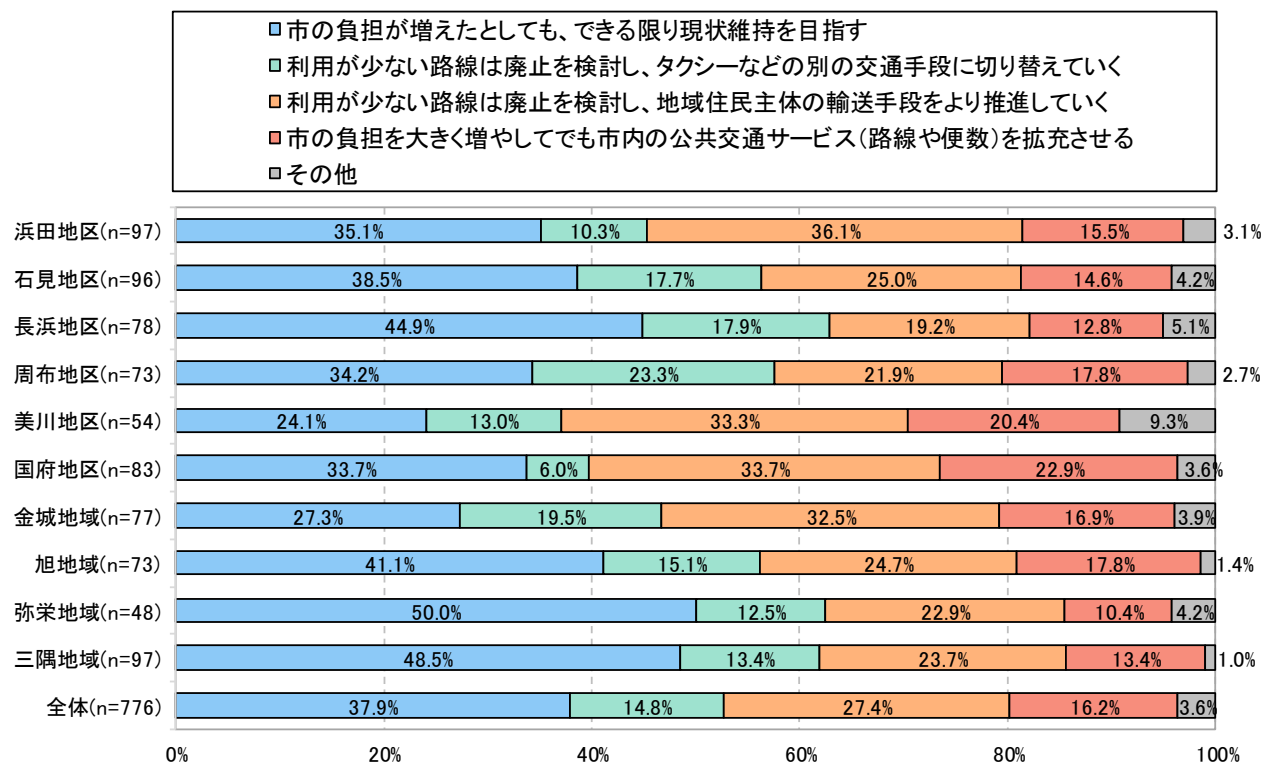


図 将来の地域公共交通のあり方

## (2) 力を入れた方が良いと思う取組

- 特に力を入れた方が良いと思う取組は「敬老福祉乗車券の継続」が全体で最も多く、58.4%が回答しています。次いで「市生活路線バスのサービス拡充」「運転者不足の交通事業への支援」となっています。
- 「敬老福祉乗車券の継続」は三隅地域以外の地域で多く、「市生活路線バスのサービス拡充」は金城地域以外の地域で多い傾向にあります。
- 「市乗合タクシーのサービス充実」は弥栄地域のみ 30%を超えています。
- 「運転者不足の交通事業への支援」は浜田地域で 30%を超えています。
- 「自治会輸送などへの支援」は旭地域のみ 20%を超えています。

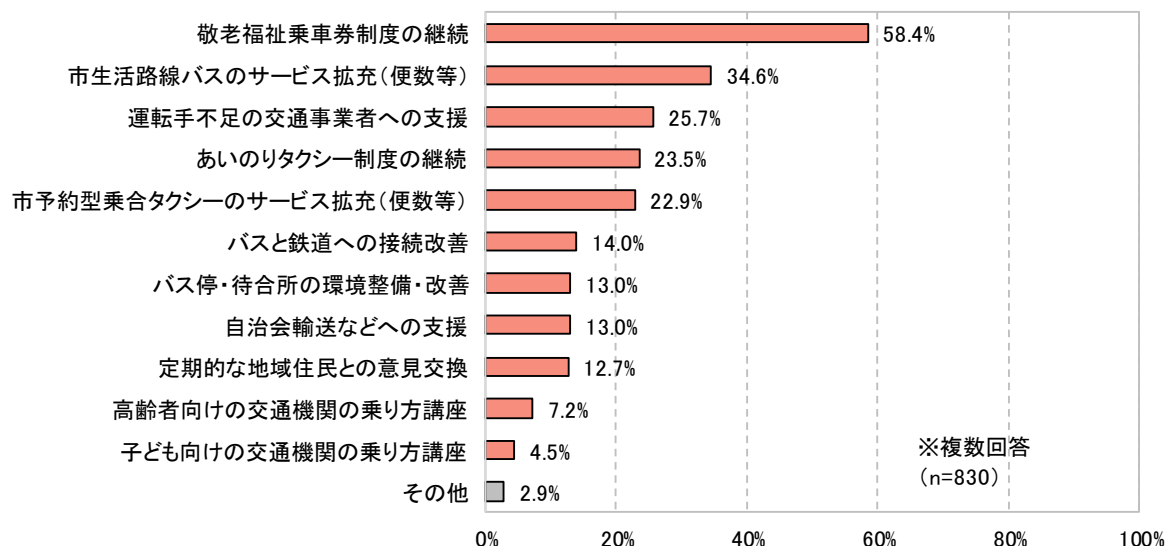


図 力を入れた方が良いと思う取組 (全体)

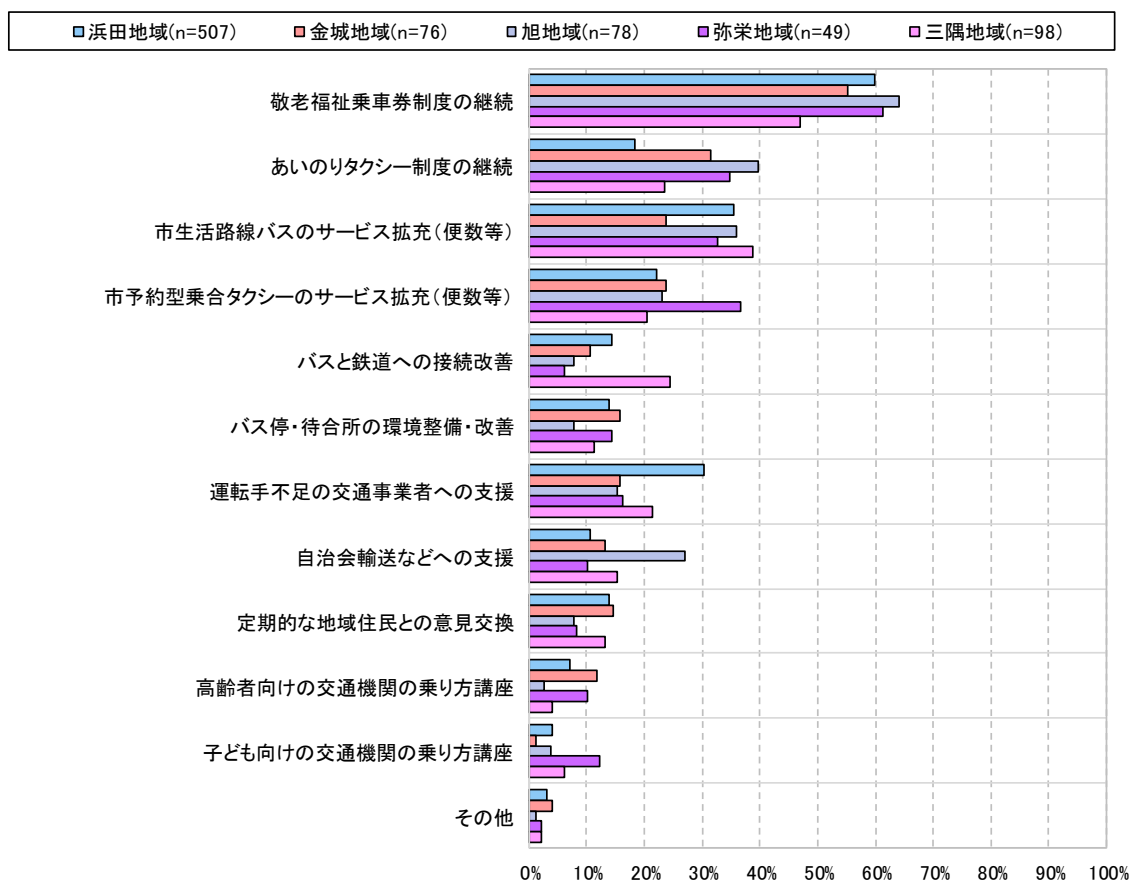


図 力を入れた方が良いと思う取組 (全体)

## 第4章 地域公共交通に関する課題整理

### 1 第2次公共交通再編計画における事業とその実施状況

#### (1) 【施策1】公共交通空白地域等の縮減

| 事業                             | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                    | 実施状況                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域に適した移動手段の確保                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通空白地域のうち、利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域において、地域住民自らが主体的に行うコミュニティワゴン運送やタクシーを活用した輸送サービスなど、費用対効果や住民ニーズを踏まえた、地域に適した移動手段を検討</li> <li>住民が高齢化した団地への公共交通機関の乗り入れを検討</li> <li>交通事業者と連携し、運転手の確保対策を検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーを活用した輸送サービスとして令和3年度からあいのりタクシー等運行支援事業を実施</li> <li>島根県と連携した運転者求人募集等を行っているものの、コロナ禍等の影響もあり、依然として運転者不足及び運転者の高齢化が大きな課題</li> </ul> |
| ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域や、コミュニティワゴン運送など住民主導の運送活動の担い手が確保できない地域において、タクシーを活用した新たな交通手段や支援策を検討</li> </ul>                                                                                             |                                                                                                                                                                        |
| 市乗合タクシー運行区域の拡大                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市生活路線バスの見直しに伴い、所要時間や稼働実績をベースに運行区域やルートの見直しを検討</li> <li>経由地までの通過時刻の目安を記載した時刻表を見直し、予約の実態に合わせた運行時刻となるよう検討</li> </ul>                                                                                 |                                                                                                                                                                        |

#### (2) 【施策2】中心市街地における移動性の向上

| 事業         | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                             | 実施状況                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環系3路線の見直し | <ul style="list-style-type: none"> <li>循環系3路線（市内循環線、大学線、長沢瀬戸ヶ島線）の見直しを検討</li> <li>ゆめタウン付近へのバス停設置</li> <li>乗降の少ない区間については、利用実態を踏まえたルート・ダイヤへの見直し</li> <li>乗客数に応じた車両の小型化</li> <li>利用しやすい市内循環線のルート（右回り・左回り）</li> <li>通勤・通学のニーズ、鉄道との乗り継ぎを踏まえた大学線のルート・ダイヤの見直し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内循環系3路線については、第2次公共交通再編計画の策定後、段階的に見直しを実施</li> <li>コロナ禍の影響により利用者数・収支ともに令和2年度から減少</li> <li>市内循環線と長沢瀬戸ヶ島線は令和4年度時点でも低い水準であり、継続的な見直し検討が必要</li> <li>ゆめタウン付近へのバス停設置については、交通事業者と協議の上、乗降時の安全性を担保できないことから、設置は困難と判断</li> </ul> |



### (3) 【施策3】公共交通資源の適正配分

| 事業           | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                             | 実施状況                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運行見直し基準の設定   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市生活路線バス、市乗合タクシー共に「1 便当たり 1.0 人」を基本とした運行見直し基準を設定</li> <li>利用者数等以外にも住民意見を踏まえ、運行地域の地理的条件（地形、人口集積、主要目的地）などを加味して運用</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度に「櫛田原線」「今市線」の廃止に伴う代替交通（市生活路線バス及び乗合タクシー）を運行</li> <li>上記に併せて「1 便当たり 1.0 人」を基本とした運行見直し基準に基づき、市生活路線バス及び市乗合タクシーの再編を検討・実施</li> </ul> |
| 地域交通資源の一体的運用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ個別に契約を行っている市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを一体的にとらえ、市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを効率的に運用することで経費節減や運行合理化</li> <li>想定される民間バス路線の再編とその影響度を踏まえた、市生活路線バス等代替交通検討</li> <li>市生活路線バスと重複するスクールバスのルートや運行時刻を踏まえた一般混乗化を検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市生活路線バスとスクールバスの一体的な運用は、学校におけるスクールバスの柔軟な対応を優先するため、実施は困難と判断</li> </ul>                                                                  |

### (4) 【施策4】利用しやすい制度への再構築

| 事業              | 事業概要                                                                                                | 実施状況                                                                                                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敬老福祉乗車券制度の見直し   | <ul style="list-style-type: none"> <li>敬老福祉乗車券交付事業の継続実施</li> <li>財政的負担を考慮しつつ、制度の拡充検討</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>敬老福祉乗車券交付事業を実施</li> <li>令和 4 年 4 月から 69 歳以下の特定の障がい者への販売を実施</li> <li>令和 5 年 10 月から物価高騰対策として、販売上限冊数の引き上げを実施</li> </ul> |
| 公共交通を利用した通学への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者による自家用車での送迎から公共交通への転換を目的とした支援事業の継続と効果的な事業内容を検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>通学定期券購入費補助制度を継続実施</li> <li>令和 5 年 4 月から県内の高等学校で市内の高等学校にない学科に通学する生徒も対象とする制度の見直しを実施</li> </ul>                         |

## (5) 【施策5】利用しやすい公共交通環境整備

| 事業              | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                   | 実施状況                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| わかりやすい公共交通情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線図、時刻表に加え、利用者の居住地域から主要目的地への移動ルート等、公共交通に関する情報を掲載した冊子を作成し、公共施設や主要商業施設、病院などで配布</li> <li>交通結節点等に主要施設や主要観光地等を付記した詳細なバス路線の案内表示を検討</li> <li>交通結節点等のバス時刻表を大きく見やすい時刻表に改善</li> <li>市乗合タクシーの乗務員に対する利用者への対応やサービス内容を定めた基準等の見直し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市全域及び市街地中心部の詳細を記載した「浜田市バスマップ」を作成・配布</li> <li>子どもから大人までバスを身近に感じてもらい、バス利用のきっかけづくりを目的に三隅地域の「みすみフェスティバル」において「バス体験乗車会」を開催</li> <li>市乗合タクシーの業務仕様書に利用者への対応やサービス内容を明記</li> </ul> |
| バス利用環境の充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗降の多いバス停の待合環境を点検し、必要に応じて修繕、整備</li> <li>ベンチの設置要望があるバス停については、管理者や地元の意見を踏まえ運行事業者と協議</li> <li>交通事業者や道路管理者と連携・協議をしながら低床バス導入を推進</li> <li>道路管理者や警察、交通事業者等と協議をしながら、バス停周辺の安全対策を推進</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内を運行する石見交通の路線バスへの交通系 IC カードの導入（令和 5 年 3 月）を国、県及び他市町と協調し支援</li> <li>4 か所のバス停等の整備を実施</li> </ul>                                                                           |

## (6) 【施策6】次世代モビリティサービスの導入

| 事業                                | 事業概要                                                                                                                                                                                         | 実施結果                                                                                                                                             |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ICTを利用したシステムの導入検討・次世代サービス実証試験の受入れ | <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを利用した新しい交通マネジメント技術の中から、本市に適したシステムを調査・研究</li> <li>AI などを利用した次世代モビリティ事業の実証実験フィールドとして、受入れ体制を県立大学、地元企業と連携し整え、県立大学や地元企業が進める次世代モビリティ研究や事業化を支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等からの情報収集や先進市事例を調査・研究を実施</li> <li>ICT を利用したシステム導入について、高齢者の利用が多いことに加え、利用者数が少なく、行先も限定的であるため、未実施</li> </ul> |

## (7) 【施策7】公共交通の観光活用

| 事業                  | 事業概要                                                                                                                                                                             | 実施結果                                                                                                                                                                               |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪れる人にもやさしい公共交通体系の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の循環系 3 路線の見直しに合わせて、市観光客の移動手段としても活用できる路線を検討</li> <li>観光客への JR 沿線の絶景スポットの紹介等、列車の観光利用を推進</li> <li>空港と本市の間を乗り換えなしで行き来できる交通体系を検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客を対象としたはまだお魚市場などを含めたエリア内での石見交通バスの 1 日乗り放題バス乗車券の販売を実施</li> <li>萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施するデマンド型の乗合タクシーを支援</li> <li>石見交通路線バスに IC カードを導入</li> </ul> |

## 2 地域公共交通の課題

### 課題1 広域や地域をまたいで運行する地域公共交通の維持・確保

バス路線の廃止や鉄道の運行本数の削減等、地域公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にある中、周辺自治体と連携し、広域や地域をまたがって運行する地域公共交通を将来にわたって維持・確保していく必要があります。

### 課題2 人口減少や高齢化、地域のニーズを踏まえた効率的・効果的な運行

今後、更なる高齢化と人口減少が予想される中、地域の生活交通を維持・確保していくためには、地域のニーズに対応しつつ、需要に応じた運行が必要です。

### 課題3 公共交通空白地域への対応

公共交通空白地域に対応するために、市乗合タクシー、あいのりタクシー等運行支援事業や敬老福祉乗車券事業等のタクシーを活用した移動支援等、ドア・トゥ・ドア型の輸送の取組を継続していく必要があります。

また、あいのりタクシー等運行支援事業の推進においては、「地区まちづくり推進委員会」との連携が必要です。

### 課題4 自らの移動手段がない人への対応

少子高齢化の進行や運転免許証返納者の増加が予想される中、地域公共交通のバリアフリー対応等の利用環境整備、敬老福祉乗車券交付事業や高校生の通学定期券購入費補助といった自家用車等の移動手段を持たない人を対象とした施策が必要です。

### 課題5 適切な財政支出と施策効果の見える化

地域公共交通に係る市の財政負担額は、運行経費等の高騰により今後、増加が予想されることから、財政支出に関する目標値を設定する等、モニタリングの仕組みづくりが必要です。

### 課題6 運転者不足への対応

運転者不足や運転者の高齢化が大きな課題となっている中、地域公共交通を維持していくためには、人材確保や育成に関する交通事業者への支援が必要です。

## 課題7 路線廃止への対応

路線廃止の可能性が生じた場合は、代替交通の運行等を検討する必要があります。

一方で、既存の地域公共交通が廃止とならないよう支えていくことも重要であり、市・交通事業者・地域住民の協働による利用促進を行う必要があります。

## 課題8 地域公共交通に対する認知・理解の向上

地域公共交通の利用促進やその必要性について理解の向上を図るためには、継続的な情報発信が必要です。

また、交通施策の周知・情報発信のほか、施策の効果等の情報を市民に向けて発信し、地域公共交通の必要性・重要性の理解を促すことも必要です。

## 課題9 市街地における利便性の向上

市中心部では、通院先や買物先への移動ニーズが高く、浜田駅を中心とした市街地移動に関する利便性や回遊性の向上が必要です。

## 課題10 アフターコロナにおける来訪者への対応

石見交通路線バスの交通系 IC カードの導入等、利用環境整備を進める中、今後はアフターコロナによる観光需要の回復を踏まえて、利便性の高い移動手段を考える必要があります。

## 第5章 計画の基本方針と目標

### 1 計画の基本方針

総合振興計画に掲げる将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」を基本としつつ、第2次公共交通再編計画の基本理念を踏襲し、本計画の基本方針（理念）として次の方針を定めます。

## 未来の市民生活を支える地域公共交通

### 2 計画の目標

#### 目標1 市民の生活を支える地域公共交通

地域に応じた移動手段を維持・確保することによって、安心して暮らせる市民生活を支えていくことを目指します。

##### 対応する課題

| 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 | 課題5 | 課題6 | 課題7 | 課題8 | 課題9 | 課題10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

#### 目標2 人にやさしい地域公共交通

誰もが利用しやすい地域公共交通を目指します。

##### 対応する課題

| 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 | 課題5 | 課題6 | 課題7 | 課題8 | 課題9 | 課題10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

#### 目標3 未来につなげる地域公共交通

市民の地域公共交通に対する理解を深め、先進技術の活用等を調査・研究することにより、未来につなげる地域公共交通を目指します。

##### 対応する課題

| 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 | 課題5 | 課題6 | 課題7 | 課題8 | 課題9 | 課題10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|

#### 目標4 持続可能な地域公共交通

公共交通が地域に存続し続けるため、市民みんなで支える地域公共交通を目指します。

##### 対応する課題

| 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 | 課題5 | 課題6 | 課題7 | 課題8 | 課題9 | 課題10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|



### 3 地域公共交通ネットワークのイメージと位置付け・役割

#### (1) 地域公共交通ネットワークのイメージ

本市における地域公共交通ネットワークのイメージについて、浜田市都市計画マスタープランにおける将来都市構想を踏まえ、各地区での拠点を設定し、浜田駅を中心とした公共交通ネットワーク構築を目指します。

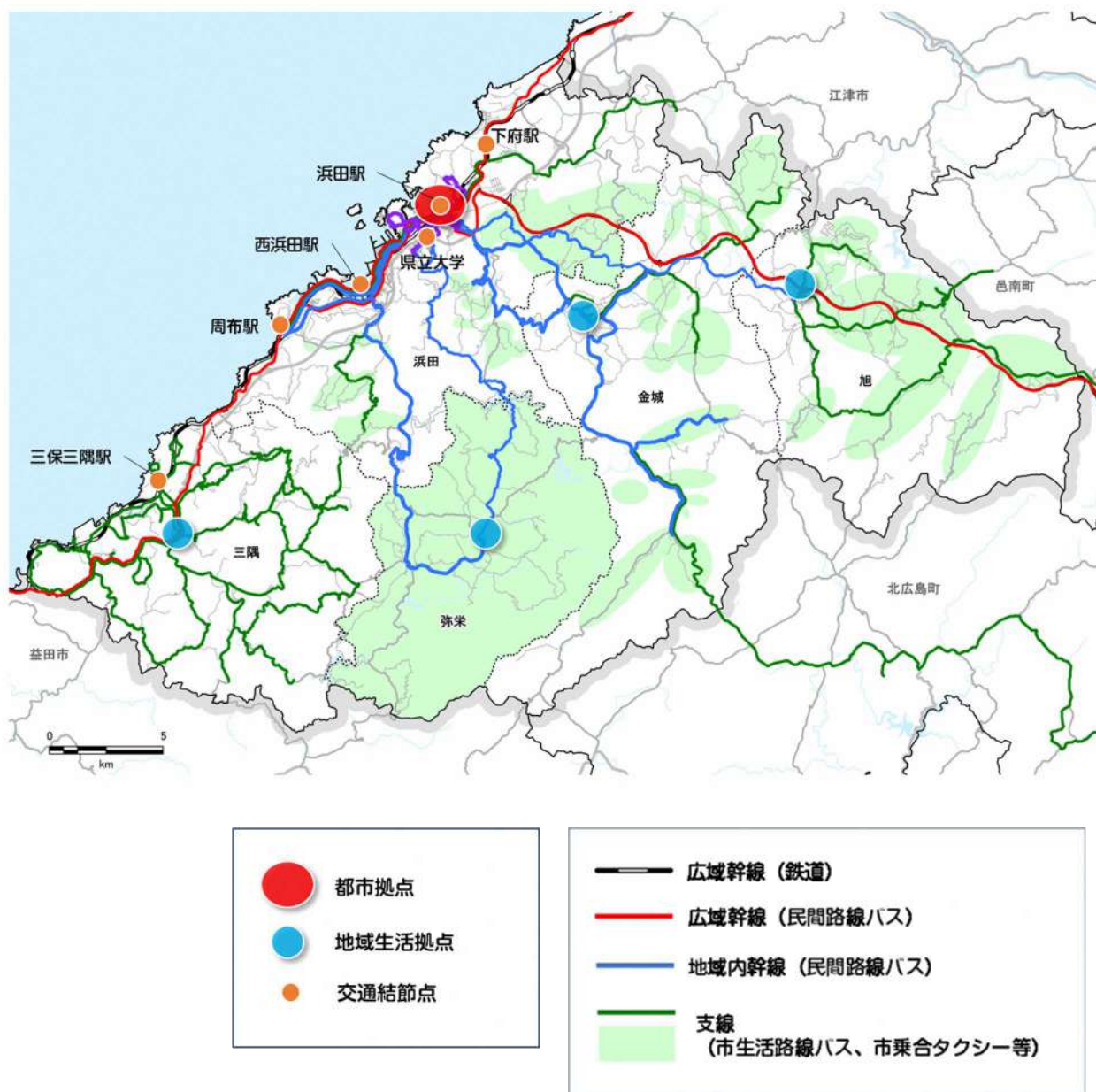


図 公共交通ネットワークのイメージ

## (2) 地域公共交通の役割と維持・確保の方向性

| 位置付け  | 役割                                            | 該当する交通手段           | 該当する路線                             | 維持・確保における方向性                                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域幹線  | 隣接自治体との広域的な移動・連携を支える幹線<br>広域の需要に対応(通学・通勤・観光等) | 鉄道                 | JR 山陰本線                            | 地域住民の広域的・幹線的な移動手段として重要な役割を担っており、鉄道事業者や周辺自治体と連携して路線の維持・確保やサービス向上に努める。<br>接続する市内の交通手段については、乗り継ぎの利便性を確保し、利用促進に取り組む。                                          |
|       |                                               | 民間路線バス             | 【石見交通】<br>周布江津線<br>浜田益田線           | 本市と江津市・益田市を結ぶ公共交通ネットワークを形成する上で、通勤・通学等、住民の日常生活において重要な役割を担っている<br>一方で、関係自治体の補助や事業者の運営努力だけでは路線の維持・確保が困難であることから、地域公共交通確保維持事業(幹線補助・車両補助)の活用により、路線の維持・確保に努める。   |
|       |                                               |                    | 広浜線<br>(高速バス)                      | 広島県(広島市、北広島町)との広域的な移動を担う交通手段であり、交通事業者と連携して路線の維持・確保に努める。                                                                                                   |
| 地域内幹線 | 地域の拠点間移動を支える幹線<br>市内の地域間移動の需要に対応              | 民間路線バス             | 【石見交通】<br>周布線<br>弥栄線<br>波佐線        | 交通事業者と連携して路線を維持・確保に努めるとともに、運行見直し基準に基づき便数・運行時間帯等の適正化を図る。<br>一方で、市の補助や事業者の運営努力だけでは路線の維持・確保が困難であることから、「弥栄線」については、地域公共交通確保維持事業(幹線補助・車両補助)の活用により、運行を維持・確保に努める。 |
|       |                                               | 市生活路線バス            | 【市】<br>旭浜田路線<br>弥栄野原路線             |                                                                                                                                                           |
| 市街地交通 | 市中心部の回遊性や地域住民の移動利便性向上を図る路線                    | 民間路線バス             | 【石見交通】<br>市内循環線<br>大学線<br>長沢瀬戸ヶ島線  | 交通事業者と連携して路線の維持・確保に努めるとともに、利用者ニーズを踏まえて、市街地移動の利便性向上を図る。                                                                                                    |
| 支線    | 地域拠点と交通結節点や、地域内の集落間を結ぶ路線                      | 民間路線バス             | 【総合企画コーポレーション】<br>千代田芸北・金城線(予約制)   | 日常生活や交通空白地域への対応において重要な役割を担う路線であり、交通事業者や地域住民と連携して路線の維持・確保に努める。<br>運行見直し基準に基づき便数・運行時間帯等の適正化や幹線との接続改善、交通モードの転換を含めた見直しを必要に応じて行う。                              |
|       |                                               | 市生活路線バス<br>市乗合タクシー | 【市】<br>浜田路線<br>金城路線<br>旭路線<br>三隅路線 |                                                                                                                                                           |
| その他   | 上記の公共交通を補完し、高齢者等の生活移動を担う交通                    | タクシー               |                                    | 各種補助事業を継続し、高齢者等の生活移動(通院や買物)を支援する。<br>地域の状況や必要に応じて交通空白地域への対応等にも活用する。                                                                                       |
|       | 市内と萩・石見空港の移動を担う交通                             | 萩・石見空港－浜田間乗合タクシー   |                                    | 本市と萩・石見空港を直通で結ぶ唯一の交通手段であるため、萩・石見空港の利用促進等と連携して、維持・確保に努める。                                                                                                  |



## 第6章 計画に掲げる事業（案）

### 1 「市民の生活を支える地域公共交通(目標1)」に対応する事業

| 事業名  | 広域交通の維持・確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |                             |         |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------|---------|--------|--------|-------|-----|----|--|--|--------|------|------|----|-------|----|-------|---------|----|------|------|--------|-------|---------|------|---------|-------|----|--------------|--------|------|--------|-------|----|--------------|------|----|----------------|------|----|------------------|------|----|-----------------------------|------|
| 事業内容 | <div><div><div></div><div>周辺自治体にまたがって運行する広域幹線（周布江津線、浜田益田線）を、周辺自治体や運行事業者と連携して維持・確保する。</div></div><div><div></div><div>広域幹線の維持・確保に当たっては、地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両補助）を活用する。</div></div><div><div></div><div>島根県及び県内沿線自治体で構成する島根県鉄道整備連絡調整協議会と連携し、JR 山陰本線の維持・確保策及び利用促進策を検討・推進する。</div></div><div><div></div><div>JR 山陰本線のダイヤ改正に対応した民間路線バス及び市生活路線バスのダイヤ見直しを適宜、検討・実施する。</div></div></div> <div>【地域間幹線系統確保維持費補助を活用して維持する路線（系統）の詳細】</div> <table><tr><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="3">系統</th><th rowspan="2">事業許可区分</th><th rowspan="2">運行形態</th><th rowspan="2">実施主体</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr><tr><td rowspan="2">浜田益田線</td><td>石見交通本社前</td><td>三隅</td><td>浜田駅前</td><td rowspan="2">4条乗合</td><td rowspan="2">路線定期運行</td><td rowspan="2">交通事業者</td></tr><tr><td>石見交通本社前</td><td>日赤病院</td><td>石見交通本社前</td></tr><tr><td rowspan="5">周布江津線</td><td>周布</td><td>西波子<br/>済生会病院</td><td>温泉津温泉口</td><td rowspan="5">4条乗合</td><td rowspan="5">路線定期運行</td><td rowspan="5">交通事業者</td></tr><tr><td>周布</td><td>西波子<br/>済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>西波子<br/>沖田クリニック</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>はまだお魚市場<br/>済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>はまだお魚市場<br/>沖田クリニック<br/>済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr></table> |         |                             |         |        |        |       | 路線名 | 系統 |  |  | 事業許可区分 | 運行形態 | 実施主体 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | 浜田益田線 | 石見交通本社前 | 三隅 | 浜田駅前 | 4条乗合 | 路線定期運行 | 交通事業者 | 石見交通本社前 | 日赤病院 | 石見交通本社前 | 周布江津線 | 周布 | 西波子<br>済生会病院 | 温泉津温泉口 | 4条乗合 | 路線定期運行 | 交通事業者 | 周布 | 西波子<br>済生会病院 | 江津駅前 | 周布 | 西波子<br>沖田クリニック | 江津駅前 | 周布 | はまだお魚市場<br>済生会病院 | 江津駅前 | 周布 | はまだお魚市場<br>沖田クリニック<br>済生会病院 | 江津駅前 |
|      | 路線名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 系統      |                             |         | 事業許可区分 | 運行形態   | 実施主体  |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 起点      | 主な経由地                       | 終点      |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      | 浜田益田線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 石見交通本社前 | 三隅                          | 浜田駅前    | 4条乗合   | 路線定期運行 | 交通事業者 |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 石見交通本社前 | 日赤病院                        | 石見交通本社前 |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      | 周布江津線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 周布      | 西波子<br>済生会病院                | 温泉津温泉口  | 4条乗合   | 路線定期運行 | 交通事業者 |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 周布      | 西波子<br>済生会病院                | 江津駅前    |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 周布      | 西波子<br>沖田クリニック              | 江津駅前    |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 周布      | はまだお魚市場<br>済生会病院            | 江津駅前    |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 周布      | はまだお魚市場<br>沖田クリニック<br>済生会病院 | 江津駅前    |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
| 実施主体 | 浜田市、島根県、島根県鉄道整備連絡調整協議会、周辺自治体(江津市・益田市)、交通事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |                             |         |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |                             |         |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |       |         |    |      |      |        |       |         |      |         |       |    |              |        |      |        |       |    |              |      |    |                |      |    |                  |      |    |                             |      |

| 事業名  | 市内生活交通の維持・確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |       |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|-------|-----|----|--|--|--------|------|------|----|-------|----|-----|------|-----|-------|------|--------|-------|
| 事業内容 | <p>○ 民間路線バスとして運行する地域内幹線を交通事業者と連携して維持・確保する。</p> <p>○ 地域内幹線のうち、弥栄線の維持・確保に当たっては地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両補助）を活用する。</p> <p>○ 民間路線バス廃止に伴う代替交通として、市生活路線バス及び市乗合タクシーを、地域住民のニーズ等を踏まえて運行する。</p> <p>【地域間幹線系統確保維持費補助を活用して維持する路線（系統）の詳細】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th><th colspan="3">系統</th><th rowspan="2">事業許可区分</th><th rowspan="2">運行形態</th><th rowspan="2">実施主体</th></tr> <tr> <th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥栄線</td><td>浜田駅前</td><td>下鍋石</td><td>弥栄支所前</td><td>4条乗合</td><td>路線定期運行</td><td>交通事業者</td></tr> </tbody> </table> |       |       |        |        |       | 路線名 | 系統 |  |  | 事業許可区分 | 運行形態 | 実施主体 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | 弥栄線 | 浜田駅前 | 下鍋石 | 弥栄支所前 | 4条乗合 | 路線定期運行 | 交通事業者 |
| 路線名  | 系統                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |       | 事業許可区分 | 運行形態   | 実施主体  |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |
|      | 起点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 主な経由地 | 終点    |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |
| 弥栄線  | 浜田駅前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 下鍋石   | 弥栄支所前 | 4条乗合   | 路線定期運行 | 交通事業者 |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |       |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |       |        |        |       |     |    |  |  |        |      |      |    |       |    |     |      |     |       |      |        |       |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事業名  | 地域の交通資源を活用した生活交通の構築                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |  |
| 事業内容 | <p>○ 市乗合タクシーについては、地域のニーズ等を考慮した上で、必要に応じて運行計画の改善を図る。</p> <p>○ ドア・トゥ・ドア型の交通手段として、地区まちづくり推進委員会と連携してあいのりタクシー等運行支援事業を実施する。</p> <p>○ 市乗合タクシーの導入や運行継続が困難な地区については、あいのりタクシー等運行支援事業を活用した対応を前提とする。</p> <p>○ 自治体と交通事業者が協定を締結し、エリアで一括して運行する事業（エリア一括協定運行事業）について調査・研究を行う。</p> |  |  |  |  |  |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者、地域住民                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |  |  |

|      |                                                                                         |  |  |  |  |  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事業名  | 路線の廃止等に対応した代替交通の確保                                                                      |  |  |  |  |  |
| 事業内容 | ○ 路線の廃止等が発生する場合は、市生活路線バスや市乗合タクシーでの対応、あいのりタクシーの活用を含めて柔軟に対応し、地域住民の移動ニーズに対応したルートやダイヤを設定する。 |  |  |  |  |  |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                               |  |  |  |  |  |
| 実施時期 | 令和 6 年度から随時実施                                                                           |  |  |  |  |  |

## 2 「人にやさしい地域公共交通(目標2)」に対応する事業

| 事業名  | 補助制度の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民のニーズ等を踏まえ、敬老福祉乗車券交付事業を実施する。販売上限冊数については、現在の形を基本に財政的負担を考慮しつつ地域の状況や社会情勢等に配慮した形とする。</li> <li>○ 市内の高校生を対象にした通学定期券購入費補助事業を実施する。</li> <li>○ 時刻や路線図、交通事業者が独自で行うサービス等と一体的に情報発信を行い、地域公共交通の利用促進につなげる。</li> <li>○ 事業に対する理解を促進するため、制度の目的や事業効果等を周知・PR する。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 事業名  | 利用環境の整備・改善                                                                                                                                                                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ バス停の待合環境を点検し、必要に応じて修繕、整備を行う。</li> <li>○ 駅施設、地域生活拠点又は交通結節点における乗り換えの案内について、必要に応じて改善を図る。</li> <li>○ 市生活路線バスの路線については、ウェブサイトでの経路検索に対応する。</li> <li>○ 交通系 IC カードの周知・PR を交通事業者と連携して行う。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                                                                                                                                                                          |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                        |

### 3 「未来につなげる地域公共交通(目標3)」に対応する事業

| 事業名  | 地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域公共交通の利用状況や取組の進捗状況等の情報を発信することで、地域公共交通事業の必要性・重要性に関する理解を深める。</li> <li>○ 園児や児童を対象に鉄道やバスの体験学習を検討・実施する。</li> <li>○ 公共交通利用のきっかけづくりとして、イベント等と連携したバス体験学習会や鉄道の運転シミュレーター体験会を検討・実施する。</li> <li>○ 地区まちづくり推進委員会の地域活動や地区サロン、高齢者クラブ等の集会等を活用し、地域公共交通の利用方法等の周知を行う。</li> <li>○ 広報はまだや浜田市ホームページ等を活用して、地域公共交通の利用の呼びかけを行う。</li> <li>○ 浜田市地域公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通の現状や取組の状況等を関係者間で共有する。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者、浜田市地域公共交通活性化協議会、地域住民                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 事業名  | 先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ AI 等の先進技術の活用した効率的かつ利便性の高い地域公共交通サービス導入に向けて、全国の先進事例等の調査・研究を行う。</li> <li>○ 地域に適した生活交通の運用や構築に当たって、国の動向に注視しつつ、有用な仕組みを調査・研究する。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                                                                                                                    |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                  |

| 事業名  | 中心市街地における移動利便性の向上                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用しやすい市街地交通の構築に向けて、市中心部における移動ニーズや大学生のニーズ、利用者の意見等を把握し、必要に応じてルートやダイヤの変更・調整を交通事業者と連携して行う。</li> <li>○ 市街地交通の路線については、鉄道のダイヤ改正等に合わせて、浜田駅での鉄道との接続時間を調整する。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者                                                                                                                                                                                              |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                            |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 地域公共交通の情報発信強化                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「浜田市バスマップ」を路線のルート変更や再編、ダイヤ改正に合わせて定期的に更新する。</li> <li>○ 広報はまだや浜田市ホームページ等を活用して、地域公共交通の利用促進を行う。</li> <li>○ 各種運賃の助成制度の案内を行う。</li> <li>○ 観光地までの地域公共交通での経路案内を浜田市観光協会と連携して行う。</li> <li>○ 地域公共交通の利用状況や取組の進捗状況等の情報を発信することで地域公共交通の必要性・重要性に関する理解を深める。（再掲）</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者、浜田市観光協会                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

#### 4 「持続可能な地域公共交通(目標4)」に対応する事業

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 運行見直し基準に基づく路線の適正化                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市生活路線バスや市乗合タクシーは「1 便当たり 1.0 人」を運行見直し基準とする。</li> <li>○ 毎年度運行見直し基準により、路線が地域に適切にかつ効率的に運行できているか検証を行う。見直し基準に達していない場合であっても、地域事情を考慮した上で路線の継続又は減便、廃止を判断する。</li> <li>○ 地域公共交通の利用状況等について、地域協議会等に報告するとともに、浜田市ホームページ等により市民に情報提供し、地域公共交通の必要性・重要性に関する理解を深める。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、交通事業者、地域住民                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|      |                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 運行事業者に対する支援策の検討・実施                                                                                                                                                                           |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者不足及び運転者の確保においては、国や島根県と連携して交通事業者に対する支援策を実施する。</li> <li>○ 人材確保のための支援として、U ターン・I ターン者向けの求人イベント等における紹介や女性人材の活用に関する支援等を島根県や周辺自治体と連携して実施する。</li> </ul> |
| 実施主体 | 浜田市、国、島根県、周辺自治体、交通事業者                                                                                                                                                                        |
| 実施時期 | 令和 6 年度から実施                                                                                                                                                                                  |

## 第7章 計画のモニタリング方法と評価指標

### 1 目標に対する評価指標(案)

#### (1) 市民の生活を支える地域公共交通(目標1)

| 評価指標                                  |         | 現状値<br>(令和4年度) | 年間目標値<br>(令和11年度) | 考え方                                           |
|---------------------------------------|---------|----------------|-------------------|-----------------------------------------------|
| 市内公共交通の年間利用者数                         | 民間路線バス  | 609,052人       | 550,000人          | 廃止路線による利用者減少を考慮した値を設定し、利用者数の現状維持を目指す。         |
|                                       | 市生活路線バス | 26,526人        | 22,760人           | 総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、利用者数の現状維持を目指す。  |
|                                       | 市乗合タクシー | 3,584人         | 3,816人            |                                               |
| あいのりタクシー等運行支援事業の申請をした地区まちづくり推進委員会の団体数 |         | 13団体           | 17団体              | 地区まちづくり推進委員会の設立支援と合わせて推進することにより、実施団体数の増加を目指す。 |

#### (2) 人にやさしい地域公共交通(目標2)

| 評価指標            | 現状値<br>(令和4年度) | 年間目標値<br>(令和11年度) | 考え方                                           |
|-----------------|----------------|-------------------|-----------------------------------------------|
| 敬老福祉乗車券交付事業の申請数 | 3,514人         | 4,000人            | 総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、利用者数の増加を目指す。    |
| 環境整備を実施したバス停数   | 4か所            | 1か所               | 総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、環境整備箇所数の増加を目指す。 |



### (3) 未来につなげる地域公共交通(目標3)

| 評価指標                               | 現状値<br>(令和4年度) | 年間目標値<br>(令和11年度) | 考え方                                        |
|------------------------------------|----------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 市街地交通(大学線、市内循環線、長沢瀬戸ヶ島線)の1日当たり利用者数 | 639人           | 600人              | 市中心部の移動利便性を底上げし、利用者数の現状維持を目指す。             |
| 地域公共交通に関する情報発信の取組件数                | 3回             | 4回                | 広報はまだや市ホームページ等を活用した情報発信を定期的に行う。            |
| 地域公共交通利用促進策の実施数                    | 2事業            | 4事業               | 総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、実施件数の増加を目指す。 |

### (4) 持続可能な地域公共交通(目標4)

| 評価指標                    | 現状値<br>(令和4年度) | 年間目標値<br>(令和11年度) | 考え方                                                                         |
|-------------------------|----------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 市民1人当たりの地域公共交通に係る市実質負担額 | 910円           | 1,060円            | 人口減少によって財政負担が大きくなることを目指し、令和4年度時点の財政負担額を人口シミュレーションの推計値(令和12年時点)で除した値を目標値とする。 |
| 高速バスを除く広域幹線及び地域内幹線の収支率  | 41%            | 40%               | 生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統)で目標とする、キロ当たり経常収益の維持確保を踏まえて、収支率の現状維持を目指す。               |

## 2 計画の達成状況に関する進捗管理

- 浜田市、住民代表、交通事業者、関係団体等によって構成する「浜田市地域公共交通活性化協議会」により本計画の進捗管理を行います。
- 計画期間においては、必要に応じて計画の見直しを図りながら、最終年度において計画全体の達成状況の評価・検証を行い、次期計画の策定に向けた検討を行います。

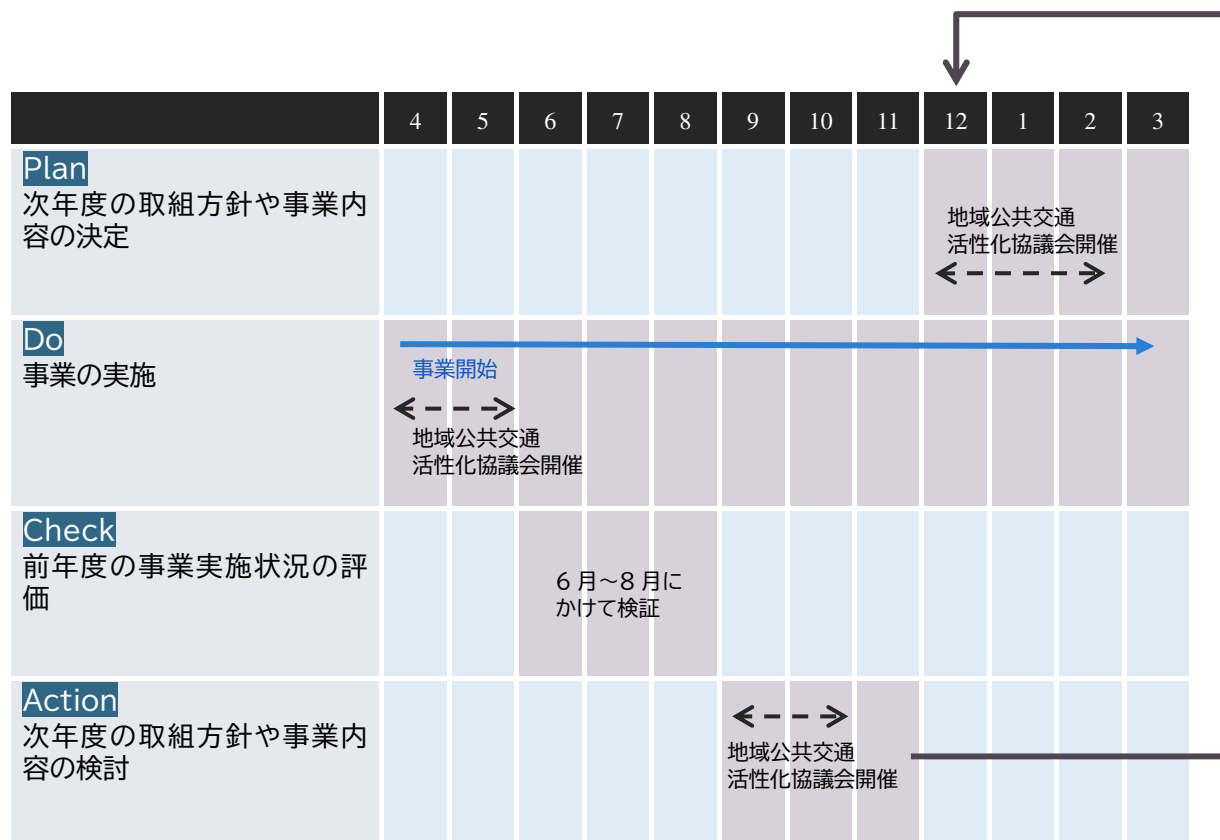


図 通年における PDCA サイクルのイメージ



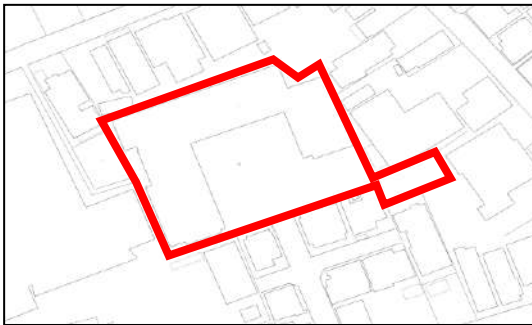
図 計画期間における PDCA サイクル

## 原井幼稚園跡地の売却方法について

令和 5 年 3 月末で閉園した原井幼稚園跡地の売却方法について、次のとおり報告します。

### 1 原井幼稚園跡地の概要

- (1) 土地面積 約 2,220 m<sup>2</sup>
- (2) 建物面積 808 m<sup>2</sup>（園舎及び付属建物の合計）



### 2 原井幼稚園跡地の売却方法

- (1) 売却方法

#### 社会福祉事業に限定した公募型プロポーザル

（理由）

令和 5 年 6 月定例会議で採択された請願の趣旨（3 のとおり）を考慮し、決定。

- (2) 最低売却価格

土地不動産鑑定価格から園舎解体費相当額を差し引いた額

（理由）

土地の不動産鑑定価格に比べて園舎解体費相当額が安価であるため、市において園舎を解体せず、園舎付きの売却とする。

- (3) その他

ア 当該場所で社会福祉事業が行われることとなった場合、来所者等の増加が想定されるため、事業者選定の段階で、地域との調整状況について確認する。

イ 譲渡の際、次のとおり用途指定等を行う。

- ・現在の建物（園舎）は、売買契約締結後 1 年以内に解体撤去すること。
- ・土地は、提案のあった社会福祉事業開始後 10 年間は当該事業用地として使用すること。

### 3 令和 5 年 6 月定例会議で採択された請願の趣旨

- (1) 請願者 社会福祉法人浜田ひかり保育所 理事長 竹山勝彦  
浜田ひかり保育所新園舎建設準備委員会 委員長 野藤薫  
紹介議員 岡本正友

(2) 趣旨

浜田ひかり保育所は、建て替えを検討しているが、現地は敷地面積が狭い。原井幼稚園跡地周辺は、近隣に公民館等ないが、浜田ひかり保育所では、普段は保育の場や地域の方々との交流の場として、災害時には食育機能を活かした一時避難所としての提供を考えている。

原井幼稚園跡地の払下げを検討しておられれば、幼児教育の場であった所であり、営利目的の不動産業者や宅地開発業者等への払下げよりは、保育園や老人保健施設等公共性の高い団体や社会福祉法人への払下げを切に希望する。

### 4 今後の流れ

令和 6 年度にプロポーザルを実施予定。

なお、評価が低い等の理由で受託者が決まらなかった場合には、一般競争入札に移行する。

## サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する 調査検討業務委託報告書及び浜田市の方針（案）について

- 1 委託先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（大阪）
- 2 委託期間 令和5年7月31日～11月30日（4か月間）
- 3 委託料 4,999,500円
- 4 業務内容 (1) アイススケート場の需要調査及び運営状況等の調査分析  
(2) 効果的・合理的な活用方法の検討  
(3) 活用方法に関するアンケート調査の実施

### 5 報告書（概要：詳細は別紙）

#### (1) 基本的な考え方

- 限られた都市経営資源（ひと・もの・かね・こと）の最大限の活用
- 市民ニーズに応え、市民の便益・受益実感を高める施策の実施
- 費用対効果を高め、中長期での財政負担の適正化に資する投資
- ファシリティマネジメント（施設経営）、施設設備の老朽化への対応

#### (2) 調査手法

- 外部・内部環境の整理
- 環境分析（強み・弱み・機会・脅威）
- 施設活用類型と特徴・課題の整理
- 市民・若者の意向調査（アンケート／市民2,000人、中・高生約2,200人）
- 利用団体・企業（運営事業者）等意向調査

#### (3) 考察（調査まとめ）

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。ただし、屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同評価である。

また、事業化においては、民間活力がより発揮しやすい機能を選定することが肝要である。

### 6 浜田市の方針（案）

「調査まとめ」を踏まえ、

- 1 サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設（または体育館施設）として機能を転用する。
- 2 今後、具体的な活用及び施設整備の検討を進める。

### 7 今後の検討スケジュール（調査検討結果報告、市の方針案）

- 1月24日（水） 総務文教委員会  
スポーツ推進審議会
- 2月6日（火） 全員協議会
- 2月中旬 浜田市の方針決定

【基本認識:持続的な発展を志向する都市経営の必要性】

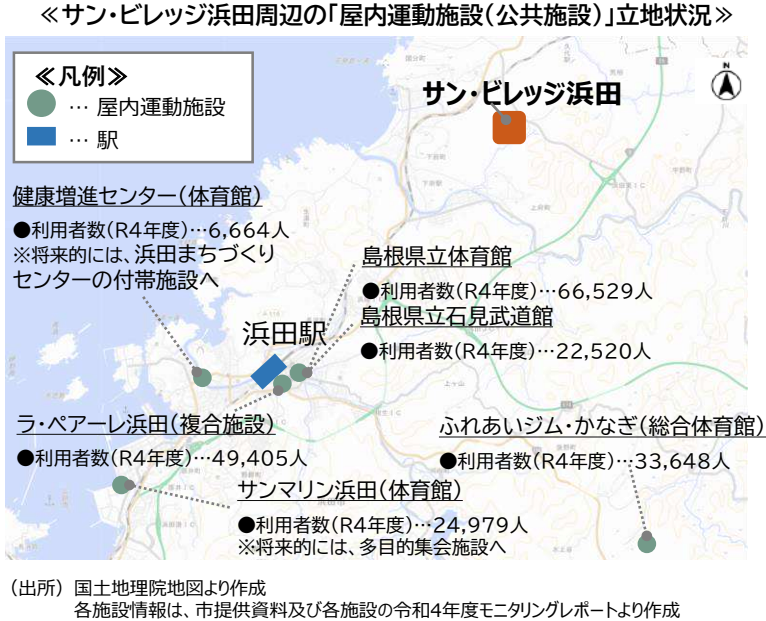
- 限られた都市経営資源(ひと・もの・かね・こと)を最大限生かしていくことが求められる
- 市民ニーズに応え、市民の便益・受益実感を高める施策が求められる
- 費用対効果を高め、中長期での財政負担の適正化に資する投資が求められる
- ファシリティマネジメント(施設経営)、施設設備の老朽化への対応が求められる

【検討の前提】

- 現在のサン・ビレッジ浜田の躯体はそのまま活用、必要になる最小限の設備更新・設備投資を実施
- スポーツ・アクティビティ(その他多様な活動)を中心に、若者や子育て世代など、より多くの市民の受益実感を高める機能を検討

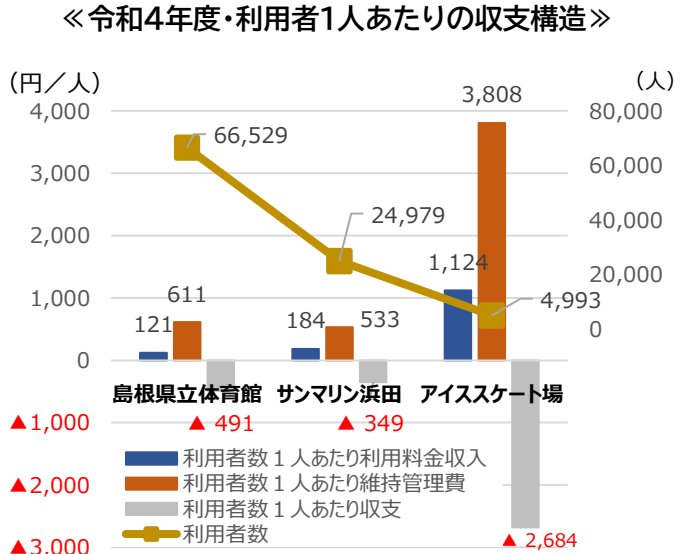
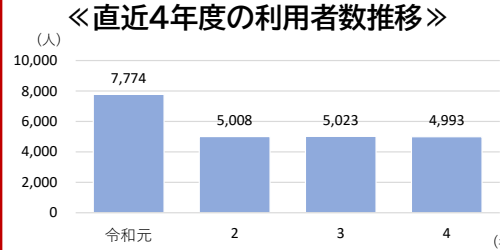
①外部環境の整理

- 人口動向は減少傾向にあり、今後さらに高齢化が進展。
- 全国のアイススケート場は減少傾向も、島根県内のアイススケート環境は一定以上確保されている。
- ほぼすべての市内屋内運動施設について稼働率が100%に近く、新規の屋内運動施設に対する潜在的な需要があると推察。
- アーバンスポーツの隆盛など、時代に応じてスポーツ種目は広がりを見せてきている。
- SDGsの推進や環境負荷軽減の社会的要請の高まりがある。



②内部環境の整理

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用者数は令和2年度以降横ばいで推移。令和4年度の利用者数は4,993人。
- 現施設は他スポーツ施設に比べて利用料金収入単価は高いが維持管理コストも大きく、他屋内施設に比べて大幅な赤字が発生する構造となっている。



③環境分析まとめ～サン・ビレッジ浜田の機能のあり方に関する主要論点

▼アイススケート場のSWOT※1分析

※1…SWOT：事業の現状について、内部環境（強み＜Strength＞・弱み＜Weakness＞）と外部環境（機会＜Opportunity＞・脅威＜Threat＞）の4つの要素から把握し、より実現性の高い戦略やマーケティングに生かすワークフレーム

| 強み                                                                                                                                                                                                                                | 弱み                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 石見地方唯一の施設(県内では唯一ではない)</li><li>● 屋内施設であること(天候に左右されない)</li><li>● 高速道路からのアクセスの利便性</li><li>● 高い市外利用率(ただし、人数、経済効果は極めて少なく、限定的)</li><li>● サン・ビレッジ浜田スポーツ広場の隣接、拠点性(サッカー、地域プロスポーツ振興の萌芽)など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 設備の老朽化(エネルギー効率の悪さ)、更新投資が必要</li><li>● カーリング以外の公式戦ができない規模感</li><li>● 市民のスポーツ・レクリエーション施設としての存在感の薄さ</li><li>● より持続的な収支構造への対応</li><li>● 市民利用のアクセスの不便さ</li><li>● 厳しい事業環境、運営事業者の不在 など</li></ul> |
| 機会                                                                                                                                                                                                                                | 脅威                                                                                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"><li>● スポーツの価値、役割等の拡大、地域課題解決の手段、SDGs推進の手段としての期待</li><li>● スポーツ及びスポーツ施設の都市経営資源としてのさらなる活用ポテンシャル、企業協働の活性化</li><li>● 「島根かみあり国スポ・全スポ」サッカー(成年女子、少年男子、少年女子) 開催予定施設としての契機 など</li></ul>                   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 人口(浜田市民、75Km圏内)の減少</li><li>● 厳しい財政状況・自主財源</li><li>● 高齢社会の進展</li><li>● 全国的なアイススケート場の減少(持続的な経営の難しさ)</li><li>● スポーツ種目の多様化、志向の分散、アイススケートへの関心の薄まり など</li></ul>                                |

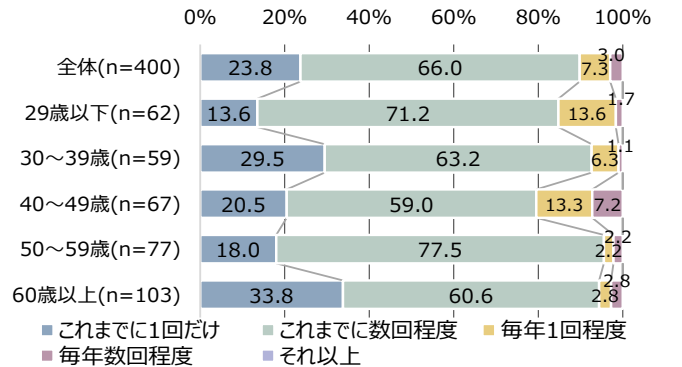
▼施設活用類型と特徴・課題の整理

| 機能               | 主な用途／特徴・課題等                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アイススケート場(単機能)    | <ul style="list-style-type: none"><li>● カーリング、フィギュアスケート、レクリエーションとしてのアイススケート利用が可能。</li><li>● 通年での営業は想定しうるが、周辺同類施設の営業状況やこれまでの利用実績・収支を鑑みると、通年での営業は、利用者数に見合わない大幅なコスト超過が想定される。</li><li>● 設備の老朽化にともない、大規模な設備更新投資が必要。</li></ul>                                 |
| アイススケート場(ハイブリッド) | <ul style="list-style-type: none"><li>● アイススケート機能に加え、他機能にも転換しながら使用するケース。</li><li>● カーリング、フィギュアスケート、レクリエーションとしてのアイススケート利用に加え、他機能の施設種別に応じた利用が可能。</li><li>● アイススケート場(単体機能)の設備更新投資等に加え、他機能利用(機能転換)のために必要になる施設設備投資が純増する。</li></ul>                            |
| 体育館(板張り)         | <ul style="list-style-type: none"><li>● 体育館施設(板張り)として機能転用するケース。</li><li>● 幅広い屋内スポーツ(バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球・パラスポーツ・アーバンスポーツ等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>● 体育館利用としての設備投資が必要(床張り、空調等)。</li><li>● 現行の市内体育館の需給状況に留意が必要。</li></ul>                       |
| 屋内人工芝施設(人工芝)     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 屋内人工芝施設として機能転用するケース。</li><li>● 幅広い人工芝スポーツ(フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ・アーバンスポーツ等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>● 屋内人工芝施設としての設備投資が必要(人工芝敷設、空調等)。概ね10年ごとの定期的な人工芝の張り替えが必要。</li><li>● 現行の市内体育施設等との差別化を図ることが可能。</li></ul> |
| 新たなスポーツ等空間(土間)   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 既存のアイススケートリンクの基礎(土間)をそのまま活用して機能転用するケース。</li><li>● コンクリート空間に適したスポーツ(スケートボード、BMX、インラインスケート等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>● 基礎の傷みを補修する最低限の設備投資、空調等の設備投資が必要。</li></ul>                                                    |

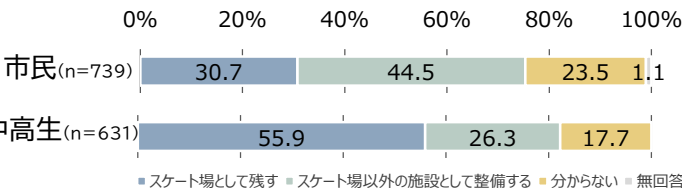


④市民・若者の意向調査

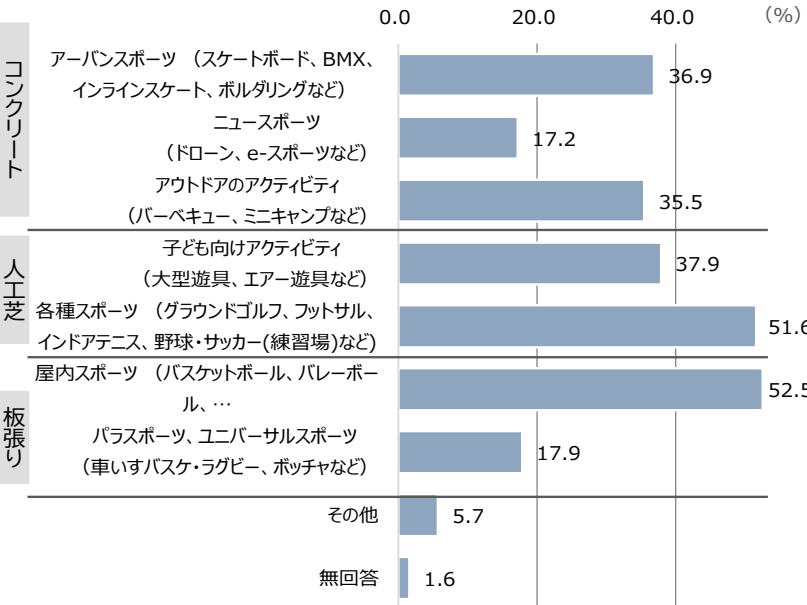
＜＜サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用経験＞＞  
市民アンケート(n=400)



＜＜サン・ビレッジ浜田アイススケート場の望ましいあり方＞＞



＜＜どのようなアクティビティ(活動)ができると良いか＞＞  
市民アンケート(n=505)



⑤利用団体・企業(運営事業者)等意向調査

＜＜本施設の運営に関する事業者実感(民間事業者ヒアリングより)＞＞

- アイススケート場の収益確保・利用者拡大のハードルは高い
- 現在の収支構造・利用状況や運営実績の不足から、アイススケート場の運営意向のある事業者は限られている
- 屋内運動施設への転用が望ましい
- 屋内運動施設の床面の設えとしては、板張りまたは人工芝が望ましい
- アーバンスポーツの専用施設として通年・常設で運営することは難しい
- 既存施設との競合には留意しながら、新たな利用シーンを生み出すことが重要である
- 屋内運動施設へ機能転用した場合は、施設運営へ参画意向のある事業者は多い

＜＜本施設の運営に関する利用団体実感＞＞

- 【カーリング】
- 利用者の増加に向けては、広域からの誘客や安定的な利用環境の確保(いつでも使用可能なカーリング仕様様の確保など)が求められる
- 【フィギュアスケート】
- 営業日数の増加や安定的な運営、情報発信(子どもや親世代への発信、体験プログラムの充実など)によって利用者の拡大が見込まれる

⑥サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察(調査まとめ)

■ サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい  
屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同評価。事業化において民間活力がより発揮しやすい機能を選定することが肝要

| 比較の視点             | アイススケート場                  | 体育館(板張り)               | 屋内人工芝施設                |
|-------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|
| ①利活用シーンの広がりがあるか   | △<br>スポーツ種目が限られ、通年利用も非現実的 | ◎<br>天候に左右されない様々な利用シーン | ◎<br>天候に左右されない様々な利用シーン |
| ②子ども・若者の利用増が見込めるか | ○<br>大幅増加は見込みづらい          | ◎<br>大幅な利用増が見込める       | ◎<br>大幅な利用増が見込める       |
| ③市民(大人)の利用増が見込めるか | △<br>大幅増加は見込みづらい          | ◎<br>大幅な利用増が見込める       | ◎<br>大幅な利用増が見込める       |
| ④交流人口の増加に寄与しうるか   | △<br>増加は見込みづらい            | ○<br>新たな交流人口増を期待       | ○<br>新たな交流人口増を期待       |
| ⑤施設競合・重複がないか      | ◎<br>施設の希少性は高い            | △<br>市内に同類施設あり         | ◎<br>屋内人工芝の公共施設なし      |
| ⑥運営事業者の関心・意欲があるか  | △<br>参加意向をもつ事業者不在         | ◎<br>積極的な事業者が存在        | ◎<br>積極的な事業者が存在        |
| ⑦ライフサイクルコスト(25年間) | △ 約9.0億円                  | ○ 約3.0億円               | ○ 3.4億円                |
| 利用料収入             | 235,000千円                 | 207,500千円              | 207,500千円              |
| 整備費               | ▲ 191,000千円               | ▲ 157,000千円            | ▲ 143,000千円            |
| 大規模改修費            | ▲ 191,000千円               | ▲ 66,000千円             | ▲ 114,300千円            |
| 運営経費              | ▲ 750,500千円               | ▲ 288,000千円            | ▲ 288,000千円            |
| (利用者数/年間)         | (9,200人/年)                | (36,600人/年)            | (36,600人/年)            |

1. 公共施設の役割・機能(より多くの市民の利用、より多くの受益実感の提供)の観点

- 本施設の利用者数は直近では約5,000人で、浜田市民の利用は非常に限られている状況。
- 市外利用者が多く、若年層や子育て世代をはじめとする浜田市民のための施設として有効に機能しているとは言い難く、利用実態が伴っていない。市民アンケートからは用途転用の回答割合が高い。
- 公共施設の役割・機能の観点から、より多様目・より多くの人に利用される機能への転用が望ましい。

2. 経済効果・市財政負担・費用対効果の観点

- 本施設の集客効果が浜田市内に及ぼす経済効果は極めて小さい。機能転用により、浜田市の集客交流施設としての機能を高め、市外利用者、域内消費額の増加を促すことが期待される。
- 中長期コストは、屋内人工芝施設(体育館施設)として改修・運営する方が経済合理性が高い。
- 経済効果・市財政負担・費用対効果のいずれの観点からも合理性の高い、機能転用が望ましい。

3. 拠点性・目的性の観点

- 既存施設利用者の活動継続に対する(段階的・時限的な)フォロー・サポートなどの検討が求められる。
- 機能転用により、新たな拠点性・目的性の発揮が求められる。生涯スポーツの振興、健康づくりの推進、観光・交流の推進、人がつながる定住環境づくりの推進などにも寄与する拠点機能の発揮が必要。
- シーン拡充によるスポーツ振興を通じ、交流促進と関連ビジネスの拡大のシナリオが重要。

4. 施設経営の観点

- 若者・子育て世代をはじめ、浜田市民に親しまれ、市の生涯スポーツの振興、健康づくりの推進、観光・交流の推進、人がつながる定住環境づくりの推進などに寄与する自主事業の積極的な展開に期待。
- 市内関連施設と役割分担・連携をおこない、施設利用の目的性を高め、拠点性を創造していくことが不可欠であり、隣接するスポーツ広場との一体的な運営による利用の相乗効果も期待。

一年を通じて多様なスポーツ種目・レクリエーションなどに対応(全天候)する施設へ



- 浜田市内の既存スポーツ活動のより付加価値の高い活動フィールドとして
- 指定管理者が提供するアーバンスポーツ等多様なスポーツの体験フィールドとして
- 市民の多様なコミュニティの遊び・交流のフィールドとして
- 市外のスポーツ団体等の合宿、合同練習、対外試合などのフィールドとして





令和6年1月24日  
総務文教委員会  
教育委員会文化スポーツ課

## サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務

---

### 報告書

令和5年11月

三菱UFJリサーチ & コンサルティング

|                                             |      |
|---------------------------------------------|------|
| 1. 業務の背景と目的                                 | P.3  |
| 2. 業務検討方針                                   | P.6  |
| 3. 業務検討フロー                                  | P.7  |
| 4. 外部環境の整理                                  | P.8  |
| 5. 内部環境の整理                                  | P.21 |
| 6. 環境分析まとめ～サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する主要論点 | P.32 |
| 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(アンケート結果)   | P.34 |
| 8. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する事業者意見           | P.43 |
| 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察           | P.46 |
| 10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ       | P.57 |

# 1. 業務の背景と目的

## ●業務目的

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後のあり方について、スポーツ施設、レジャー施設等、どのような施設形態が最適であるかを検討するため、本委託では、近年の利用・運営状況や、浜田市（以下、本市）の今後のスポーツ施策、わが国におけるスポーツニーズ変化などを踏まえ、サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的・合理的な活用方法について調査を行う。

本市では人口減少対策を重点課題の一つとして位置付けており、市政運営における最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」においても「若者が暮らしたいまちづくり」を中心に様々な施策を推進することとしている。これらの点に十分留意しながら、若者や子育て世代をはじめとする、より多くの市民に利用される施設となるよう検討を行うものとする。

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方検討の経緯

| 時期                      | 決定内容                   | 関連する内容                                                                                                 |
|-------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年3月                 | 浜田市公共施設再配置方針 策定        | 「今後40年間で約7割の施設しか更新できない」認識共有                                                                            |
| 平成29年5月                 | 浜田市スポーツ推進審議会 答申        | 浜田市のスポーツ施設の適正な配置及び整備についての答申                                                                            |
| 平成30年11月                | 浜田市公共施設再配置方針 一部改定      |                                                                                                        |
| 令和2年3月                  | 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画 策定   | サン・ビレッジ浜田アイススケート場について、答申評価「C」、「単独建替」、「市民対象施設としての多目的屋内広場へ用途変更」                                          |
| 令和3年1月                  | 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画 一部改正 | サン・ビレッジ浜田アイススケート場について、「市民対象施設としての多目的屋内広場へ用途変更。ただし、利用者数が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更としている計画の見直しを検討する」 |
| 新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者減少 |                        |                                                                                                        |
| 令和5年3月                  | 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画 一部改正 | サン・ビレッジ浜田アイススケート場について、「施設の方針を判断するための適正な数値が得られない。よって整備方針については令和5年度において、判断材料を整えて方針を決定する」                 |

# 1. 業務の背景と目的

## ●サン・ビレッジ浜田の立地・施設概要

- サン・ビレッジ浜田は、浜田市北東部に位置しており、周辺（車15分～20分圏内）には広域から観光客等が利用する主要な文化・スポーツ施設、海水浴場・大規模公園、商業施設等が点在している。
- 車でのアクセス性は高い（浜田東ICから車3分）一方で、浜田市のまちなかからの公共交通でのアクセス手段は限られている（最寄りバス停「国分寺」より徒歩約15分）。



# 1. 業務の背景と目的

## ●サン・ビレッジ浜田の立地・施設概要

■ 施設は主にアイススケート場とスポーツ広場（サッカーグラウンド、フットサルコート等）で構成されている。

|         |                |                                                          |        |                    |
|---------|----------------|----------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 所在地     | 島根県浜田市上府町イ2457 |                                                          | 敷地面積   | 15,297㎡            |
| 開設年月    | 平成8（1996）年12月  |                                                          | 構造     | RC造（屋根のみS造）        |
| 施設構成    | アイススケート場       | スケートリンク：1,915㎡（47m×30m）、カーリング4面<br>その他：ミーティング室、シャワー室、更衣室 |        |                    |
|         | サッカーグラウンド      | 8,960㎡（105m×68m）（人工芝、照明設備有） ※JFA公認                       |        |                    |
|         | フットサルコート       | 800㎡（人工芝）                                                |        |                    |
|         | その他            | 観戦エリア、休憩所、屋外トイレ、倉庫                                       |        |                    |
| 土地利用規制  | 都市計画／用途地域      | 非線引き／指定なし                                                |        |                    |
|         | 容積率／建ぺい率       | 200％／70％                                                 |        |                    |
| 敷地利用状況等 | 駐車台数           | 193台（身障者用2台）                                             | ガス     | プロパン               |
|         | 上水道／下水道        | 整備済み／未整備（浄化槽・汲取り）                                        | 既存設備熱源 | 灯油ボイラー、タンク容量3,000ℓ |

「サン・ビレッジ浜田区域図」





# 2. 業務検討方針

## 基本認識: 全国の地方都市が抱える構造的な課題への対応

### ■持続的な発展を志向する都市経営の必要性

- ・ 限られた都市経営資源を最大限生かす：ひと・もの・かね
- ・ 市民ニーズに応え、市民の便益・受益実感を高める施策
- ・ 費用対効果を高め、中長期での財政負担の適正化に資する投資
- ・ ファシリティマネジメント（施設経営）の必要性、施設設備の老朽化への対応

### <検討の前提>

### ■現在のサン・ビレッジ浜田アイススケート場の躯体はそのまま活用、必要になる最小限の設備更新・設備投資を実施

- ・ アイススケート場の機能としては、設備は全面更新が必須
- ・ アイススケートリンクは製氷機の故障により令和5年スケートシーズン休業中
- ・ その他機能として活用する際にも、必要最小限の再整備は必要
- ・ いずれにしても、現行施設の概ねの耐用年数も想定しておく

### ■スポーツ・アクティビティ(その他多様な活動)を中心に、若者や子育て世代など、より多くの市民の受益実感を高める機能のあり方を検討

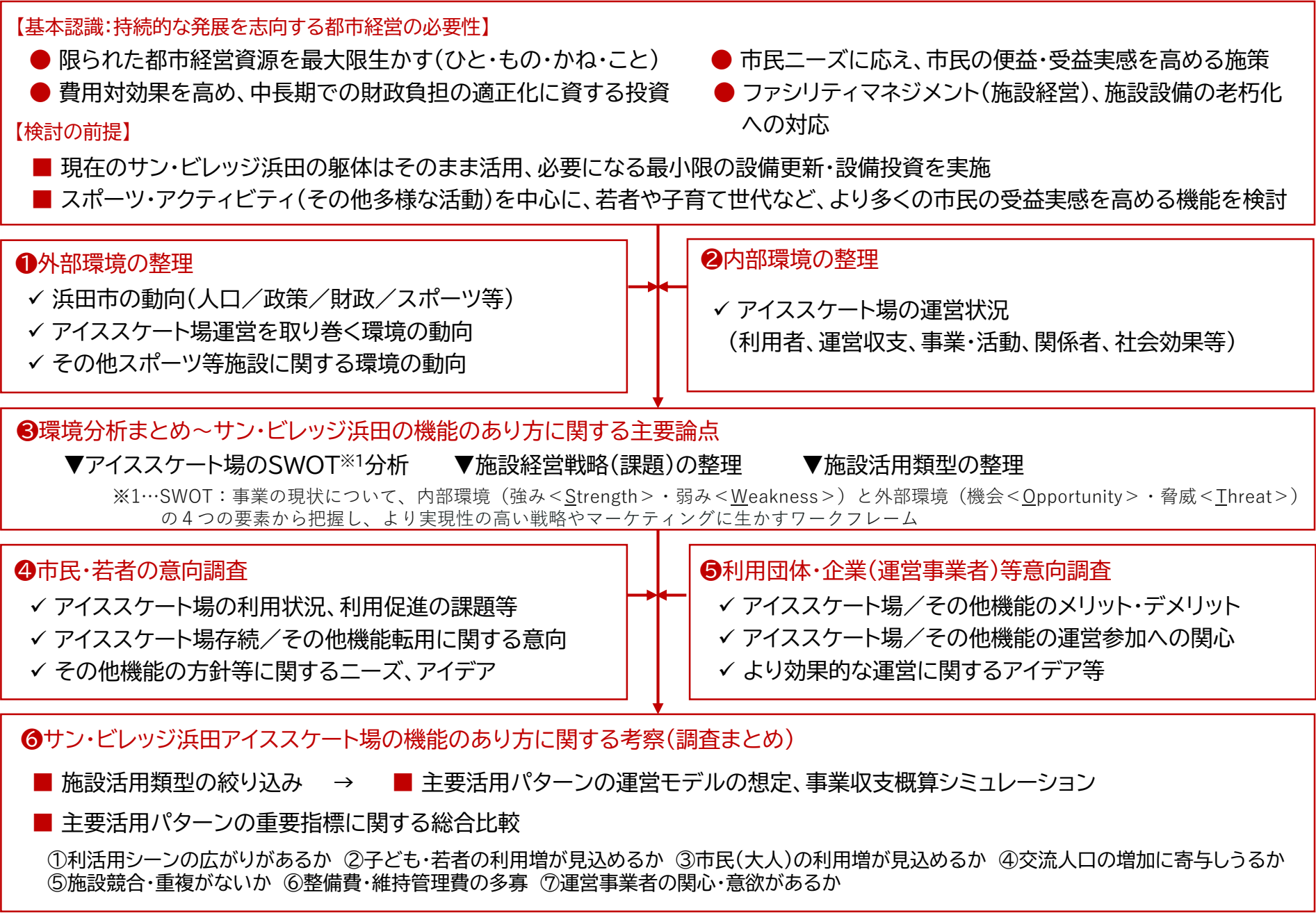
- ・ 現行施設の主要機能であるスポーツ・アクティビティ（その他多様な活動）の機能を中心にさらなる活用を検討
- ・ 再整備に際して、サン・ビレッジ浜田の機能、ひいては本市における役割・機能をより良い形に更新していくことが重要

## ◎アイススケート場としての機能、その他の屋内運動施設としての機能、それぞれの中期的な機能のあり方について

### 総合的・客観的に整理

- ・ 浜田市の貴重な現有資産である「サン・ビレッジ浜田」の中期的な機能のあり方について、政策判断に資する検討材料をとりまとめる

### 3. 業務検討フロー

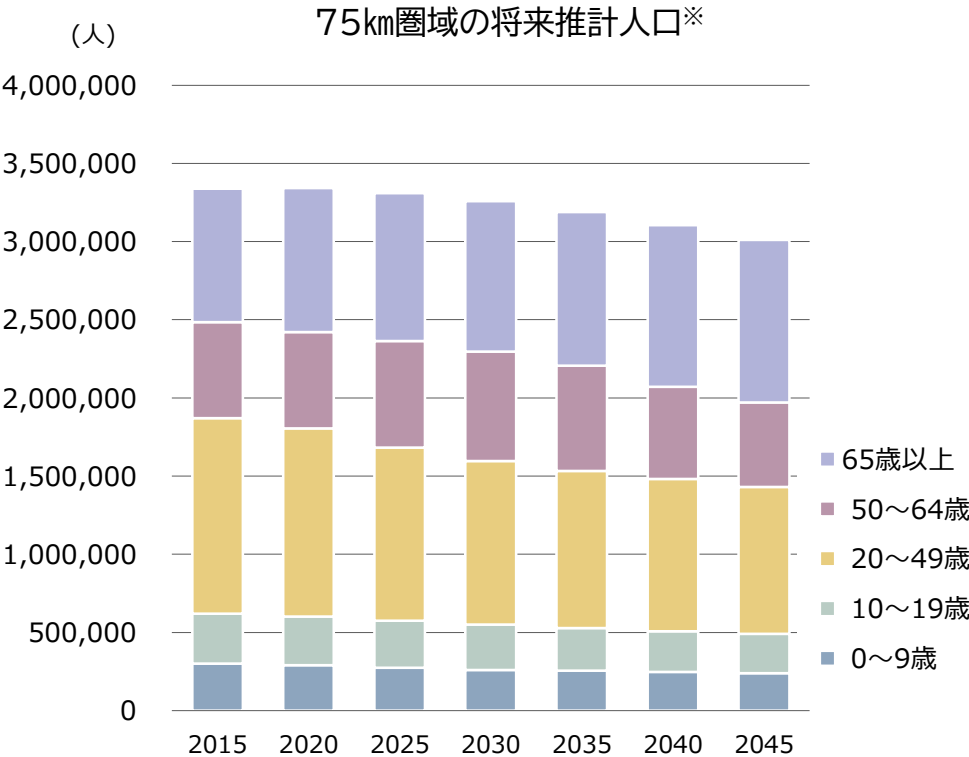
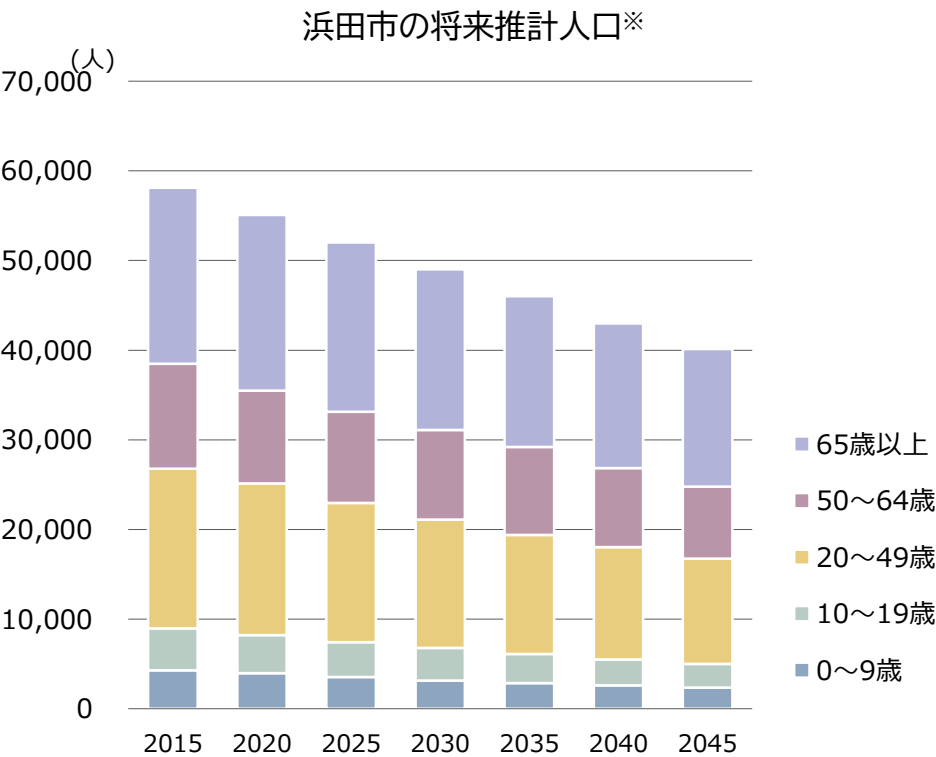




# 4. 外部環境の整理

## ●浜田市の人口動向

- 浜田市の人口は約 5 万人（令和 5 年 9 月時点）で、**65歳以上の比率は約38%**となっている。
- **人口動向は減少傾向**にあり、同様の傾向が続くとすると、20年後には 4 万人前後まで減少する可能性がある。
- サン・ビレッジ浜田アイススケート場には、広島市を含む概ね75kmの圏域からの定例的な利用客がみられるが、浜田市を起点とする**75km圏域の将来推計人口も減少傾向**にあり、年々65歳以上の比率が高くなっていくことが予測されている。



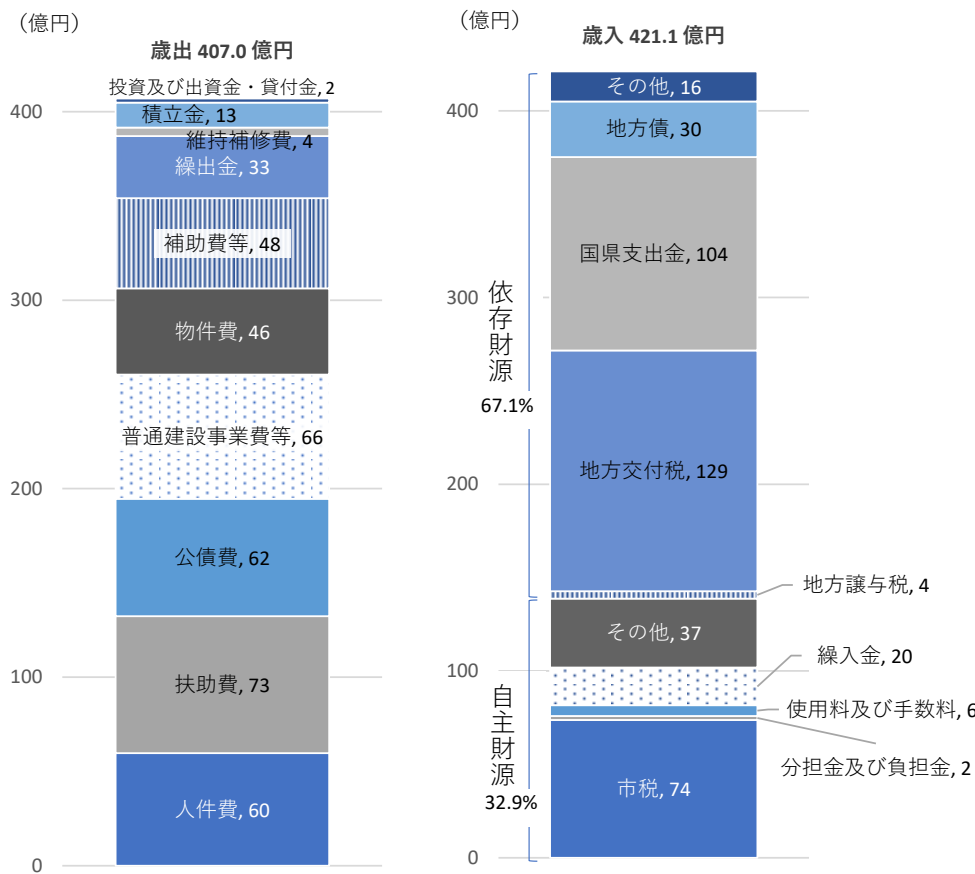
（出所）社会問題・人口問題研究所「全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果(一覧表)」より作成  
注 2025年以降は推計値

# 4. 外部環境の整理

## ●浜田市の財政動向

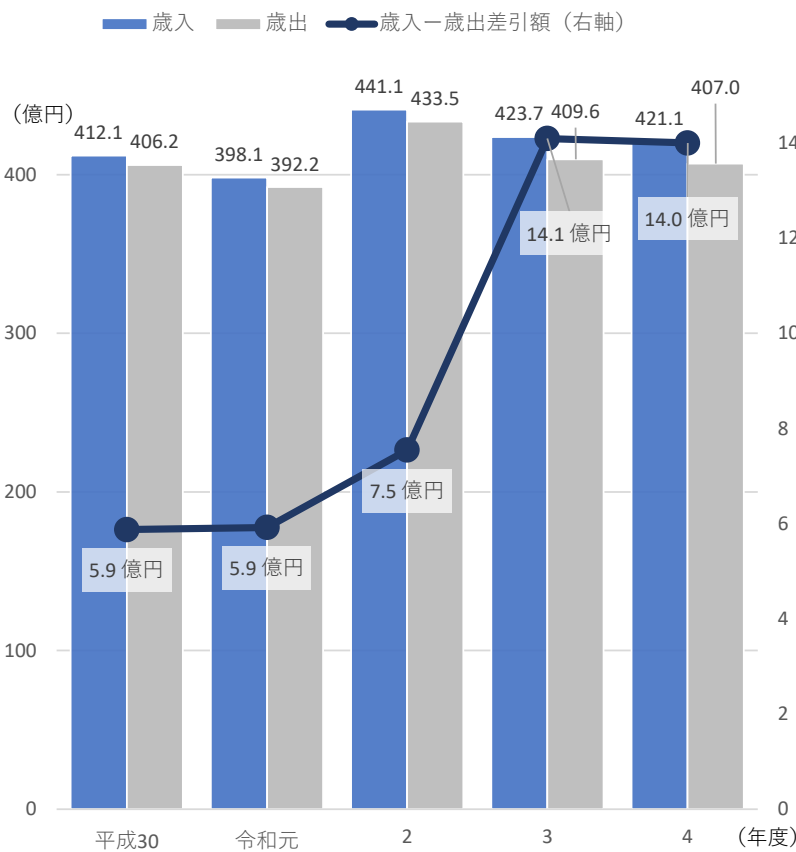
- 浜田市の令和4年度の歳入は421億502万円、歳出は407億497万円、歳入歳出差引額は14億5万円となっている。
- 歳出の内訳では扶助費が約73億円（17.8%）で最も多く、普通建設事業費約66億円(16.2%)、公債費約62億円(15.3%)と続く。
- 歳入は**自主財源が約3割にとどまり依存財源が7割を占める**。内訳では地方交付税が約129億円(30.6%)で最も多く、国県支出金が104億円(24.6%)、市税が74億円(17.5%)と続く。

《令和4年度:歳出・歳入内訳》



（出所）浜田市「決算状況」より作成

《直近5年度の財政状況》



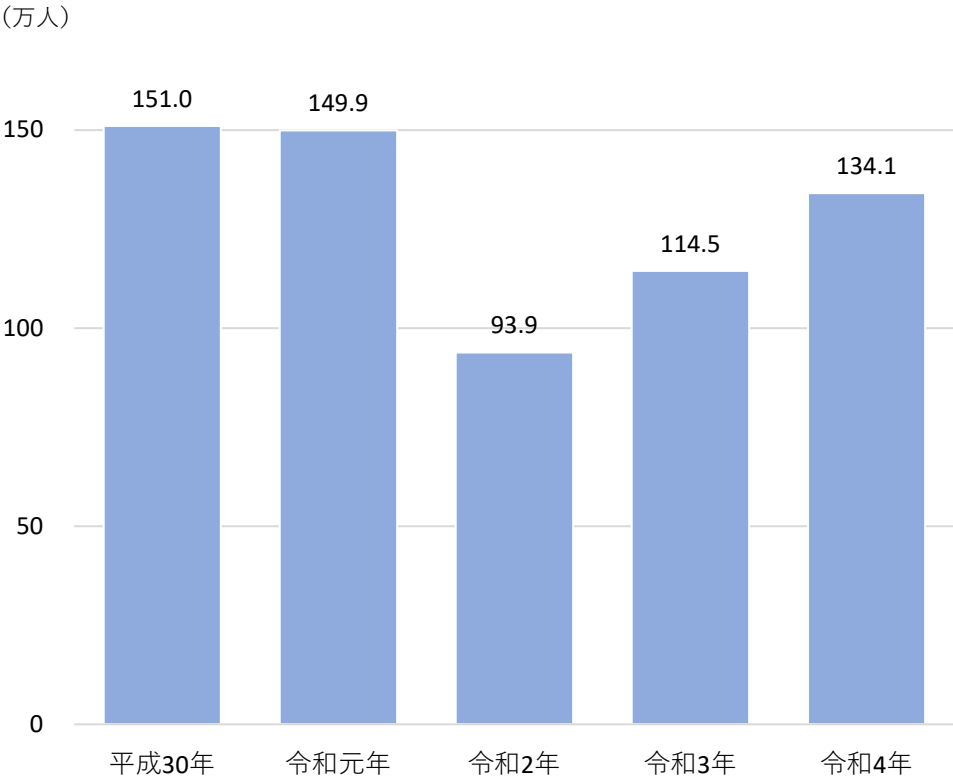
（出所）浜田市「決算状況」より作成

# 4. 外部環境の整理

## ●浜田市の観光動向

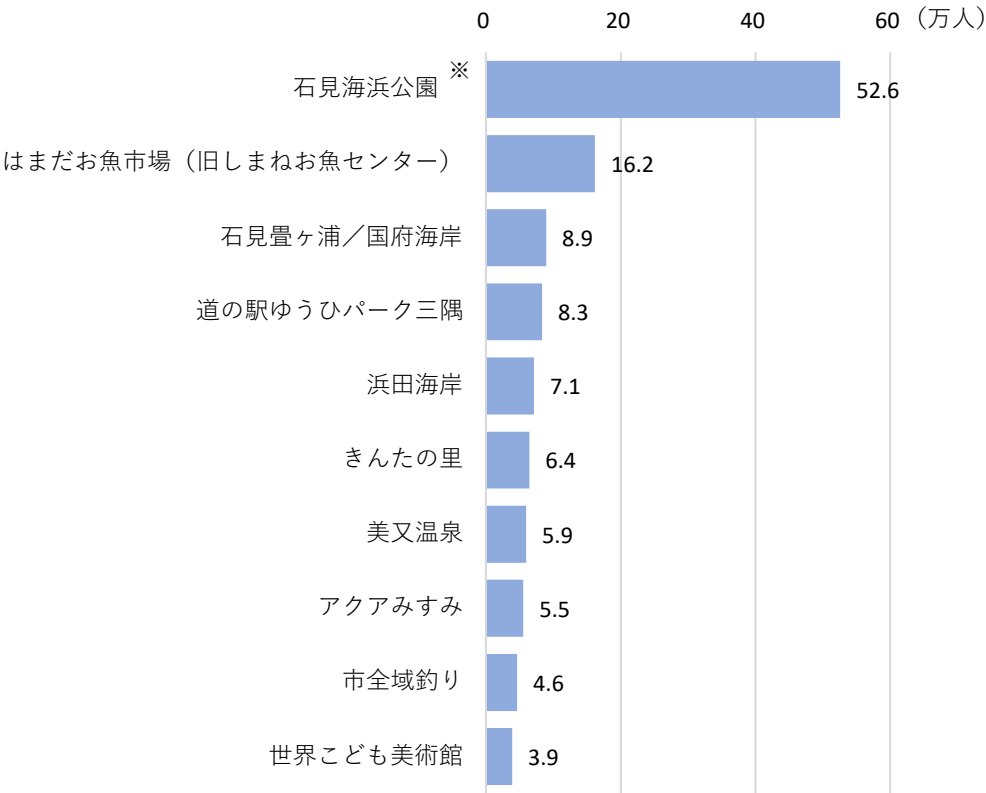
- 浜田市への観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の拡大にともない令和2年に大きく減少したが、**令和4年は134万人**と平成30年（151万人）の約9割まで回復している。
- 令和4年の観光地点別観光入込客数では、石見海浜公園が52.6万人と最も多く、はまだお魚市場が16.2万人、石見畳ヶ浦／国府海岸が8.9万人と続く。

《直近5年の年間観光入込客数》



(出所) 統計はまだより作成

《令和4年の観光入込客数上位10件》



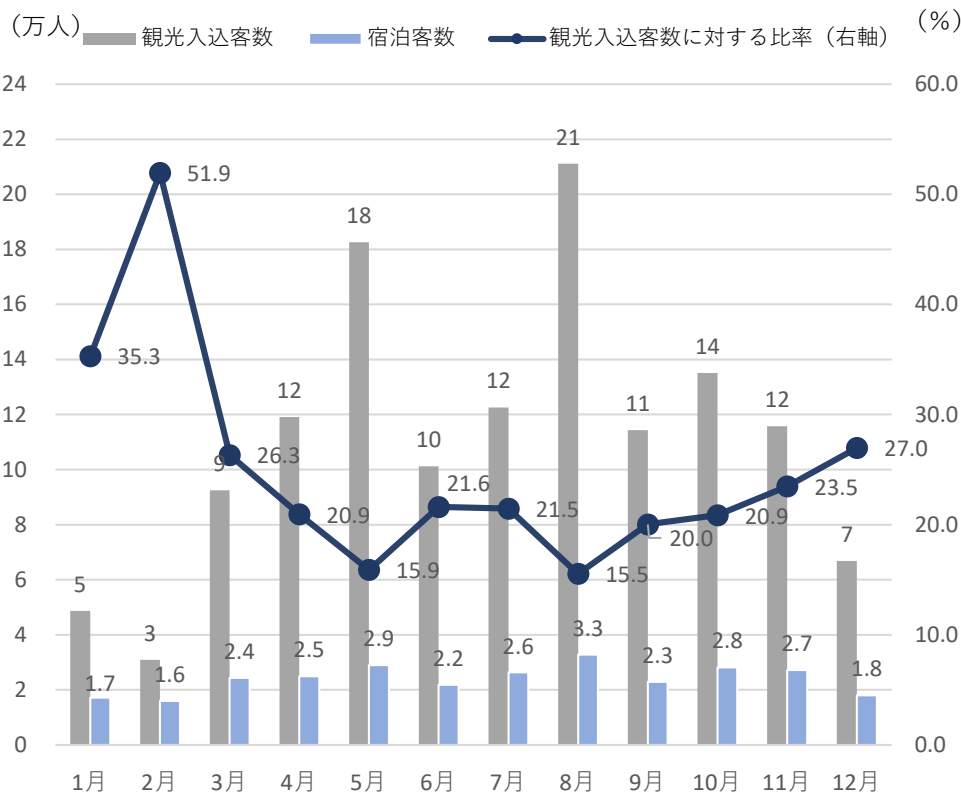
(出所) 統計はまだより作成  
※ 石見海浜公園は、島根県立しまね海洋館アクアスの観光入込客数330,079人を含む

# 4. 外部環境の整理

## ●浜田市の観光動向

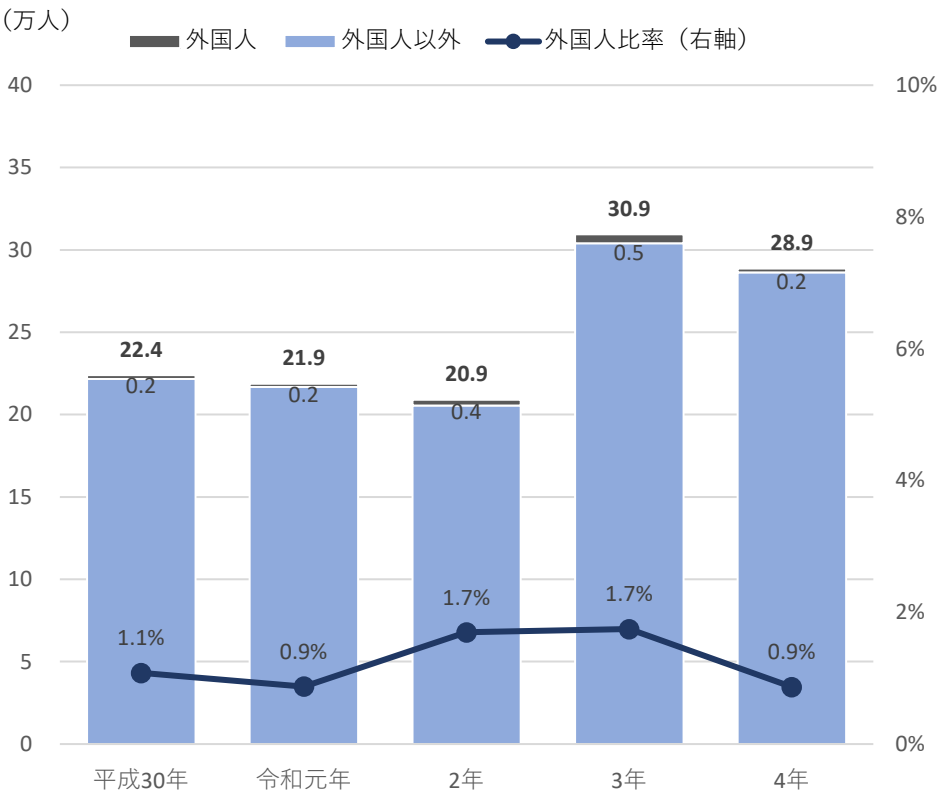
- 浜田市の令和4年の月別観光入込客数をみると、8月が約21万人で最も多く、5月が18万人、10月が14万人と続く。
- 観光入込客数に対する宿泊客数の比率を見ると、観光入込客数の少ない2月が51.9%と最も高く、観光入込客数の多い8月が15.5%で最も低い。冬季（特に1~2月）は宿泊を含めた観光需要は一定あるものの、日帰りでの観光需要は低下することが推察される。
- **令和4年の宿泊客数は28.9万人**、うち外国人は約2,500人で全体の0.9%にとどまる。

「令和4年の月別観光入込客数・宿泊客数」



(出所) 統計はまだより作成

「直近5年の宿泊客数」



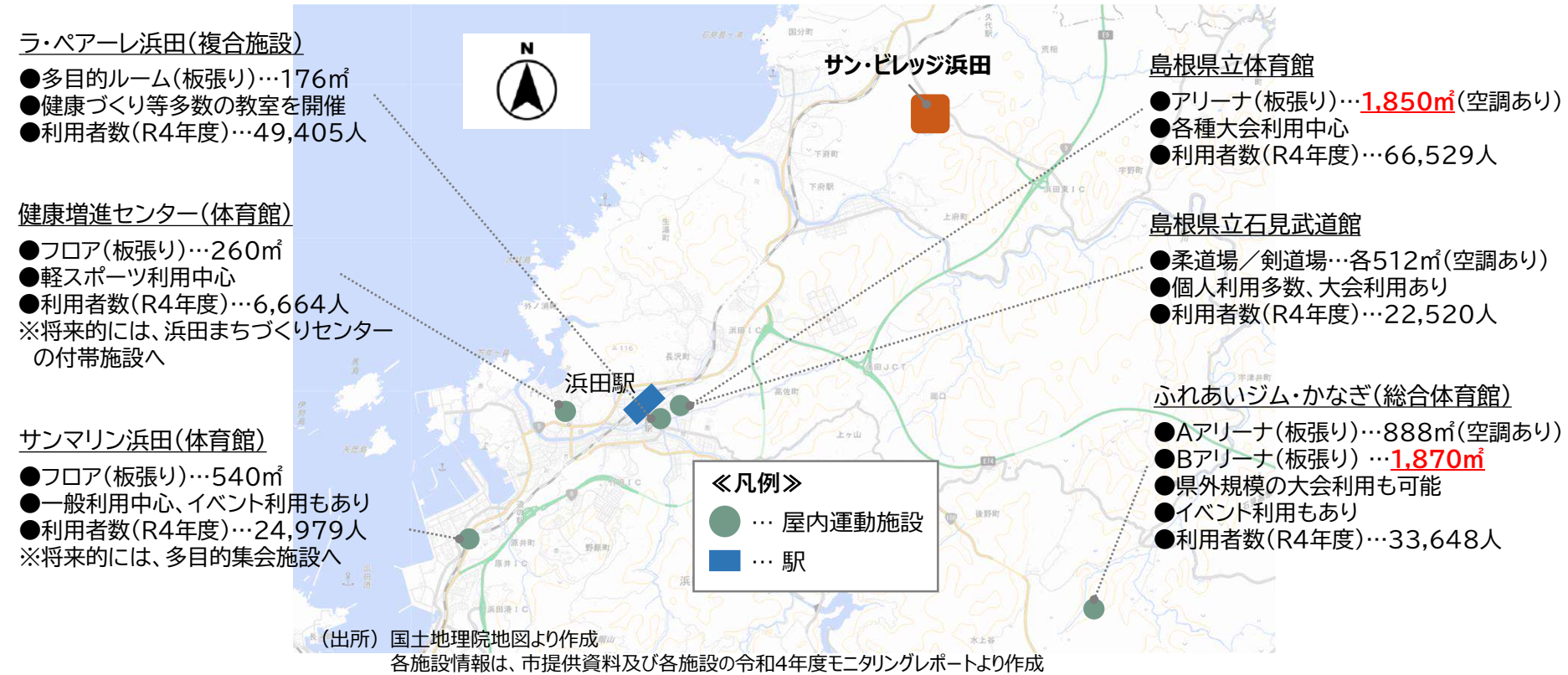
(出所) 統計はまだより作成

# 4. 外部環境の整理

## ●浜田市の類似施設(屋内運動施設)の立地状況・充足状況

- 浜田駅周辺を中心に、大小多数の屋内運動施設（板張り・フローリング）が立地しているが、スポーツ以外の多目的な用途を含む個人・一般の日常利用を中心とした施設が多い。
- 大規模大会等にも対応可能なフロア面積（2,000㎡程度、バスケットボール2面分）を有する屋内運動施設も2ヶ所立地しており、それぞれ県・市全体の中心的な屋内運動施設として活用されている。
- ふれあいジム・かなぎのBアリーナについては、空調が整備されていないため、夏場の利用が制限される場合がある。
- **ほぼすべての屋内運動施設について稼働率（日数ベース）が100%に近く、新規の屋内運動施設に対する潜在的な需要があることが推察される。その一方で、浜田市の人口動向等を踏まえると、今後既存の需要は低減することも考えられるため、新規の屋内運動施設の整備にあたっては、新たな利用シーンを創出することが不可欠となる。**

《サン・ビレッジ浜田周辺の「屋内運動施設(公共施設)」立地状況》



## 4. 外部環境の整理

### ●浜田市の類似施設(屋内運動施設)の運営動向

- 屋内運動施設の運営概要・収支構造として、**利用者数は非常に多い一方で、利用料金単価が低い**ため、維持管理費が収入を大きく上回っている。また、「延床面積あたり利用料金収入」や「延床面積あたり維持管理費」が2施設で大きく異なることから、施設規模よりも、用途や諸室構成によって収支構造が規定されることが推察される。

▼サン・ビレッジ浜田周辺の屋内運動施設(公共施設)のうち、体育館(板張り)を中心とした収支構造が整理可能な2施設の概要を整理

#### 島根県立体育館(令和4年度実績)

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 延床面積 | 8,822.37㎡                                       |
| 諸室構成 | アリーナ(1,850㎡)、キッズルーム、多目的ルーム、フィットネスルーム、トレーニングルーム等 |
| 利用者数 | 66,529人                                         |

#### ●収支構造

|       | 費目      | 金額(円)      |
|-------|---------|------------|
| 収入    | 利用料金収入  | 8,021,000  |
| 維持管理費 | 総額      | 40,660,686 |
|       | うち、人件費※ | 3,622,381  |
|       | うち、光熱水費 | 11,347,030 |

#### ●主要指標

|               |       |     |
|---------------|-------|-----|
| 延床面積あたり利用料金収入 | 909   | 円/㎡ |
| 利用者数あたり利用料金収入 | 121   | 円/人 |
| 延床面積あたり維持管理費  | 4,609 | 円/㎡ |
| 利用者数あたり維持管理費  | 611   | 円/人 |

(出所) 令和4年度利用実績、収支実績より作成

※ 人件費は、施設管理に係るアルバイト人件費のみ計上

#### サンマリン浜田(令和4年度実績)

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 延床面積 | 1,359.4㎡                              |
| 諸室構成 | 体育館(540㎡)、シャワールーム、ロッカールーム、研修室、和室、会議室等 |
| 利用者数 | 24,979人                               |

#### ●収支構造

|       | 費目      | 金額(円)      |
|-------|---------|------------|
| 収入    | 利用料金収入  | 4,596,820  |
| 維持管理費 | 総額      | 13,319,157 |
|       | うち、人件費  | 7,736,019  |
|       | うち、光熱水費 | 1,691,743  |

#### ●主要指標

|               |       |     |
|---------------|-------|-----|
| 延床面積あたり利用料金収入 | 3,382 | 円/㎡ |
| 利用者数あたり利用料金収入 | 184   | 円/人 |
| 延床面積あたり維持管理費  | 9,798 | 円/㎡ |
| 利用者数あたり維持管理費  | 533   | 円/人 |

(出所) 令和4年度モニタリングレポートより作成

# 4. 外部環境の整理

(参考)国内のアイススケート人口の動向、アイススケート場の立地状況(対人口集積比)

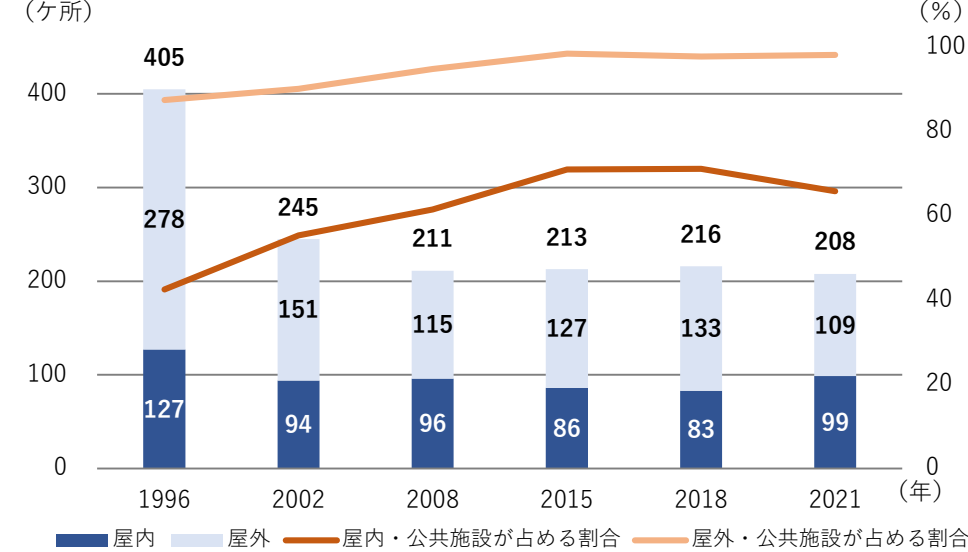
## ■ 国内のアイススケート場の設置数の推移

- スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、**国内のアイススケート場は過去約25年で半減**しており、特に1996年から2002年の間に急速に減少している。
  - － 2002年以降については、屋内外共に、設置数は微減または横ばい傾向が続いている。
  - － 国内のアイススケート場のうち、公共施設（学校体育・スポーツ施設及び公共スポーツ施設の合計）の占める割合は屋内より屋外の方が高く、特に2015年以降は、屋外アイススケート場の内公共施設が占める割合は95%を超える水準で推移している。

## ■ アイススケート場を利用する関連競技の人口の推移

- アイススケート場を利用する関連競技の人口（中央競技団体登録人口ベース）は約25,000人である。
  - － うち、過半がアイスホッケーの登録人口（≠競技人口・実施人口）で、全体の約62%程度である。

「国内のアイススケート場※の設置数の推移」



(出所) スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」より作成  
※ 「体育・スポーツ施設現況調査」における「アイススケート場」の定義・範囲  
「屋内アイススケート場」：滑走面積が300㎡以上のもの。  
「屋外アイススケート場」：滑走面積が1,500㎡以上のもの。季節運営・他施設種との機能転換によって運営されているものも計上されている可能性がある

「アイススケート場を利用する関連競技の人口(登録人口ベース)」

|                   |    | 2020年  | 2022年  |
|-------------------|----|--------|--------|
| (公財) 日本アイスホッケー連盟※ | 全体 | 16,047 | 16,219 |
|                   | 男  | —      | 14,938 |
|                   | 女  | —      | 1,281  |
| (公社) 日本カーリング協会    | 全体 | 2,692  | 2,383  |
|                   | 男  | 1,802  | 1,574  |
|                   | 女  | 890    | 809    |
| (公財) 日本スケート連盟     | 全体 | 7,122  | 7,234  |
|                   | 男  | —      | 2,194  |
|                   | 女  | —      | 5,040  |
| 合計                |    | 25,861 | 25,836 |

(出所) 笹川スポーツ財団「中央競技団体現況調査」より作成  
※ 2020年調査では日本アイスホッケー連盟が未回答であったため、同連盟の公表資料を掲載している ([rule\\_20220725\\_143939.pdf](rule_20220725_143939.pdf) ([jihf.or.jp](http://jihf.or.jp)))



# 4. 外部環境の整理

(参考)国内のアイススケート人口の動向、アイススケート場の立地状況(対人口集積比)

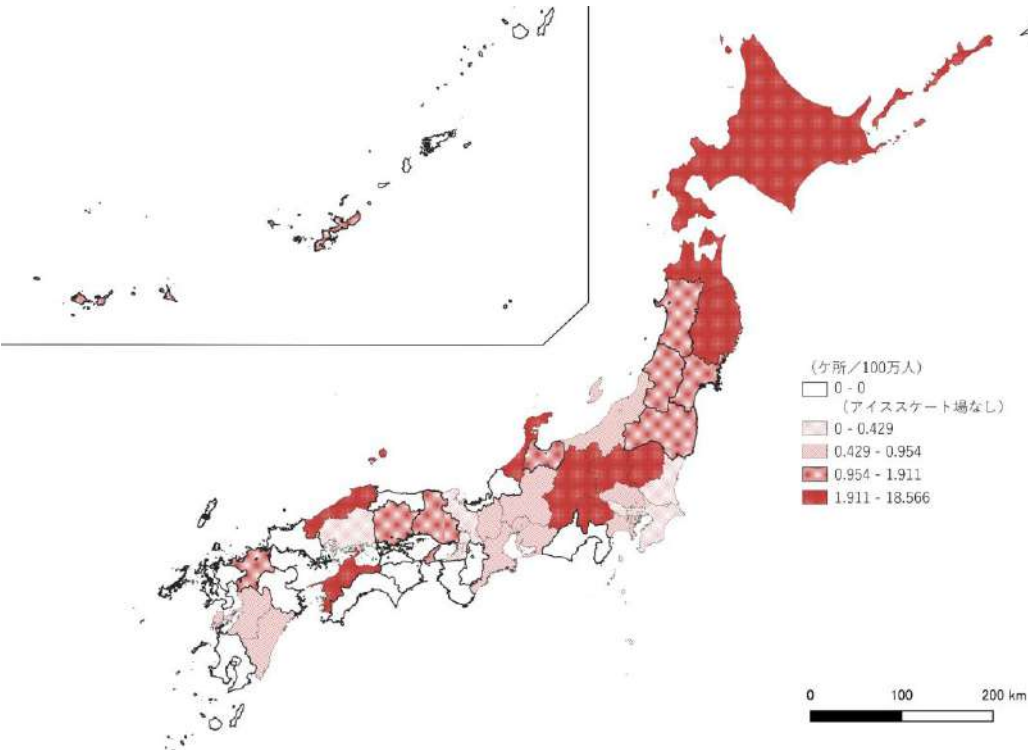
■ 都道府県別にみた人口比のアイススケート場の立地状況

- 2020年国勢調査における各都道府県の人口単位（100万人）あたりのアイススケート場数は北海道・東北・中部各地方の県においてより高い値を示しており、北海道では突出して高くなっている（18.6ヶ所／100万人）。
- **島根県内のアイススケート場（計2ヶ所）の人口比の立地状況は、2.9ヶ所／100万人**となっており、全国水準と比較すると北海道を除き、非常に多い状況。

■ 地域別にみた人口比のアイススケート場の立地状況

- 各都道府県を9つの地域区分に分類したうえで、人口単位（100万人）あたりのアイススケート場数をみると、東北・中部各地方では1～2ヶ所／100万人を超えているが、中国地方をはじめ、その他の地域では0.6ヶ所～0.7ヶ所／100万人程度となっている。

《都道府県別にみた人口比のアイススケート場の立地状況》



《地域別にみた人口比のアイススケート場の立地状況》

| 地域                           | ヶ所／100万人 |
|------------------------------|----------|
| 北海道                          | 18.57    |
| 東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）        | 2.27     |
| 関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨） | 0.68     |
| 北陸（新潟・富山・石川・福井）              | 1.03     |
| 中部（長野・岐阜・静岡・愛知・三重）           | 1.50     |
| 近畿（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）       | 0.69     |
| 中国（広島・岡山・山口・鳥取・島根）           | 0.69     |
| 四国（徳島・香川・愛媛・高知）              | 0.69     |
| 九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）・沖縄 | 0.62     |

(出所) スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」(令和3年) 及び2020年国勢調査より作成

(出所) スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」(令和3年) 及び2020年国勢調査より作成  
(地図は国土数値情報の行政区域データを引用：[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3\\_1.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html))

# 4. 外部環境の整理

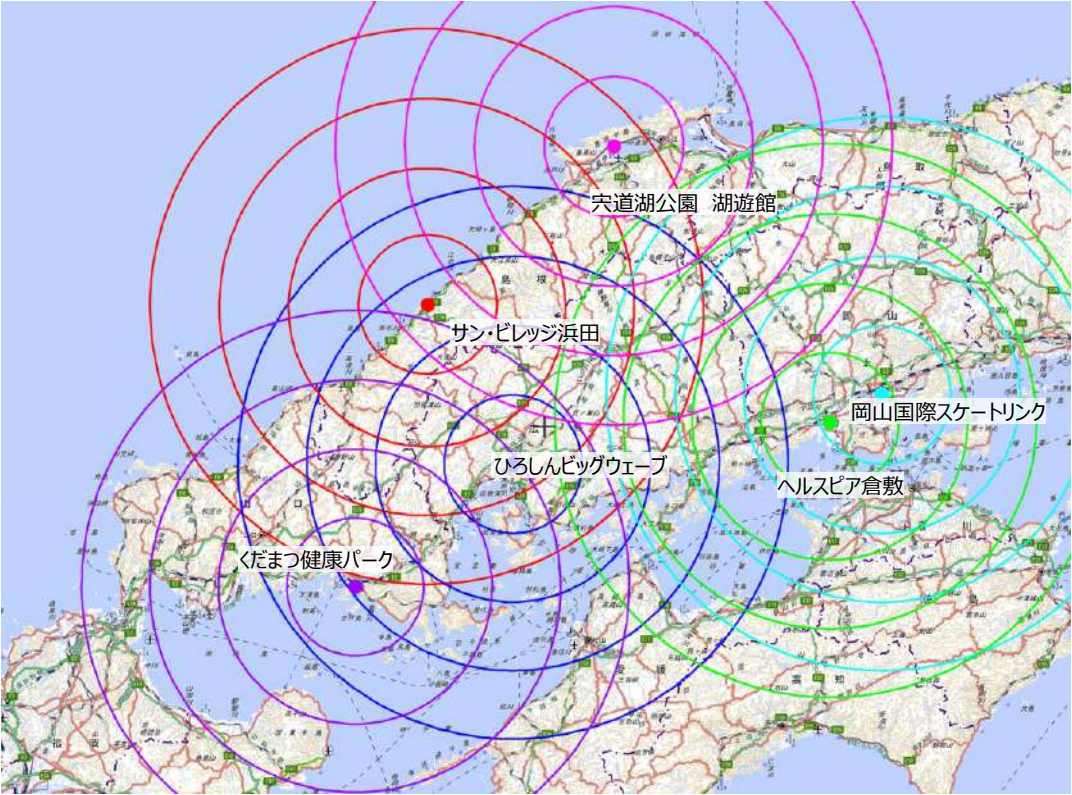
## (参考)中国地方のアイススケート場の立地動向

- 中国地方において現在、サン・ビレッジ浜田アイススケート場以外に 5 施設が立地。（島根県 1 施設、山口県 1 施設、広島県 1 施設、岡山県 2 施設）、**半数以上が民間の所有・運営する施設**となっている。
- 岡山県 2 施設は通年営業となっているが、サン・ビレッジ浜田アイススケート場を含むそれ以外の施設は、営業期間が限定されている。**大人の滑走料金は約1,000円～1,600円**となっている。
- サン・ビレッジ浜田アイススケート場を除くアイススケート場は、ほとんどが**まちなか（都市機能が集積しているエリア）に立地**。（市民・来訪者のアクセスが便利）

| 施設                                           | 施設概要                        |                                                        |
|----------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| サン・ビレッジ浜田<br>アイススケート場<br>(島根県浜田市上府町イ2457)    | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | 浜田市(直営)<br>屋内47m×30m<br>11月中旬～4月中旬<br>1,150円           |
| 宍道湖公園 湖遊館<br>(島根県出雲市園町1660番地1)               | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | 出雲市(指定管理)<br>屋内60m×30m<br>10月上旬～5月上旬<br>1,150円         |
| くだまつ健康パーク<br>スポーツプラザ<br>(山口県下松市大字平田448番地)    | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | ツルガハマランド株式会社<br>屋内60m×30m<br>11月下旬～4月上旬<br>990円        |
| ひろしんビッグウェーブ<br>総合屋内プール<br>(広島市東区牛田新町一丁目8番3号) | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | 広島市(指定管理)<br>屋内60m×30m、<br>18m×30m<br>11月～4月<br>1,580円 |
| 岡山国際スケートリンク<br>(岡山市北区岡南町2-3-30)              | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | マルエス冷蔵株式会社<br>屋内60m×30m<br>通年<br>1,500円                |
| ヘルスパシア倉敷<br>(岡山県倉敷市連島町西之浦4141)               | 所有者<br>施設規模<br>営業期間<br>大人料金 | 学校法人加計学園<br>屋内60m×30m<br>通年<br>1,200円                  |

(出所) 日本スケート連盟HPより作成

周辺の類似施設の立地状況(同心円は25kmごと)

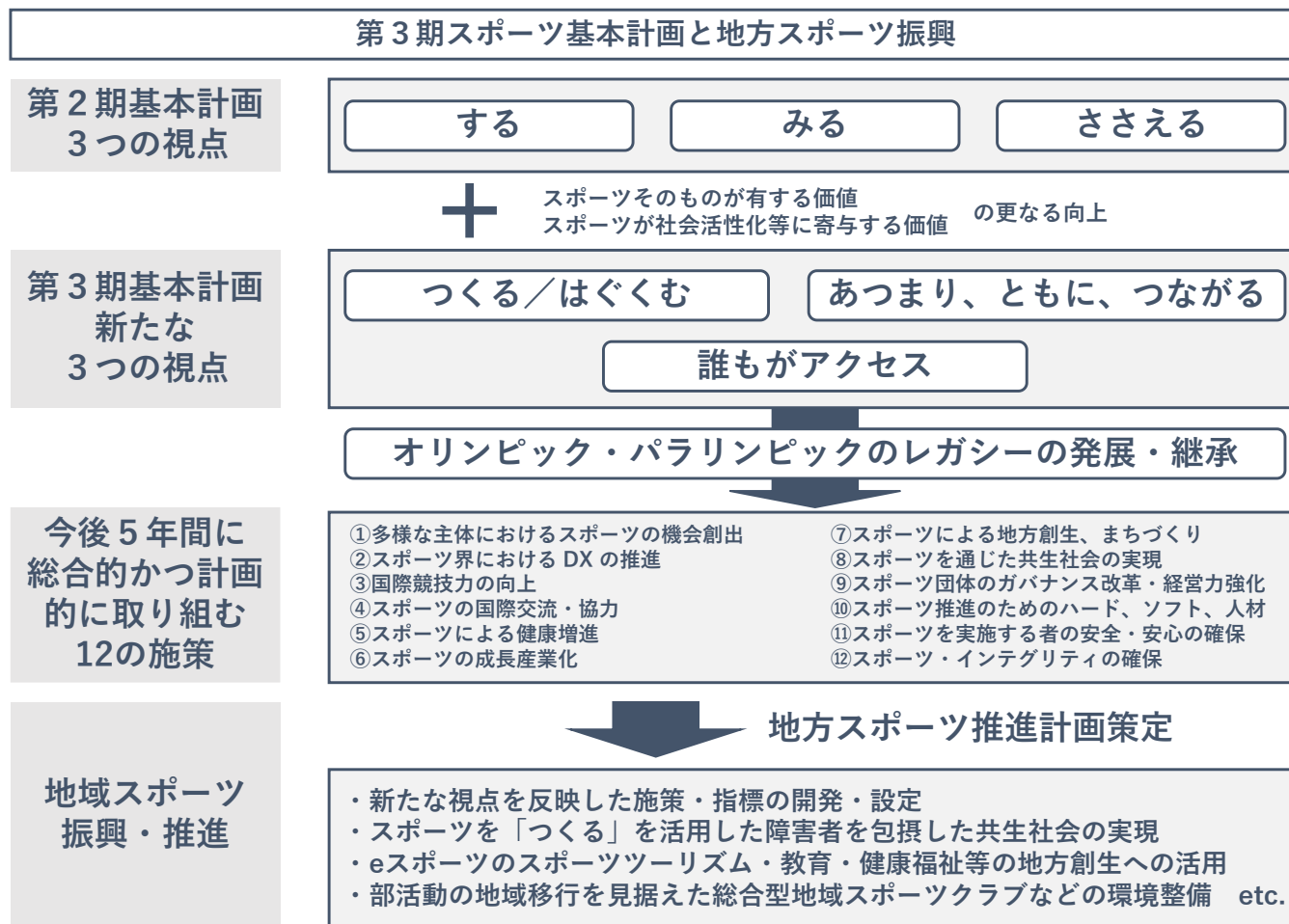


(出所) 国土地理院GSI Mapsにより作成

## 4. 外部環境の整理

## ●第3期スポーツ基本計画と地方スポーツ振興の潮流

- 国（スポーツ庁）において、第3期スポーツ基本計画（2022. 3）が策定され、新たなスポーツ振興のステージに入っている。
- 全国の自治体においても、近年、スポーツ推進計画やスポーツ施設再編の検討が進められており、**スポーツの価値の広がりをつ捉え、都市経営資源として積極的に広く活用する**動きが出てきている。



出所) スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画(概要)」より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_1.pdf)



## 4. 外部環境の整理

### ●スポーツの定義と近年の潮流

- スポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であり、**時代に応じてスポーツ種目は広がり**を見せてきている。
- 近年では、「**アーバンスポーツ**」が**オリンピック新種目として採用されるなど、注目を集めている**。

#### ▼スポーツ基本法におけるスポーツの定義、スポーツの価値

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

#### ▼アーバンスポーツ

「都市で開催されるエクストリームスポーツ※1」で、BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ブレイクダンス、ボルダリング、3on3(バスケットボール)などに代表される。アーバンスポーツのスポーツ種目に明確な定義はない。

※1…エクストリームスポーツ:過激で華麗な離れ業を競い合うスポーツ。「自己表現」が重要な要素であり、「する人と見る人」の近接性にも特徴がある。音楽やファッションなどもあいまって、若者文化として普及してきている。



写真)HIROSHIMA URBAN SPORTS FESTIVAL 2023 HP

# 4. 外部環境の整理

## ●SDGs推進の社会要請

- 国連において「**スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となるものである**」とし、日本においてもSDGsの達成にスポーツで貢献しようと、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に取り組むことを表明している。



持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省HPより)

## ●環境負荷軽減の社会要請

- 2020年10月、政府は2050年までに**温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言**。  
「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※<sup>1</sup> から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
- 温室効果ガスの排出量抑制のためには、**エネルギー効率の高い設備等の導入**が求められる。
- また、オゾン層保護のため、オゾン層を破壊する「特定フロン」からオゾン層を破壊しない「**代替フロン**」への**転換**が進められている。今後は、高い温室効果を持つ「代替フロン」から、**温室効果の小さい「グリーン冷媒」への転換**が重要になる。

※ ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なもの

# 4. 外部環境の整理

## ●第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画(令和4年度～令和7年度)

- サン・ビレッジ浜田（アイススケート場、屋外運動施設）は、浜田市の貴重な都市経営資源であり、スポーツの振興はもとより、スポーツが有する多様な価値を通じた、**浜田市における多面的な政策連動・政策効果を発揮することが期待される。**

＜サン・ビレッジ浜田(アイススケート場、屋外運動施設)に関連しうる主要施策＞

### 生涯スポーツの振興

- ：スポーツを通じた心身の健康増進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
  - スポーツ精神の高揚と競技力の向上
  - スポーツ・レクリエーション環境の整備

### 観光・交流の推進

- ：地域資源を活かした観光施策の推進
- 滞在型観光の推進と受入体制の確保
  - イベント等の開催や合宿等の誘致

### 健康づくりの推進

- ：生きがいや幸せが実感できる健康寿命の延伸
- 市民自ら取り組む健康づくり運動の推進
  - こころの健康づくりの推進

### 人がつながる定住環境づくりの推進

- ：人の流れを大切に、愛着を持ち続けるまち
- 関係人口との協働による課題解決の推進

## ●第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会(島根かみあり国スポ・全スポ)開催の機会

- 令和12（2030）年に「島根かみあり国スポ・全スポ」が開催される予定で、浜田市は、「サッカー」「体操」「ゴルフ」「バレーボール（ビーチ）」「トランポリン」「軟式野球」の会場として計画されている。
- **市内での競技実施に向けて各スポーツ施設整備を進めるとともに、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画及び長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の安全対策と計画的な改修を進めることが求められる。**
- また、「島根かみあり国スポ・全スポ」のレガシーを浜田市の都市経営に生かしていくことが期待される。

サン・ビレッジ浜田スポーツ広場：サッカー(成年女子、少年男子、少年女子) 開催予定施設

# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設概況

### ■ 施設概要(法定耐用年数:38年 竣工後27年経過)

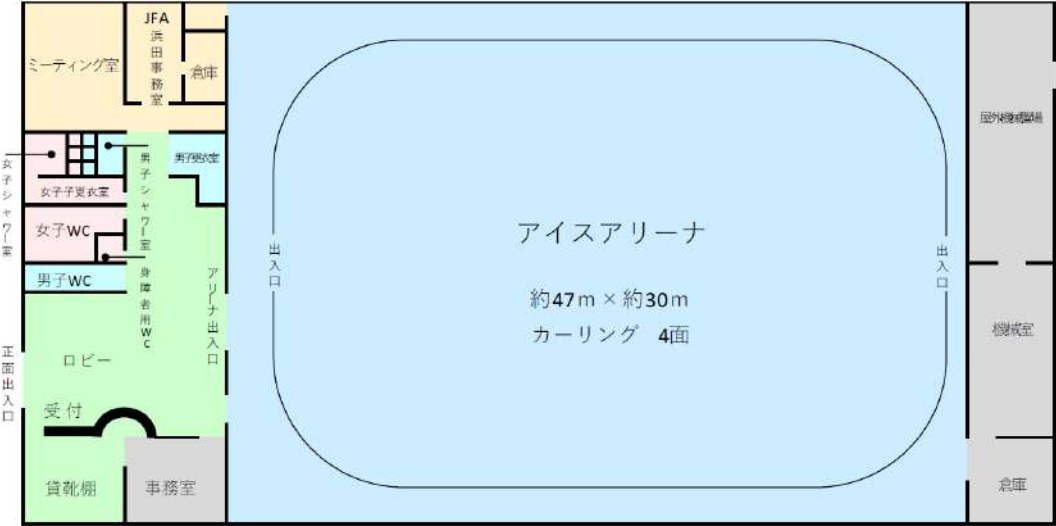
|      |                         |
|------|-------------------------|
| 延床面積 | 2,526.63 m <sup>2</sup> |
| 建築面積 | 2,751.83 m <sup>2</sup> |
| 建築年  | 平成8年3月                  |
| 主構造  | 鉄筋コンクリート造(屋根のみ鉄骨造)      |

### ■ 諸室構成

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| スケートリンク | 1,915m <sup>2</sup> (47m×30m)<br>カーリング(4面) |
| ミーティング室 | 43m <sup>2</sup>                           |
| シャワー室   | 男性:約9m <sup>2</sup> 女性:約10m <sup>2</sup>   |
| 更衣室     | 男性:約20m <sup>2</sup> 女性:約19m <sup>2</sup>  |

### ■ 設備概要(製氷設備の法定耐用年数:13年 竣工後27年経過)

|                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| ブラインクーラーユニット・<br>ブライントank・ブラインポンプ   | ディーゼルエンジン駆動空冷式    |
| 温水兼散水タンク・<br>散水ポンプ・温水循環ポンプ          |                   |
| 動力制御盤                               |                   |
| オイルメインタンク・<br>オイルサービスタnk・オイルポン<br>プ | 横型円筒式埋設型 3000ℓ 灯油 |
| ボイラー                                | 温水ボイラー 0.2kW      |
| 整氷車                                 | オリンピック2000型 LPG仕様 |





# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の稼働状況・利用者数の動向

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の令和4年度の営業日数は129日、うち稼働日数は112日で稼働率は86.8%であった。  
【営業日数】…営業期間内の休館日を除く日数を集計  
【稼働日数】…営業日のうち、用途・人数によらずアイススケート場の利用のあった日を集計  
【稼働率】…稼働日数÷営業日数で算出
- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用者数は、コロナ発生後の令和2年度より横ばいで推移しており、令和4年度の利用者数は4,993人であった。
- 利用者数を月別にみると、1月が1,468人で最も多く、2月が1,235人、12月が801人と続く。

「直近4シーズンの営業期間」

| シーズン      | 営業期間                 |
|-----------|----------------------|
| 令和元年シーズン  | 令和元年11月23日～令和2年4月12日 |
| 令和2年シーズン  | 令和2年11月21日～令和3年4月18日 |
| 令和3年シーズン※ | 令和3年11月20日～令和4年4月17日 |
| 令和4年シーズン  | 令和4年11月19日～令和5年4月16日 |

※ 令和3年度は、新型コロナにより、令和4年1月22日から2月20日まで休業

「直近4年度の営業日数・稼働日数」

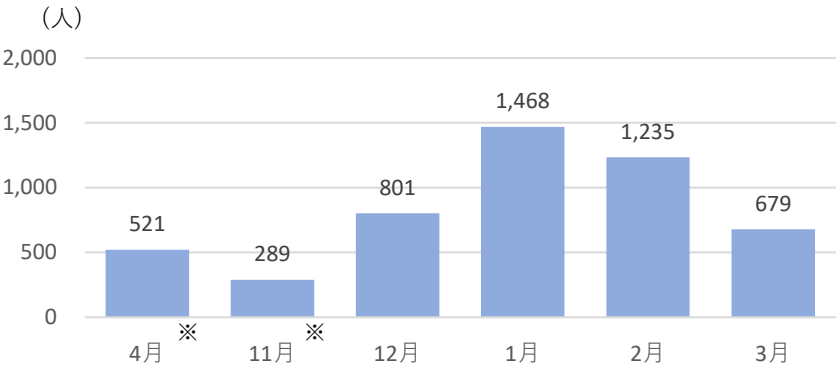
|         | 営業日数 | 稼働日数 | 稼働率      |
|---------|------|------|----------|
| 令和元年度   | 143日 | 138日 | 96.5%    |
| 令和2年度   | 122日 | 125日 | 102.5%※2 |
| 令和3年度※1 | 103日 | 95日  | 92.2%    |
| 令和4年度   | 129日 | 112日 | 86.8%    |

(出所) 年間利用実績表をもとに集計

※1 令和3年度は、新型コロナにより、令和4年1月22日から2月20日まで休業

※2 一部休館日の利用がみられるため、稼働率が100%を超えている

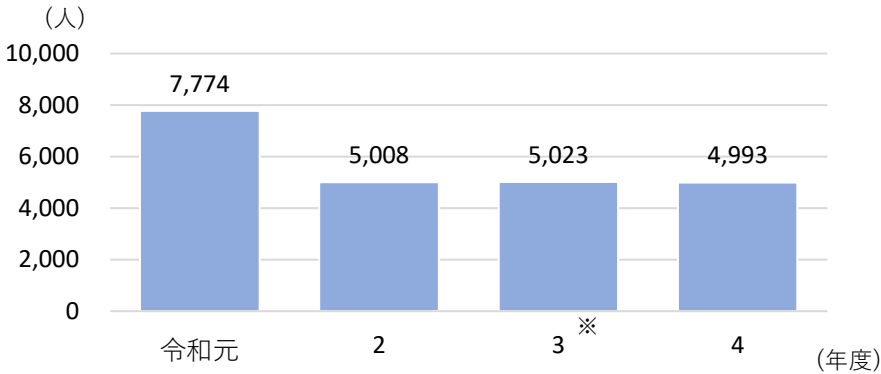
「令和4年度・月別利用者数」



(出所) 年間利用実績表をもとに集計

※ 4月は17日まで、11月は19日から営業

「直近4年度の利用者数推移」



(出所) 年間利用実績表をもとに集計

※ 令和3年度は、新型コロナにより、令和4年1月22日から2月20日まで休業

# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の稼働状況・利用者数の動向

- **カーリングについて、西日本の中心的な競技拠点の1つとして大会が開催**されている。
- その他、**フィギュアスケートのイベント・教室が定期的に開催**されている。

### ■主なイベント・大会等(※参加人数は概算)

#### 《令和元年度》

| 年月日               | イベント内容                         | 参加人数    |
|-------------------|--------------------------------|---------|
| H31.4.6           | 西日本ミックスカーリング代表選考会              | 46人     |
| R1.11.30<br>～12.1 | 西日本オープンカーリング大会                 | 延べ 107人 |
| R1.12.19～23       | 西日本カーリング選手権大会                  | 延べ 130人 |
|                   | 西日本ミックスダブルスカーリング選手権大会          |         |
|                   | 西日本シニアカーリング選手権大会               |         |
| R1.12.29          | フェスタオンアイス<br>(フィギュア&カーリングイベント) | 50人     |
| R2.2.1～2          | 倉敷カーリングクラブ合宿                   | 30人     |
|                   | フィギュアスケート教室 (7 回開催)            | 延べ 97人  |

#### 《令和2年度》

| 年月日      | イベント内容                         | 参加人数    |
|----------|--------------------------------|---------|
| R2.11.23 | 広島県カーリング協会強化合宿                 | 20人     |
| R2.12.19 | クリスマス会 (フィギュアイベント)             | 50人     |
| R2.12.26 | フェスタオンアイス<br>(フィギュア&カーリングイベント) | 50人     |
| R3.2.13  | フェスタオンアイス<br>(フィギュア大人イベント)     | 20人     |
| R3.3.14  | フィギュアスケート教室発表大会                | 30人     |
|          | フィギュアスケート教室 (13 回開催)           | 延べ 146人 |

#### 《令和3年度》

| 年月日        | イベント内容              | 参加人数   |
|------------|---------------------|--------|
| R3.12.4～5  | 西日本オープンカーリング大会      | 75人／日  |
| R3.12.12   | 広島県カーリング協会強化合宿      | 18人    |
| R3.12.25   | フェスタオンアイス           | 50人    |
| R4.2.28    | しまねっこカーリング宣伝        | 4人     |
| R4.3.5     | フィギュアスケート教室発表大会     | 20人    |
| R4.3.19    | 西日本ミックスカーリング選手権大会   | 40人    |
| R4.3.20～21 | 西日本カーリング選手権大会       | 80人／日  |
|            | フィギュアスケート教室 (9 回開催) | 延べ 78人 |

#### 《令和4年度》

| 年月日         | イベント内容              | 参加人数   |
|-------------|---------------------|--------|
| R4.11.26～27 | オープンカーリング大会         | 60人    |
| R4.12.4     | 広島県カーリング協会強化合宿      | 17人    |
| R4.12.9～11  | 西日本カーリング選手権大会       | 75人    |
| R4.12.24    | スケートクリスマス・カーリング大会   | 38人    |
| R5.1.14～15  | 西日本ミックスダブルス選手権大会    | 37人    |
| R5.2.11     | フィギュアスケート教室発表大会     | 18人    |
| R5.3.11～12  | 西日本ミックスカーリング選手権大会   | 50人    |
|             | フィギュアスケート教室 (6 回開催) | 延べ 90人 |

(出所) 浜田市資料より作成

# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田スポーツ広場等の稼働状況・利用者数の動向

- サン・ビレッジ浜田スポーツ広場等の令和4年度の営業日数は297日。営業日以外も利用するベルガロッソいわみ含む全件の稼働日数は339日、稼働率114.1%（営業日297日換算、営業日365日換算では稼働率92.9%）であった。

【営業日数】…休業日を除くスポーツ広場の営業日を集計

【稼働日数】…営業日のうち、用途・人数によらずスポーツ広場等（ミーティング室・シャワールーム含む）の利用のあった日を集計

【稼働率】…稼働日数÷営業日数で算出

- コロナ期間を挟んで増加傾向が見られ、令和4年度は39,203人の利用者数であり、月別にみると9月が4,899人で最も多く、3月が4,255人、10月が3,804人と続く。

《直近4年度の営業日数・稼働日数》

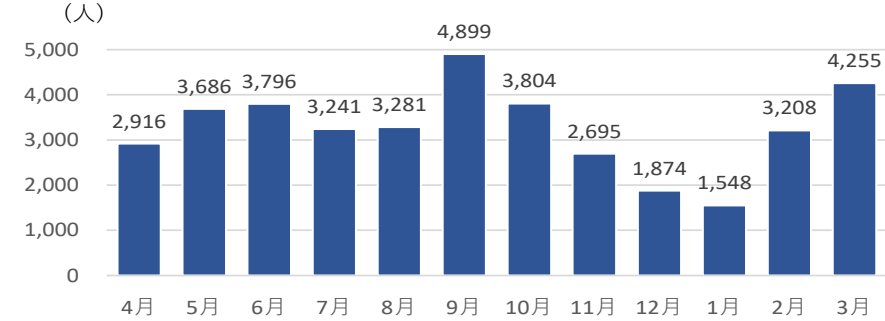
|       | 営業日数 | ベルガロッソいわみ含む全件 |          |
|-------|------|---------------|----------|
|       |      | 稼働日数          | 稼働率      |
| 令和元年度 | 299  | 296           | 99.0%    |
| 令和2年度 | 271  | 274           | 101.1%※1 |
| 令和3年度 | 339  | 334           | 98.5%    |
| 令和4年度 | 297  | 339           | 114.1%※2 |

（出所）浜田市提供資料、年間利用実績表をもとに集計

※1 一部休館日の利用がみられるため、稼働率が100%を超えている

※2 ベルガロッソいわみが、浜田市との連携協定に基づき営業日以外も使用しているため、稼働率が100%を超える

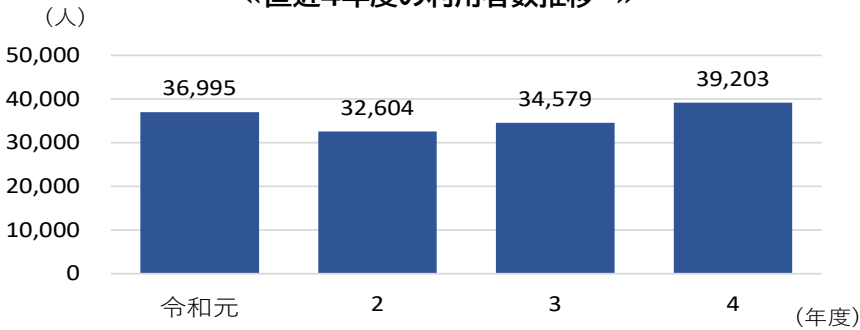
《令和4年度・月別利用者数※》



（出所）年間利用実績表をもとに集計

※ スポーツ広場利用者とミーティング室・シャワールーム利用者とで利用者数が重複する可能性がある

《直近4年度の利用者数推移※》



（出所）年間利用実績表をもとに集計

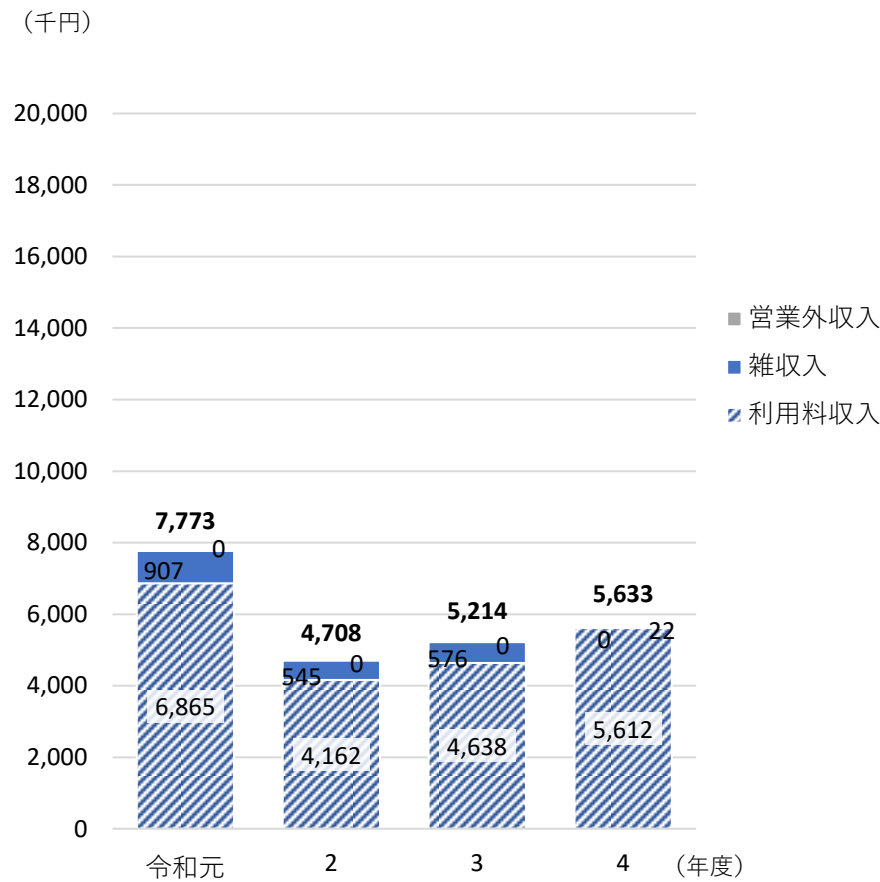
※ スポーツ広場利用者とミーティング室・シャワールーム利用者とで利用者数が重複する可能性がある

# 5. 内部環境の整理

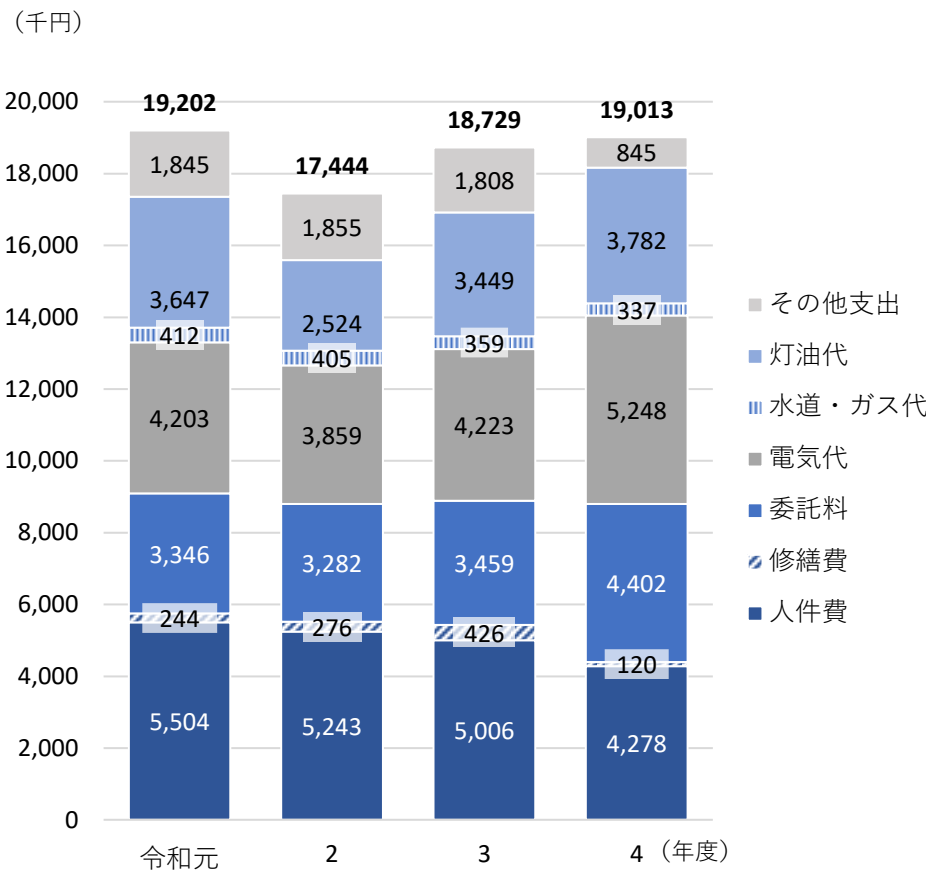
## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設運営動向

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の令和4年度の収入は約560万円である。
- 令和4年の支出は約1,900万円、内訳は電気代約520万円、委託料約440万円、人件費約430万円、灯油代約380万円と続く。

《直近4年度の収入内訳※》



《直近4年度の支出内訳》

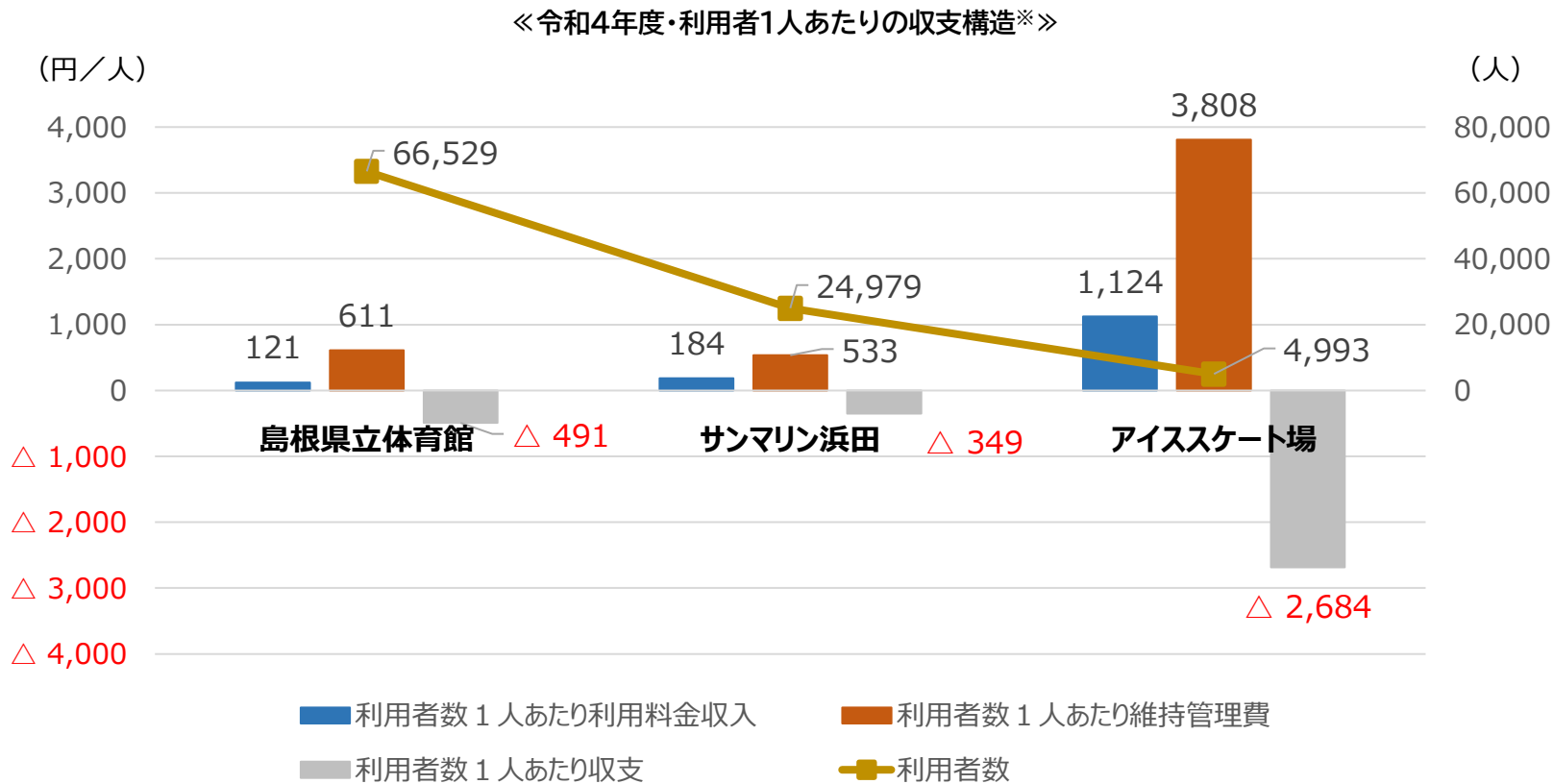


(出所) 浜田市資料より作成  
※ 令和元年度～令和3年度については、指定管理料を除く

# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田の施設運営動向：市内類似施設(屋内運動施設)との収支構造比較

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場では、令和4年度の利用者1人あたりの利用料金収入が1,124円、維持管理費が3,808円、収支（利用料金収入－維持管理費）が△2,684円と、それぞれ屋内運動施設（島根県立体育館、サンマリン浜田）よりも大きい。**サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、利用料金収入単価は高いが維持管理コストも大きく、他屋内施設に比べて大幅な赤字が発生する構造となっている。**



(出所) 島根県立体育館…令和4年度利用実績、収支実績より作成／サンマリン浜田…令和4年度モニタリングレポートより作成／アイススケート場…浜田市資料より作成  
※ 端数調整により合計値や計算結果が合わない場合がある

## 5. 内部環境の整理

### ●サン・ビレッジ浜田の集客交流施設としての効果：令和4年度アイススケート場利用者アンケート結果より

#### ■利用者アンケートの概要

- 調査目的：サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況及び利用者の意向を把握するため
- 調査期間：令和4年11月19日から令和5年4月16日まで
- 回答者数：950人
- 調査方法：利用受付時に記入を依頼
- 集計方法：浜田市提供データをもとに、非該当データの除外、複数回答の分解等、一部データ補正のうえ集計
- その他：回答回数は、調査期間中1名につき1回のみとする

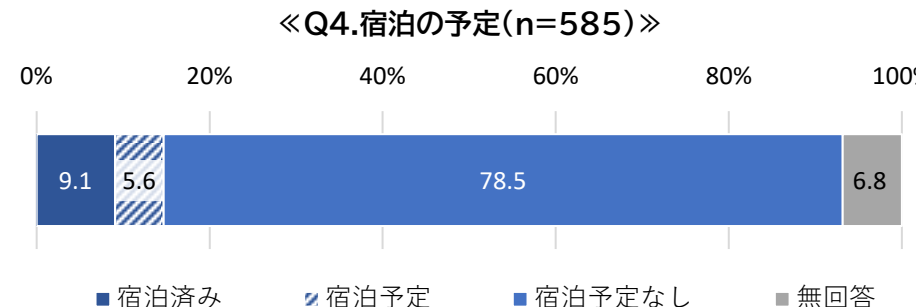
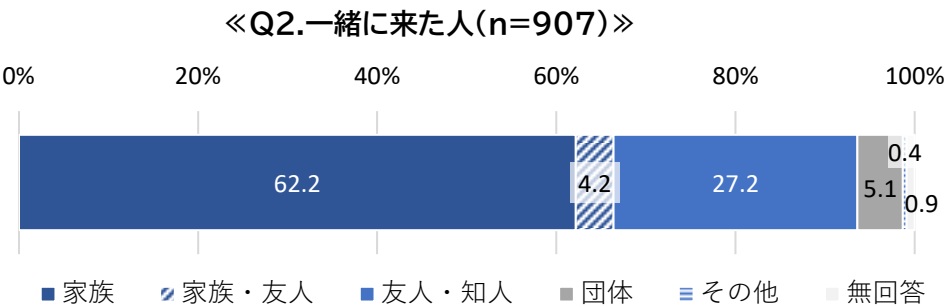
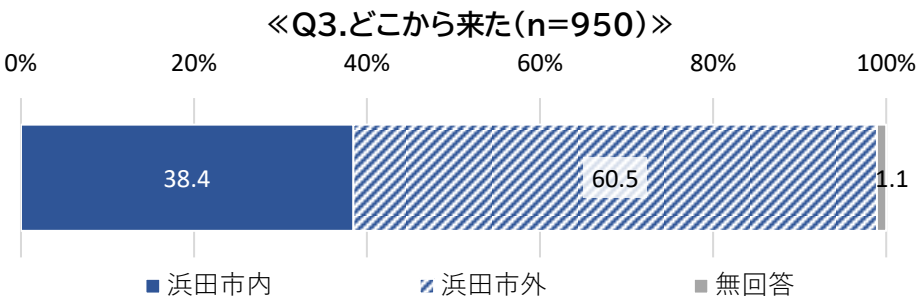
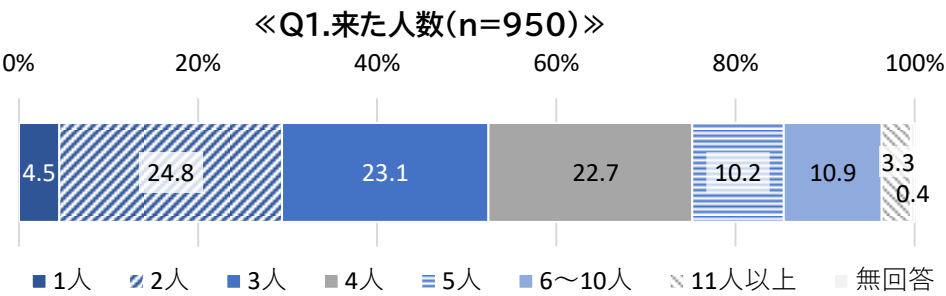
#### ■利用者アンケート結果の総括

- 市外からの利用者が多く、若年層や子育て世代をはじめとする市民のための施設として有効に機能していない
  - どこから来たかの質問については「浜田市外」が**60.5%**である
  - 年代別のどこから来たかの質問については、年齢が若い方が比較的「浜田市内」の回答が多いものの、**10代の51.0%、20代の67.6%、30代の60.2%が「浜田市外」と回答**している
- アイススケート場の利用が宿泊や観光施設の利用に十分つながっておらず、集客交流施設としての効果は限定的である
  - 宿泊の予定の質問については「**宿泊予定なし**」が**78.5%**である
  - アイススケート場以外に浜田市内で行くところがあるかの質問については「**ない**」が**73.6%であり**、市外利用者に限っても「**ない**」が**70.1%**である

# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田の集客交流施設としての効果：令和4年度アイススケート場利用者アンケート結果より

- 何人で来たかの質問については、「2人」が24.8%、「3人」が23.1%、「4人」が22.7%であった。
- 誰と一緒に来たかの質問については、「**家族**」が**62.2%**、「**友人・知人**」が**27.2%**であった。
- 「どこから来たか」の質問については、「**浜田市外**」が**60.5%**、「**浜田市内**」が**38.4%**であった。
- 「宿泊の予定」の質問については、「宿泊予定なし」が78.5%、「宿泊済み」9.1%、「宿泊予定」5.6%であった。

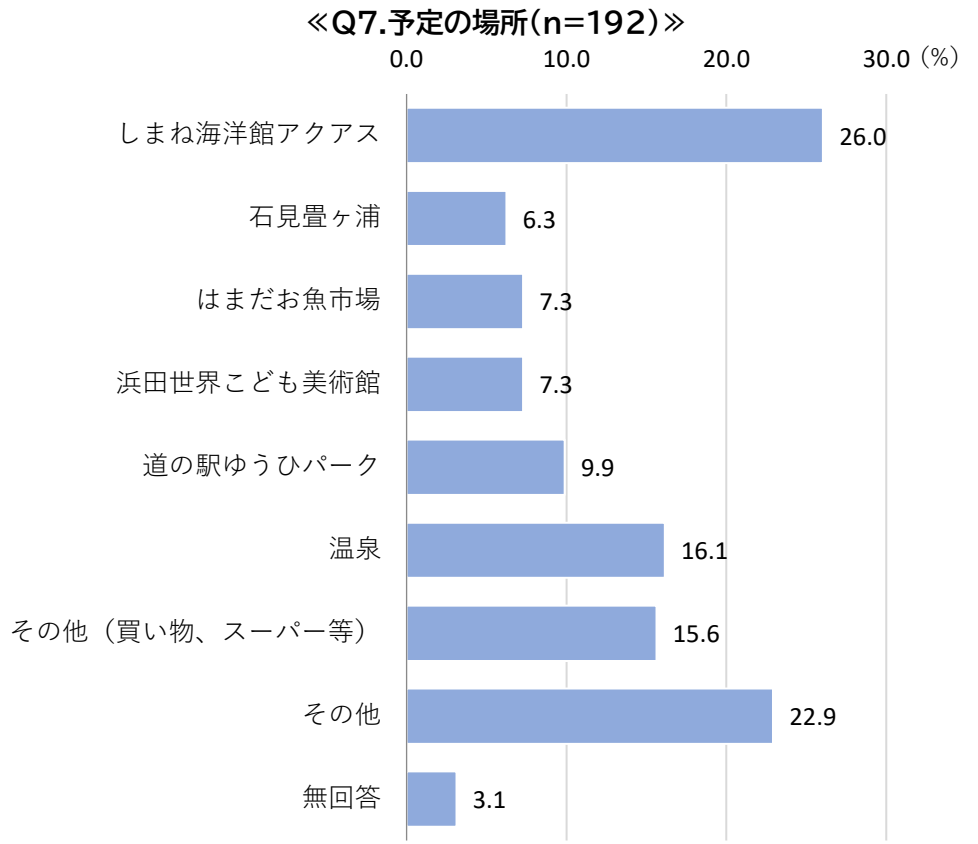
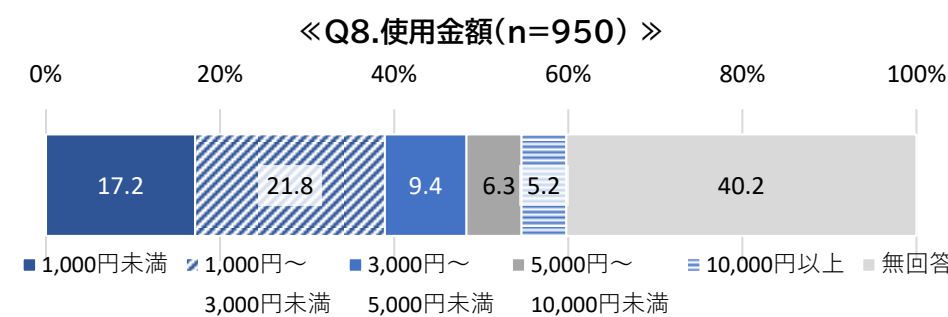
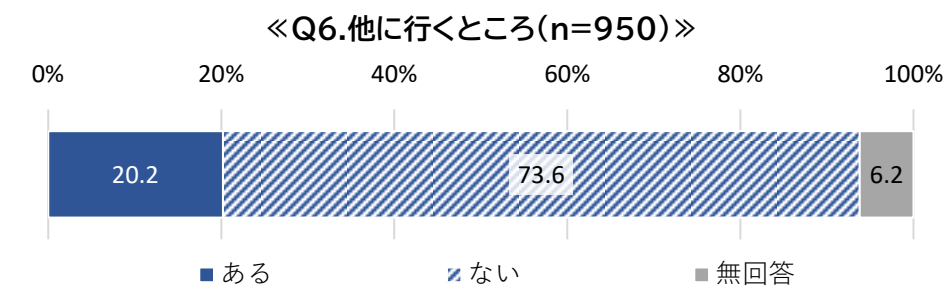
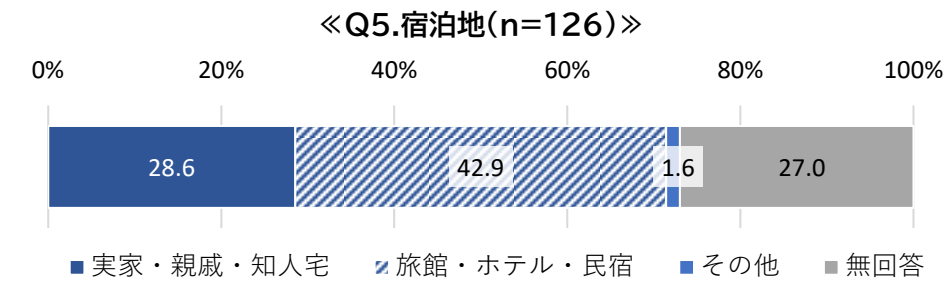




# 5. 内部環境の整理

## ●サン・ビレッジ浜田の集客交流施設としての効果：令和4年度アイススケート場利用者アンケート結果より

- 「宿泊地」について、「旅館・ホテル・民宿」が42.9%、「実家・親戚・知人宅」が28.6%であった。
- 「アイススケート場以外に浜田市内で行くところがあるか」については、の質問に対しては「ない」が73.6%、「ある」が20.2%であった。
- 訪れる予定の場所については「しまね海洋館アクアス」が26.0%、温泉が16.1%、「道の駅ゆうひパーク」9.9%などと続く。「その他」の回答が約38%と最も多く、うち具体的なスーパー名や「買い物」などの回答が15.6%、それ以外が22.9%あった。
- 浜田市内で使用する一人当たりの金額（アイススケート場利用料を除く、予定含む）については、「1,000円～3,000円未満」が21.8%、「1,000円未満」が17.2%、「3,000円～5,000円未満」が9.4%と続き、「10,000円以上」の回答は5.2%にとどまる。

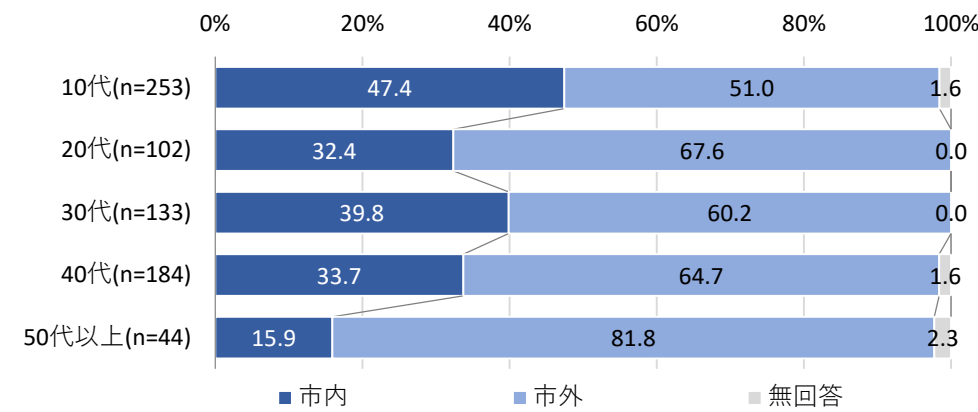


# 5. 内部環境の整理

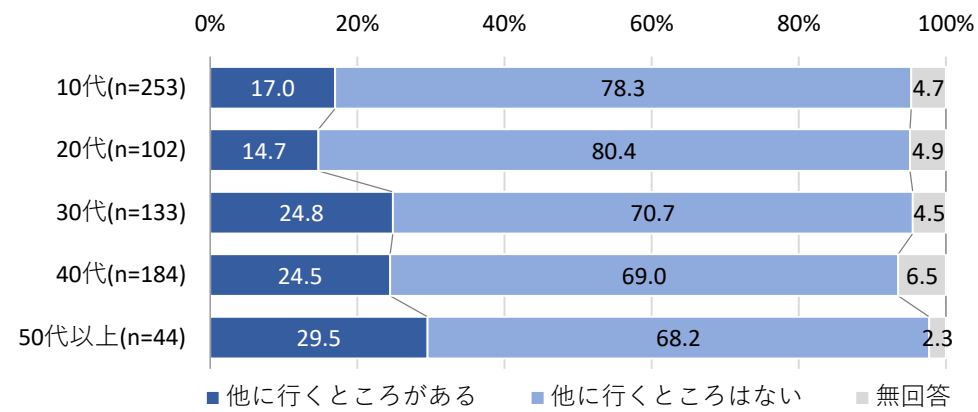
## ●サン・ビレッジ浜田の集客交流施設としての効果：令和4年度アイススケート場利用者アンケート結果より

- 年代別にみると、**各年代で市外居住者の比率が高**くなっており、特に、50代以上では81.8%となっている。また若年層や子育て世代については、10代の51.0%、20代の67.6%、30代の60.2%が市外からの利用となっている。
- 各年代で、約70%から80%が「他に行くところはない」と回答している。また、「宿泊なし」についても、40代以下では約70%～80%となっている一方で、50代以上は「宿泊あり」が51.4%となっている。
- 年代が高いほど、使用金額が高い傾向にあり、50代以上は5000円～1万円以上使用する割合が高い。

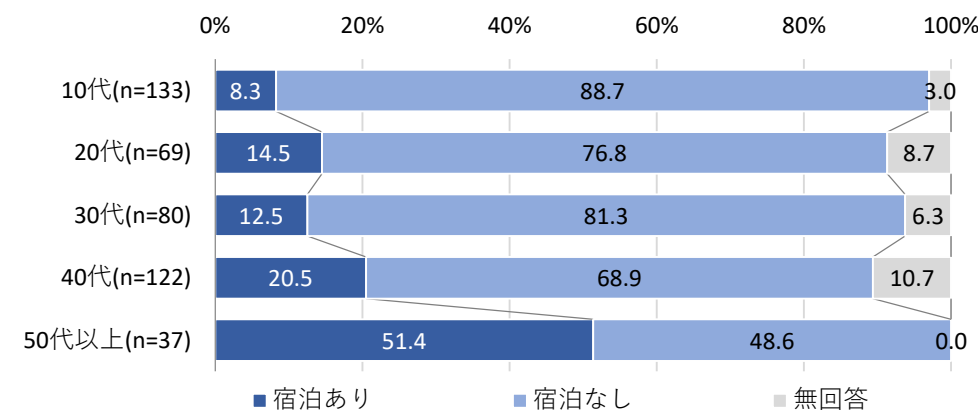
《年齢×Q3.どこから来た》



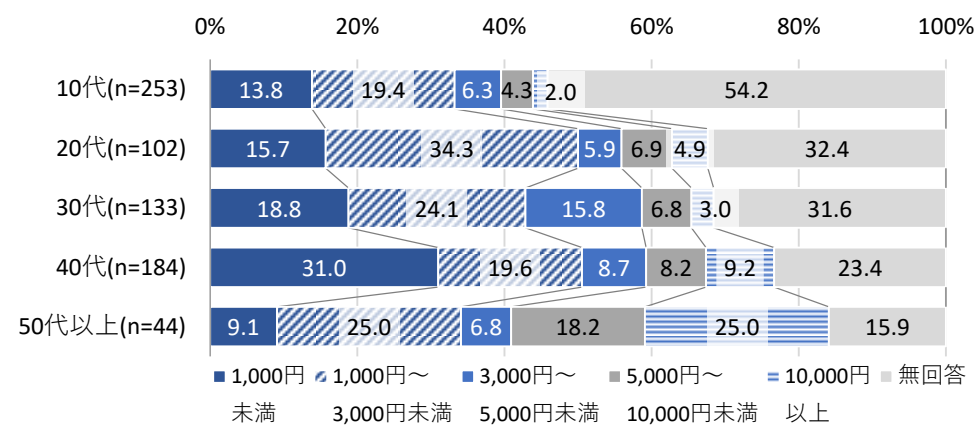
《年齢×Q6.他に行くところ》



年齢×Q4.宿泊有無



《年齢×Q8.使用金額》

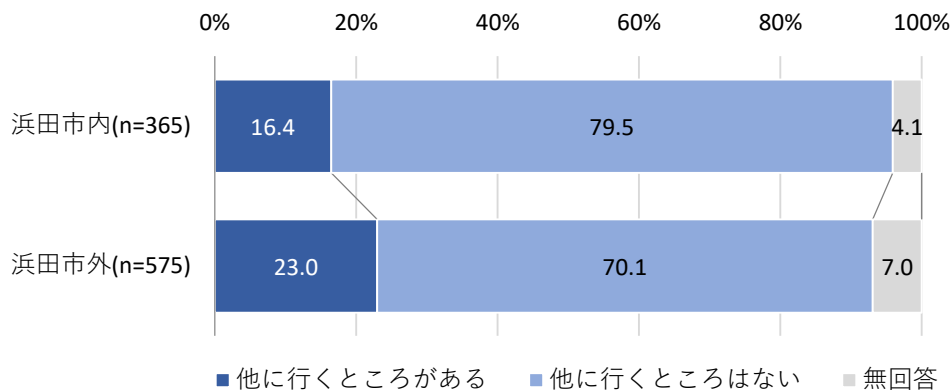


# 5. 内部環境の整理

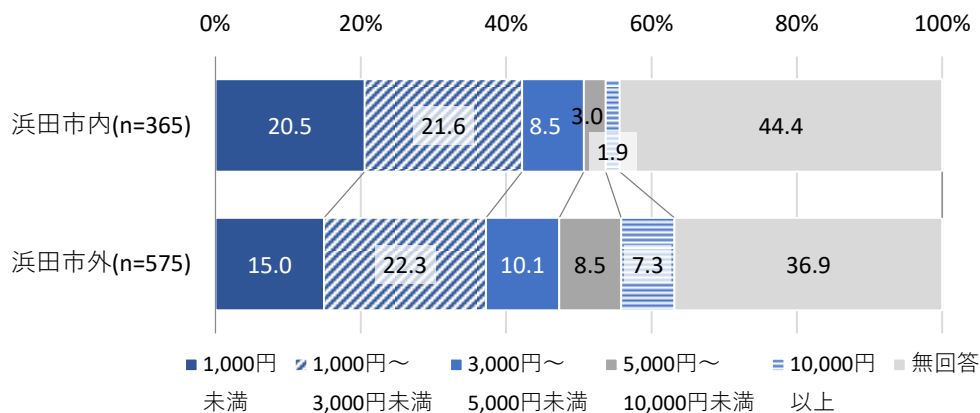
## ●サン・ビレッジ浜田の集客交流施設としての効果：令和4年度アイススケート場利用者アンケート結果より

- 市内居住者・市外居住者別にみると、市外居住者の方が他に行く所があり、使用金額が若干多い。
- 宿泊有無別にみると、宿泊をする人は他に行く所があり、使用金額も大きい。

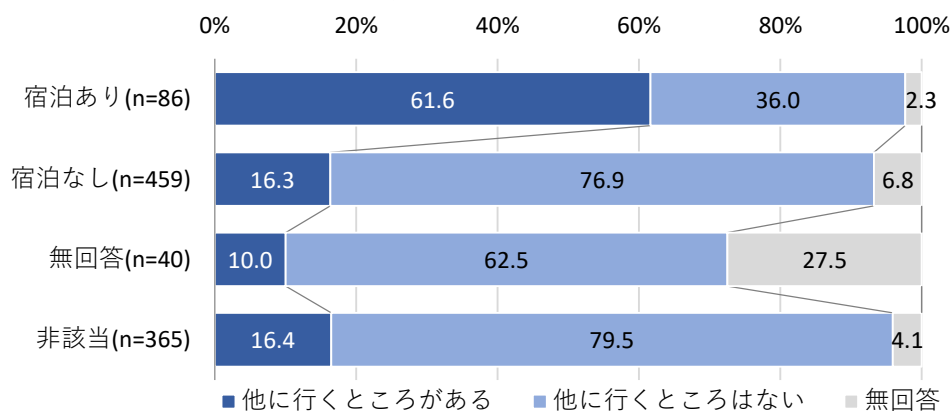
「Q3.どこから来た×Q6.他に行くところ」



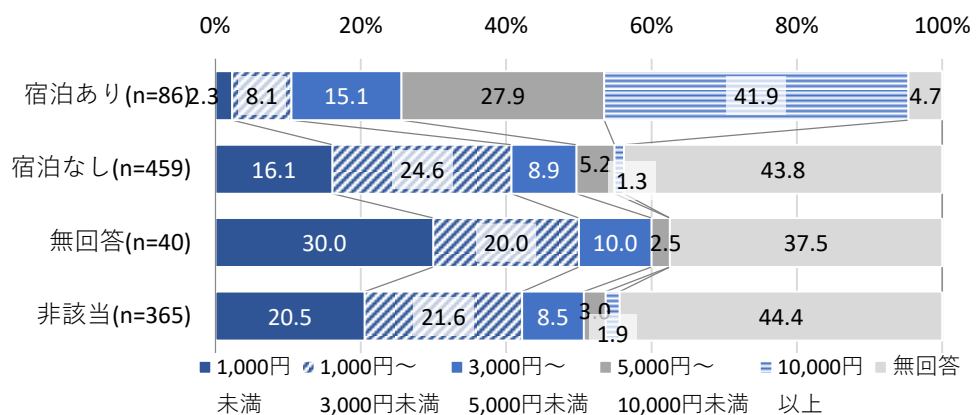
「Q3.どこから来た×Q8.使用金額」



「Q4.宿泊有無×Q6.他に行くところ」



「Q4.宿泊有無×Q8.使用金額」



# 6. 環境分析まとめ～サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する主要論点

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能検討に関するSWOT整理

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能検討に関する主なSWOT※整理は以下の通り。
  - ※ SWOT：事業の現状について、内部環境（強み<Strength>・弱み<Weakness>）と外部環境（機会<Opportunity>・脅威<Threat>）の4つの要素から把握し、より実現性の高い戦略やマーケティングに生かすワークフレーム
- 現状のアイススケート場としての「強み」「弱み」を捉えつつ、「機会」をしっかりと捉え、「脅威」に備え、持続的な施設運営を行っていくことを目的に据えたサン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能検討が重要になる。

| 強み                                                                                                                                                                                                                                | 弱み                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 石見地方唯一の施設(県内では唯一ではない)</li><li>● 屋内施設であること(天候に左右されない)</li><li>● 高速道路からのアクセスの利便性</li><li>● 高い市外利用比率(ただし、人数、経済効果は極めて少なく、限定的)</li><li>● サン・ビレッジ浜田スポーツ広場の隣接、拠点性(サッカー、地域プロスポーツ振興の萌芽など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 利用者の減少</li><li>● 設備の老朽化(エネルギー効率の悪さ)、更新投資が必要</li><li>● カーリング以外の公式戦ができない規模感</li><li>● 市民のためのスポーツ・レクリエーション施設としての存在感の薄さ</li><li>● より持続的な収支構造への対応</li><li>● 市民利用のアクセスの不便さ</li><li>● 厳しい事業環境、運営事業者の不在 など</li></ul> |
| 機会                                                                                                                                                                                                                                | 脅威                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>● スポーツの価値、役割等の拡大、地域課題解決の手段、SDGs推進の手段としてのスポーツへの期待</li><li>● スポーツ及びスポーツ施設の都市経営資源としてのさらなる活用ポテンシャル、企業協働の活性化</li><li>● 「島根かみあり国スポ・全スポ」サッカー(成年女子、少年男子、少年女子) 開催予定施設としての契機 など</li></ul>             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 人口(浜田市民、75Km圏内)の減少</li><li>● 厳しい財政状況・自主財源</li><li>● 高齢社会の進展</li><li>● 全国的なアイススケート場の減少(持続的な経営の難しさ)</li><li>● スポーツ種目の多様化、志向の分散、アイススケートへの関心の薄まりなど</li></ul>                                                     |

# 6. 環境分析まとめ～サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する主要論点

## ●想定される施設(屋内空間)の活用類型

● アイススケート場以外の機能に転用する場合も含めた上で、想定される機能の類型及び主な用途、特徴・課題等は以下のとおり。

| 機能                   | 主な用途／特徴・課題等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アイススケート場<br>(単機能)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状のアイススケート場としての単体機能を保持するケース。</li><li>・ カーリング(地方大会等含む)、フィギュアスケート(練習のみ)、レクリエーションとしてのアイススケートでの利用が可能。</li><li>・ 通年での営業は想定しうるが、周辺同類施設の営業状況やこれまでの利用実績・収支を鑑みると、通年での営業は、利用者数に見合わない大幅なコスト超過が想定される。</li><li>・ 設備の老朽化にともない、大規模な設備更新投資が必要。</li><li>・ 約20～30年ごとに、大規模な設備更新投資が発生。</li></ul>          |
| アイススケート場<br>(ハイブリッド) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状のアイススケート場としての機能に加え、シーズンごとに他機能にも転換しながら使用するケース。</li><li>・ カーリング(地方大会等含む)、フィギュアスケート(練習のみ)、レクリエーションとしてのアイススケートでの利用に加え、他機能(全国類似事例ではプールや体育館とのハイブリッド利用例がある)の施設種別に応じたスポーツ種目での利用が可能。</li><li>・ アイススケート場(単体機能)の設備更新投資等に加え、他機能利用(機能転換)のために必要になる施設設備投資が純増する。中長期的なライフサイクルコスト(LCC)※も同様。</li></ul> |
| 体育館<br>(板張り)         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 体育館施設(板張り)として機能転用するケース。</li><li>・ 幅広い屋内スポーツ(バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球・パラスポーツ・アーバンスポーツ等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>・ 体育館利用としての設備投資が必要(床張り、空調等)。コスト低減の近年のトレンドとして、シート張りの手法もある。</li><li>・ 体育館施設として利用する場合、現行の市内体育館の需給状況に留意する必要がある。</li></ul>                                            |
| 屋内人工芝施設<br>(人工芝)     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 屋内人工芝施設(ショートパイル)として機能転用するケース。</li><li>・ 幅広い人工芝スポーツ(フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ・アーバンスポーツ等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>・ 屋内人工芝施設としての設備投資が必要(人工芝敷設、空調等)。概ね10年ごとの定期的な人工芝の張り替えが必要。</li><li>・ 現行の市内体育施設等との差別化を図ることが可能。</li></ul>                                                             |
| 新たなスポーツ等空間<br>(土間)   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存のアイススケートリンクの基礎(土間)をそのまま活用して機能転用するケース。</li><li>・ コンクリート空間に適したスポーツ(スケートボード、BMX、インラインスケート等)のスポーツ種別での利用が可能。</li><li>・ 基礎の傷みを補修する最低限の設備投資、空調等の設備投資が必要。</li></ul>                                                                                                                         |

※ ライフサイクルコスト (LCC) : 建物のライフサイクルにわたって発生する費用。建設費などの初期費用から、水光熱費、点検・保守・清掃費などの運用維持管理費用、修繕・更新費用まで含めた費用。

# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(アンケート結果)

## ●市民アンケートの概要

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象   | ■ 19歳以上の浜田市民 2,000名<br>－ 29歳以下／30歳～39歳／40歳～49歳／50歳～59歳／60歳以上の各カテゴリごとに400人名を任意抽出(階層別均等抽出法)          |
| 調査期間   | ■ 2023年9月19日(火)～2023年9月30日(土) (2023年10月17日(火)まで延長)                                                 |
| 調査方法   | ■ 郵送によるアンケート調査<br>－ 回収は郵送・webのハイブリッドにて実施                                                           |
| 配布・回収数 | ■ 配布2,000件<br>■ 目標回収数 500件(回収率25%)<br>■ 回収 739件(37.0%)<br>● 郵送回収は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施         |
| 集計方法   | 2023年9月1日(金)時点の「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態」を基に、ウェイトバック手法を適用<br>目的:本来の調査対象である母集団(浜田市民全体)の傾向に近づけるための集計とするため |

## ●中・高生アンケートの概要

|      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | ■ 浜田市内の中学校及び高等学校、特別支援学校に通う全生徒 (全数調査) 約2,200人<br>中学校:9校 高校:3校 特別支援学校:1校 |
| 調査期間 | ■ 2023年10月3日(火)～2023年10月20日(金) (2023年10月30日(月)まで延長)                    |
| 調査方法 | ■ Webアンケート方式                                                           |
| 回収数  | ■ 目標回収数 500件<br>■ 回収 631件                                              |



# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

(参考)「市民アンケート調査」における「ウェイトバック集計」の考え方

- 調査対象を年代別に均等抽出したため、調査の全対象(「母集団」)の傾向に近づけるための重み付けを実施。
  - 「市民アンケート調査」では、各年代(19歳以上29歳以下／39歳以下／49歳以下／59歳以下／60歳以上)で400名ずつ(計2,000名)を調査対象として抽出しているが、**浜田市の年代別の人口構成比割合と異なるため、本調査において得られた結果が、必ずしも、調査の全対象(「母集団」)である浜田市市民全体の傾向を反映しているものとはいえない。**  
⇒ したがって、**本調査において得られた結果を、調査の全対象(「母集団」)である浜田市市民全体の傾向により近づけるため、実際の年代別人口構成比割合に基づいて、回答数に重みづけ(ウェイトバック)を施して集計している。**
  - この操作は、**統計学において確立された手法であり、統計的な有意性を失うものではない。**また、**単純集計(単一・複数回答設問共に)を集計する際のみこの手法を利用**しており、クロス集計においては利用しない。
  - なお、年代をたずねる設問で「無回答」であった回答者の回答はウェイトバックを施していないため、設問によっては、ウェイトバック集計後の合計値が、本来の回答者数(「n=」で示される値)と合致しない場合がある。

「ウェイトバック集計のイメージ」

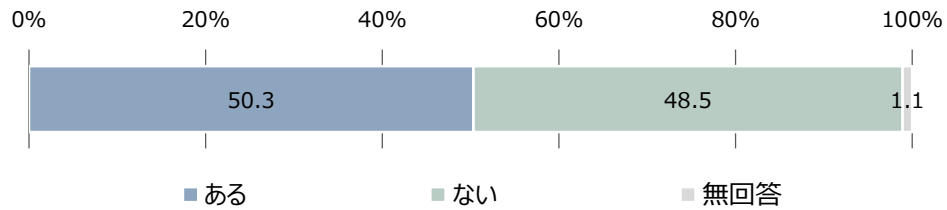
| 本調査の実際の調査対象<br>(年代別に均等抽出) | ①<br>2023年9月1日現在の住民基本<br>台帳に基づく年代別構成比<br>(※分母は19～79歳の総人口) | ②<br>アンケートの年代別構成比 | ③<br>ウェイトバック<br>補正値 (①÷②) | ④<br>純粋な<br>集計 | ⑤<br>ウェイトバック集計<br>(④×③)        |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------|----------------|--------------------------------|
| 19歳以上29歳以下                | 11.8% (4,213人)                                            | 11.2% (82サンプル)    | 1.0517...                 | 82             | 86.2394...<br>(82×1.0517...)   |
| 39歳以下                     | 12.0% (4,283人)                                            | 19.3% (141サンプル)   | 0.6218...                 | 141            | 87.6738...<br>(141×0.6218...)  |
| 49歳以下                     | 16.7% (5,958人)                                            | 20.5% (150サンプル)   | 0.8131...                 | 150            | 121.965...<br>(150×0.8131...)  |
| 59歳以下                     | 17.0% (6,092人)                                            | 19.8% (145サンプル)   | 0.8600...                 | 145            | 124.700...<br>(145×0.8600...)  |
| 60歳以上 (～79歳以下)            | 42.5% (15,214人)                                           | 29.2% (214サンプル)   | 1.4553...                 | 214            | 311.4342...<br>(214×1.4553...) |
| 不詳 (当該設問無回答)              | —                                                         | 1.0% (7サンプル)      | 1.0 (加重しない)               | 7              | 7                              |
| Total                     | 35,760人                                                   | 739サンプル           | —                         | 739            | 739<br>(※合致しない場合あり)            |



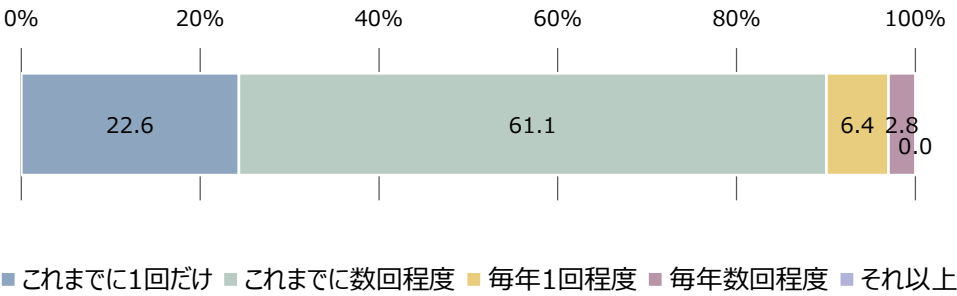
# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の認知度・来場経験

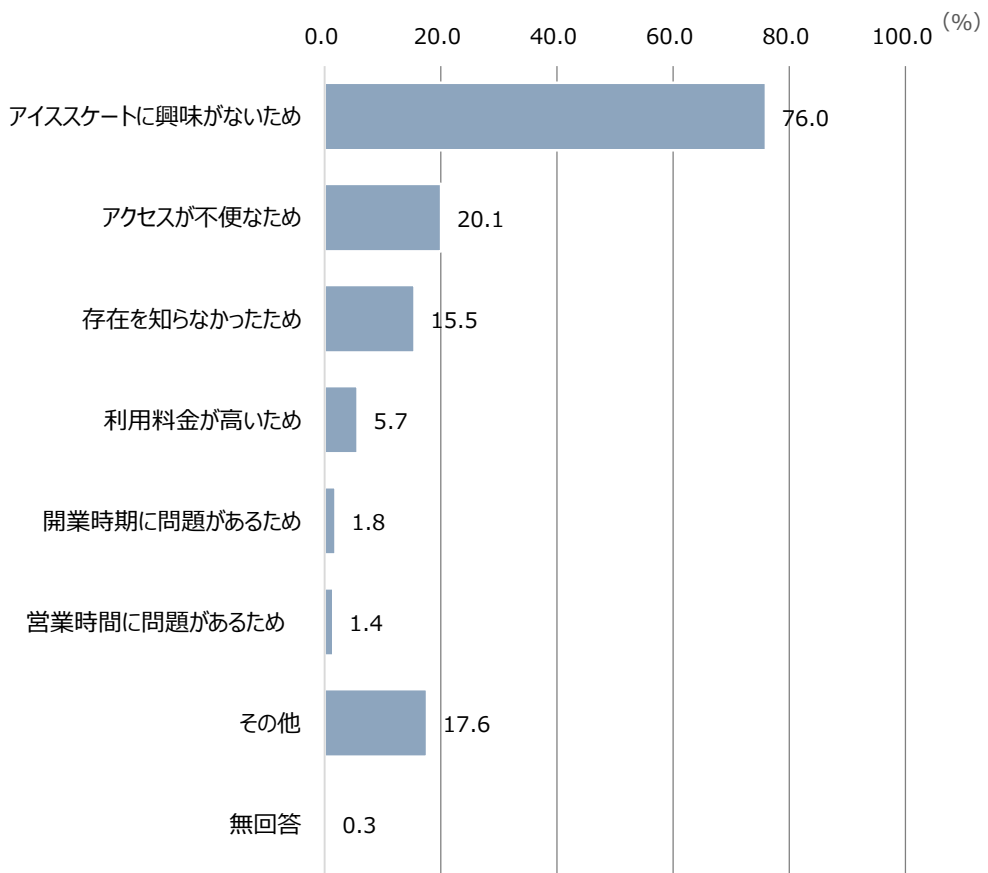
- アイススケート場利用有無(n=739)
  - アイススケート場利用有無について聞いたところ、「ある」が50.3%、「ない」が48.5%とほぼ同数であった。



- 利用頻度(n=371)
  - 利用頻度について聞いたところ、「これまでに数回程度」が61.1%と最も多く、次いで「これまでに1回だけ」が22.6%、「毎年1回程度」が6.4%であった。なお、毎年数回以上は該当なしであった。



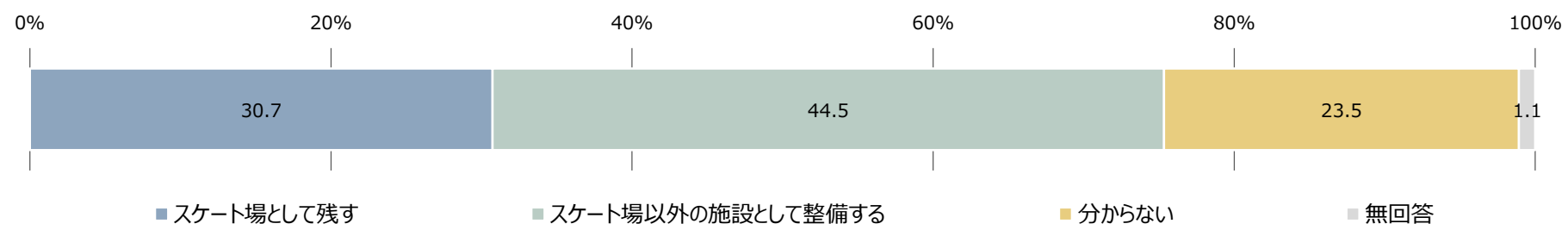
- 利用なしの理由(n=359) ※参考値として取り扱い
  - 利用なしの理由について聞いたところ、「アイススケートに興味がないため」が76.0%と最も多く、次いで「アクセスが不便なため」が20.1%、「存在を知らなかったため」が15.5%であった。



# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

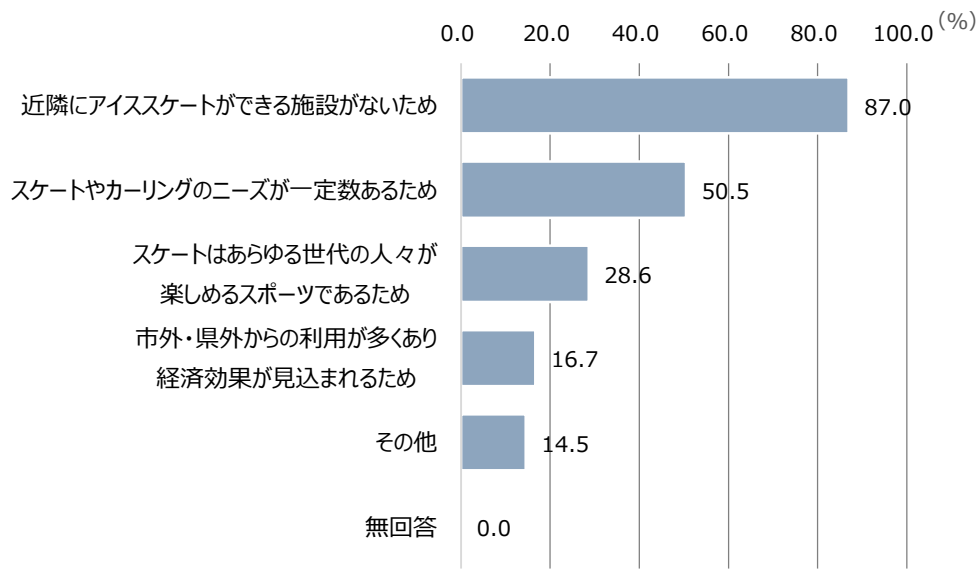
## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的な活用の方向性(アンケート調査より)

- アイススケート場の望ましいあり方(n=739)
  - アイススケート場の望ましいあり方について聞いたところ、「スケート場以外の施設として整備する」が44.5%(329件)と最も多く、次いで「スケート場として残す」が30.7%(227件)、「分からない」が23.5%(174件)であった。



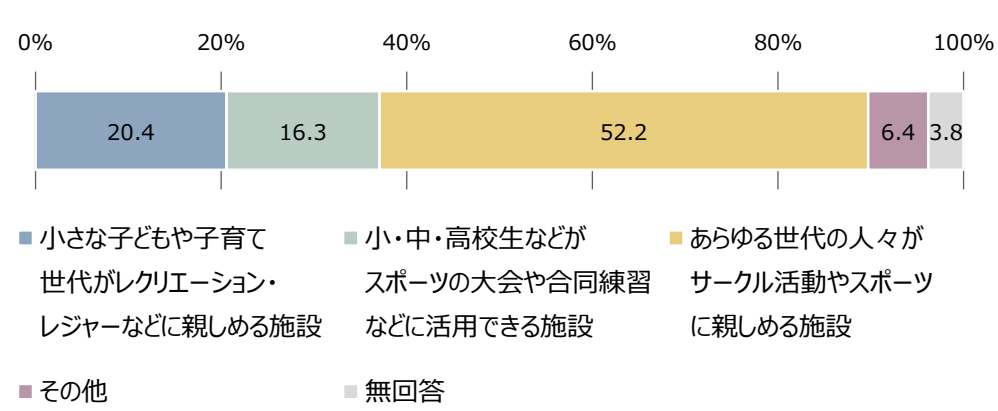
アイススケート場として残す

### ■ アイススケート場として残すことが望ましい理由(n=227)



アイススケート場以外に整備  
わからない

### ■ アイススケート場以外で望ましい施設(n=503)

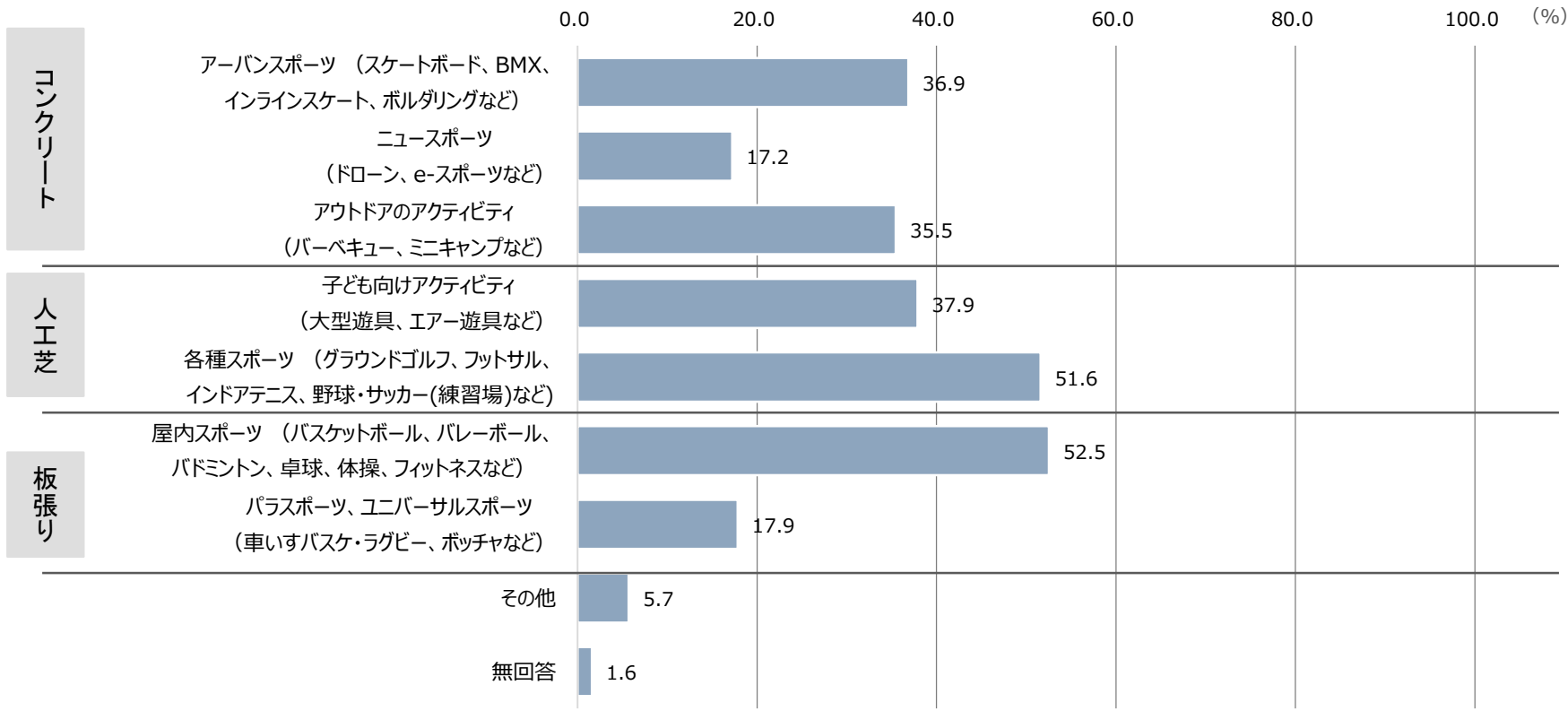


# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的な活用の方性(アンケート調査より)

### ■ どのようなスポーツやアクティビティ(活動)ができると良いか (n=503)

- 床面仕上げ別でみると、板張り、人工芝の利用形態を希望する回答が多かった。
- 板張りの体育館利用は屋内スポーツのニーズは最も高い(52.5%)が、パラスポーツのニーズは低かった(17.9%)。



その他:

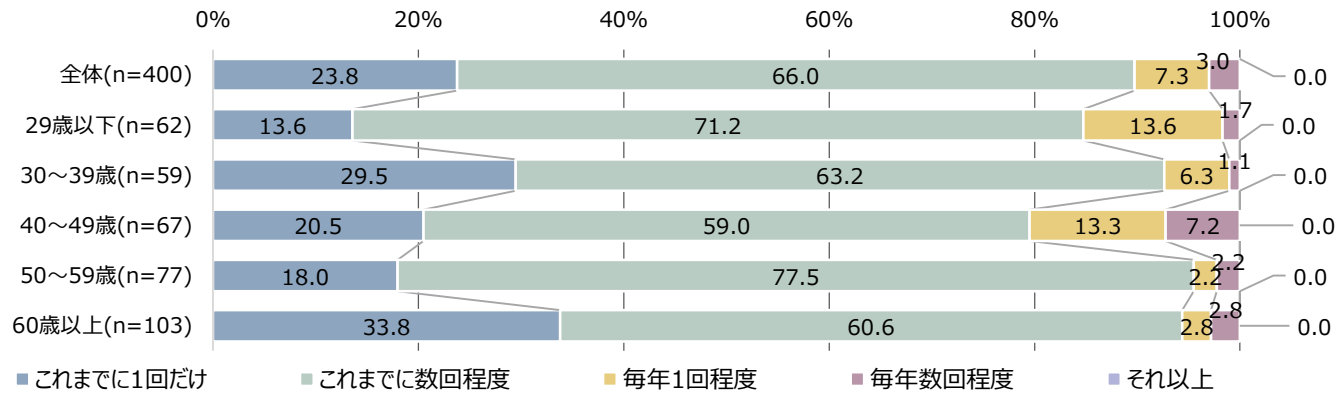
サウナ／音楽練習／多目的なフリースペース／複合アミューズメント施設 等

# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用頻度(年代別クロス集計)

### ■ 利用頻度(n=400)

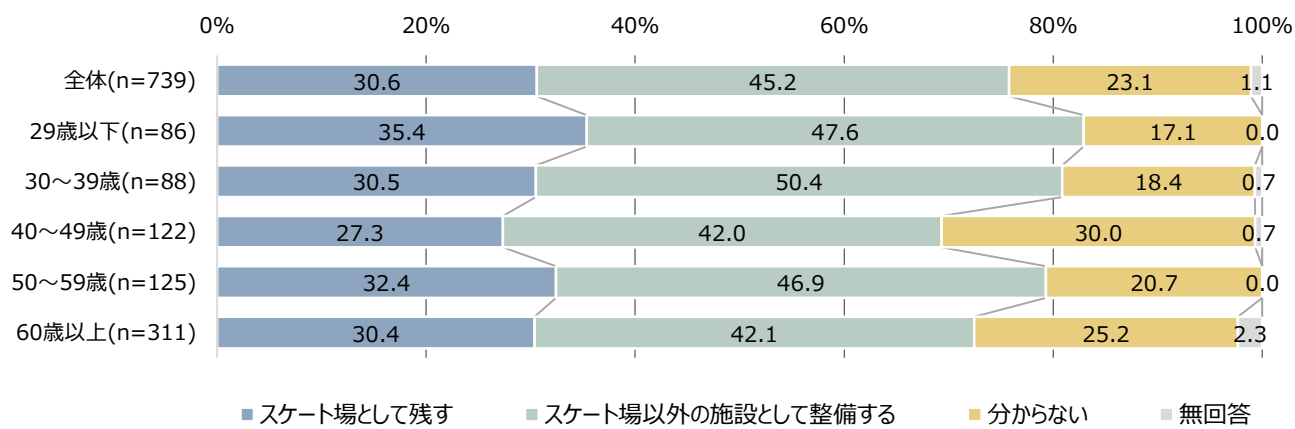
- 利用頻度について年代別にみると、いずれの年代でも「これまでに1回だけ」または「これまでに数回程度」と回答した割合が高くなっているが、「29歳以下」及び「40～49歳以下」で、「毎年1回程度」と回答した割合が比較的高くなっている。



## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的な活用の方向性 (年代別クロス集計)

### ■ アイススケート場の望ましいあり方(n=739)

- アイススケート場の望ましいあり方について年代別にみると、いずれの年代でも「スケート場として残す」と回答した割合よりも、「スケート場以外の施設として整備する」と回答した割合のほうが高くなっており、特に、「30～39歳」の回答では「スケート場以外の施設として整備する」が過半数を占めている。

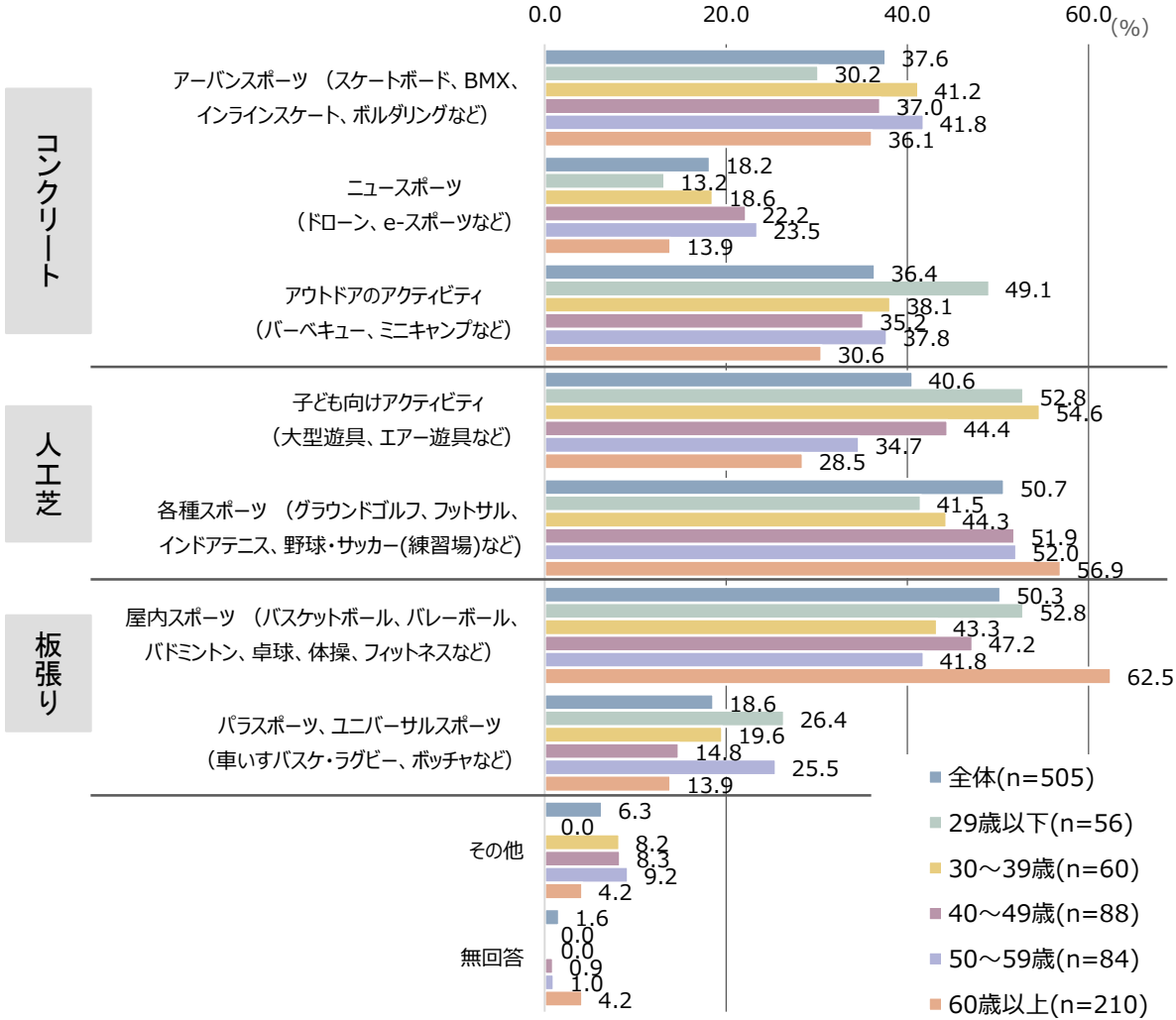


# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(市民アンケート結果)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的な活用の方性(年代別クロス集計)

### ■ どのようなスポーツやアクティビティ(活動)ができると良いか (n=505)

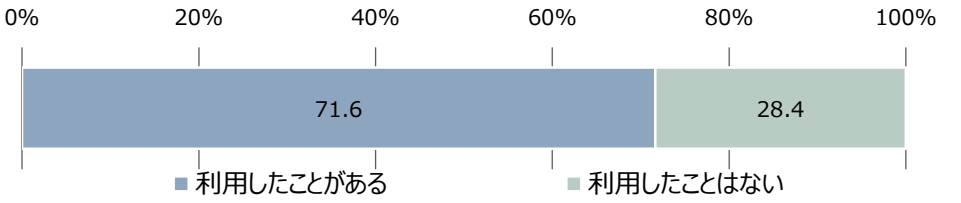
- 30代以下では「アウトドアのアクティビティ」「子ども向けアクティビティ」を希望する回答が多く、40代以上では「各種スポーツ」「屋内スポーツ」を希望する回答が多かった。
- 床面仕上げ別にみると、人工芝を希望する回答のうち、「子ども向けアクティビティ」を希望する回答は若年層ほど多く、「各種スポーツ」を希望する回答は高年層ほど高い傾向にあった。
- 板張りの体育館利用のうち、「屋内スポーツ」を希望する回答は60歳以上がもっとも多く(62.5%)、次いで29歳以下(52.8%)が多かった。



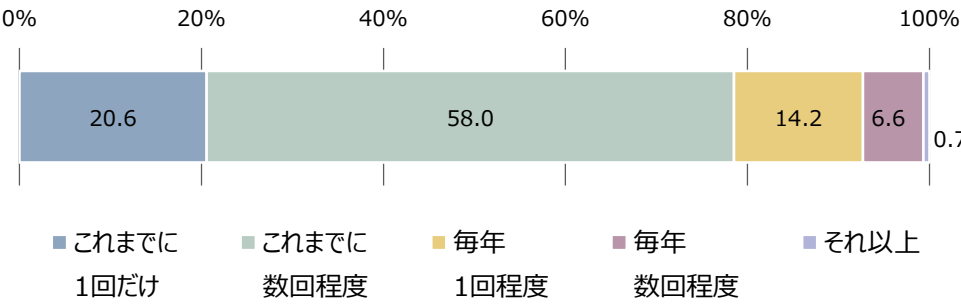
# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(中・高生アンケート結果)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の認知度・来場経験

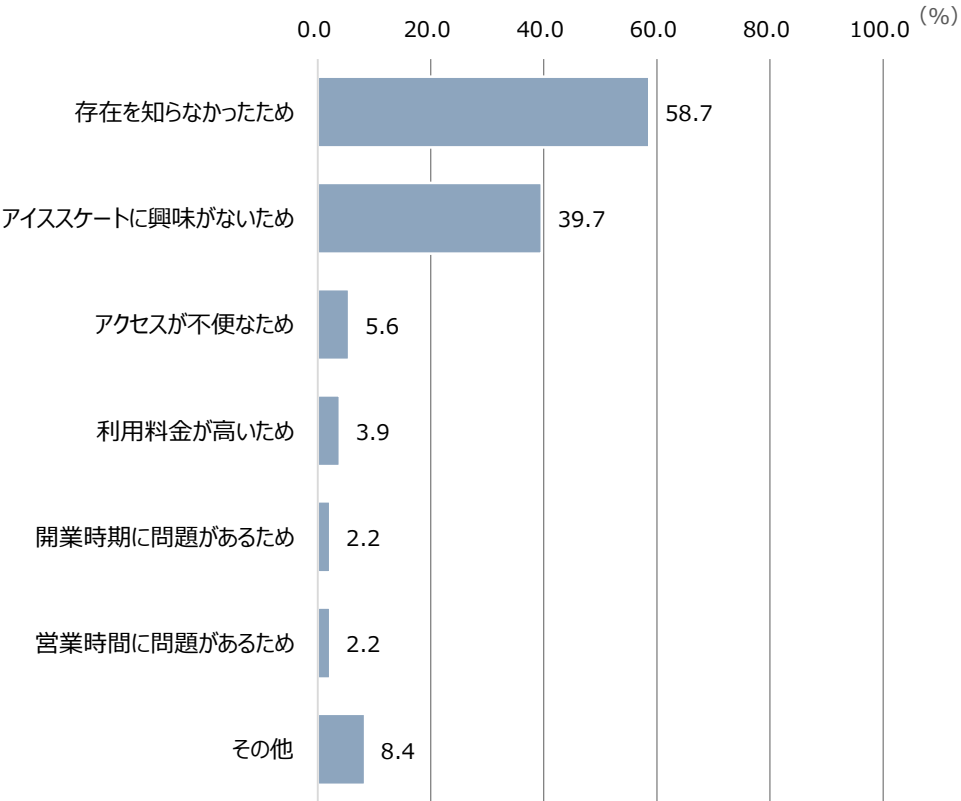
- アイススケート場利用有無(n=631)
  - アイススケート場利用有無について聞いたところ、「ある」が71.6%(452件)、「ない」が28.4%(179件)であった。



- 利用頻度(n=452)
  - 利用頻度について聞いたところ、「これまでに数回程度」が58.0%(262件)と最も多く、次いで「これまでに1回だけ」が20.6%(93件)、「毎年1回程度」が14.2%(64件)であった。



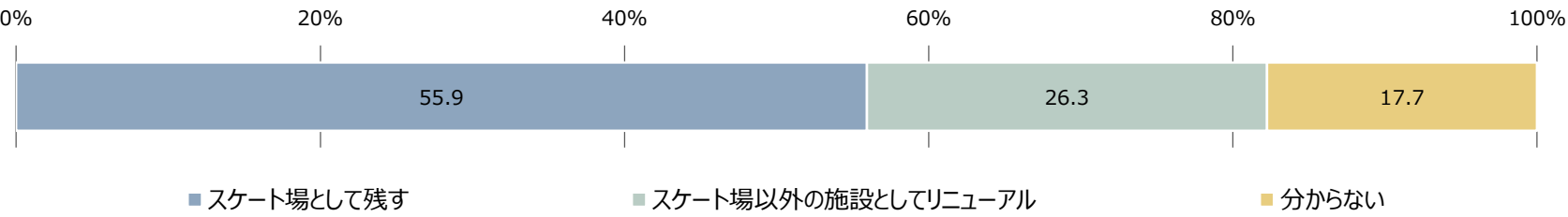
- 利用なしの理由(n=179)
  - 利用なしの理由について聞いたところ、「存在を知らなかったため」が58.7%(105件)と最も多く、次いで「アイススケートに興味がないため」が39.7%(71件)であった。



# 7. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する市民意見(中・高生アンケート結果)

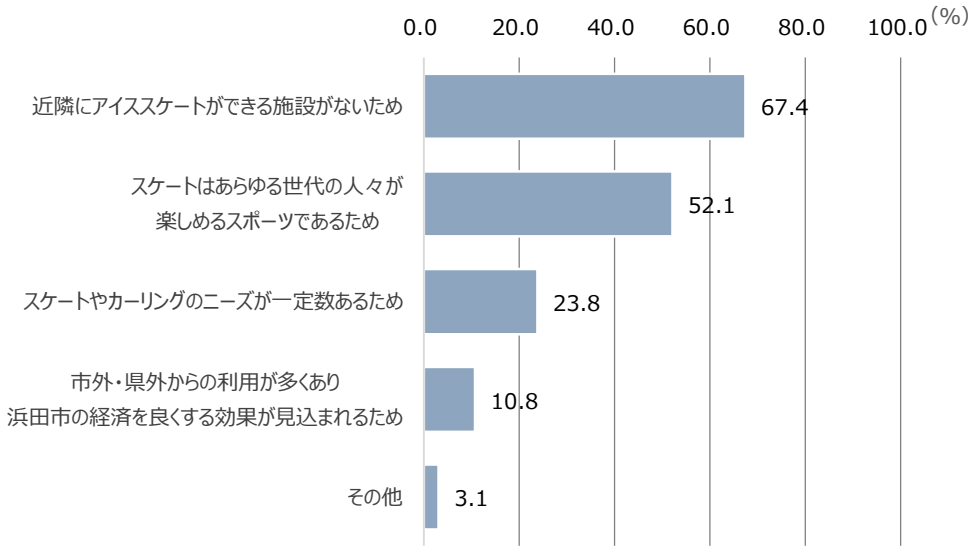
## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場のより効果的な活用の方性(アンケート調査より)

- アイススケート場の望ましいあり方(n=631)
  - アイススケート場の望ましいあり方について聞いたところ、「スケート場として残す」が55.9%(353件)と最も多く、次いで「スケート場以外の施設としてリニューアルする」が26.3%(166件)、「分からない」が17.7%(112件)であった。
  - 中高生向けアンケートでは「スケート場として残す」が過半数を占める一方で、市民アンケートのうち、特に39歳以下の回答では、「スケート場以外の施設としてリニューアルする」が過半数を占めており、傾向が異なる。



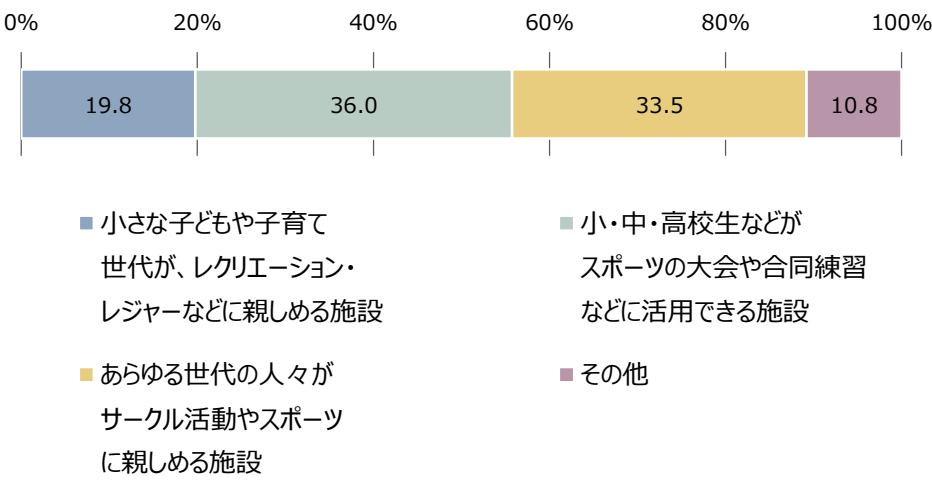
アイススケート場として残す

## ■ アイススケート場として残すことが望ましい理由(n=353)



アイススケート場以外に整備  
わからない

## ■ アイススケート場以外で望ましい施設(n=278)





# 8. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する事業者意見(民間事業者)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の運営に関する民間事業者ヒアリング・アンケート実施概要

|      |                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | ■ スポーツ施設の管理運営実績を持つ事業者 27社<br>アンケート:19社<br>ヒアリング:8社<br>※ヒアリング対象事業者は、今回の事業内容についての専門的知見・実績を特に有する事業者を選定 |
| 調査期間 | ■ 2023年9月15日(金)～2023年10月4日(水)                                                                       |
| 調査方法 | ■ アンケート: メール等によるアンケート送付・回収<br>■ ヒアリング: 対面・オンライン                                                     |
| 回収数等 | ■ アンケート回答数 5件 (対応不可 4件 回答なし等 10件)                                                                   |

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の運営に関する事業者実感(民間事業者ヒアリングより)

- **アイススケート場の収益確保・利用者拡大のハードルは高い**
  - 営業シーズンに限られるため、年間を通じての収益確保が難しい。損益を補填する公共補填（指定管理料）は必須。
  - 一般的に、幅広い層の利用を大幅に喚起する特効薬はない。リピーター層の地道な獲得や安定的な団体利用の確保により、固定収入を確保する必要がある。
  - 浜田市においては市内の競技人口に限られており、市外・県外からの利用を取り込む必要があるが、リンクが小さく、カーリング以外の公式試合を開催することができないため、利用拡大も限られる。
  - 小・中学校等の授業利用を取り込むことは考えられるが、過去の利用状況をみても、地域に十分アイススケート文化が根付いているとはいえない。
- **現在の収支構造・利用状況や運営実績の不足から、アイススケート場の運営意向のある事業者は限られている**
  - アイススケート場については運営実績が乏しく運営イメージがわからない。
  - アイススケート場として運営する場合は費用面が懸念であり、現在の収入・利用状況に鑑みると難しい。
  - （地元企業以外の場合）関西・中国地方の拠点から距離が離れており、人員（社員）配置・経営管理の観点からみて参入障壁が高い。
  - 競技団体との繋がりがなく、また人的リソースも不足している状況であるため、アイススケート場の運営への参入は難しい。

## 8. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する事業者意見(民間事業者)

### ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利活用ポテンシャル・市場評価(民間事業者ヒアリングより)

#### ■ 屋内運動施設への転用が望ましい

- スポーツ広場と連携可能な屋内運動施設に転用し、市内の子どもたちが運動・スポーツに親しむための拠点や高齢者が日常的に運動・健康づくりの活動を楽しむための拠点として活用できるとよい。
- 浜田市の方針である”若者が暮らしやすいまちづくり”を踏まえると、試合・大会会場ではなく、気軽に運動・スポーツを楽しめる施設が望ましい。イベントや展示会など、スポーツに限らない幅広い利用も期待できる。

#### ■ 屋内運動施設の床面の設えとしては、板張りまたは人工芝が望ましい

- 隣接するサッカーグラウンド・フットサルコートとの一体的な利用を踏まえると、サッカー利用しやすい人工芝が望ましい。
- 一方で、子どもたちが多目的に運動・スポーツに親しめる拠点とするためには、多様なスポーツ種目が実施可能である板張りの体育館が望ましい。
- 安定的な利用・収入が期待されるインドアテニスとフットサル利用については、人工芝・板張りともに実施可能だが、人工芝の方が適している。

#### ■ アーバンスポーツ・ニュースポーツの専用施設として通年・常設で運営することは難しい

- 多様な活用の可能性を検討できる施設躯体であり、2,000㎡規模はスケートパークとしては十分である。一方で、周辺人口が少ないこと、駅からのアクセス性が悪く、スケートボード等のアーバンスポーツがターゲットとする年齢層が気軽に来訪できる立地ではないことから、スケートボード場の専用施設として通年・常設で運営することは難しい。
- ドローンやeスポーツ等のニュースポーツについても同様。通年・常設の施設ではなく、他機能をベースとするなかで、仮設・イベント等の実施によって需要を受け入れることが現実的だろう。

#### ■ 既存施設との競合には留意しながら、新たな利用シーンを生み出すことが重要である

- 浜田市全体として人口減少が進む中で、既存施設と類似する機能を整備しても施設間で利用者の取り合いになるため望ましくない。市内のスポーツ環境として、今ある屋内施設で十分需要を満たしている印象はある。子ども・若者等の新たな利用シーンを生み出せる機能であることが重要である。

#### ■ 屋内運動施設へ機能転用した場合は、施設運営へ参画意向のある事業者は多い

- スポーツ広場と屋内運動施設を一体的に運営できる事業スキームが望ましい。
- 「管理」だけでは実績・ノウハウを活かせないため、自主事業を含めた「運営」の自由度とそこに対する資金的なサポートがあることが重要である。

# 8. サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する事業者意見(利用団体)

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の運営に関する利用団体アンケート実施概要

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 調査対象 | ■ 島根県カーリング協会、石見スケートクラブ、浜田スケートクラブ、スケート教室講師 |
| 調査期間 | ■ 2023年11月20日(月)                          |
| 調査方法 | ■ ヒアリング：対面                                |

## ●サン・ビレッジ浜田アイススケート場の運営に関する利用団体実感

### 【カーリング】

#### ■ 利用者の増加に向けては、広域からの誘客や安定的な利用環境の確保が求められる

- 県内の競技人口を増やすことには限界があるため大会実施や合宿誘致により、広域から誘客できるとよい。
- 選手控室が狭いことや放送機材を設置できる設備がないことから、全国大会の開催は難しい。一方で、周辺地域の民間リンクに比べると比較的安価に利用できることから、西日本大会等の利用ニーズはある。
- カーリングの国内リーグを立ち上げる動きもあり、リーグ戦会場の1つとして、サン・ビレッジ浜田も想定される。
- 現状はフィギュアスケート等と同じリンクを使用しているため、練習利用のたびにリンクをカーリング仕様に整備する必要がある。1面だけでもカーリング専用にし、安定的に練習利用できる環境が整えば、利用者数は増えるだろう。

### 【フィギュアスケート】

#### ■ 営業日数の増加や安定的な運営、情報発信によって利用者の拡大が見込まれる

- 営業日数の増加や安定的な運営・情報発信によって、年間約10,000人に利用者を増やせるのではないかな。
- 設備更新により、条例で定められた期間を開業できるようになれば、利用者数は増えるだろう。10月や5月は湖遊館（出雲市）やひろしんビックウェーブ（広島市）が閉館しているため、広域からの利用が大幅に増えることが見込まれる。
- 10年前から「アイススケート場が閉館する」という情報が新聞等で取り上げられており、市民のなかには開館していることを知らない人もいた。設備が整って安定的に開業・運営できるようになれば、きちんと市民へ情報発信もでき、市内の利用者も増えることが期待できる。スケート教室や各種プログラム等を拡大することも考えられる。
- 利用者増に向けては、学校利用を拡大することも有効な手段の1つである。
- スケートは年齢によらず楽しめる生涯スポーツなので、子どもだけでなく、親世代等への情報発信や体験会等のプログラムを充実させることも考えられる。（湖遊館では、島根県スケート連盟が大人のスケート教室を開催し、人気がある）

9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

●市民アンケート及び利用団体・企業ヒアリング等を踏まえた施設活用類型の比較整理(まとめ)

→ 市民・若者ニーズ、関係者企業等ヒアリングによる実現性などから、詳細検討の対象として3パターン程度選択

|                 | アイススケート場<br>(単体)                                                                                                                             | アイススケート場<br>(ハイブリッド)                                                                                                                           | 体育館<br>(板張り)                                                                                                           | 屋内人工芝施設<br>(人工芝)                                                                                                                              | 新たなスポーツ等<br>空間(土間)                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民アンケート         | <ul style="list-style-type: none"><li>アイススケートへの興味が低く、利用頻度も低く、定期的な利用者は少ない。</li><li>存続についての要望度は低い。</li></ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>アイススケート場の存続を、夏季利用のハイブリッド化によって実現できないかとする自由意見が一部みられる。</li></ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>機能転用する場合の要望度としては最も高く、特に屋内スポーツへの要望度が高い。</li></ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>機能転用する場合の要望度としては2番目に高く、特にグラウンドゴルフやフットサルなどの各種スポーツへの要望度が高い。</li></ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>一定の要望はあるものの、要望度としてはそれほど高くない。</li></ul>                                            |
| 若者アンケート         | <ul style="list-style-type: none"><li>学校や地域行事等で一定の利用はあるものの、個人利用の実態は少ない。</li><li>存続については要望度が高い。</li></ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>アイススケートに限らず、複合商業機能や多目的化など、レクリエーションの選択肢の拡大を望む意見が多くみられる。</li></ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>機能転用する場合の要望度としては最も高く、特に屋内スポーツへの要望度が高い。</li></ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>機能転用する場合の要望度としては2番目に高く、特に子ども向けの活動の場への要望度が高い。</li></ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>一定の要望はあるものの、要望度としてはそれほど高くない。</li></ul>                                            |
| 民間事業者<br>ヒアリング等 | <ul style="list-style-type: none"><li>本施設の事業性はかなりシビアに捉えられ、積極的な運営意向を有する事業者は不在。</li><li>現行以上の大会利用・合宿利用による広域集客は難しく、学校利用を含む地域利用の拡大が重要。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>同左。「ハイブリッド」とした場合でもそれぞれの需要とのミスマッチが指摘され、事業性は低い。</li><li>アイススケート場から体育館へ転換する場合、毎年1千万円以上の転換コストがかかる。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>多様なスポーツ種目に対応でき、利用者層の拡大が期待できる。</li><li>類似の既存施設が周辺に立地しており、利用面での競合が懸念される。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>サッカー拠点として、スポーツ広場と一体的に活用できる。</li><li>インドアテニスにも適しており、安定した利用・収入が見込める。</li><li>費用面で板張りよりも低コストである。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>土間での利用は用途が限られる。主な用途として想定されるアーバンスポーツ(スケートボード等)の専用施設として、通年・常設で運営することは難しい。</li></ul> |
| 利用団体            | <ul style="list-style-type: none"><li>営業日数の増加や安定的な利用環境の確保により、一定の利用者増が見込まれる</li></ul>                                                         | —                                                                                                                                              | —                                                                                                                      | —                                                                                                                                             | —                                                                                                                       |
| 検討優先度           | 中                                                                                                                                            | 低                                                                                                                                              | 高                                                                                                                      | 高                                                                                                                                             | 低                                                                                                                       |

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●公共施設(スポーツ・レクリエーション施設)に求められる持続的な施設経営の視点

- 人口減少社会、成熟社会における公共施設（スポーツ・レクリエーション施設）に対する社会的要請として、持続的な「スポーツ施設経営」が強く求められている。
- サン・ビレッジ浜田アイススケート場においても、機能転用の有無に関わらず、以下のような視点・取組を推進していくことが求められ、これらの視点を加味した各種パターンの想定運営モデル（シナリオ）を整理する。

### ■BSC(バランススコアカード)※の活用による戦略立案・実行管理(例)

| 視点        | 求められる主な取組内容(例)                              |
|-----------|---------------------------------------------|
| 財務の視点     | 持続的な運営収支の確立、適切な受益者負担による利用料金収入               |
|           | 寄付・協賛、現物提供などの多角化 など                         |
| 顧客の視点     | 既存利用者のスポーツ環境の確保                             |
|           | 新たな利用シーン、利用者の獲得(若者・高齢者・障害者等)                |
|           | 利用者の受益実感の向上 など                              |
| 業務プロセスの視点 | ニーズの把握と魅力的・効果的な自主事業(サービス)の開発・提供             |
|           | 運営における民間活力・企業のマーケティングと連動した協賛手法・スポンサーシップ等の誘導 |
|           | 政策連動(効果)の拡大 など                              |
| 学習と成長の視点  | スタッフの能力開発                                   |
|           | 合理的な更新投資、維持管理・運営費用の投資 など                    |

※ BSC（バランススコアカード）…1990年代初頭に米国ハーバード・ビジネススクールのロバート・S・カプラン教授、経営コンサルタントのデビッド・P・ノートンにより開発された経営管理手法。「財務」「顧客」「業績プロセス」「成長・学習」の4つの視点で会社の業績や将来性、取組の方針などを捉え、全体をバランスさせながら経営管理をおこなう。



# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ)    ケース①:スケート場(単体)

| ケース①:スケート場(単体) 運営モデル(シナリオ) |                                                                            |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 主な対応スポーツ種目等                | カーリング(地方大会等含む)、フィギュアスケート(練習のみ)、レクリエーションとしてのアイススケート<br>半期(冬季)営業・全天候対応       |
| 主な利用形態                     | 一般利用、団体利用、大会利用(カーリング)<br>従前の利用形態・稼働状況、設備更新インパクト、広報・営業等の強化を見越して、利用形態・稼働等を想定 |
| 再整備・更新等イメージ                | 社会要請に対応すべく、環境負荷が少なくエネルギー効率の良い設備に更新<br>約15年ごとに同等の大規模設備更新投資が発生               |
| 運営イメージ                     | 直営または指定管理(料金収受代行制)<br>従前の施設使用料を基準に設定、受益者負担増(使用料の値上げ)も考えられる。                |



# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ)    ケース①:スケート場(単体)

- ケース①：スケート場（単体）の場合に想定される主要な整理項目については以下のとおり。

| ケース①:スケート場(単体) 主な整理項目 |                                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利活用シーンの広がり           | 広報・営業等の強化による利用者の増加が望まれる<br>用途が変わらず、スポーツ種目も限られるため、現状以上の利用シーンの広がりは想定しづらい                           |
| ②子ども・若者の利用増           | 広報・営業等の強化による利用者の増加が望まれる<br>スポーツ種目が限られ、期間も限定のため、利用者数、利用頻度ともに、現状からの大幅な増加は見込みづらい<br>(特に子どものアクセスが課題) |
| ③市民(大人)の利用増           | 広報・営業等の強化による利用者の増加が望まれる<br>スポーツ種目が限られ、期間も限定のため、利用者数、利用頻度ともに、現状からの大幅な増加は見込みづらい                    |
| ④交流人口の増加              | 広報・営業等の強化による利用者の増加が望まれる<br>スポーツ種目が限られ、交流人口増加は限定的、現状からの増加は見込みづらい                                  |
| ⑤施設競合・重複              | 市内・石見地方に同種施設はなく希少性は高い(県内・隣接県には存在)                                                                |
| ⑥運営事業者の関心・意欲          | 事業性を不安視する事業者が多く、積極的な運営参加意向を有する事業者は不在                                                             |



# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの事業収支シミュレーション ケース①:スケート場(単体)

- 【全体】条例通りの開業期間（10月10日から翌年5月6日まで、営業日数：180日）に変更した場合を想定
- 【整備費・単年度支出】設備メーカー等への見積及び令和4年度サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績を踏まえて試算
- 【収入】令和4年度サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績をもとに、利用団体ヒアリング結果を踏まえて試算

【整備費概算シミュレーション】

| 費目    | 内容                            | 概算金額（千円） |
|-------|-------------------------------|----------|
| 設備更新費 | ・ 冷凍機および氷上整備車の更新、付随する電気設備等の増設 | 191,000  |

【単年度支出概算シミュレーション】

| 費目    | 内容                                                              | 概算金額（千円） |
|-------|-----------------------------------------------------------------|----------|
| 光熱水費  | ・ 年1回のリンク製氷・10/10~5/6の営業（約6か月間）+基本料金12か月分、その他光熱水費（R4年度実績をもとに設定） | 19,000   |
| 修繕費   | ・ 氷上整備車のメンテナンス費、その他修繕費（R4年度実績をもとに設定）                            | 620      |
| 委託料   | ・ 設備管理・清掃・各種点検等（R4年度実績をもとに、営業日数の増加分を考慮して設定）                     | 4,600    |
| 人件費   | （R4年度実績をもとに設定）                                                  | 4,300    |
| その他支出 | ・ 旅費交通費・消耗品費・通信費等（R4年度実績をもとに、営業日数の増加分を考慮して設定）                   | 1,500    |

【収入概算シミュレーション ※開業初年度～25年目まで一定の利用者数及び利用料収入を想定】

| 項目           |         | 想定年間実績 | 内容                                       |
|--------------|---------|--------|------------------------------------------|
| 想定利用者数合計（人）  |         | 9,200  | ・ R4年度実績をもとに、設備更新、安定運営、開業期間延長等の影響を考慮して設定 |
| 施設利用料収入（千円）  | 現行料金    | 6,800  | ・ 現行と同額の単価をもとに、用途別の想定利用者数を踏まえて算定         |
|              | 現行×1.2倍 | 8,160  | ・ 現行料金の1.2倍                              |
| その他利用料収入（千円） |         | 2,600  | ・ 貸靴・道具類の利用料金収入のR4年度実績をもとに、想定利用者数を踏まえて算定 |

【ライフサイクルコスト（LCC）シミュレーション】

| 項目                 |         | 整備年度     | 開業初年度   | 5年目     | 10年目    | 15年目     | 20年目    | 25年目    | 25年間合計   |
|--------------------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|
| 整備費・大規模改修費（千円）     |         | △191,000 | —       | —       | —       | △191,000 | —       | —       | △382,000 |
| 運営収支（千円）           | 現行料金    | —        | △20,620 | △20,620 | △20,620 | △20,620  | △20,620 | △20,620 | △515,500 |
|                    | 現行×1.2倍 | —        | △19,260 | △19,260 | △19,260 | △19,260  | △19,260 | △19,260 | △481,500 |
| 当該年度合計（千円）※現行料金の場合 |         | △191,000 | △20,620 | △20,620 | △20,620 | △211,620 | △20,620 | △20,620 | △897,500 |

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ)    ケース②:体育館(板張り)

| ケース②:体育館(板張り) 運営モデル(シナリオ) |                                                                                                                                                      |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な対応スポーツ種目等               | 屋内スポーツ(バレー・バスケット・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球・パラスポーツ・アーバンスポーツ等)<br>通年営業・全天候対応                                                                             |
| 主な利用形態                    | 一般利用、団体利用、大会利用(多種目)、合宿利用(多種目)、スポーツ以外の催事等利用<br>市内同種施設の利用形態・稼働状況、事業者の運営意向等を踏まえて、利用形態・稼働等を想定                                                            |
| 再整備・更新等イメージ               | 既存のアイススケート場の不要設備を撤去して、板(フローリング)を敷設、板張りのほかにシート張りの整備例もある<br>空調、照明などの設備を設置、床(シート張り)の更新は不要                                                               |
| 運営イメージ                    | 指定管理(利用料金制) サン・ビレッジ浜田スポーツ広場と一体的に管理運営をおこなう包括指定管理<br>指定管理者による自主事業(各種目スクール、健康増進・運動実施率向上イベント、大会等誘致、合宿誘致など)<br>市内同種の施設使用料を参考に使用料を設定、受益者負担増(使用料の値上げ)も考えられる |



春日井市・落合公園体育館 HP



※写真は全てイメージ、実際とは異なる

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ)    ケース②:体育館(板張り)

- ケース②：体育館（板張り）の場合の主要な整理項目については以下のとおり。

| ケース②:体育館(板張り)    主な整理項目 |                                                                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利活用シーンの広がり             | バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球・パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、通年を通して天候に左右されず利用が可能                                  |
| ②子ども・若者の利用増             | バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、天候に左右されずスクールや大会・合宿等の開催等により大幅な利用増が見込める(特に子どものアクセスが課題) |
| ③市民(大人)の利用増             | バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により大幅な利用増が見込める               |
| ④交流人口の増加                | バレー・バスケ・バドミントン・インドアテニス・フットサル・卓球、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツ活動、大会や合宿などを通じた市外・県外からの新たな交流人口増(多年代)が期待される              |
| ⑤施設競合・重複                | 市内に同類施設あり                                                                                                   |
| ⑥運営事業者の関心・意欲            | 積極的な運営参加意向を有する事業者が存在                                                                                        |

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの事業収支シミュレーション ケース②:体育館(板張り)

- 【整備費・単年度支出】メーカー等への見積、令和4年度サン・ビレッジ浜田アイススケート場、その他市内類似施設実績を踏まえて試算
- 【収入】市内類似施設実績及び民間事業者ヒアリング結果を踏まえて試算

【整備費概算シミュレーション】

| 費目     | 内容                               | 概算金額（千円） |
|--------|----------------------------------|----------|
| 施設改修費  | ・全面 体育館フローリング張                   | 91,000   |
| 空調等設置費 | ・大容量スポットエアコン 付帯電気設備（キュービクル増設等）含む | 66,000   |

【単年度支出概算シミュレーション】

| 費目    | 内容                                             | 概算金額（千円） |
|-------|------------------------------------------------|----------|
| 光熱水費  | ・電気料金（空調）、その他光熱水費（類似施設実績より）                    | 4,600    |
| 修繕費   | （サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）                    | 120      |
| 委託料   | ・設備管理、清掃、各種点検等（サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）      | 1,500    |
| 人件費   | （サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）                    | 4,300    |
| その他支出 | ・旅費交通費、消耗品費、通信費等（サン・ビレッジ浜田アイススケート場、類似施設R4実績より） | 1,000    |

【収入概算シミュレーション ※開業初年度～25年目まで一定の利用者数及び利用料収入を想定】

| 項目           |         | 想定年間実績 | 内容                                                  |
|--------------|---------|--------|-----------------------------------------------------|
| 想定利用者数合計（人）  |         | 36,600 | ・類似施設実績及び民間事業者ヒアリング結果を踏まえて、用途別の利用頻度・人数を設定           |
| 施設利用料収入（千円）  | 想定料金    | 5,400  | ・類似施設を参考に設定した単価をもとに、用途別の想定利用者数を踏まえて算定               |
|              | 想定×1.2倍 | 6,480  | ・想定料金の1.2倍                                          |
| その他利用料収入（千円） |         | 2,900  | ・空調利用料金：類似施設を参考に設定した単価をもとに、年間利用時間の30%を空調利用すると仮定して試算 |

【ライフサイクルコスト（LCC）シミュレーション】

|                    |         | 整備年度     | 開業初年度  | 5年目    | 10年目   | 15年目    | 20年目   | 25年目   | 25年間合計   |
|--------------------|---------|----------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|----------|
| 整備費・大規模改修費（千円）     |         | △157,000 | —      | —      | —      | △66,000 | —      | —      | △223,000 |
| 運営収支（千円）           | 想定料金    | —        | △3,220 | △3,220 | △3,220 | △3,220  | △3,220 | △3,220 | △80,500  |
|                    | 想定×1.2倍 | —        | △2,140 | △2,140 | △2,140 | △2,140  | △2,140 | △2,140 | △53,500  |
| 当該年度合計（千円）※想定料金の場合 |         | △157,000 | △3,220 | △3,220 | △3,220 | △69,220 | △3,220 | △3,220 | △303,500 |



# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ) ケース③:屋内人工芝施設(人工芝)

| ケース③:屋内人工芝施設(人工芝) 運営モデル(シナリオ) |                                                                                                                                                        |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な対応スポーツ種目等                   | 幅広い人工芝スポーツ(フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ等)<br>通年・全天候対応                                                                                                |
| 主な利用形態                        | 一般利用、団体利用、大会利用(多種目)、合宿利用(多種目)、スポーツ以外の催事等利用<br>同種類似施設の利用形態・稼働状況を参考に、事業者の運営意向等を踏まえて、利用形態・稼働等を想定                                                          |
| 再整備・更新等イメージ                   | 既存のアイススケート場の不要設備を撤去して、人工芝(ショートパイル)を敷設、空調、照明などの設備を設置<br>概ね15年ごとに人工芝の張り替えが発生                                                                             |
| 運営イメージ                        | 指定管理(利用料金制) サン・ビレッジ浜田スポーツ広場と一体的に管理運営をおこなう包括指定管理<br>指定管理者による自主事業(各種目スクール、健康増進・運動実施率向上イベント、大会等誘致、合宿誘致など)<br>同種類似施設の使用料を参考に使用料を設定、受益者負担増(使用料の新たな設定)も考えられる |



※写真は全てイメージ、実際とは異なる

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの詳細整理(シナリオ) ケース③:屋内人工芝施設(人工芝)

- ケース③：屋内人工芝施設（人工芝）の場合の主要な整理項目については以下のとおり。

| ケース③:屋内人工芝施設(人工芝) 主な整理項目 |                                                                                                            |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利活用シーンの広がり              | フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ・パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、通年を通して天候に左右されず利用が可能                                  |
| ②子ども・若者の利用増              | フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、天候に左右されずスクールや大会・合宿等の開催等により大幅な利用増が見込める(特に子どものアクセスが課題) |
| ③市民(大人)の利用増              | フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツで、天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により大幅な利用増が見込める               |
| ④交流人口の増加                 | フットサル・サッカー・野球・インドアテニス・グラウンドゴルフ、パラスポーツ・アーバンスポーツ等のスポーツ活動、大会や合宿などを通じた市外・県外からの新たな交流人口増(多年代)が期待される              |
| ⑤施設競合・重複                 | 市内に屋内人工芝の公共施設はなく、独自性は高い                                                                                    |
| ⑥運営事業者の関心・意欲             | 積極的な運営参加意向を有する事業者が存在                                                                                       |

# 9. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察

## ●主要活用パターンの事業収支シミュレーション    ケース③:屋内人工芝施設(人工芝)

- 【整備費・単年度支出】 メーカー等への見積、令和4年度サン・ビレッジ浜田アイススケート場、その他市内類似施設実績を踏まえて試算
- 【収入】 市内類似施設実績及び民間事業者ヒアリング結果を踏まえて試算

### 【整備費概算シミュレーション】

| 費目     | 内容                                          | 概算金額（千円） |
|--------|---------------------------------------------|----------|
| 施設改修費  | ・全面    ノンフィルタイプ人工芝張                         | 77,000   |
| 空調等設置費 | ・大容量スポットエアコン            付帯電気設備（キュービクル増設等）含む | 66,000   |

### 【単年度支出概算シミュレーション】

| 費目    | 内容                                             | 概算金額（千円） |
|-------|------------------------------------------------|----------|
| 光熱水費  | ・電気料金（空調）、その他光熱水費（類似施設実績より）                    | 4,600    |
| 修繕費   | （サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）                    | 120      |
| 委託料   | ・設備管理、清掃、各種点検等（サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）      | 1,500    |
| 人件費   | （サン・ビレッジ浜田アイススケート場実績R4実績より）                    | 4,300    |
| その他支出 | ・旅費交通費、消耗品費、通信費等（サン・ビレッジ浜田アイススケート場、類似施設R4実績より） | 1,000    |

### 【収入概算シミュレーション    ※開業初年度～25年目まで一定の利用者数及び利用料収入を想定】

| 項目           |         | 想定年間実績 | 内容                                                  |
|--------------|---------|--------|-----------------------------------------------------|
| 想定利用者数合計（人）  |         | 36,600 | ・類似施設実績及び民間事業者ヒアリング結果を踏まえて、用途別の利用頻度・人数を設定           |
| 施設利用料収入（千円）  | 想定料金    | 5,400  | ・類似施設を参考に設定した単価をもとに、用途別の想定利用者数を踏まえて算定               |
|              | 想定×1.2倍 | 6,480  | ・想定料金の1.2倍                                          |
| その他利用料収入（千円） |         | 2,900  | ・空調利用料金：類似施設を参考に設定した単価をもとに、年間利用時間の30%を空調利用すると仮定して試算 |

### 【ライフサイクルコスト（LCC）シミュレーション】

|                    |         | 整備年度     | 開業初年度  | 5年目    | 10年目   | 15年目     | 20年目   | 25年目   | 25年間合計   |
|--------------------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|
| 整備費・大規模改修費（千円）     |         | △143,000 | —      | —      | —      | △114,300 | —      | —      | △257,300 |
| 運営収支（千円）           | 想定料金    | —        | △3,220 | △3,220 | △3,220 | △3,220   | △3,220 | △3,220 | △80,500  |
|                    | 想定×1.2倍 | —        | △2,140 | △2,140 | △2,140 | △2,140   | △2,140 | △2,140 | △53,500  |
| 当該年度合計（千円）※想定料金の場合 |         | △143,000 | △3,220 | △3,220 | △3,220 | △69,220  | △3,220 | △3,220 | △337,800 |



10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ

●主要活用パターンの総合比較整(総括表)

- 主要活用パターンの総合比較の結果は以下のとおり。

| 比較の視点                 | アイススケート場(単体)                                                           | 体育館(板張り)                                                             | 屋内人工芝施設(人工芝)                                                         |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ①利活用シーンの<br>広がりがあるか   | △<br>スポーツ種目が限られ、通年利用も非現実的で、現状以上の利用シーンの広がり<br>は想定しづらい                   | ◎<br>アリーナスポーツ種目は多く、通年を通して天候に左右されず様々な利用シーンが<br>考えられる                  | ◎<br>人工芝スポーツ種目は多く、通年を通して天候に左右されず様々な利用シーンが考<br>えられる                   |
| ②子ども・若者の利<br>用増が見込めるか | ○<br>スポーツ種目が限られ、期間も限定のため、利用者数、利用頻度ともに、現状からの<br>大幅な増加は見込みづらい(アクセスが共通課題) | ◎<br>様々なスポーツ種目で天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により<br>大幅な利用増が見込める(アクセスが共通課題) | ◎<br>様々なスポーツ種目で天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により<br>大幅な利用増が見込める(アクセスが共通課題) |
| ③市民(大人)の利<br>用増が見込めるか | △<br>スポーツ種目が限られ、期間も限定のため、利用者数、利用頻度ともに、現状からの<br>大幅な増加は見込みづらい            | ◎<br>様々なスポーツ種目で天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により<br>大幅な利用増が見込める            | ◎<br>様々なスポーツ種目で天候に左右されないスクールや大会・合宿等の開催等により<br>大幅な利用増が見込める            |
| ④交流人口の増加<br>に寄与しうるか   | △<br>スポーツ種目が限られ、交流人口増加は限定的、現状からの増加は見込みづらい                              | ○<br>施設特性を生かしたスポーツ種目による新たな交流人口増を期待                                   | ○<br>施設特性を生かしたスポーツ種目による新たな交流人口増を期待                                   |
| ⑤施設競合・重複が<br>ないか      | ◎<br>施設の希少性は高い                                                         | △<br>市内に同類施設あり                                                       | ◎<br>屋内人工芝の公共施設はない                                                   |
| ⑥運営事業者の関<br>心・意欲があるか  | △<br>事業性に不安視、積極的な運営参加意向を有する事業者は不在                                      | ◎<br>積極的な運営参加意向を有する事業者が存在                                            | ◎<br>積極的に運営参加意向を有する事業者が存在                                            |
| ⑦整備費・維持管理<br>費の多寡     | △<br>25年のライフサイクルコスト約9.0億円                                              | ○<br>25年のライフサイクルコスト約3.0億円                                            | ○<br>25年のライフサイクルコスト約3.4億円                                            |

# 10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ

## ●サン・ビレッジ浜田・アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ(総論)

### ■ サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい

屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同評価。事業化において民間活力がより発揮しやすい機能を選定することが肝要

#### 1. 公共施設の役割・機能(より多くの市民の利用、より多くの受益実感の提供)の観点

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用者数は年々減少し、直近では約5,000人(営業日数120日換算で1日あたり約40人の利用)で、多い月は約1,500人(日換算約50人)、少ない月は約700人(日換算約26人)の利用にとどまっている。浜田市民のスケート場利用は、中高生・成人ともに、数年に1度の利用が最も多く、浜田市民の利用は非常に限られている状況である。
- 市外からの利用者が多く、若年層や子育て世代をはじめとする浜田市民のための施設として有効に機能しているとは言い難い。市内中高生は、「アイススケート場を残した方がよい」と思う割合が高いが、その反面、毎年利用している割合は低く(約2割)、利用が伴っていない実態がある。浜田市民成人は、「アイススケート場は他機能に転用した方がよい」と思う割合が高い。
- 公共施設として追求すべき役割・機能(＝より多くの市民に利用され、より多くの受益実感を提供する)の観点から、市民の限定的な利用にとどまるアイススケート場として継続するよりも、一年を通してより多種目のスポーツが可能で、より多くの人に利用される可能性の高い機能に転用する方が望ましい。

#### 2. 経済効果・市財政負担・費用対効果の観点

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、カーリング大会等の開催を含め、市外からの利用比率が高いが、市外利用者数、利用頻度、市内宿泊、域内消費額などは少なく、浜田市内に及ぼす経済効果は極めて小さい状況にある。機能転用により、浜田市の集客交流施設としての機能を高め、対応可能なスポーツ種目、利用の多角化を図り、市外利用者、市内宿泊、域内消費額の増加を促すことが期待される。
- 15年間でかかる総費用(整備費＋光熱費)は、アイススケート場として改修・運営するよりも、屋内人工芝施設(体育館施設)として改修・運営する方が経済合理性が高い。年間利用者数も屋内人工芝施設(体育館施設)の方が多く見込まれ、利用者一人当たりにかかる費用・受益者負担額も安くなる。
- 経済効果・市財政負担・費用対効果のいずれの観点からも合理性の高い、機能転用をおこなうことが望ましい。

# 10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ

## ●サン・ビレッジ浜田・アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ(総論)

### 3. 拠点性・目的性の観点

- サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、開業以来、カーリングの公式大会、フィギュアスケートの練習場(公式大会は会場規定を満たしておらず不可)の拠点として、また、市民の家族・仲間内でのアイススケート(レクリエーション)の場として親しまれてきた。特に、**カーリング・フィギュアスケートの競技者・競技団体・愛好者にとって浜田市内の貴重な活動の場が失われることによる影響や喪失感などは推し量れるものではない**。限られた資源をより効果的・合理的に活用することが待ったなしの状況において機能転用という経営判断に行うにあたり、**既存利用者の県内・近隣県における活動継続・代替に対する(段階的・時限的な)フォロー・サポートなども検討されたい**。
- 機能転用により、アイススケートの拠点性・目的性に替わる(やはり機能転用して良かったと多くの市民に感じてもらえる)、**新たな拠点性・目的性を発揮していくことが求められる**。より多様なスポーツ活動やより広い利用形態の促進を通じて、**生涯スポーツの振興、健康づくりの推進、観光・交流の推進、人がつながる定住環境づくりの推進などにも寄与する拠点機能を発揮する必要がある**。
- 浜田市の商圏人口の少なさが課題となり、**レクリエーション・エンターテインメント性のあるアクティビティ(多様な活動)機能や、ニュースポーツ機能を常設することは事業性の観点から実現性は低い**。市民のスポーツ・アクティビティ(多様な活動)シーンを拡充する内発的なスポーツ振興の高まりを通じて、**交流人口促進の求心力を高め、関連ビジネスを少しずつ広げていくシナリオが重要になる**。

### 4. 施設経営の観点

- 施設の機能転用の効果を最大化するため、**民間事業者のノウハウ・創意工夫を活かした施設運営が行われることが望まれる**。施設の効率的な運営はもとより、**若者・子育て世代をはじめとする浜田市民により親しまれ、浜田市の生涯スポーツの振興、健康づくりの推進、観光・交流の推進、人がつながる定住環境づくりの推進などに寄与する自主事業を積極的に展開されることが期待される**。
- 機能転用の効果を最大化するためには、**市内関連施設と役割分担・連携をおこない、サン・ビレッジ浜田の施設利用の目的性を高め、ソフト面の充実も併せた拠点性を創造していくことが不可欠であり、サン・ビレッジ浜田スポーツ広場の利用との相乗効果も期待して、スポーツ広場と一体的な運営を担ってもらうことが期待される**。

# 10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ

## ●サン・ビレッジ浜田・アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ(総論)

機能転用の方向性(イメージ)

一年を通じて多様なスポーツ種目・レクリエーションなどに対応(全天候)するアクティブフィールド「サン・ビレッジ浜田」

浜田市内の既存スポーツ活動のより付加価値の高い活動フィールドとして  
市民の多様なコミュニティの遊び・交流のフィールドとして

指定管理者が提供するアーバンスポーツ等多様なスポーツの体験フィールドとして  
市外のスポーツ団体等の合宿、合同練習、対外試合などのフィールドとして

市民のスポーツ活動環境の向上



- ・ 全天候型・空間の広さを活かした付加価値の高い活動環境
- ・ 多種目のスポーツのスクールなどの活動環境(子ども・若者のスポーツ実施率の向上)
- ・ 地域プロスポーツの活動環境
- ・ 高齢者にとって一年を通じて身体への負荷が少ないスポーツ・アクティビティ環境など

アーバンスポーツ等多様なスポーツの体験



- ・ 管理運営者と競技団体等との企画・タイアップによるアーバンスポーツの体験プログラム
- ・ 企業等協賛によるニュースポーツのプログラム、e-スポーツ・ドローンレースなどの大会の企画・運営
- ・ 年齢・障害の有無に関わらず楽しめるユニバーサルスポーツの体験・スクール など

多様なコミュニティの活発化

- ・ スポーツ経営人材の育成
- ・ 小・中・高の大規模イベント利用
- ・ 部活動間の交流・合同練習・試合・交流利用
- ・ 子育て世代の運動・学び・交流イベント利用
- ・ 高齢者のサークル、クラブ活動間の交流・合同練習・大会等利用
- ・ 市内企業のクラブ活動・交流利用、健康経営やSDGs促進に関する利用など



人工芝施設の場合のイメージ (サンマリナーながの屋内運動場 HP)

市外からの利用・交流促進

- ・ アーバンスポーツや多種目の屋内スポーツの大会誘致によるスポーツツーリズムの拡大
- ・ 多様目・全年代のクラブ活動・部活動の合宿等の誘致によるスポーツツーリズムの拡大
- ・ 市内観光拠点、市内の宿泊・飲食・物販事業者、交通事業者等と提携したスポーツツーリズム商品の企画・販売、経済効果の拡大

サン・ビレッジ浜田の全体運営





# 10. サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能のあり方に関する考察まとめ

## ●今後の事業展開に向けて

- サン・ビレッジ浜田の拠点性・求心力を高めるコンセプト・施設経営戦略の検討
  - ・ 関連施策との連動性を高め、スポーツを核にした浜田市の新たな都市経営像を牽引する拠点コンセプト
  - ・ ターゲットを明確にした中長期的なスポーツ振興・地域関係者の発展シナリオ
  - ・ 発展シナリオを計画的に具現化・実装するための施設経営戦略
- 民間事業者対話を通じた民間活力導入可能性検討、事業要件整理と要求水準の検討
  - ・ 事業効果の最大化と、トータルコストの最適化を実現するための民間活力の活用方策  
民間資金・ノウハウを活用した整備運営手法、自主事業要件付き利用料金制指定管理、サン・ビレッジ浜田スポーツ広場との包括指定管理、サン・ビレッジ浜田と市内スポーツ施設の包括指定管理、施設運営権の設定など
  - ・ 事業の実行性・持続性を高めるための民間事業者対話、市の政策課題と連動した事業要件・要求水準
- 民間提案に基づく運営計画、モニタリングの仕組みの検討
  - ・ 市の政策課題と連動した運営計画
  - ・ ①若者・子育て世代をはじめとする、より多くの市民利用を促進し、市民受益を拡充すること、②サン・ビレッジ浜田全体での大会や合宿・研修などの主催・誘致等による市外からの来訪者を増加させること、などの要求水準・モニタリングの設定

## ●想定スケジュール※

|               | 令和6年度      | 令和7年度      | 令和8年度                        | 令和9年度              | 令和10年度             |
|---------------|------------|------------|------------------------------|--------------------|--------------------|
| 整備関連          | 改修計画等      | 基本・実施設計発注  | 工事発注(入札)<br>施工               | 施工・工事完了            |                    |
| 事業者選定・<br>運営等 | 民間事業者対話    | 指定管理方針決定   | 指定管理者公募準備                    | 指定管理者公募・指定<br>開業準備 | 開業(指定管理)<br>モニタリング |
| 議会・財政関連       | 補正予算(改修設計) | 当初予算(実施設計) | 当初予算(工事費・債<br>務負担)<br>工事契約議決 | 指定管理者議決            | 当初予算<br>(指定管理料)    |

※ 上記のスケジュールは、従来型の整備・運営（指定管理者制度活用）方式で、最短での流れを想定した場合。整備・運営に民間活力を導入する場合は、スケジュールの見直しが発生。

## 令和5年度卒業（園）式及び令和6年度入学（園）式日程

| 学校名   |        | 卒業（園）式       |       | 入学（園）式       |        |
|-------|--------|--------------|-------|--------------|--------|
|       |        | 期日           | 開始時刻  | 期日           | 開始時刻   |
| 小学校   | 原井小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時20分 | 令和6年4月9日（火）  | 10時00分 |
|       | 雲雀丘小学校 | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 |              |        |
|       | 松原小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 石見小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時00分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 美川小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 周布小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 10時00分 |
|       | 長浜小学校  | 令和6年3月19日（火） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 10時00分 |
|       | 国府小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 三階小学校  | 令和6年3月19日（火） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 雲城小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 今福小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 波佐小学校  | 令和6年3月14日（木） | 9時30分 | 令和6年4月10日（水） | 9時30分  |
|       | 旭小学校   | 令和6年3月19日（火） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 弥栄小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 三隅小学校  | 令和6年3月19日（火） | 9時15分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
|       | 岡見小学校  | 令和6年3月15日（金） | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 9時30分  |
| 中学校   | 第一中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 13時30分 |
|       | 第二中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 14時00分 |
|       | 第三中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 13時30分 |
|       | 第四中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 |              |        |
|       | 浜田東中学校 | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 | 令和6年4月9日（火）  | 14時00分 |
|       | 金城中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時00分 | 令和6年4月9日（火）  | 14時00分 |
|       | 旭中学校   | 令和6年3月9日（土）  | 9時00分 | 令和6年4月9日（火）  | 14時00分 |
|       | 弥栄中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時30分 | 令和6年4月8日（月）  | 14時00分 |
|       | 三隅中学校  | 令和6年3月9日（土）  | 9時00分 | 令和6年4月9日（火）  | 14時00分 |
| 浜田幼稚園 |        | 令和6年3月19日（火） | 9時30分 | 令和6年4月10日（水） | 10時00分 |